

平成 24 年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

平成 25 年 3 月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 福岡 典昭

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1 監査の概要 | 1 |
| 1. 監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件 | 1 |
| (1) 監査テーマ | 1 |
| (2) 監査の対象期間 | 1 |
| 3. 特定の事件として選定した理由 | 1 |
| 4. 監査の方法 | 2 |
| (1) 監査の対象 | 2 |
| (2) 監査の視点 | 2 |
| (3) 実施した監査手続 | 3 |
| 5. 監査の実施期間 | 3 |
| 6. 監査実施者 | 3 |
| 7. 利害関係 | 3 |
| 8. 略称等 | 3 |
| 第2 監査対象の概要 | 4 |
| 1. 福岡県の状況 | 4 |
| (1) 福岡県の財政状況 | 4 |
| (2) 福岡県の組織体制 | 8 |
| 2. 福岡県における財政的援助団体等との取引(主に補助金、委託料)の状況 | 10 |
| (1) 補助金等 | 10 |
| ア. 補助金等の定義 | 10 |
| イ. 補助金等の分類 | 10 |
| ウ. 補助金等交付の要件 | 11 |
| エ. 補助金等交付の手続 | 11 |
| (2) 委託料 | 13 |
| ア. 法令上の分類 | 13 |
| イ. 競争性の有無による分類 | 15 |
| ウ. 委託料支出の要件 | 16 |
| エ. 業務委託契約の手続 | 16 |
| オ. 入札及び契約の適正化に関する法律及び指針等 | 20 |
| (3) 補助金等及び委託料の状況 | 27 |
| ア. 補助金等の状況 | 27 |
| イ. 委託料の状況 | 29 |
| (4) 監査対象団体との取引状況 | 30 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 | 31 |
| 1. 監査の視点 | 31 |
| (1) 補助金等及び委託料に関する事務の適切性 | 31 |
| ア. 補助金等 | 31 |
| イ. 委託料 | 31 |
| (2) 補助金等及び委託料の目的及び規模の適合性 | 31 |
| ア. 補助金等 | 31 |
| イ. 委託料 | 31 |
| (3) 補助金等及び委託料の有効性 | 32 |
| ア. 補助金等 | 32 |
| イ. 委託料 | 32 |
| (4) 補助金等及び委託料の事務執行の効率性 | 32 |
| ア. 補助金等 | 32 |
| イ. 委託料 | 32 |
| 2. 監査の手続 | 33 |
| (1) 監査の実施に当たっての準備 | 33 |
| (2) 補助金等及び委託料に関する事務の適切性 | 33 |
| (3) 補助金等及び委託料の目的及び規模の適合性 | 33 |
| (4) 補助金等及び委託料の有効性 | 33 |
| (5) 補助金等及び委託料の事務執行の効率性 | 33 |
| (6) その他 | 34 |
| (7) 監査の実施時期、実施団体及び実施場所 | 34 |
| 3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要 | 35 |
| (1) 対象団体別の監査の結果及び意見の件数 | 35 |
| (2) 内容別の監査の結果及び意見の内容と対象 | 35 |
| 4. 各団体における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 | 38 |
| (1) 財団法人福岡県市町村振興協会 | 38 |
| (2) 財団法人福岡県国際交流センター | 50 |
| (3) 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 67 |
| (4) 財団法人福岡県環境保全公社 | 105 |
| (5) 社団法人福岡県トラック協会 | 122 |
| (6) 財団法人福岡県中小企業振興センター | 129 |
| (7) 福岡県中小企業団体中央会 | 149 |
| (8) 財団法人福岡県建設技術情報センター | 159 |
| (9) 財団法人福岡県下水道公社 | 174 |
| (10) 福岡県住宅供給公社 | 188 |
| (11) 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 210 |

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

財政的援助団体等との取引（主に補助金、委託料）について

(2) 監査の対象期間

原則として平成23年度とし、必要と認めた場合、平成24年度及び平成22年度以前の過年度についても監査対象とした。

3. 特定の事件として選定した理由

福岡県（以下「県」という。）は、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画」を平成24年3月に策定している。

また、この総合計画を着実に推進するため、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供することが不可欠であることから、県として、組織・人員体制、人づくり、政策手法、歳入・歳出など行政運営のあらゆる分野において不断の見直しを行い、行政改革を推進していくため、「福岡県行政改革大綱」を策定している。

その中で、簡素で効率的な県民視点の体制づくりが柱の一つとされており、具体的な改革事項として、職員数の適正化、組織の見直し、公社等外郭団体の見直し、公の施設の見直し、アウトソーシングの推進及びガバナンスの徹底が掲げられている。

県では、あらゆる分野において、業務における専門性、機動性及び柔軟性の確保、効果的・効率的な行政サービスの実施等の観点から、様々な団体に対し、補助金及び交付金の交付等財政的な援助並びに業務の委託を行っている。

補助の実施については、地方自治法の規定に基づき、公益上の必要性が求められるほか、限られた財源の有効活用の面から、有効性及び効率性を検証することが必要である。

業務の委託に関しては、費用対効果の検証等が求められる。

また、これら補助金や委託料等は一度制度化されると既得権化されやすい性質をもつ。しかし、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化や景気の変動に伴い、住民や企業・団体等のニーズは刻々と変化しているため、不断の見直しを行うことも必要である。

上記補助金や委託料等の重要性を考慮し、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4. 監査の方法

(1) 監査の対象

県における財政的援助団体等との取引（主に補助金、委託料）を監査対象とした。監査対象団体は、次の手順により抽出を行った。

- ① 平成 22 年度に補助金及び委託料等が支出された財政的援助団体等のうち、金額的重要性から一団体当たりの平成 22 年度の支出総額実績が 2 億円以上の団体（20 団体）を選定した。選定に当たっては、県が作成した定期監査調書を利用した。
- ② 選定した団体について、平成 23 年度における補助金及び委託料等の支出に関する資料の閲覧を行い、補助事業及び業務委託等の内容を概括的に把握するとともに、県からの支出金額、支出目的、団体における県退職者の再就職の状況等を考慮して特に重要性が高いと監査人が判断した 11 団体を監査対象団体として抽出した。

監査の対象とした財政的援助団体等は次のとおりである。

【監査対象とした財政的援助団体等】

| 番号 | 団体名 | 所管部署 |
|----|-------------------|-------------------|
| 1 | 財団法人福岡県市町村振興協会 | 企画・地域振興部 市町村支援課 |
| 2 | 財団法人福岡県国際交流センター | 新社会推進部 国際交流局交流第一課 |
| 3 | 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 福祉労働部 福祉総務課 |
| 4 | 財団法人福岡県環境保全公社 | 環境部 循環型社会推進課 |
| 5 | 社団法人福岡県トラック協会 | 商工部 商工政策課 |
| 6 | 財団法人福岡県中小企業振興センター | 商工部 中小企業経営金融課 |
| 7 | 福岡県中小企業団体中央会 | 商工部 中小企業経営金融課 |
| 8 | 財団法人福岡県建設技術情報センター | 県土整備部 企画交通課 |
| 9 | 財団法人福岡県下水道公社 | 建築都市部 下水道課 |
| 10 | 福岡県住宅供給公社 | 建築都市部 住宅計画課 |
| 11 | 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 建築都市部 住宅計画課 |

(2) 監査の視点

財政的援助団体等との取引（主に補助金、委託料）について、次の視点により監査を実施した。

- ① 補助金及び委託料等に関する財務事務が法令等に則り適正に行われているか。
- ② 補助金及び委託料等の目的及び規模は県民のニーズや県の担うべき役割等に適合しているか。
- ③ 補助金及び委託料等は目的に従い有効に活用されているか。
- ④ 補助金及び委託料等の事務執行は効率的に実施されているか。

(3) 実施した監査手続

「(2) 監査の視点」に基づき、以下の手続を実施した。

- ① 補助金及び委託料等を所管する部署から関係書類や資料の提供を受け、これらの閲覧をとおして補助金及び委託料等の状況を把握した。
- ② 補助金及び委託料等に関する事務手続について、担当者への質問及び業務委託契約書その他文書の査閲を行い、関連諸法令・規則への準拠性を確かめた。
- ③ 補助金及び委託料等について、担当者への質問及び文書の査閲を行い、目的・経緯・今後の予定を理解するとともに、経済性、有効性及び効率性の観点から問題点がないか検討した。

5. 監査の実施期間

平成 24 年 6 月 8 日から平成 25 年 3 月 29 日まで
なお、詳細は 34 ページに記載している。

6. 監査実施者

| | | | |
|---------|----|----|-------------------|
| 包括外部監査人 | 福岡 | 典昭 | 公認会計士 |
| 補助者 | 香野 | 剛 | 公認会計士 |
| 同 | 森 | 昭彦 | 公認会計士 |
| 同 | 小嶋 | 博文 | 公認会計士 |
| 同 | 川崎 | 智寛 | 公認会計士 |
| 同 | 塩塚 | 正康 | 公認会計士、行政実務経験者 |
| 同 | 鬼塚 | 智子 | 公認会計士 |
| 同 | 戸田 | 真史 | 公認会計士 |
| 同 | 松尾 | 潤一 | 特定社会保険労務士、行政実務経験者 |

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

| 略号 | 元号 | 凡例 |
|----|----|-------------|
| S | 昭和 | S62=昭和 62 年 |
| H | 平成 | H12=平成 12 年 |

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

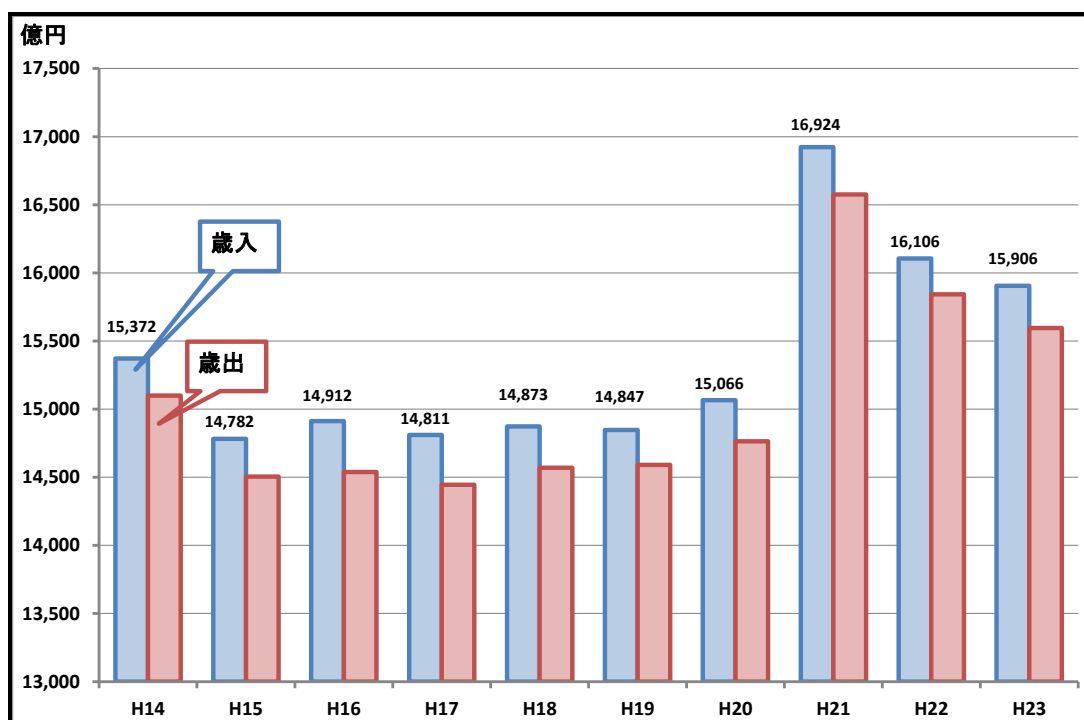
第2 監査対象の概要

1. 福岡県の状況

(1) 福岡県の財政状況

普通会計の歳入歳出規模は、平成15年度まで減少した後、約1兆5千億円規模で推移していたが、基金造成のための国からの交付金等の影響で平成21年度に大きく増加し、その後は減少している。

【福岡県 普通会計歳入歳出規模の推移】(数字は歳入決算額)



※出所「決算カード」

上記グラフのとおり、常に歳入が歳出を上回って推移しているが、地方自治体における決算収支の均衡に関する情報としては不十分である。

したがって、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支という指標の推移も把握した。なお、これらの指標については、総務省が次のとおり解説している。

【参考】

決算収支及び財政分析指標について（解説）

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な赤字・黒字要素（財政調整積立金、財政調整基金の取崩し、地方債繰上償還）を加減したもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} &= \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ &\quad + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額} \end{aligned}$$

* 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字のおかげで当該年度もかろうじて黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要がある。

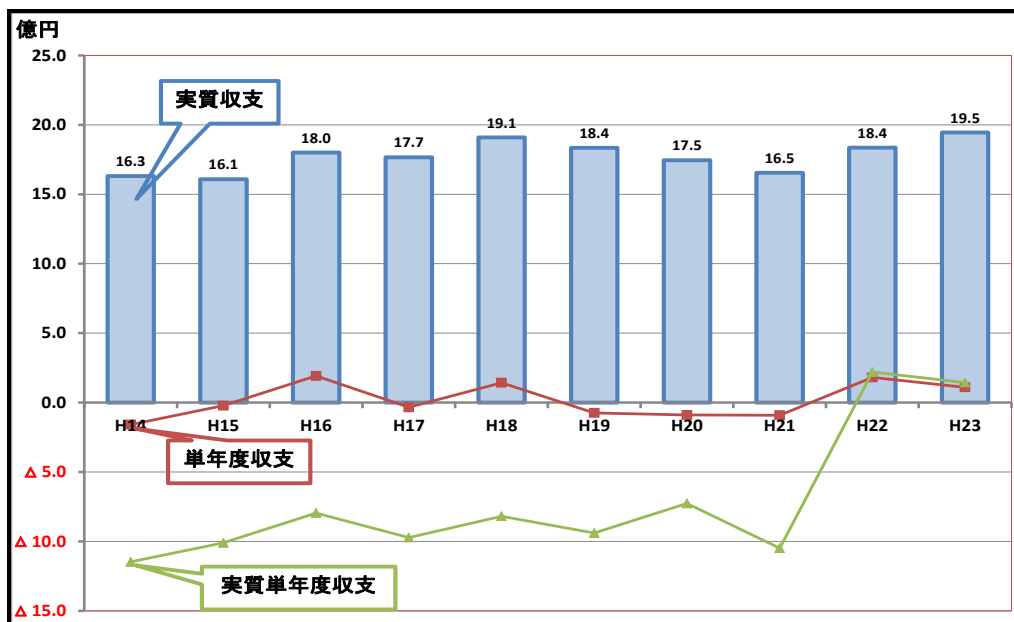
※出所「平成 22 年度地方公共団体普通会計決算の概要」総務省

県の資料によると、実質収支については、平成 23 年度まで 36 年間連続の黒字であるとのことである。しかし、上記の総務省による解説のとおり、「実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている」とある。

そこで、平成 14 年度から 10 年間分の決算をみると、単年度収支が黒字となったのは、平成 16 年度、平成 18 年度、平成 22 年度及び平成 23 年度の 4 回である。実質単年度収支については、毎年度約 10 億円の財政調整基金の取崩しが行われているため、この 10 年間で黒字となったのは平成 22 年度及び平成 23 年度のみである。

すなわち、当該年度だけの実質的な収支は平成 21 年度まで赤字状態であったことがわかる。

【福岡県 各種決算収支の推移】

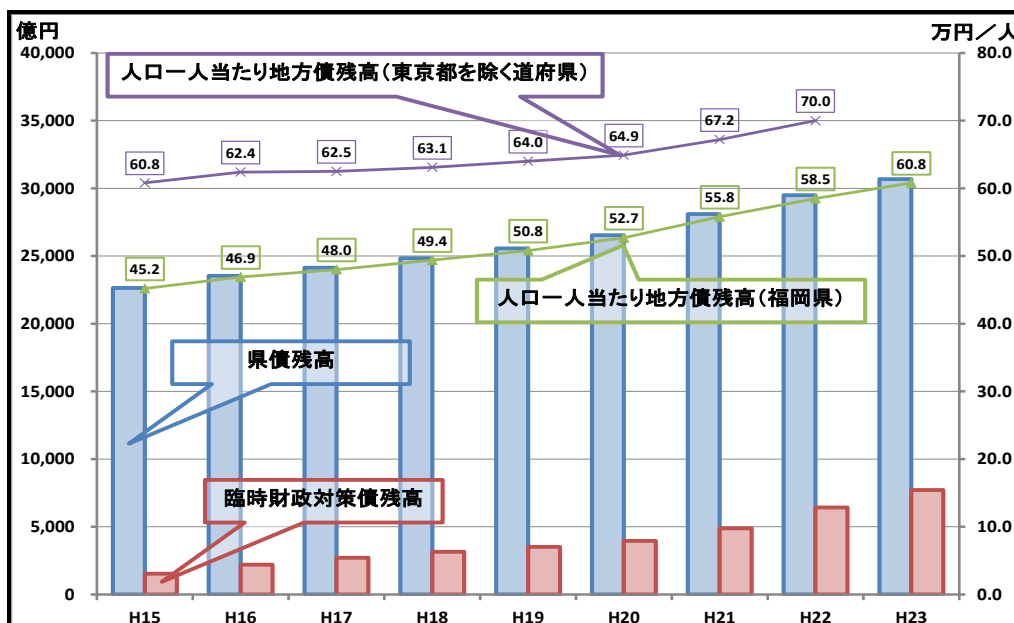


※出所「決算カード」

県の借金である県債残高は増加傾向にある。この要因は、国が、その年度に不足する地方交付税を交付する代わりに地方債を地方自治体に発行させ、その元利償還金を交付税で後年度措置するという「臨時財政対策債」の発行額が増大していることによる。

なお、福岡県の県債残高は平成 23 年度末現在で 3 兆円を超えており、人口一人当たりで見ると平成 23 年度で 60.8 万円であり、全国平均よりは少なくなっている。

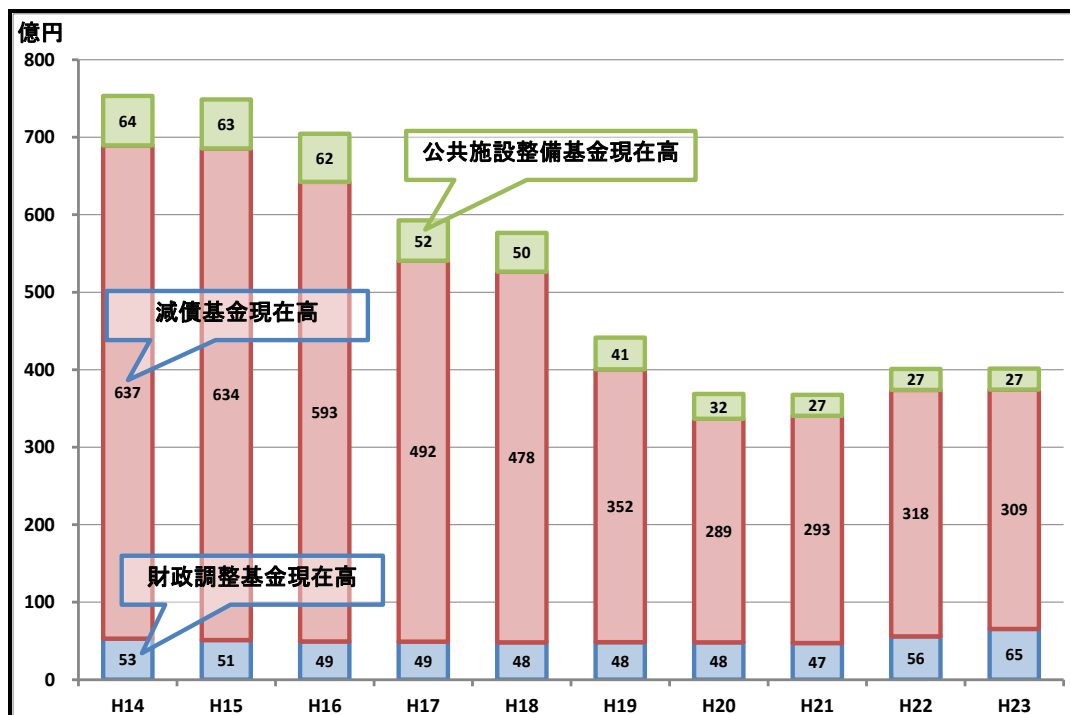
【福岡県 県債残高の推移】



※出所「県財政課資料」

財政調整のための基金の状況を見ると、財政調整基金は約 50 億円前後で推移し、公共施設整備基金は減少傾向で推移している。また、減債基金のうち満期一括償還分を除いた金額はここ数年減少傾向にあったものの平成 20 年度からは約 300 億円前後で推移している。

【福岡県 財政調整基金、公共施設整備基金及び減債基金年度末現在高の推移】



※出所「県財政課資料」

(2) 福岡県の組織体制

県の行政機構は、知事部局（10部8局89課室）、企業局（1局1課）、教育庁（3部13課室）、議会事務局、人事委員会等各種委員会事務局、警察本部がある。

知事部局の組織は次のとおりである。

【福岡県行政機構（知事部局）】

| 部 | 局 | 課室 |
|----------|----------|--|
| | | 秘書室 |
| 総務部 | | 行政経営企画課、人事課、財政課、税務課、財産活用課、県民情報広報課、総務事務センター、システム管理課 |
| | 私学学事振興局 | 学事課、私学振興課 |
| | 防災危機管理局 | 防災企画課、消防防災指導課 |
| 企画・地域振興部 | | 総合政策課、広域地域振興課、市町村支援課、情報政策課、調査統計課 |
| | 空港対策局 | 空港整備課、空港計画課 |
| 新社会推進部 | | 社会活動推進課、青少年課、県民文化スポーツ課、男女共同参画推進課、生活安全課 |
| | 国際交流局 | 交流第一課、交流第二課 |
| 保健医療介護部 | | 保健医療介護総務課、健康増進課、保健衛生課、医療指導課、薬務課、医療保険課、高齢者支援課、介護保険課 |
| 福祉労働部 | | 福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障害者福祉課、保護・援護課 |
| | 労働局 | 労働政策課、新雇用開発課、職業能力開発課 |
| | 人権・同和対策局 | 調整課 |
| 環境部 | | 環境政策課、環境保全課、循環型社会推進課、廃棄物対策課、監視指導課、自然環境課 |
| 商工部 | | 商工政策課、中小企業振興課、中小企業経営金融課、国際経済観光課、新産業・技術振興課、工業保安課、企業立地課 |
| 農林水産部 | | 農林水産政策課、農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、団体指導課、園芸振興課、水田農業振興課、経営技術支援課、畜産課、農村森林整備課、林業振興課 |
| | 水産局 | 漁業管理課、水産振興課 |
| 県土整備部 | | 県土整備総務課、企画交通課、用地課、道路維持課、道路建設課、河川課、河川開発課、港湾課、砂防課、高速道路対策室、水資源対策課 |
| 建築都市部 | | 建築都市総務課、都市計画課、建築指導課、公園街路課、下水道課、住宅計画課、県営住宅課、営繕設備課 |
| 会計管理者 | 会計管理局 | 会計課 |
| 10部 | 8局 | 89課室 |

今回、監査対象とした財政的援助団体の所管部署は、知事部局全般、教育庁教育企画部及び教育振興部であり、各部局の分掌事務は次のとおりである。

【監査において対象となった各部局の分掌事務】

| | 部局 | 分掌事務 |
|------|----------|---|
| 知事部局 | 総務部 | 職員、議会及び県の行政一般、県の歳入歳出予算、 税その他の財務、消防及び防災に関する事項 広報その他他部の主管に属しない事項 |
| | 企画・地域振興部 | 県政の総合企画、調査及び連絡調整、地域の振興、 市町村その他公共団体の行政一般、統計に関する事項 |
| | 新社会推進部 | 県民の社会活動の推進、県民文化及びスポーツ、 青少年の健全育成、男女共同参画その他の県民生活、 国際交流に関する事項 |
| | 保健医療介護部 | 保健衛生、医療保険、介護保険に関する事項 |
| | 福祉労働部 | 社会福祉、労働に関する事項 |
| | 環境部 | 環境の保全に関する事項 |
| | 商工部 | 商業及び工業、計量及び高圧ガス等の保安に関する事項 |
| | 農林水産部 | 農業、林業、水産業に関する事項 |
| | 県土整備部 | 道路及び河川、港湾その他県土整備に関する事項 |
| | 建築都市部 | 住宅及び建築、都市計画に関する事項 |
| | 会計管理者 | 会計事務に関する事項 |
| 教育庁 | 教育企画部 | 教育行政の総合的企画及び調整、公立学校の教育制度の企画、社会教育、文化の振興、教職員の定数、任免その他人事及び給与、教育委員会の所掌事務に関する争訟の総括、教育職員の免許、学校の施設及び設備に関すること |
| | 教育振興部 | 公立学校の教育課程、学習指導等、人権教育、公立学校における体育並びに公立学校における保健教育、安全教育及び給食教育、スポーツに関すること |

※出所「福岡県部制条例」「福岡県行政組織規則」「福岡県教育庁組織規則」を要約

2. 福岡県における財政的援助団体等との取引(主に補助金、委託料)の状況

(1) 補助金等

ア. 補助金等の定義

県では、次のとおり、福岡県補助金等交付規則において、補助金及び交付金、負担金、利子補給金等を「補助金等」と定義している。

【福岡県補助金等交付規則における補助金等の定義】

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金及び交付金(知事が別に定める交付金を除く。)
- 二 負担金(国に交付する負担金その他知事が別に定める負担金を除く。)
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が別に定めるもの

※出所「福岡県補助金等交付規則」

監査対象団体として抽出した11団体に対し、県は平成23年度において上記補助金等のうち補助金、交付金及び負担金を交付している。本報告書においては、監査対象団体に交付される補助金、交付金及び負担金を以下「補助金等」とする。

イ. 補助金等の分類

① 補助金

補助金とは、特定の公益上必要がある事業を育成又は助成するために無償で金銭等を補助するものである。補助金は、一般的に、事業に対する補助である事業費補助金と運営に対する補助である運営費補助金に分類することができる。

(7) 事業費補助金

団体が行う事業について、その事業に公益性があると認識し、その事業を支援するための補助金である。

事業に対する補助であるため、補助対象経費は当該事業に係る経費に限定され、事業に関連のない経費は補助対象から除かれる。

(4) 運営費補助金

特定の事業を行う団体自体に公益性があると認識し、その団体の運営を支援するための補助金である。

団体の運営自体に対する補助であるため、補助対象経費は、管理部門に属する人件費や事務費など一般管理費的な経費の全てが対象となる。

② 交付金

交付金とは、本来地方自治体が行う業務を団体あるいは組合等に行わせ、その事務処理等の対価として交付する経費である。補助金と交付金の違いは、補助金の場合、本来的な事務、事業の実施主体は交付先にあるのに対して、交付金の場合には地方自治体にある点である。

③ 負担金

負担金とは、特定の事業から地方公共団体が何らかの利益を受けるときに、費用の一部を負担するものである。

ウ. 補助金等交付の要件

地方自治法第 232 条の 2 によると「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあり、県は公益性を有する場合のみ補助金等を交付できると考えられる。

したがって、県が補助金等を交付するうえでは公益上の必要性を根本的な判断基準とすべきである。

エ. 補助金等交付の手続

県には補助金等を網羅的に把握する部署はなく、各所管部署がそれぞれの補助金等の交付業務を行っている。

県における補助金等の基本的な取扱いの規則としては、「福岡県補助金等交付規則」（以下「交付規則」という。）がある。交付規則には補助金等の手続に関する事項が定められており、補助金等交付の流れ及び交付規則の関連規定は次のとおりである。

交付規則は基本的な取扱いにとどまるため、各所管部署において補助金等交付要綱を作成し、対象事業や対象経費の範囲などより詳細な内容を定め、これに基づき補助金等の交付手続を行っている。

【補助金等交付の流れ】

| 県の手続 | 書類 | 交付規則関連規定 |
|--------------|------------|----------|
| 交付申請の受付 ↓ | 補助金等交付申請書 | 第 3 条 |
| 交付決定 ↓ | 補助金等交付決定書 | 第 4 条 |
| 実績報告の受付 ↓ | 補助事業等実績報告書 | 第 13 条 |
| 補助金等の額の確定 | 補助金等額確定通知書 | 第 14 条 |

【交付規則における補助金等の交付に関する関連規定の抜粋】

| 関連する条項 | | 規定されている内容 |
|--------|------|--|
| 第 3 条 | 交付申請 | 補助金等の交付の申請者は、補助事業等の目的及び内容、交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎等を記載した申請書を、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。 |
| 第 4 条 | 交付決定 | 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定をするものとする。 |
| 第 13 条 | 実績報告 | 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書を知事に報告しなければならない。 |
| 第 14 条 | 額の確定 | 知事は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。 |

※出所「福岡県補助金等交付規則」から抜粋

また、交付規則が適用されないものとして、交付規則第 2 条第 1 項に基づき「福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定」（以下「除外交付金等指定」という。）を定めている。

この除外交付金等指定には、「県又は県の機関が構成の一員である協議会又は機関等に対する負担金」「県の財産又は営造物に関する工事の負担金又は用水負担金」「市町村振興宝くじ収益金交付金」等が定められており、交付規則は適用されないこととされている。

(2) 委託料

ア. 法令上の分類

法令上の分類として、地方自治法第 234 条第 1 項に「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法」が規定されている。これらの契約方法では契約の相手方の決定方法が異なる。また、同条第 2 項により「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されているとおり、一般競争入札が原則となっている。

分類ごとの概要は次のとおりである。ただし、事例が少ないせり売りについては省略している。

① 一般競争入札

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引して入札による競争を行わせ、その入札者のうち、県にもっとも有利な条件をもって入札した者を相手方として、契約する方法をいう。

一般競争入札の利点は、入札者にとって契約機会が均等に与えられること、手続が可視化されること、合意に係る金額の適正さが確保されやすいこと等が挙げられる。

② 指名競争入札

指名競争入札とは、県が資力、信用その他について適切と認める複数の者を選択し、それらの者を入札の方法によって競争を行わせ、その入札者のうちから、県にもっとも有利な条件をもって入札した者を相手方として契約する方法をいう。

③ 随意契約

随意契約とは、県が競争入札の方法によらないで、任意に特定の相手を選択して、その者を相手方として契約する方法である。

このため、随意契約によると、次のような問題点がある。特に、特命随意契約によれば県が一者のみを選定することから、これらの問題点は強調されることとなる。

・競争性

同内容の業務を実施可能な他の事業者がいる場合は、当該他の事業者を排除することになり、適切な競争が促されない。

・公平性

競争が排除され県と事業者が相対で契約するため、特定の事業者に不当に利益がもたらされる可能性がある。

・透明性

随意契約は県の任意によって事業者の選定がなされるため、事業者選定プロセスが県民にとって不明瞭である。

したがって、随意契約を行う場合はその可否について慎重に検討を行う必要があり、法令等により随意契約を適用できる条件が定められている。

(7) 随意契約を適用できる条件

随意契約を適用できる条件は地方自治法施行令に規定されており、その内容は次のとおりである。この規定は限定列举であることから、該当しない場合、随意契約は認められない。

【随意契約を適用できる条件】

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3)～(4) <省略>
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

※出所「地方自治法施行令」

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」について、県では「福岡県財務規則運用要綱」にて、次のように例示している。

【性質又は目的が競争入札に適しないものの例示】

第163条関係 随意契約及び見積書について

- 1 随意契約によることができる場合は、令167条の2第1項各号に掲げる場合に該当するときに限ることとされているが、第2号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する事例は概ね次のとおりであること。
- (1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- (2) 特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより、物品の買入れ先が特定されているとき、又は特殊の技術を必要とするとき。
- (3) 試験のため工作物及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- (4) 県の行為を秘密にする必要があるとき。
- (5) 運送又は保管をさせるとき。
- (6) 学校、試験場その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- (7) 条例又は議会の議決により財産を譲与又は無償貸付をすることができる者に、当該財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- (8)～(20) <省略>

出所「福岡県財務規則運用要綱」

(イ) 相見積りについて

県は、随意契約を行う場合は「なるべく2人以上の者から」見積りを徴することを福岡県財務規則第163条第1項に規定している。これは相見積りには不適正な価格による契約を防止できる等の利点があるためと考えられる。

【見積り徴取に関する規定】

第163条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(建設工事に係るものにあつては様式第132号その1により、物品購入及び賃借に係るものにあつては原則として様式第132号その2及びその3によるものとする。)を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるものの購入及びその他の契約で目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、これを徴さないことができる。

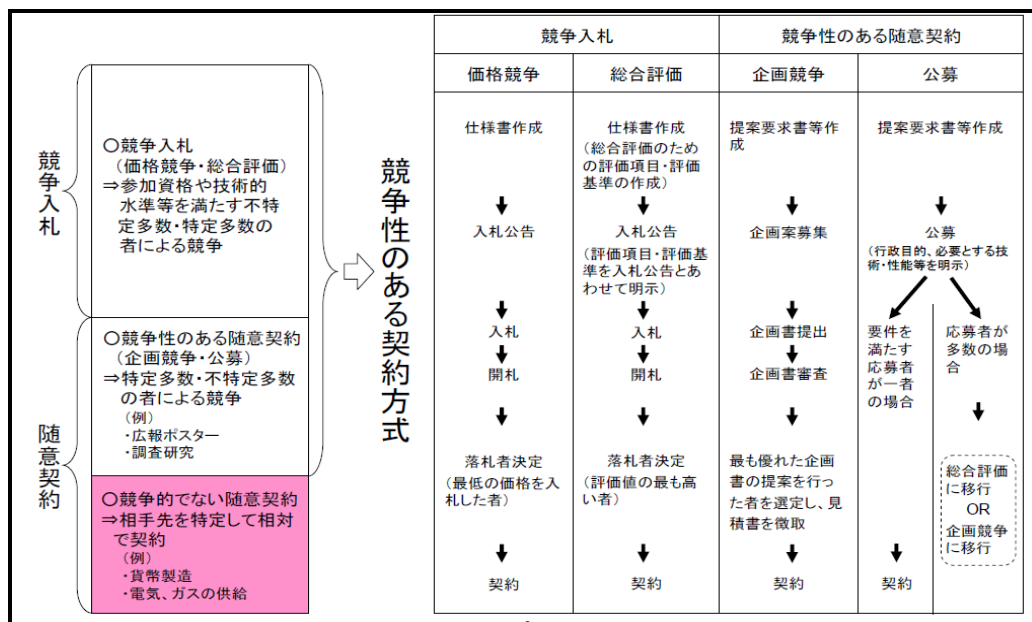
- (1) 法第238条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げるもの
- (2) 新聞その他の定期刊行物
- (3) 例規等の追録
- (4) 価格、送料等が表示されている書籍類
- (5) 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なる物品
- (6) 既にされた単価契約に基づいて購入する物品
- (7) 取引の実例価格等を考慮して、価格が適正と認められる1件の購入代金が10万円以下の需用品及び原材料品並びに1件の契約金額が10万円以下の役務費及び使用料及び賃借料

※出所「福岡県財務規則」

イ. 競争性の有無による分類

上記の法令上の分類とは別に、契約の決定方法を競争性の有無という観点から分類できる。すなわち、県が任意に契約の相手方を選択できる随意契約についても「企画競争」や「公募」といった方式を導入することにより競争性を確保することができる。

【競争性のある契約方式の概要】



※出所「公益法人等との随意契約の適正化について」内閣官房ホームページ

ウ. 委託料支出の要件

県は、県の事務又は事業を他の団体等に業務委託する場合の対価として委託料を支出する。このため、業務委託は支払った委託料に見合う成果が得られることが必要であると考えられる。

したがって、県が委託料を支出する場合は、見合う成果が得られているかという対価性を根本的な判断基準とすべきである。

エ. 業務委託契約の手続

県における業務委託の契約に関する規則としては、「福岡県財務規則」（以下「財務規則」という。）がある。財務規則における法令上の分類ごとの契約の流れ及び財務規則の関連規定は次のとおりである。

【一般競争入札における契約の流れ】

| 県の手続 | 書類 | 財務規則関連規定 |
|-------------------------------------|----------|-----------------------------|
| 入札の公告 ↓ | 入札説明書 | 第 148 条・第 149 条 |
| 入札参加申請 ↓ | 入札参加申請書等 | |
| 質問の受付・ 入札参加資格審査・ 予定価格の決定 ↓ | 予定価格調書 | 第 143 条、第 151 条～ 第 153 条 |
| 入札の実施 ↓ | 入札書 | 第 154 条 |
| 落札者の決定 ↓ | | |
| 落札者への通知 ↓ | 落札者決定通知書 | 第 158 条 |
| 契約 | 契約書 | 第 159 条 |

【指名競争入札における契約の流れ】

| 県の手続 | 書類 | 財務規則関連規定 |
|--------------|----------|-----------------------------------|
| 指名通知 ↓ | 指名通知書 | 第 160 条 |
| 予定価格の決定 ↓ | 予定価格調書 | 第 151 条～第 153 条 (第 162 条により準用) |
| 入札の実施 ↓ | 入札書 | 第 154 条 (第 162 条により準用) |
| 落札者の決定 ↓ | | |
| 落札者への通知 ↓ | 落札者決定通知書 | 第 158 条 (第 162 条により準用) |
| 契約 | 契約書 | 第 159 条 (第 162 条により準用) |

【随意契約における契約の流れ】

| 県の手続 | 書類 | 財務規則関連規定 |
|---------------|--------|-----------------------------------|
| 予定価格の決定 ↓ | 予定価格調書 | 第 151 条・第 152 条 (第 164 条により準用) |
| 見積書の取得 ↓ | 見積書 | 第 163 条 |
| 契約相手先の決定 ↓ | | |
| 契約 | 契約書 | 第 159 条 (第 164 条により準用) |

【財務規則における業務委託契約に関する関連規定の抜粋】

| 関連する条項 | | 規定されている内容 |
|---------|-----------------|--|
| 第 143 条 | 一般競争入札参加者の資格審査等 | 知事又は契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。 |
| 第 148 条 | 入札の公告期間 | 契約担当者は、一般競争入札の方法により競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して 10 日前までに、県公報等に掲載し、又は掲示その他の方法により、公告しなければならない。建設工事に係る入札の公告の期間は、建設業法施行令第 6 条に規定する見積期間によらなければならない。 |
| 第 149 条 | 公告の事項 | 前条の公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。 (1) 一般競争入札に付する事項 (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (3) 契約条項を示す場所 (4) 入札及び開札の場所並びに日時 (5) 入札保証金に関する事項 (6) 無効入札に関する事項 (7) その他必要と認める事項 |
| 第 151 条 | 予定価格 | 契約担当者は、その入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その価格(以下「予定価格」という。)を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かななければならない。 |
| 第 152 条 | 予定価格の決定方法 | 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。 |
| 第 153 条 | 最低制限価格の設定 | 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設けようとするときは、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費の割合その他の条件を考慮し、予定価格に 100 分の 70 から 100 分の 90 までの割合を乗じて得た額の範囲内において適正に定めなければならない。 |
| 第 154 条 | 入札書 | 入札は、入札書に必要事項を記載し、封書にして行わなければならない。ただし、契約担当者が封書による必要がないと認めるときは、この限りでない。 |
| 第 158 条 | 落札通知 | 契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちに、入札者に対し、落札決定の通知をするとともに、落札者に対し、契約締結についての必要事項を通知しなければならない。 |

| 関連する条項 | | 規定されている内容 |
|---------|---------|---|
| 第 159 条 | 契約締結の時期 | 契約担当者は、落札者が決定したときは、前条に規定する通知の日から原則として 7 日以内に、落札者と契約書を取り交わさなければならない。 |
| 第 160 条 | 入札者の指名 | 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、入札に参加する者なるべく 5 人以上指名しなければならない。指名するときは、次の各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。 一 指名競争入札に付する事項 二 契約条項を示す場所 三 入札及び開札の場所並びに日時 四 入札保証金に関する事項 五 無効入札に関する事項 六 その他必要と認める事項 |
| 第 162 条 | 準用規定 | 第 143 条、第 147 条及び第 151 条から第 159 条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。 |
| 第 163 条 | 見積書 | 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるものの購入及びその他の契約で目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、これを徴さないことができる。 一 法第 238 条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げるもの 二 新聞その他の定期刊行物 三 例規等の追録 四 価格、送料等が表示されている書籍類 五 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なる物品 六 既にされた単価契約に基づいて購入する物品 七 取引の実例価格等を考慮して、価格が適正と認められる 1 件の購入代金が 10 万円以下の需用品及び原材料品並びに 1 件の契約金額が 10 万円以下の役務費及び使用料及び賃借料 |
| 第 164 条 | 準用規定 | 第 151 条、第 152 条、第 158 条及び第 159 条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、第 163 条第 1 項ただし書及び第 2 項に該当する場合において、第 151 条及び第 152 条の規定は、準用しない。 |

※出所「福岡県財務規則」から抜粋

オ. 入札及び契約の適正化に関する法律及び指針等

委託料の執行に直接適用されるものではないが、公共工事の入札及び契約の適正化に関しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）」が制定され、これに基づく指針（以下「適正化指針」という。）が策定されている。

地方自治体に対しては、総務省及び国土交通省から、入札契約適正化法及び適正化指針に基づいた通知が出されている。

【入札契約適正化法（抜粋）】

（目的）

第1条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 <省略>

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第2条第2項に規定する建設業をいう。

4 <省略>

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第8条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第9条 前2条の規定は、地方公共団体が、前2条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(適正化指針の策定等)

第15条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

- 2 適正化指針には、第3条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報（各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第4条及び第5条、地方公共団体の長による措置にあっては第7条及び第8条に規定するものを除く。）の公表に関すること。
 - 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。
 - 三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。
 - 四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。
 - 五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。
- 3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第16条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

- 第17条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。
- 2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。
 - 3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前2項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

- 第18条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。
- 2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

※出所「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

【適正化指針】(H23.8.9閣議決定)(下線は監査人が追加)

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下「適正化指針」という。)を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等(以下「特殊法人等」という。)は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事を発注する近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「令」という。)第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。

第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかねない。

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者(建設業を営む者を含む。以下同じ。)であって、公共工事に係る不正行為の防止に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図っていくことが不可欠である。適正化指針は、こうした考え方の下に、法第15条第1項の規定に基づき、各省各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるものである。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を確保すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた調達に公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組むことが不可欠である。

法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者間の公正な競争の促進、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④契約された公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第15条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（口に掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ～ワ <省略>

特に、ハに掲げる低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。

ロに掲げる予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

また、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

<省略>

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための手続であり、各省各庁の長等は、公正な競争環境のもとで、良質な社会資本の整備が効率的に行われるよう、工事の特性、規模等を踏まえた適切な入札及び契約の方法の選択と、必要な条件整備を行うものとする。

①一般競争入札の適切な活用

一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴を有している。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有しているが、一方で、不良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあること、個別の入札における競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと等の問題があり、このため、これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を対象に行われてきたところである。各省各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等によりできる限り速やかに一般競争入札の適切な活用を図るものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者の選定、入札及び契約や監督に係る事務の簡素化等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談話を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要である。各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の特性に応じた適切な活用を図るものとする。

その際には、評価基準や実施要領の整備、総合評価の結果の公表及び具体的な評価内容の通知を行うほか、落札者決定基準等について、小規模な市町村等においては都道府県が委嘱した第三者の共同活用も図りつつ、効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講ずるものとする。また、受注者の選定を段階的に行い、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

総合評価の評価項目としては、当該工事の施工計画や当該工事に係る技術提案等の評価項目のほか、過去の同種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及び経験、災害時の迅速な対応等の地域及び工事の特性に応じた評価項目など、当該工事の施工に係るものであって評価項目として採用することが合理的なものについて、必要に応じて設定することとする。

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト削減等を図ることが可能な場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方法等の技術提案を受け付ける入札時 V E（バリュー・エンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける契約後 V E 方式、入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約の方式の活用を努めるものとする。

③地域維持型契約方式

<省略>

④一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

<省略>

2) 入札ボンドの活用その他の条件整備

<省略>

⑤共同企業体について

<省略>

⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドによる役務的保証措置を適切に選択するものとする。

公共工事の入札に際しては、一般に、入札金額のみを提出することとしているが、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるよう努めるものとする。なお、談合の疑いがある場合等においては、原則として、入札金額の内訳の提出を求めるものとする。

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算の徹底に努めるとともに、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

(2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

<省略>

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

<省略>

4 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

<省略>

5 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

<省略>

第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

法第15条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならないものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことにかんがみ、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。

一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、できる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であり、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取組の差異が残ることはあっても、全体としては着実に適正化指針に従った措置が講じられる必要がある。

2 業務執行体制の整備

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要である。このため、各省各庁の長等においては、入札及び契約の手續の簡素化・合理化に努めるとともに、必要に応じ、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用・拡大等によって業務執行体制の見直し、充実等を行う必要がある。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足していることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるようにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このため、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組むとともに、公団、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的に進める必要がある。また、国及び都道府県は、このような市町村等の取り組みが進むよう協力・支援を積極的に行うよう努めるものとする。

※出所「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

(3) 補助金等及び委託料の状況

ア. 補助金等の状況

① 交付目的別（会計及び款別）補助金等の状況

企業会計を除く県の一般会計及び特別会計における補助金等の金額は次のとおりである。

平成 23 年度の補助金等の金額は 4,255 億円で総支出済額（20,322 億円）の 20.9% となっている。款別にみると、保健費が 1,767 億円（41.5%）と最も多くなっている。これは、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度における県費負担金等が多額であるためである。

次いで、生活労働費が 697 億円（16.4%）、諸支出金が 694 億円（16.3%）と多い。

生活労働費は、障害者自立支援給付費負担金、児童手当県費負担金のほか、緊急経済対策に伴い創設された緊急雇用創出事業等各種基金の事業に係る補助金等が多額となっているものである。また、諸支出金は県税として徴収した税金の市町村に対する各種交付金が多額となっている。

【交付目的（会計及び款別）補助金等の状況】

（単位：億円）

| 会計区分 | 款（目的） | 補助金等 | 構成割合 |
|------|--------|-------|--------|
| 一般会計 | | 4,251 | 99.9% |
| | 議会費 | 5 | 0.1% |
| | 総務費 | 137 | 3.2% |
| | 保健費 | 1,767 | 41.5% |
| | 環境費 | 8 | 0.2% |
| | 生活労働費 | 697 | 16.4% |
| | 農林水産業費 | 212 | 5.0% |
| | 商工費 | 84 | 2.0% |
| | 県土整備費 | 170 | 4.0% |
| | 警察費 | 2 | 0.0% |
| | 教育費 | 471 | 11.1% |
| | 災害復旧費 | 4 | 0.1% |
| | 公債費 | — | — |
| | 諸支出金 | 694 | 16.3% |
| | 予備費 | — | — |
| 特別会計 | | 4 | 0.1% |
| 合計 | | 4,255 | 100.0% |

※出所「平成 23 年度歳入歳出決算事項別明細書」をもとに作成

【補助金等額の上位一覧】

(単位：億円)

| 順位 | 補助金等名称 | 交付先 | 決算額 | 部名 | 課室等名 |
|----|----------------------------|----------------|-----|---------|---------|
| 1 | 地方消費税交付金 | 市町村 | 498 | 総務部 | 税務課 |
| 2 | 後期高齢者医療給付費負担金 | 福岡県後期高齢者医療広域連合 | 489 | 保健医療介護部 | 医療保険課 |
| 3 | 介護給付費負担金 | 市町村等 | 463 | 保健医療介護部 | 介護保険課 |
| 4 | 私立学校経常費補助金 | 学校法人等 | 314 | 総務部 | 私学学事振興局 |
| 5 | 国民健康保険調整交付金 | 市町村 | 211 | 保健医療介護部 | 医療保険課 |
| 6 | 保険基盤安定負担金 (国民健康保険) | 市町村 | 135 | 保健医療介護部 | 医療保険課 |
| 7 | 障害者自立支援給付費負担金 | 市町村 | 133 | 福祉労働部 | 障害者福祉課 |
| 8 | 児童手当県費負担金 | 市町村 | 115 | 福祉労働部 | 児童家庭課 |
| 9 | 軽油引取税交付金 | 政令市(2市) | 114 | 総務部 | 税務課 |
| 10 | 保険基盤安定制度負担金 (後期高齢者医療制度) | 市町村 | 78 | 保健医療介護部 | 医療保険課 |

注：上記補助金等には国直轄事業負担金等を含まない。

※出所「定期監査調書」

② 交付先区分別補助金等の状況(知事部局(秘書室及び会計課を除く)の本庁分のみ)

交付先区別にみると、次のとおり、市町村等地方公共団体に対する補助金等が全体の4分の3以上となっている。これは、前述の各種保険制度及び福祉制度に対する県費負担金や県税に係る交付金が多額となっているためである。

今回監査対象とした11団体に対する補助金等は35億円となっている。

【交付先区分別補助金等の状況】

(単位：億円)

| | 市町村等地方公共団体 | 監査対象団体 | その他団体等 | 計 |
|-------|------------|--------|--------|--------|
| 補助金等額 | 3,050 | 35 | 881 | 3,965 |
| 構成割合 | 76.9% | 0.9% | 22.2% | 100.0% |

注：上記補助金等には国直轄事業負担金等を含まない。

市町村等地方公共団体には、市町村、一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人、県(公営企業会計を含む)を含む。

※出所「定期監査調書」をもとに作成

イ. 委託料の状況

① 目的別（会計及び款別）委託料の状況

企業会計を除く県の一般会計及び特別会計における委託料金額は次のとおりである。

平成 23 年度の委託料総額は 534 億円で総支出済額（20,322 億円）の 2.6%となっている。款別にみると、県土整備費が 166 億円（31.2%）と最も多くなっている。これは、公共事業に係る設計積算等の業務委託料が主なものである。

次いで、生活労働費が 74 億円（13.8%）、流域下水道事業特別会計が 70 億円（13.2%）と多い。生活労働費は、職業訓練に関する業務委託料並びに文化施設及び福祉施設等に関する業務委託料が主なものである。また、流域下水道事業特別会計は、流域下水道施設の維持管理に関する業務委託料が主なものとなっている。

【目的（会計及び款別）委託料の状況】

（単位：億円）

| 会計区分 | 款（目的） | 委託料額 | 構成割合 |
|------|-----------------------|------|--------|
| 一般会計 | | 431 | 80.7% |
| | 議会費 | 1 | 0.1% |
| | 総務費 | 39 | 7.3% |
| | 保健費 | 21 | 3.9% |
| | 環境費 | 13 | 2.4% |
| | 生活労働費 | 74 | 13.8% |
| | 農林水産業費 | 36 | 6.7% |
| | 商工費 | 13 | 2.4% |
| | 県土整備費 | 166 | 31.2% |
| | 警察費 | 33 | 6.1% |
| | 教育費 | 37 | 7.0% |
| | 災害復旧費 | 0 | 0.0% |
| | 公債費 | 0 | 0.0% |
| | 諸支出金 | — | — |
| | 予備費 | — | — |
| 特別会計 | | 103 | 19.3% |
| | 財政調整基金特別会計 | — | — |
| | 公債管理特別会計 | — | — |
| | 市町村振興基金特別会計 | — | — |
| | 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 | 0 | 0.0% |
| | 災害救助基金特別会計 | — | — |
| | 就農支援資金貸付事業特別会計 | 0 | 0.0% |
| | 県有林造成事業特別会計 | 0 | 0.0% |
| | 林業改善資金助成事業特別会計 | 0 | 0.0% |
| | 沿岸漁業改善資金助成事業特別会計 | 0 | 0.0% |
| | 小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計 | 0 | 0.0% |
| | 公共用地先行取得事業特別会計 | — | — |
| | 河川開発事業特別会計 | 8 | 1.5% |
| | 県営埠頭施設整備運営事業特別会計 | 0 | 0.1% |
| | 流域下水道事業特別会計 | 70 | 13.2% |
| | 合計 | 534 | 100.0% |

※出所「平成 23 年度歳入歳出決算事項別明細書」をもとに作成

② 契約種別委託の状況（知事部局（秘書室及び会計課を除く）の本庁分のみ）

定期監査調書にて把握できる契約種別委託の状況は、次のとおりである。

件数、金額とも随意契約が全体の約9割を占めており、指名競争入札及び一般競争入札は合わせて約1割程度となっている。

なお、今回監査対象とした11団体に対する委託料は全て随意契約である。

【契約種別委託の状況（件数）】

（単位：件）

| | 随意契約 | 指名競争入札 | 一般競争入札 | 件数計 |
|------|-------|--------|--------|--------|
| 委託件数 | 1,395 | 142 | 37 | 1,574 |
| 構成割合 | 88.6% | 9.0% | 2.4% | 100.0% |

※出所「定期監査調書」をもとに作成

【契約種別委託の状況（金額）】

（単位：億円）

| | 随意契約 | 指名競争入札 | 一般競争入札 | 金額計 |
|------|-------|--------|--------|--------|
| 委託金額 | 241 | 12 | 11 | 264 |
| 構成割合 | 91.2% | 4.6% | 4.2% | 100.0% |

※出所「定期監査調書」をもとに作成

（4）監査対象団体との取引状況

監査対象団体との取引状況は次のとおりである。

【平成23年度取引金額】

（単位：千円）

| No | 監査対象団体 | H23年度 県補助金等額 | H23年度 県委託料金額 |
|----|-------------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 財団法人福岡県市町村振興協会 | 1,706,928 | — |
| 2 | 財団法人福岡県国際交流センター | 175,795 | 5,579 |
| 3 | 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 245,194 | 252,821 |
| 4 | 財団法人福岡県環境保全公社 | 795 | 224,243 |
| 5 | 社団法人福岡県トラック協会 | 745,392 | — |
| 6 | 財団法人福岡県中小企業振興センター | 265,135 | 297,070 |
| 7 | 福岡県中小企業団体中央会 | 211,545 | 5,983 |
| 8 | 財団法人福岡県建設技術情報センター | — | 826,392 |
| 9 | 財団法人福岡県下水道公社 | — | 6,711,851 |
| 10 | 福岡県住宅供給公社 | 54,188 | 2,624,278 |
| 11 | 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 59,281 | 444,215 |
| | 合計 | 3,464,253 | 11,392,432 |

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点

「第1 監査の概要 4. 監査の方法 (2) 監査の視点」に記載した4つの監査要点について、以下のとおり監査を実施した。

(1) 補助金等及び委託料に関する事務の適切性

補助金、交付金及び負担金（以下「補助金等」という。）並びに委託料に関する事務が適切に実施されているかについて次の視点から監査を実施した。

ア. 補助金等

- ・補助金等交付要綱は適切な内容で制定されているか。
- ・補助金等に関する手続は規則・要綱等の定めるところに沿って行われているか。

イ. 委託料

- ・委託契約の決裁について、内部牽制が機能するように適切な決裁ルールを確立しているか。
- ・随意契約の理由などの必要な公開情報を適切に公表しているか。
- ・再委託について、契約で求めている再委託の承諾手続を適切に行っているか。
- ・委託契約について、意図的に分割するような契約を行っていないか。

(2) 補助金等及び委託料の目的及び規模の適合性

補助金等及び委託料の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて次の視点から監査を実施した。

ア. 補助金等

- ・補助金等の支出の目的は県の政策・施策に合致しているか。
- ・支出目的が環境の変化に対応したものとなっているか。
- ・補助対象者側に財政面からの必要性が認められるか。
- ・補助対象者側の緊急性や必要性に応じて交付優先順位を決定しているか。

イ. 委託料

- ・県直営業務や外郭団体への委託について、民間委託よりさらなるコスト削減の取組を行っているか。
- ・委託契約の業者選定に当たって、適切に競争性を確保しているか。
- ・外郭団体等への委託業務において、例外的に実施される再委託の競争性を確保しているか。

(3) 補助金等及び委託料の有効性

補助金等及び委託料が有効に活用されているかについて次の視点から監査を実施した。

ア. 補助金等

- ・事前の目標、指標は設定されているか。
- ・事後の効果測定は実施されているか。
- ・効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。
- ・補助事業の実績やその効果等について情報公開が適切に実施されているか。

イ. 委託料

- ・事前の目標、指標は設定されているか。
- ・事後の効果測定は実施されているか。
- ・効果の検証を踏まえ改善等がなされているか。

(4) 補助金等及び委託料の事務執行の効率性

補助金等及び委託料の事務執行が効率的に実施されているかについて次の視点から監査を実施した。

ア. 補助金等

- ・補助金等の経済効率性に問題はないか。
- ・黒字団体であるにもかかわらず、運営費補助を受給している団体はないか。

イ. 委託料

- ・委託料の予定価格の積算方法は適切に実施されているか。
- ・委託先の決定方法が随意契約である場合の根拠は妥当であるか。

2. 監査の手続

「1. 監査の視点」を踏まえ、以下のとおり監査を実施した。

(1) 監査の実施に当たっての準備

各所管部署から監査対象団体に関する下記資料を入手し、団体の概況を把握した。

- ・ 平成19年度から平成23年度までの事業報告、財務諸表
- ・ 平成23年度末時点の組織図及び部署別役職員数がわかる資料 など

(2) 補助金等及び委託料に関する事務の適切性

監査対象とした補助金等及び委託料に関する事務が適切に実施されているかについて、各所管部署から下記資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

- ・ 補助金等に関する条例、要綱、事務処理要領等
- ・ 補助金等の交付申請、実績報告等に関する資料
- ・ 委託料に関する条例、要綱、事務処理要領等
- ・ 業者選定に関する資料
- ・ 再委託に関する資料 など

(3) 補助金等及び委託料の目的及び規模の適合性

監査対象とした補助金等及び委託料の目的及び規模が県民のニーズや県の担うべき役割に適合しているかについて、各所管部署から下記資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

- ・ 補助金等及び委託料に関する条例、要綱、事務処理要領等
- ・ 補助団体及び委託団体の事業報告及び財務諸表 など

(4) 補助金等及び委託料の有効性

監査対象とした補助金等及び委託料が目的に従い有効に活用されているかについて、各所管部署から下記資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

- ・ 補助及び委託の目標設定、効果測定、効果の検証に関する資料 など

(5) 補助金等及び委託料の事務執行の効率性

監査対象とした補助金等及び委託料の事務執行は効率的に実施されているかについて、各所管部署から下記資料を入手するとともに、担当者への質問を実施した。

- ・ 補助金等の経済効率性に関する資料
- ・ 委託料の予定価格の積算に関する資料
- ・ 随意契約、再委託に関する資料 など

(6) その他

上記(1)から(5)までの手続を補完するため、以下の手続を実施した。

- ① 過去の包括外部監査の内容を確認した。
- ② 過去の公社等外郭団体経営評価委員会の内容を確認した。
- ③ 会計検査院の報告事項のうち関連するものについて内容を確認した。
- ④ その他必要に応じて、資料の入手、関係者への質問を実施した。

(7) 監査の実施時期、実施団体及び実施場所

監査の実施時期、実施団体及び実施場所は次のとおりである。

原則として、県庁にて県側の書類閲覧及び質問を実施し、各団体にて各団体側の書類閲覧及び質問を実施している。なお、総務部人事課では、外郭団体及び人事全般について、財政課では、県全体としての予算編成方針等について質問を実施している。

【監査の実施時期等】

| 監査の実施時期 | 実施団体 | 実施場所 |
|------------|--|------|
| 7月10日～11日 | 予備調査 | 県庁 |
| 7月17日～19日 | 事前調査 | 県庁 |
| 7月30日～8月3日 | 財団法人福岡県中小企業振興センター 福岡県トラック協会 福岡県中小企業団体中央会 | 県庁 |
| 8月20日～22日 | 財団法人福岡県国際交流センター 財団法人福岡県環境保全公社 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 県庁 |
| 8月23日～24日 | 財団法人福岡県国際交流センター 財団法人福岡県環境保全公社 | 団体 |
| 9月10日～12日 | 財団法人福岡県下水道公社 福岡県住宅供給公社 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 県庁 |
| 9月13日～14日 | 財団法人福岡県下水道公社 福岡県住宅供給公社 | 団体 |
| 10月9日～10日 | 財団法人福岡県建設技術情報センター | 県庁 |
| 10月9日～10日 | 財団法人福岡県中小企業振興センター | 団体 |
| 10月11日～12日 | 財団法人福岡県建設技術情報センター | 団体 |
| 10月11日～12日 | 財団法人福岡県市町村振興協会 | 県庁 |
| 11月2日 | 福岡県総務部人事課及び財政課 | 県庁 |
| 11月14日～15日 | 財団法人福岡県市町村振興協会 | 団体 |
| 11月15日～16日 | 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 県庁 |
| 11月21日～22日 | 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 団体 |
| 11月26日～27日 | 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 団体 |
| 11月28日 | 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 県庁 |
| 11月29日～30日 | 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 県庁 |
| 12月19日 | 福岡県総務部人事課 | 県庁 |

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 対象団体別の監査の結果及び意見の件数

対象団体別の監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

【対象団体の監査の結果及び意見の件数】

| 対象団体名 | 結果 | 意見 | ページ |
|-------------------|----|-----|---------|
| 財団法人福岡県市町村振興協会 | 0件 | 1件 | 38～49 |
| 財団法人福岡県国際交流センター | 1件 | 1件 | 50～66 |
| 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | 0件 | 9件 | 67～104 |
| 財団法人福岡県環境保全公社 | 1件 | 2件 | 105～121 |
| 社団法人福岡県トラック協会 | 0件 | 1件 | 122～128 |
| 財団法人福岡県中小企業振興センター | 0件 | 3件 | 129～148 |
| 福岡県中小企業団体中央会 | 0件 | 2件 | 149～158 |
| 財団法人福岡県建設技術情報センター | 0件 | 1件 | 159～173 |
| 財団法人福岡県下水道公社 | 0件 | 1件 | 174～187 |
| 福岡県住宅供給公社 | 0件 | 4件 | 188～209 |
| 一般財団法人福岡県建築住宅センター | 1件 | 6件 | 210～240 |
| 計 | 3件 | 31件 | |

(2) 内容別の監査の結果及び意見の内容と対象

監査の結果及び意見の内容は、次のとおりである。

【監査の結果及び意見の内容】

| | 団体名 | 項目 | ページ |
|---|------------------|---|-----|
| 1 | 財団法人福岡県市町村振興協会 | ①（意見）本団体に対する指導監督の徹底について | 45 |
| 2 | 財団法人福岡県国際交流センター | ①（意見）福岡県国際交流センター補助金の補助対象経費の明確化について | 54 |
| | | ②（結果）青少年国際理解促進支援事業業務委託及び留学生地域就職応援事業業務委託における再委託承認手続の不備について | 64 |
| 3 | 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 | ① 明るい長寿社会づくり推進機構事業に係る諸論点について | 77 |
| | | ①-1（意見）委託料① 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託（福祉総務課所管分）に係る委託内容の明確化について | 79 |

| | 団体名 | 項目 | ページ |
|---|---------------------------|---|-----|
| 3 | 社会福祉法人 福岡県社会福祉 協議会 | ①－2（意見）委託料② 明るい長寿社会づくり 推進機構事業業務委託（県民文化スポーツ 課所管分）に係る再委託の見直しについて | 81 |
| | | ①－3（意見）福岡県明るい長寿社会づくり推進 センター運営費補助金の廃止及び福岡県 明るい長寿社会づくり推進センターに係る 各業務委託の件費積算の見直しについて | 83 |
| | | ②（意見）本団体に対する業務委託における特命 随意契約の見直しについて | 86 |
| | | ③（意見）福祉・介護人材マッチング支援事業委託に おける委託内容の明確化について | 94 |
| | | ④（意見）福岡県社会福祉協議会運営費補助金の 補助対象経費に係る審査の適切な実施について | 96 |
| | | ⑤（意見）福岡県社会福祉協議会運営費補助金の 補助対象経費及び交付基準の明確化について | 97 |
| | | ⑥（意見）補助金及び業務委託に係る審査及び検査手 続の具体化について | 100 |
| | | ⑦（意見）補助金に係る補助対象経費及び業務委託に 係る積算経費のあり方について | 103 |
| 4 | 財団法人福岡県 環境保全公社 | ①（意見）財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補 助金の廃止及びリサイクル総合研究センター業務 委託の見直しについて | 109 |
| | | ②（結果）業務委託における再委託承認手続の不備に ついて | 113 |
| | | ③（意見）業務委託における再委託先選定手続等に関 する適切な審査の実施について | 117 |
| 5 | 社団法人福岡県 トラック協会 | ①（意見）交付金を財源とした事業実施過程における 審査等の強化について | 127 |
| 6 | 財団法人福岡県 中小企業振興 センター | ①（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強 化対策費補助金のあり方について | 134 |
| | | ②（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強 化対策費補助金（事業費分）のあり方について | 140 |
| | | ③（意見）小規模企業者等設備導入資金支援対策費 補助金の補助対象経費の明確化について | 147 |

| | 団体名 | 項目 | ページ |
|----|---------------------------|---|-----|
| 7 | 福岡県中小企業 団体中央会 | ①（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について | 152 |
| | | ②（意見）福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱に係る補助対象事業及び補助対象経費の明確化について | 157 |
| 8 | 財団法人福岡県 建設技術情報 センター | ①（意見）耐震診断業務に係る委託及び再委託に係る 手続及び内容の適切性について | 163 |
| 9 | 財団法人福岡県 下水道公社 | ①（意見）流域下水道事業に係る施設維持管理委託の あり方の検討について | 177 |
| 10 | 福岡県住宅供給 公社 | ①（意見）駐車場整備工事業務委託に係る県直轄に よる事業の実施について | 193 |
| | | ②（意見）電波障害対策業務委託における特命随意 契約の見直しについて | 199 |
| | | ③（意見）指定管理者制度の見直しに係る留意事項に ついて | 203 |
| | | ④（意見）予定価格及び最低制限価格の事前公表の 見直しについて | 206 |
| 11 | 一般財団法人 福岡県建築住宅 センター | ①（意見）財団法人福岡県建築住宅センター運営費 補助金のあり方について | 217 |
| | | ②（意見）交付目的及び補助対象経費が類似する補助 金の整理統合について | 221 |
| | | ③（意見）福岡県住宅関連研修事業補助金の対象経費 の適切な審査について | 223 |
| | | ④（意見）委託業務における特命随意契約の妥当性に ついて | 227 |
| | | ⑤（意見）委託契約に係る見積り内訳書の徴取等に よる契約額の適正性の確保について | 235 |
| | | ⑥（結果）委託事業の再委託に係る承認手続の不備に ついて | 236 |
| | | ⑦（意見）委託業務における状況の把握及び早期の 対応について | 239 |

4. 各団体における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 財団法人福岡県市町村振興協会

<団体概要>

| | | | |
|---|---|-------------|------------|
| 団 体 名 | 財団法人 福岡県市町村振興協会 | | |
| 所 管 部 署 | 企画・地域振興部 市町村支援課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 54 年 4 月 1 日 | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄 付 行 為 又 は 定 款 よ り) | 市町村の健全な発展を図るための必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。 | | |
| 団 体 事 業 概 要 | (1) 市町村振興事業 (2) 研究研修実施助成 (3) 地域活性化センター助成 (4) 福岡県自治振興組合（福岡県市町村職員研修所）助成 (5) 市長会等への政務活動費助成 (6) 団体助成 (7) 広報宣伝 (8) 全国協会運営協力事業 (9) 貸付事業 | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 一千円（-％） | | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況（H23 年度末） | | |
| | 役員 | うち県職員(派遣含む) | うち県退職者 |
| | 13 名 | 1 名 | 1 名 |
| | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 1 名) |
| | 職員 の状況（H23 年度末） | | |
| | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 5 名 | -名 | -名 | |
| (うち常勤 5 名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 -名) | |
| 関 連 団 体 | - | | |
| 備 考 | - | | |

<事業状況>

【収支計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|--------------------|-------|-------|-----------|-----------|------------|
| 事業活動収入 | | | 2,801,637 | 2,771,224 | 2,858,797 |
| うち基本財産運用収入 | | | 0 | 0 | 0 |
| うち基金運用収入 | | | 262,093 | 263,862 | 186,475 |
| うち県交付金収入 | | | 1,904,628 | 1,762,951 | 1,706,929 |
| 事業活動支出 | | | 1,999,961 | 2,487,350 | 8,437,075 |
| うち事業費 | | | 1,961,623 | 2,450,737 | 8,408,813 |
| うち管理費 | | | 38,338 | 36,613 | 28,263 |
| 事業活動収支差額 | | | 801,675 | 283,874 | △5,578,279 |
| 投資活動収入 (基金取崩し等) | | | 1,151,348 | 1,665,492 | 7,657,033 |
| 投資活動支出 (基金積立て等) | | | 1,627,386 | 1,992,202 | 1,858,200 |
| 投資活動収支差額 | | | △476,039 | △326,710 | 5,798,833 |
| 財務活動収入 | | | — | — | — |
| 財務活動支出 | | | 188,030 | 186,439 | 184,849 |
| 財務活動収支差額 | | | △188,030 | △186,439 | △184,849 |
| 当期収支差額 | | | 137,607 | △229,275 | 35,706 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|---------|-------|-------|------------|------------|------------|
| 資産合計 | | | 28,984,885 | 29,260,576 | 23,276,352 |
| 流動資産計 | | | 276,701 | 34,507 | 86,123 |
| うち現金預金 | | | 276,701 | 34,507 | 86,123 |
| 固定資産計 | | | 28,708,184 | 29,226,069 | 23,190,229 |
| うち基本財産 | | | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| うち特定資産 | | | 28,187,609 | 28,716,984 | 22,692,633 |
| 負債合計 | | | 683,247 | 488,848 | 323,279 |
| 流動負債計 | | | 20,807 | 7,888 | 23,799 |
| うち未払金 | | | 20,769 | 7,841 | 23,752 |
| 正味財産合計 | | | 28,301,638 | 28,771,728 | 22,953,073 |
| 指定正味財産計 | | | 27,173,846 | 27,507,324 | 21,612,088 |
| 一般正味財産計 | | | 1,127,792 | 1,264,404 | 1,340,985 |

注：H19年度とH20年度は、旧会計基準適用により詳細が記載されていないため省略する。

※出所「本団体 事業報告書及び決算報告」

<県 財政関与の概要>

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|----------------|--------------------------------------|------|------|
| サマージャンボ宝くじ交付金 | サマージャンボの宝くじ収益金を財団法人福岡県市町村振興協会に交付する。 | 33年間 | 意見① |
| オータムジャンボ宝くじ交付金 | オータムジャンボの宝くじ収益金を財団法人福岡県市町村振興協会に交付する。 | 10年間 | |

【委託料】 該当なし

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要> 該当なし

<県 財政関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| サマージャンボ宝くじ交付金 | 1,575,940 | 1,424,946 | 1,389,544 | 1,268,509 | 1,235,651 |
| オータムジャンボ宝くじ交付金 | 524,003 | 515,284 | 515,083 | 494,440 | 471,277 |
| 計 | 2,099,943 | 1,940,231 | 1,904,628 | 1,762,950 | 1,706,928 |

【委託料】 該当なし

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移> 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

＜宝くじ及び市町村振興協会について＞

① 宝くじの概要

宝くじは、刑法第 187 条で発売が禁じられている「富くじ」の特例として、都道府県及び政令市（以下「発売団体」という。）が、地方財政法第 32 条及び当せん金付証票法第 4 条に基づき、公共事業及びその他公益増進を目的とする事業その他総務省令で定める事業の財源に充てるため、総務大臣の許可を受けて発売している。

【地方財政法第 32 条】

第32条 都道府県並びに地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、当せん金付証票を発売することができる。

【当せん金付証票法第4条】

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下「これらの市を特定市」という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第6条第3項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

【地方財政法第32条に規定する事業を定める省令】

地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成29年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては平成26年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成25年度までの間に行われるものとする。

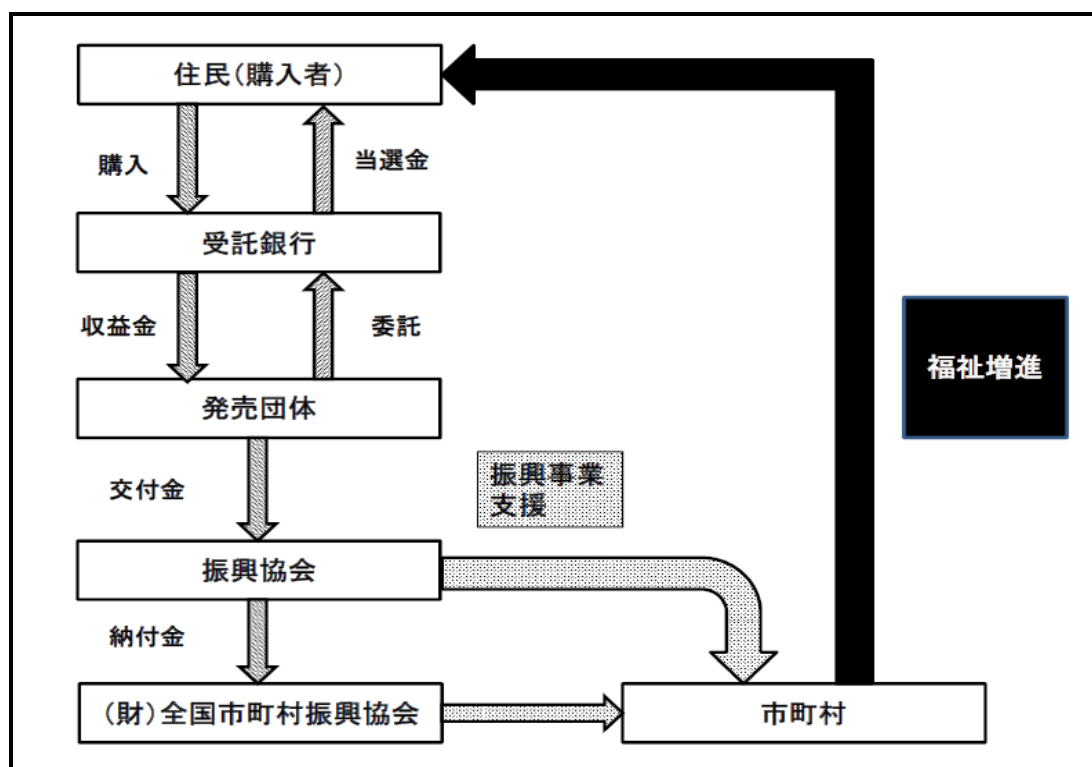
- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであつて総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

② 宝くじの種類

(7) サマージャンボ宝くじ（市町村振興宝くじ）

市町村振興宝くじ（以下「サマージャンボ宝くじ」という。）は、市区町村の振興を目的として昭和54年から、発売団体が受託銀行に委託して発売されている。サマージャンボ宝くじの収益金は、各都道府県の人口、市町村数および販売実績に応じて、都道府県を通じて都道府縣市町村振興協会（以下「振興協会」という。）に交付される。振興協会はその収益金を基金に積み立て、貸付事業をはじめ市区町村の振興事業の支援を行っている。また、収益金の一部は、全国的な視野から広域的に活用するため、財団法人全国市町村振興協会に納付され、市町村の振興に役立てられている。

【サマージャンボ宝くじの仕組み】

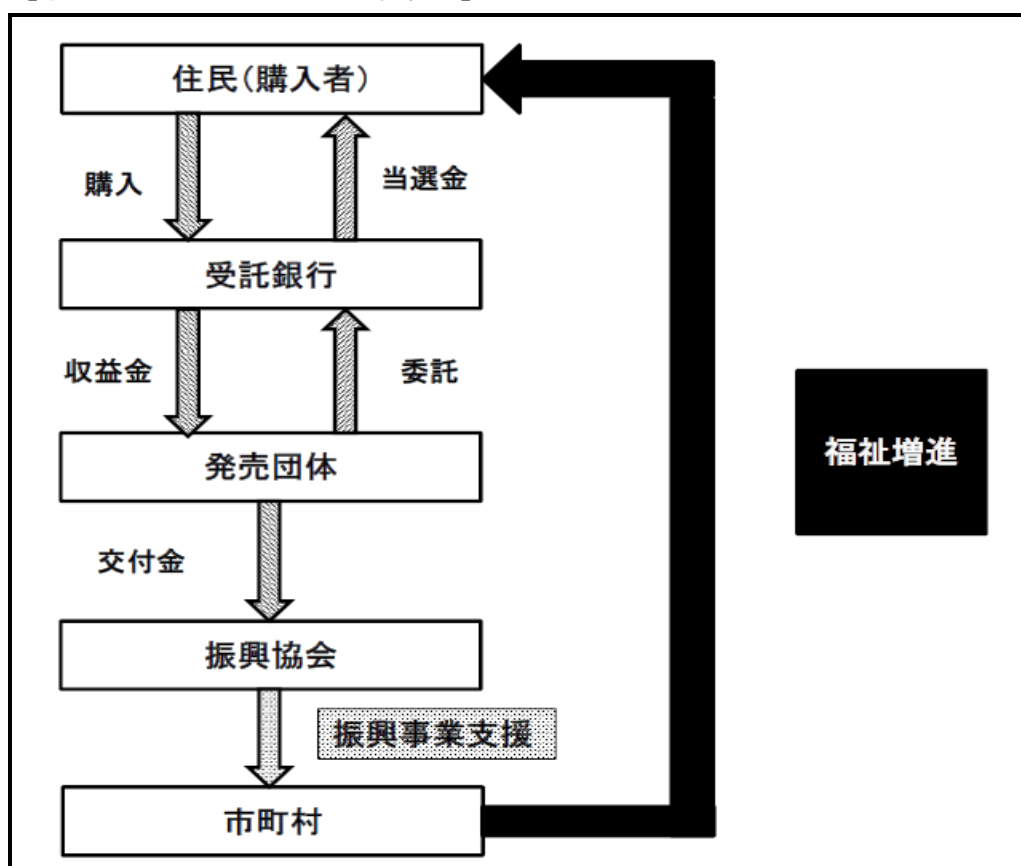


※出所「公益財団法人東京都区市町村振興協会ホームページ」をもとに作成

(イ) オータムジャンボ宝くじ（新市町村振興宝くじ）

市区町村の更なる振興のため、平成13年度から新市町村振興宝くじ（以下「オータムジャンボ宝くじ」という。）が、都道府県を通じて発売されている。オータムジャンボ宝くじの収益金は、サマージャンボ宝くじと同様の方法で都道府県から振興協会に交付された後、各市区町村に全額交付される。交付された収益金は、公共事業をはじめ高齢化・少子化対応、芸術・文化の振興、災害対策、地域経済の活性化、環境保全など総務省令で定める事業に活用される。

【オータムジャンボ宝くじの仕組み】



※出所「公益財団法人東京都区市町村振興協会ホームページ」をもとに作成

③ 都道府県と都道府県振興協会の関係

昭和54年にサマージャンボ宝くじが発売される際に、自治省財政局地方債課長から各都道府県総務部長あてに内かん¹が発出され、サマージャンボ宝くじの収益金を効果的に活用するため、各都道府県に振興協会が設立された。各都道府県は収益金を振興協会に交付し、振興協会は各都道府県の市町村振興のための事業を行っている。

また、平成13年にオータムジャンボ宝くじが発売される際にも自治省財政局地方債課長から各都道府県総務部長あてに内かんが発出されており、オータムジャンボ宝くじの収益金は都道府県から振興協会に交付された後に、各市町村に交付されている。

¹内かんとは、行政機関において、必要な事項を伝達するために、国から地方自治体に対して送付される文書のこと。

④ 財団法人福岡県市町村振興協会の事業概要

本団体は宝くじ収益金による交付金を財源として、住民福祉の増進のため次の事業を実施している。

【平成 23 年度の事業実績】

(単位：千円)

| 区分 | 事業名 | 内容 | 金額 |
|------------------|--------------------------|---|-----------|
| サマー ジャン ボ | 市町村振興事業 | 福岡県内の市町村振興のための各種事業。以下のような事業に対する助成等を行っている。 ・子育て支援事業 ・(社)福岡県水難救済会への助成 ・日本の次世代養成塾助成 ・小学生サッカー・ドッジボール交流大会事業 ・共同公文書館建設費の助成 | 1,218,597 |
| | 研究研修実施助成 | 福岡県市町村要覧を基金および運用益で実施。 | 2,653 |
| | 地域活性化センター助成 | (財)地域活性化センターの各市町村年会費について運用益から助成。 | 5,880 |
| | 福岡県自治振興組合(福岡県市町村職員研修所)助成 | 組合の運営経費の一部について基金を取り崩して助成。 | 100,000 |
| | 市長会等への政務活動費助成 | 市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会の政務活動費の一部について基金から助成。 | 10,848 |
| | 団体助成 | 市長会、町村議会議長会の活動費の一部について運用益から助成。 | 10,000 |
| | 広報宣伝 | サマー・オータムジャンボ宝くじの広報宣伝を運用益により実施。 | 4,791 |
| | 全国協会運営協力事業 | サマージャンボ宝くじの交付金の1割を(財)全国市町村振興協会に納付。 | 123,565 |
| | 長期貸付事業 | 各市町村に対して資金の貸付を行う。貸付対象事業は災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業、市町村における緊急に整備を要する施設等整備事業。 | 661,200 |
| サマー ジャン ボ | 市町村交付事業 | サマージャンボ宝くじに係る基金の取崩し額を各市町村に交付。 | 5,800,000 |
| オータ ムジャ ンボ | 市町村交付事業 | オータムジャンボ宝くじの交付金を各市町村に交付。 | 471,277 |
| 合計 | | | 8,408,812 |
| うちサマージャンボ宝くじ | | | 7,937,535 |
| うちオータムジャンボ宝くじ | | | 471,277 |

※出所「平成 23 年度事業報告」をもとに作成

＜発見事項＞

①（意見）本団体に対する指導監督の徹底について

【現状及び課題】

宝くじは発売団体が公共事業等を行うために発売している。サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの発売団体は都道府県であり、その収益金は市町村の振興に寄与する事業の財源に充てるものとされている。

実際は、都道府県はサマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの収益金を振興協会に交付し、振興協会が各種事業を行っている。

この交付金は福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金となっている。そのため、振興協会は県に対しての実績報告（福岡県補助金等交付規則第13条）等の必要はない。

しかし、サマージャンボ宝くじ発売時の自治省（現 総務省）からの内かんには次のような記載があり、都道府県から振興協会への十分な指導が要求されている。

【自治省地方債課長内かん】

各都道府県においては（中略）協会の設立及び今後の適切な運営に十分な指導を賜りますようお願い申し上げます。

※出所「昭和53年12月25日自治省財政局地方債課長内かん」

(7) 団体の運営全般について

発売団体である県には、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの収益金を財源とする事業が有効かつ効率的に実施されるように指導する責任がある。

また、県は、本団体を所管しているため、適切な指導監督を行う必要がある。

県は、平成23年3月18日に「公益法人の指導監督体制の充実等について」（以下「指導監督通知」という。）による検査を実施している。この検査は所轄の公益法人の厳正な指導監督を徹底するために各府省及び各都道府県が行う検査である。

【公益法人の指導監督体制の充実等について】（下線は監査人が追加）

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）において下記の措置を講ずる。

＜中略＞

2 立入検査の実施

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

＜中略＞

3 その他

＜中略＞

(2) 外部監査の要請

各府省は、資産額100億以上若しくは負債額が50億以上または収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による外部監査を受けるよう要請する。

(3) 都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

※出所「公益法人の指導監督体制の充実等について」

（平成13年2月9日付け公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）

本団体は福岡県知事所管の特例民法法人²であるため、所管部署である企画・地域振興部市町村支援課が検査を行うこととなる。

検査の実施に関し、指導監督通知では少なくとも3年に1回の立入検査を要請しているが、前回の検査は平成19年1月16日であり、平成23年3月の検査までに4年以上経過している。

また、指導監督通知では、資産額100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の公益法人に対し、公認会計士等による外部監査を受けるように要請している。県の振興協会は、平成19年度から継続して資産額100億円以上、かつ収支決算額10億円以上である。県は平成19年1月の検査から外部監査を要請しているが、平成24年11月になっても外部監査は実施されていない。

その他、平成23年3月の検査で、県は振興協会に次のとおり文書で検査結果を通知していた。包括外部監査人が平成24年11月に県の振興協会を訪れるまでに1年半以上経過しているが、振興協会は県に指摘事項の改善状況を報告していない。また、県も口頭により個別の事項についての指導は行っているとのことであるが、文書による指導や立入検査等を行われていない。

【平成23年3月実施 県による検査結果（指摘事項）及び監査時点の状況】

| 区分 | 指摘事項 (平成23年3月) | 監査時点の状況 (平成24年11月) | 備考 |
|-------------------|--|---|--------------------------------|
| 早急に改善を要すると思われる点 | <ul style="list-style-type: none"> 公認会計士による外部監査の導入。 会計処理規程はあるが、会計事務の詳細を定める根拠資料がないため、速やかな策定が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 公認会計士による外部監査は導入されていない。 会計事務の詳細を定めた規程は整備されていない。 | 平成19年1月の検査でも県が振興協会に同様の指摘をしている。 |
| 改善を加えたほうが良いと思われる点 | <ul style="list-style-type: none"> 各種規程の改正については内容を県に報告すること。 事務処理決裁規程と職員事務分担表を作成すること。 事業実施について要綱の整備の徹底。 助成団体報告書を徴収するように努めること。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村振興協会市町村交付金交付細則の変更が理事長のみの決裁でなされ、県への報告もなされていない。 事務処理決裁規程と職員事務分担表が作成されていない。 福岡県自治振興組合助成事業等について交付要綱が整備されていない。 助成団体からの実績報告書が適時に入手されていない。 | |

※出所「平成23年3月18日に実施した立入検査の結果について」をもとに作成

²特例民法法人とは、旧民法第34条の規程により設立された社団法人又は財団法人のこと。平成20年12月1日の新公益法人制度施行から、移行期間末日である平成25年11月30日までの5年間継続して存在することを暫定的に認められている。

【各種規程の状況】

| 内容 | 対象 | 発見事項 |
|---------|---|---|
| 決裁権限規程 | 全般 | 決裁権限規程がない。そのため、最終決裁権限が事務局長に集中している。 例えば、貸付事業 661,200 千円という多額の支出についても事務局長の最終決裁となっている。 |
| 細則の変更手続 | 市町村交付事業 | 寄付行為第 36 条によると「協会の運営に関し必要な規程は、理事長が理事会にはかつてこれを定める」とされている。 しかし、市町村交付金交付細則が理事長決裁のみで変更されている。 |
| 交付要綱 | <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県自治振興組合助成 ・市町村振興助成 子育て支援事業 福岡県水難救済会への助成 日本の次世代養成塾助成 | 本団体から福岡県自治振興組合等に対し助成する際の交付要綱が定められていない。 |

(イ) 本団体から市町村等への補助金について

本団体では、県からサマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの収益金の交付を受けて、市町村のために各種事業を行っている。

しかし、次のとおり、その手続及び内容が不適切な事例が見受けられた。

【事例①：補助金対象経費及び補助金額が適切に精査されていない事例】

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 市町村振興事業 (県防災・行政情報通信ネットワーク整備事業への助成) |
| 事業内容 | 平成 9 年から 11 年にかけて整備した際の市町村の地域総合整備事業債（以下「地総債」という。）の償還費（平成 9 年度～26 年度）のうち平成 23 年度分について基金を取り崩し助成 |
| 交付先 | 各市町村 |
| H23 決算額 | 3,340 千円 |
| 対象経費 | 地総債の償還額－地方交付税で措置されている額 |
| 発見事項 | <p>地総債は民間資金（縁故資金）を活用する機会が多く、民間金融機関から様々な条件で借り入れており、償還方法も満期一括、元利均等、元金均等など様々であり償還年限も市町村により異なる。</p> <p>地総債償還額に対する地方交付税措置については、発行額（許可額）に一定の率（理論償還率）を乗じて、基準財政需要額に算入され措置されている。</p> <p>このため、実際の償還時期と地方交付税の措置時期とが異なる場合があり、償還完了後に地方交付税が措置される場合がある。</p> <p>したがって、償還及び地方交付税措置の完了後に、精算措置を行わなければ、補助対象経費を上回る補助がなされる可能性がある。</p> <p>実際、償還が完了した後、交付税措置され、補助対象費がマイナスと報告されている事例があったが、本団体において精算はなされていない。</p> |

【事例②：対象経費の精査がなされず、過大に補助金が交付されている事例】

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 市町村振興事業（小学生サッカー・ドッジボール交流大会事業） |
| 事業内容 | 福岡ヤフージャパンドームにおいて5日間、サッカー・ドッジボールの交流大会を基金を取り崩し実施 |
| 交付先 | 各参加チーム（1チームにつき10万円） |
| H23 決算額 | 88,463千円（うち参加チームへ8,200千円） |
| 対象経費 | 参加に要した経費（バス借上料、弁当代、ユニフォーム代等） |
| 発見事項 | <p>参加チームに対し、一律10万円が交付されているが、領収書等の証票は添付されておらず、適切に使用されているか確認できない。</p> <p>なかには、受領書に記入された金額が、42,000円のものも見受けられたが調査も行われず、そのチームにも10万円が交付されている。</p> |

【事例③：交付金を財源とした助成事業に関し、計画的な支出がなされていない事例】

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 生活環境保全対策支援事業 |
| 事業内容 | 市町村が実施する住民啓発事業等13市町村に対して基金を取り崩し助成を実施 |
| 交付先 | 市町村 |
| H23 決算額 | 9,252千円 |
| 対象経費 | <p>地域の生活環境の保全及び美化に資するため、廃棄物の適正な処理及び循環型社会の形成に関する市町村の活動に対し助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 啓発催事開催事業（講師又は司会者の招へいの経費、会場設営の経費、資料作成の経費、その他事業の実施に要する経費） 不法投棄監視事業（監視車両の運行に要する経費、非常勤の監視員の委嘱に要する経費、監視用機器の設置及び運用に要する経費、その他事業の実施に要する経費） 不法投棄廃棄物撤去事業（不法に投棄された廃棄物の撤去及び運搬に要する経費、当該廃棄物の処分に要する経費） <p>上記事業に対する助成の割合は2分の1以内</p> |
| 発見事項 | <p>この助成金は、生活環境保全対策支援事業実施要綱により運用されている。交付要綱の第1趣旨には、本団体は、「地域の生活環境の保全及び美化に資するため、「廃棄物の適正な処理及び循環型社会の形成に関する市町村の活動に対し」助成すると記載されている。</p> <p>また、対象事業も上記対象経費の欄にある3事業とされている。</p> <p>各市町村からの実績報告をみると、次のように、事業完了直前に購入した備品を対象経費としている事例が見受けられた。これらは、その年度の事業に活用されたとはいいがたく、単年度の補助事業の実施に関しては、計画的に支出されていないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了直前の2月末に廃棄物不法投棄防止処理市民啓発用資材として液晶プロジェクタ等を購入しそれらを対象経費として報告している事例があった。 事業完了直前の3月に設置した監視カメラの経費を対象としている事例があった。 <p>さらに、要綱では、他団体の助成を受ける事業は対象外とされているが、その確認は、特に実施されていない。</p> |

(ウ) 本団体の委託事業について

本団体の委託契約について、その全てにおいて、収入印紙が貼付されていなかった。

本団体は、交付金の使途である個々の事業の実績を適切に把握していない。

また、県も、検査を実施しているものの、それが有効に機能していない。

そのため、前述したように、結果として交付金が効果的又は効率的に活用されていない事例があると考えられる。

【改善案】

サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの収益金は、県及び市町村にとって、地域の振興及び福祉の増進のための貴重な財源である。

県は本団体を指導監督する立場として、交付金の使途である各種事業が効果的かつ効率的に行われるよう指導する責任がある。

したがって、県は本団体に対する指導を強化し、本団体のガバナンスをより強化することが望まれる。

指導の強化に当たっては、定期的に検査を実施するとともに、検査結果に対する措置状況を継続的にモニタリングすることが必要である。

また、【現状及び課題】に記載したとおり、監査の結果、交付金の使途として不適切と思われる事例が見受けられた。

これらは、平成 23 年度分の書類を閲覧した結果であることから、平成 22 年度以前においても同様の事例が存在する可能性が高い。

県は、地方自治法第 221 条第 2 項の規定に基づき、交付金を財源とした補助金等の終局の受領者に対しても、必要に応じ、調査することが望まれる。

【地方自治法第 221 条（予算の執行に関する長の調査権等）】

(予算の執行に関する長の調査権等)

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

(2) 財団法人福岡県国際交流センター

<団体概要>

| | | | |
|---|---|-------------|------------|
| 団 体 名 | 財団法人 福岡県国際交流センター | | |
| 所 管 部 署 | 新社会推進部 国際交流局 交流第一課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 平成元年6月27日 | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄 付 行 為 又 は 定 款 よ り) | 県のもつ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国をはじめとして世界各国との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与することを目的とする。 | | |
| 団 体 事 業 概 要 | (1) 国際交流に関する情報研究事業 (2) 国際交流に関する広報・啓発事業 (3) 国際交流促進事業 (4) 移住に関する事業 (5) その他、本センターの目的を達成するために必要な事業 | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 1,500,000 千円 (78.6%) (財)ユニバーシアード福岡大会組織委員会 263,000 千円 (13.8%) 福岡県市町村災害共済基金組合 100,000 千円 (5.2%) | | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 役員 | うち県職員(派遣含む) | うち県退職者 |
| | 18 名 | 3 名 | 1 名 |
| | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 1 名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 4 名 | 4 名 | -名 | |
| (うち常勤 4 名) | (うち常勤 4 名) | (うち常勤 -名) | |
| 関 連 団 体 | 福岡県留学生サポートセンター運営協議会 (事務局) 海外福岡県人会交流人材育成事業実行委員会 (事務局) 海外福岡県人会子弟招へい事業実行委員会 (事務局) 福岡EU協会 (事務局) | | |
| 備 考 | — | | |

<事業状況>

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 1,655,294 | 1,677,673 | 1,733,334 | 1,640,097 | 1,631,817 |
| うち基本財産運用益 | 47,216 | 47,220 | 33,741 | 22,982 | 21,185 |
| うち受取会費 | 770 | 628 | 478 | 443 | 371 |
| うち事業収益 | 1,237,848 | 1,280,311 | 1,352,570 | 1,334,967 | 1,366,206 |
| うち県委託料 | 42,650 | 1,881 | 5,398 | 5,511 | 5,579 |
| うち県補助金等 | 275,931 | 295,208 | 287,170 | 246,810 | 211,175 |
| 経常費用 | 1,655,785 | 1,653,841 | 1,696,993 | 1,633,257 | 1,618,862 |
| うち事業費 | 1,467,023 | 1,468,837 | 1,511,274 | 1,492,649 | 1,476,551 |
| うち管理費 | 172,148 | 185,004 | 185,719 | 140,608 | 142,310 |
| 当期経常増減額 | △491 | 23,832 | 36,341 | 6,839 | 12,955 |
| 経常外収益 | - | - | - | 2,179 | - |
| 経常外費用 | 7,697 | 342 | 56 | 46 | 1,354 |
| 当期経常外増減額 | △7,697 | △342 | △56 | 2,133 | △1,354 |
| 当期一般正味財産増減額 | △8,188 | 23,489 | 36,285 | 8,972 | 11,601 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 資産合計 | 2,022,732 | 2,033,478 | 2,058,334 | 2,064,451 | 2,089,934 |
| 流動資産計 | 95,208 | 102,148 | 126,363 | 104,388 | 123,114 |
| うち現金預金 | 50,169 | 26,251 | 70,979 | 39,955 | 111,247 |
| 固定資産計 | 1,927,524 | 1,931,330 | 1,931,971 | 1,960,063 | 1,966,820 |
| うち基本財産 | 1,896,099 | 1,901,501 | 1,901,667 | 1,908,648 | 1,912,798 |
| うち特定資産 | 5,873 | 4,693 | 5,653 | 25,465 | 19,798 |
| 負債合計 | 49,473 | 48,328 | 36,899 | 34,043 | 47,925 |
| 流動負債計 | 49,473 | 48,328 | 36,899 | 34,043 | 47,925 |
| うち未払金 | 48,708 | 47,869 | 36,337 | 33,616 | 46,490 |
| 正味財産合計 | 1,973,259 | 1,985,150 | 2,021,435 | 2,030,408 | 2,042,009 |
| 指定正味財産計 | 1,893,076 | 1,881,478 | 1,881,478 | 1,881,478 | 1,881,478 |
| 一般正味財産計 | 80,183 | 103,672 | 139,958 | 148,930 | 160,531 |

※出所「平成19年度から平成23年度の事業報告書」

<県 財政関与の概要>

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|---------------------|------------------------|------|------|
| 福岡県国際交流センター補助金 | 団体の運営に対する補助 | 22年間 | 意見① |
| 国連ハビタット福岡本部運営支援費補助金 | 国連ハビタット福岡本部の運営支援に対する補助 | 15年間 | — |

注：詳細は発見事項において説明している。

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|-----------------------------|---|--------|------|------|
| 青少年国際理解促進支援業務委託 | 県内各地において青少年の国際理解を進めるための講演事業や体験活動の実施 | 特命随意契約 | 10年間 | 結果② |
| ふるさと雇用再生特別基金事業留学生地域就職応援業務委託 | 留学生の地場企業への就業促進のための受入企業の開拓、求職・求人登録、職業紹介の実施 | 特命随意契約 | 3年間 | |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要>

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|-------------------------|-----------------------------------|------|------|
| 福岡県海外移住家族会事業費補助金 | 海外移住家族会の運営に対する補助金 | 22年間 | — |
| 海外福岡県人会交流人材育成事業実行委員会負担金 | 海外福岡県人会を訪問し交流を行うための旅費等に対する負担金 | 1年間 | — |
| 海外福岡県人会子弟招へい事業負担金 | 海外福岡県人会の子弟を招き福岡県の理解を進めるための旅費等の負担金 | 4年間 | — |
| 福岡県留学生サポートセンター運営協議会会費 | 留学生の就職や生活支援のためのセンター運営に対する負担金 | 3年間 | — |

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<県 財政関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 福岡県国際交流センター 補助金 | 165,312 | 199,810 | 197,207 | 158,731 | 132,552 |
| 国連ハビタット福岡本部 運営支援費補助金 | 60,274 | 52,469 | 49,480 | 48,443 | 43,243 |
| 計 | 225,585 | 252,279 | 246,687 | 207,174 | 175,795 |

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 青少年国際理解促進支援業 務委託 | 3,335 | 1,438 | 1,439 | 1,440 | 1,260 |
| ふるさと雇用再生特別基金 事業留学生地域就職応援 業務委託 | — | 443 | 3,959 | 4,071 | 4,319 |
| 計 | 3,335 | 1,881 | 5,398 | 5,511 | 5,579 |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福岡県海外移住家族会事業 費補助金 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 |
| 海外福岡県人会交流人材育 成事業実行委員会負担金 | — | — | — | — | 1,334 |
| 海外福岡県人会子弟招へい 事業負担金 | — | 15,397 | 12,381 | 9,488 | 8,612 |
| 福岡県留学生サポートセン ター運営協議会会費 | — | — | 10,738 | 9,936 | 11,146 |

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<発見事項>

① (意見) 福岡県国際交流センター補助金の補助対象経費の明確化について

【現状及び課題】

県は、県の国際化の推進を図るため、本団体に対して、センターの運営に要する経費として「福岡県国際交流センター補助金」を交付している。

本補助金の交付に当たっては、福岡県国際交流センター補助金交付要綱が定められ、これに基づき運用されている。本補助金交付要綱の内容及び運用状況は次のとおりである。

(7) 交付要綱の内容

福岡県国際交流センター補助金交付要綱には、補助金の趣旨、補助金の額及び交付条件等について次のとおり記載されている。

【本補助金交付要綱】

(趣旨)

第1条 知事は、福岡県の国際化の推進を図るため、財団法人福岡県国際交流センター（以下「交流センター」という。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第2条 前条の規程により、次に掲げる経費を対象として交付する補助金の額は、別に知事が定める額とする。なお、第一号、第二号及び第三号を対象とする補助金は、事業完了後に精算することとし、その他のものを対象とする補助金は、精算を要しない定額とする。

一 役員及び職員の人件費(収益事業に係るものを除く)

二 国際交流基盤整備事業費

三 移住記念周年事業、県人会世界大会、友好締結周年事業費の不定期に実施する事業費

四 一般管理費(人件費を除く)

五 国際連携推進事業費

六 高度人材活用事業費

七 多文化交流促進事業費

八 国際情報拠点整備費事業費

九 その他交流センターの目的を達成するために必要な事業費

(交付申請)

第3条 交流センターは、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 いったん交付決定を受けた補助金の額を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第4条 交流センターは、次に掲げる条件に従って補助事業を遂行しなければならない。

一 定額補助の対象経費と精算補助の対象経費との相互の間において、これを流用してはならない。

二 第2条第四号から第九号に定める定額補助対象事業において、前条第1項の補助金交付申請書(前条第2項の補助金変更交付申請書を含む。)に記載された事業の目的が達成できると認められるときは、交流センターは事業内容を変更することができる。ただし、この場合に、事業費の増減があっても、定額補助金額は変更しない。

三 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

四 前号に定めるもののほか、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示をうけなければならない。

※出所「福岡県国際交流センター補助金交付要綱」

所管部署が補助金交付要綱を制定する際の、県の統一的な留意事項として、平成14年7月15日付けで「補助金交付要綱等の制定及び改廃に係る事務処理について（通知）」（以下「総務部長通知」という。）が総務部長から本庁各課（室）長へ出されている。この総務部長通知では、補助金交付要綱の例文、解説及びその他留意事項が示されている。

補助金交付要綱に記載すべき補助対象経費、補助率等の例文とその解説は次のとおりであり、補助金交付要綱には、補助対象となる事業、補助対象経費、補助率等を明確に規定する必要があるとされている。

【交付要綱に記載すべき補助対象経費等の例文とその解説】（下線は監査人が追加）

| |
|--|
| (補助対象経費、補助率等) |
| 第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、〇〇が行う次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）とする。 |
| (1) 〇〇事業 |
| (2) 〇〇事業 |
| 2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。 |
| 【解説】 |
| ① <u>補助金の交付対象者、対象となる事業、経費、補助率、補助事業の実施者等を明確に規定する必要がある。</u> |

※出所「補助金交付要綱等の制定及び改廃に係る事務処理について（通知）」

本補助金交付要綱の記載事項と比較してみると、第2条（補助金の額）には補助対象事業等の記載はあるものの、例文第3条第2項補助対象経費の区分及び補助率に係る記載はなく、別表における補助対象経費や補助率の具体的な定めもない。

本補助金は、本補助金交付要綱第2条において、事業完了後に精算を要する補助金（以下「精算補助金」という。）と精算を要しない定額補助金（以下「定額補助金」という。）に区分されており、精算補助金と定額補助金の合算額が本団体に交付されている。なお、定額補助金は平成15年度から導入されている。

本補助金交付要綱上、精算補助金と定額補助金に区分される事業は明記されているが、精算補助金額の算定に係る補助対象経費の算定方法、補助対象経費に係る補助率は不明である。また、定額補助金についても補助金額の算定方法が不明確である。

また、本補助金は本団体の「運営」に要する経費に対する補助であるとの記載が補助金交付要綱第1条にある。

一般的に特定の団体に対する補助金は「事業に対する補助である事業費補助金」と「運営に対する補助である運営費補助金」に分類することができ、次のとおり整理できる。

【事業費補助金と運営費補助金の概要】

| 項目 | 性格 | 補助対象経費 |
|--------|--|---|
| 事業費補助金 | 団体が行う事業について、その事業に公益性があると認識し、その事業を支援するための補助金。 | 補助対象経費は、当該事業に係る経費（事業にかかる人件費を含む）に限定され、事業に関連のない経費は補助対象から除かれる。 |
| 運営費補助金 | 特定の事業を行う団体の存在自体に公益性があると認識し、その団体の運営を支援するための補助金。 | 補助対象経費は、管理部門に属する人件費や事務費など一般管理費的な経費の全てが対象となる。 |

本補助金は、本団体の「運営」に要する経費に対する補助とされているため、本補助金は運営費補助金に該当すると考えられるが、交付要綱第2条では「一 役員及び職員の人件費(収益事業に係るものを除く)」及び「四 一般管理費(人件費を除く)」の一般管理費的な経費だけではなく、「二 国際交流基盤整備事業費」、「三 移住記念周年事業、県人会世界大会、友好締結周年事業費の不定期に実施する事業費」等の事業費も補助対象とされていることから事業費補助金にも該当することがわかる。

事業費補助金は事業に対する公益性、運営費補助金は団体自体に対する公益性を認識して補助金を交付することを前提とすれば、両補助金における公益上の必要性、補助金交付の目的、補助対象経費の算定等はそれぞれ異なるはずである。

しかし、本補助金交付要綱をみると、事業費補助金と運営費補助金が明確に区分されていない。

次に、本補助金は、精算補助金と定額補助金に区分されることから、それぞれについて検討した。

A) 精算補助金の検討

精算補助金の補助対象は、補助金交付要綱第2条第1項第1号から第3号までである。精算を要する補助金であるため、どのように精算するかが重要であるが、補助金交付要綱において補助対象経費の具体的記載がなく、結果としてどのような金額を精算額としたのか、内訳が不明である。

B) 定額補助金の検討

定額補助金は精算を要しない補助金である。補助金交付要綱第4条に記載のとおり、補助金交付申請書に記載された事業の目的が達成できると認められるときは、本団体は事業内容を変更することができ、かつ事業費に増減があっても定額補助金は変更しないとされている。

補助金交付申請書に記載された事業の目的は次のとおりであるが、本団体が実施する個々の事業に対するものではなく、事業全般に係るものとなっている。

【事業の目的】

本センターは、福岡県の持つ地理的、歴史的特性を活かし、県内の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国をはじめとして世界各国との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与することを目的とする。

※出所「平成 23 年度補助金交付申請書」

上記のとおり事業の目的は事業全般に係るものとなっているが、どのような事業内容の変更が生じたときに事業の目的が達成できないと判定するか、明確な基準が策定されていない。

(イ) 運用状況

平成 23 年度の補助金申請額及び交付決定額等の金額は次のとおりである。

補助金は、事業者からの申請を県が受け付け、県は内容を審査し交付決定を行い、事業者は事業実施後に実績額を報告しこれによって額が確定される。精算補助金では実績額が交付決定額に満たなければ差額が県へ返納されることとなる。定額補助金は精算を要しないため返納額はゼロとなる。

【平成 23 年度補助金申請、交付決定等の額】

(単位：千円)

| | 補助金 申請額 | 交付決定額 A | 実績額 | 補助金 確定額 B | 返納額 C=A-B |
|-------|------------|------------|---------|-----------------|--------------|
| 精算補助金 | 105,159 | 105,159 | 105,047 | 105,047 | 112 |
| 定額補助金 | 27,505 | 27,505 | 27,505 | 27,505 | — |
| 合計 | 132,664 | 132,664 | 132,552 | 132,552 | 112 |

補助金申請額は、補助金額合計 132,664 千円（精算補助金 105,159 千円、定額補助金 27,505 千円）であるが、補助金交付申請書に金額の算定根拠となる書類は添付されていない。

次に、実績額の内容について、精算補助金と定額補助金に分けて検討した。

A) 精算補助金の検討

精算補助金に係る平成 23 年度の事業実績は次のとおりである。

【平成 23 年度精算補助金実績】

(単位：千円)

| | 科目 (補助金交付要綱第 2 条に おける補助金の項目) | 金額 | 備考 |
|------|------------------------------------|---------|--------------------------|
| 収入 | 福岡県補助金 | 105,159 | |
| | 計 | 105,159 | |
| 支出 | 役員報酬(第一号) | 6,956 | |
| | 給料(第一号) | 49,185 | センター35,699千円、留サポ13,486千円 |
| | 諸手当(第一号) | 22,543 | センター13,927千円、留サポ8,615千円 |
| | 賃金(第一号) | 4,602 | |
| | 福利厚生費(第一号) | 15,762 | センター10,963千円、留サポ4,799千円 |
| | 助成金(第二号) | 6,000 | |
| | 計 | 105,047 | |
| 収支差額 | | 112 | (返納) |

注：上記備考中「留サポ」とは、「福岡県留学生サポートセンター」の事務局事務を行っている職員分の経費を指し、「センター」とは、「留サポ」以外の職員分である。

※出所「国際交流センター運営費収支計算書」実績報告書添付書類

記載内容のうち第一号「役員及び職員の人件費」として、本団体で発生した経費のうち役員報酬、給料、諸手当、賃金及び福利厚生費が集計されている。しかし、上記の金額から一部の人件費が除外されており、役員及び職員の人件費全額ではない。

具体的には、人件費の支出総額は103,780千円であるが、実績報告書における人件費の合計は99,047千円である。この差は補助金以外の財源をもって支払われている人件費相当額であり、実績報告書に添付されている収支計算書の該当する支出科目の備考欄に「(うち特財分 ○○円)」と記載されている。

また、本補助金に関する予算資料には次のような記載がある。

【本団体に対する補助金に係る予算資料】

(単位：千円)

| 事業名 | 補助金額 | | | 人件費積算の内訳 |
|-------------|--------|--------|---------|---------------------------------|
| | 人件費 | 事業費 | 計 | |
| 国際交流センター補助金 | 99,159 | 33,505 | 132,664 | 県退職者 1名 県派遣職員 6名 嘱託職員 25名 |

※出所「県資料」

予算資料には「県派遣職員6名」との記述があり、交付実績からも当該補助金が結果として派遣職員の給与の一部(勤勉手当、時間外手当、管理職手当等)に充当されたことが確認できる。

派遣職員人件費については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）第6条第1項において、派遣元である地方公共団体が派遣職員の給与を支給することは原則禁止されている。しかし、同条第2項において、例外規定として、一定の条件が満たされるときには、条例に定める範囲において派遣職員の人件費を地方公共団体が直接支給できるとされている。このため、県は、公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）を定め、派遣条例第4条において「法第6条第2項に規定する場合においては、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。」として県が直接支給する給与項目の範囲を明確にしている。

このことから、派遣条例第4条に列挙された給与項目以外の項目、具体的には勤勉手当、時間外手当、管理職手当等の給与項目については、派遣先である本団体が派遣職員に支給する必要がある。本団体は、派遣職員に係る勤勉手当、時間外手当、管理職手当等の給与を派遣職員に支給しているが、その原資に県からの補助金が充当されている。派遣職員人件費の負担のあり方については、団体への補助金の交付決定時において、派遣職員人件費として支出する額が具体的金額として特定されていたような場合には派遣法第6条第1項、第2項を潜脱するとの判例がある。従って、予算資料において本補助金が派遣職員の給与として支出されることが明らかである場合は派遣法第6条第1項、第2項の趣旨に反するものと考えられる。これについて県は「補助金に含まれる人件費は、事業実施に必要な人数をもとに標準的な単価で積算したものであって、派遣職員かプロパー職員かに関わらず必要となる経費であり、派遣職員への支給を当然に予定しているものではない」との見解を示している。しかし、予算資料にある「県派遣職員6名」との記述は、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねない。

次に、予算資料には「県退職者1名」との記述があり、実績報告から当該補助金は県退職者である専務理事の人件費に対するものであると確認できる。

県によれば、退職者の有無に関わらず、事業の公益性が認められ、経費の補助が必要と判断されたために補助金を交付しているとのことである。しかし、予算資料にある「県退職者1名」との記述は、本団体に県退職者が存することをもって、当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。

B) 定額補助金の検討

定額補助金の実績報告において、次の一般会計収支計算書が添付されている。

本補助金は精算補助金と定額補助金に区分されているため、実績報告書において、その区分が明確であることが必要であるが、添付されている書類では、その区分が明確ではない。

また、精算補助金は、補助対象経費の財源の全部が本補助金であったが、定額補助金は、補助金額よりも補助対象経費の方が多い。すなわち、補助対象経費の財源として、補助金以外のものがあるが、その内容及び金額が明確ではない。

【一般会計収支計算書】

(単位：千円)

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 差異 | 備考 |
|-----------------|---------|---------|--------|---------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| ①基本財産運用収入 | 23,972 | 21,185 | 2,787 | |
| ②特定資産運用収入 | - | 8 | △8 | |
| ③会費収入 | 1,000 | 371 | 629 | |
| ④事業収入 | 66 | 64 | 2 | |
| ⑤委託金収入 | 5,580 | 5,579 | 0 | |
| ⑥補助金等収入 | 132,664 | 132,552 | 112 | |
| ⑦負担金収入 | 7,089 | 7,407 | △318 | |
| ⑧雑収入 | - | 73 | △73 | |
| ⑨他会計からの繰入金収入 | 80,558 | 79,973 | 585 | |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| ①事業費支出 | 76,879 | 64,144 | 12,735 | |
| 国際連携推進事業支出 | 13,843 | 10,368 | 3,475 | |
| 地域間友好交流促進事業支出 | 4,343 | 2,308 | 2,034 | (うち特財分 300) |
| アジア相互連携基盤整備事業支出 | 9,500 | 8,060 | 1,440 | (うち特財分 500) |
| 高度人材活用事業支出 | 18,441 | 13,302 | 5,139 | |
| 海外人材育成事業支出 | 4,866 | 4,716 | 150 | |
| 海外県人会育成事業支出 | 13,575 | 8,586 | 4,989 | |
| 多文化交流促進事業費 | 25,282 | 24,485 | 797 | |
| 在住外国人支援事業支出 | 18,918 | 18,901 | 17 | (うち特財分 3,147) |
| 地域社会啓発事業支出 | 6,364 | 5,583 | 781 | (うち特財分 3,360) |
| 国際情報拠点整備事業支出 | 19,313 | 15,989 | 3,324 | |
| 広報・情報提供事業支出 | 8,152 | 6,830 | 1,322 | (うち特財分 648) |
| ネットワーク構築事業支出 | 11,161 | 9,159 | 2,002 | (うち特財分 1,056) |
| ②管理費支出 | 120,121 | 115,807 | 4,314 | |
| 人件費支出 | 103,861 | 103,780 | 82 | (うち特財分 4,732) |
| 一般管理費支出 | 16,259 | 12,027 | 4,232 | (うち特財分 777) |
| ③他会計への繰入金支出 | 410 | 300 | 110 | |
| 事業活動支出計 | 197,410 | 180,250 | 17,160 | |

※出所「一般会計収支計算書」から抜粋

さらに、平成 23 年度には、実施事業のうち、東北地方太平洋沖地震の影響により中国江蘇省友好交流事業を中止している。県は、事前に補助事業中止承認申請書の提出を受け、承認している。県によると、承認に当たり、中止に至った経緯及び事業目的達成のための代替案等をヒアリングし、補助金の返納は不要であると判断したとのことであるが、その代替案の内容も含めヒアリング内容は書面上保存されておらず、承認の根拠を客観的に確認することができなかった。

以上から、定額補助金は、どのような事業に幾ら充てられているか具体的な金額が把握されてなく、事業中止時に係る補助金額の減額について客観的に把握できる基準もないため、運用面において課題があることが判明した。

【改善案】

本補助金は、精算補助金と定額補助金で構成されるが、【現状及び課題】に記載したとおり、定額補助金については特に課題が多い。

定額補助金特有の課題を整理すると次のとおりである。

- ① 補助事業の目的が達せられる限り補助金額が減額されない。
- ② 事業の一部に中止又は変更が生じた場合、県が承認するに当たって、事業の目的が達成できるかという客観的に判断できる明確な基準がない。

したがって、本補助金は、全て精算補助金に一本化し、定額補助金は廃止することが望まれる。

また、本補助金は、事業費補助金と運営費補助金という区別がなく、両者を混同した補助金となっている。このため、本来、補助金を交付する場合に満たされるべき事項を踏まえたうえで、両補助金について整理することが望まれる。

一般的に、県が補助金を交付する場合、次の項目が満たされる必要があると考える。

【補助金を交付する場合に満たされるべき事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 必要性 補助金交付の目的及び公益性が明確であること。② 金額の適切性 補助対象経費が明確であること。補助金額の算定過程が明確であること。 補助金額は通常「補助対象経費×補助率」で算定されることから補助率が妥当であり、結果として補助金額も妥当であること。③ 有効性 補助金を交付した場合の効果が十分に見込めること。効果の把握が可能であること。 |
|--|

これらを踏まえ、事業費補助金と運営費補助金の特徴を整理すると次のとおりとなる。

【事業費補助金と運営費補助金の特徴】

| 項目 | 特徴 |
|--------|--|
| 事業費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ① 事業に公益性があると認識し補助金を交付するため、事業が県民にとって必要であるかという視点から補助金の必要性も明確となる。 ② 補助対象経費は事業に係る直接経費に限定され、補助金の成果は事業の成果と結びつけることができ、成果の把握がしやすい。 ③ 補助金額算定の根拠として、補助対象経費、補助率等の明確化が必要である。 |
| 運営費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ① 団体自体に公益性があると認識し補助金を交付するが、本来、公益的な団体であっても県とは別法人格である以上、団体運営に要する費用は自助努力により賄うのが原則である。したがって、補助金を交付する必要性が不明確となりやすい。 ② 補助対象経費が、一般管理費的経費となる。このため、事業に対する補助ではなく、団体全体に対する補助となり、補助金の成果を把握するのが一般的に困難である。 ③ 補助金額算定の根拠として、補助対象経費、補助率等の明確化が必要である。 |

したがって、補助金を交付する場合に満たされるべき事項及び事業費補助金と運営費補助金の特徴を踏まえると、まず事業費補助金と運営費補助金を区分したうえで、原則として事業費補助金とすべきであり、運営費補助金は限定的に行うことが望ましい。なお、両補助金ともに、補助金額算定の根拠として、補助対象経費、補助率等の明確化が必要である。

運営費補助金を交付する場合の留意事項は次のとおりである。

【運営費補助金交付の留意事項】

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 公益的活動を行っている団体は、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO 法人など多数ある中で、なぜ特定の団体に運営費補助金を交付するか明確しなければならない。すなわち、県民から十分な納得が得られることが必要であり、これを踏まえ補助金の交付目的を明確化することが必要である。 ② 運営費は団体の自助努力により賄われることが前提であるため、運営費の全額を補助するのではなく、一部補助を原則とすべきである。県民にとって算出根拠が不明確である県の予算額をそのまま運営費補助として交付することは厳に慎むべきである。 ③ 補助金には原則として終期を設けるべきである。 ④ 効率的運営が促されることを目指し、補助対象経費を明確に規定するべきである。交際費や食糧費等の冗費は補助対象経費としないことが必要である。 |
|---|

以上を踏まえ、本補助金を整理すると、次のとおりとなる。

- ① 定額補助金は廃止すべきであり、精算補助金に一本化すべきである。
- ② 事業費補助金と運営費補助金を補助金交付要綱上も区分したうえで、事業費補助金を前提に再設計すべきである。その際、交付目的、補助対象経費及び補助率を明確にするべきである。
- ③ 運営費補助金を交付する必要がある場合は、交付目的、補助対象経費及び補助率を明確にするだけでなく、前述した留意事項を踏まえ限定的に交付すべきである。
- ④ 予算資料に派遣職員の給与に関する記載があることは、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねず派遣法第6条第1項、第2項の趣旨に反するとの誤解を招きかねない。また予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改める必要がある。

② (結果) 青少年国際理解促進支援事業業務委託及び留学生地域就職応援事業業務委託における再委託承認手続の不備について

【現状】

県は、青少年国際理解促進支援事業及び留学生地域就職応援事業の業務について、業務委託契約書に基づき本団体に委託している。業務の実施に当たり本団体は、次のとおりその一部を再委託している。

【再委託一覧】

(単位：千円)

| 県と本団体との契約名 | 契約額 | 再委託先 | 再委託契約額 |
|-------------------|-------|---------|--------|
| 青少年国際理解促進支援事業業務委託 | 1,260 | NPO 法人A | 400 |
| | | NPO 法人B | |
| 留学生地域就職応援事業業務委託 | 4,319 | C株式会社 | 236 |

※出所「県提出資料」

再委託に関しては、次のとおり、両事業の業務委託契約書に、あらかじめ県の書面による承認を得る必要があるとされている。

しかし、上記一覧表に示した再委託に関し、県から書面による承認を得ている事業はなかった。

本団体によれば、再委託の内容については県から口頭による同意は得ているとのことであるが、同意を得ている旨を示す書類等を確認できなかった。

また、県においても、同意を与えていることに関する書類を確認できなかった。

【再委託に関する定め】(下線部分は監査人が追加)

(再委託)

第5条 (留学生地域就職応援事業は第9条) 乙 (財団法人福岡県国際交流センター)は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲 (福岡県) の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

※出所「業務委託契約書」

【指摘事項】

本団体は、再委託に関し、書面による承認を得ておらず、契約に違反している。

また、県から口頭による承認を得たとしても、それを示す書類等が確認できないため、承認を得たという事実の確認ができない。

県では、「福岡県文書管理規程(平成16年1月30日福岡県訓令第1号)」において、次のとおり、「事務の処理は文書をもって行うことが原則」とされ、「常にその処理経過を明らかにしておかなければならない」とされている。しかし、再委託の承認の事務処理に当たって作成された文書を確認できなかった。

【福岡県文書管理規程】

(文書事務の原則)

第3条 事務の処理は、文書をもって行うことを原則とする。

2 文書の処理は正確かつ迅速に行い、常にその処理経過を明らかにしておかなければならない。

※出所「福岡県文書管理規程」

また、再委託には一般的に次のようなリスクがあるため、契約書においても原則として禁止されている。

- ① 委託関係が複層化し、委託元である県の監督が行き届かなくなるなど、再委託先における情報の管理状況によっては、委託内容に関する情報漏洩リスクが増大する。
- ② 委託先に対しては県が直接の業務指示や検査確認ができるのに対して、再委託されると、県から再委託先への業務指示や検査確認が間接的となり、業務の質が低下するリスクや業務に係る責任の所在が不明確となるリスクがある。

以上のようなリスクを踏まえ、例外的に県が再委託の承認を行う場合は次の事項に留意することが望ましい。

【再委託承認時の留意事項】

- ① 県は、再委託を行う際の手続を委託先に遵守させる。
- ② 県は、再委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査する。
- ③ 県は、再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式がとられる場合には、その適切性を審査する。
- ④ 県は、再委託の承認後、委託先によって再委託先が適切に管理されるようモニタリングを行う。

なお、国は、平成18年8月25日付けで「公共調達適正化について」(財務大臣通達)を各省各庁の長あてに発出しており、その中で、「再委託の適正化を図るための措置」として、次のとおり記載している。

県は、福岡県財務規則等に基づき事務を行っており、この通達は直接適用されるものではないが、この内容を参考に必要な措置を講じることが求められる。

【再委託の適正化を図るための措置(財務大臣通達抜粋)】

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。)する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1)一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2)再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

①再委託を行う合理的理由

②再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3)履行体制の把握及び報告徴収

①再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

②委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

※出所「公共調達の適正化について

(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通達)」

(3) 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

<団体概要>

| | |
|---|--|
| 団 体 名 | 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 |
| 所 管 部 署 | 福祉労働部 福祉総務課 |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 26 年 6 月 28 日 |
| 団 体 設 立 目 的 (寄 付 行 為 又 は 定 款 よ り) | 県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。 |
| 団 体 事 業 概 要 | <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修</p> <p>(6) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言</p> <p>(7) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整</p> <p>(8) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(9) 共同募金事業への協力</p> <p>(10) 福祉人材センターに関する事業</p> <p>(11) 日常生活自立支援事業</p> <p>(12) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>(13) 民間社会福祉施設振興資金の貸付に関する事業</p> <p>(14) 社会福祉基金の運用に関する事業</p> <p>(15) ボランティアセンターに関する事業</p> <p>(16) ボランティア基金の運用に関する事業</p> <p>(17) 明るい長寿社会づくり推進センターに関する事業</p> <p>(18) 福祉サービスに関する苦情解決事業</p> <p>(19) 高齢者総合相談センターに関する事業</p> <p>(20) 福祉人材無料職業紹介所に関する事業</p> <p>(21) 障害者福祉情報センターに関する事業</p> <p>(22) 福利厚生センターに関する事業</p> <p>(23) 介護実習・普及センターに関する事業</p> <p>(24) 総合福祉センターに関する事業</p> <p>(25) 福祉サービス第三者評価事業に関する事業</p> <p>(26) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> |

| | | | |
|-------------|--|--------------|------------|
| 出資の状況 | 福岡県 一千円 (-%) | | |
| 組織体制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 役員 | うち県職員 (派遣含む) | うち県退職者 |
| | 24 名 | 1 名 | 1 名 |
| | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 1 名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 81 名 | -名 | 8 名 | |
| (うち常勤 81 名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 8 名) | |
| 関連団体 | 福岡県社会福祉大会 福岡県民生委員児童委員協議会 里親会 福岡県セルフセンター 第 30 回九州身体障害児者施設研究大会 | | |
| 備考 | - | | |

<事業状況>

【事業活動収支計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 事業活動収入 | 858,681 | 2,216,992 | 819,369 | 776,524 | 897,203 |
| うち会費収入 | 28,828 | 28,747 | 29,353 | 29,325 | 28,516 |
| うち県受託金収入 | 293,665 | 266,131 | 353,106 | 283,926 | 264,551 |
| うち県補助金収入 | 179,351 | 1,630,368 | 148,874 | 139,921 | 245,194 |
| 事業活動支出 | 849,749 | 739,589 | 836,354 | 773,274 | 1,038,669 |
| うち人件費支出 | 345,659 | 292,868 | 334,910 | 307,094 | 363,952 |
| うち事業費支出 | 433,434 | 354,466 | 401,244 | 374,369 | 428,100 |
| 事業活動収支差額 | 8,932 | 1,477,402 | △16,985 | 3,250 | △141,466 |
| 事業活動外収入 | 115,714 | 74,837 | 74,071 | 85,073 | 147,379 |
| 事業活動外支出 | 80,225 | 47,279 | 50,327 | 65,355 | 119,466 |
| 特別収支差額 | - | - | △0 | △0 | △0 |
| 当期活動収支差額 | 44,421 | 1,504,960 | 6,759 | 22,969 | △113,553 |

注：特別会計(生活福祉資金特別会計・生活福祉資金貸付事務費特別会計・要保護世帯向け不動産担保型生活資金特別会計・臨時特例つなぎ資金特別会計)については、平成22年度以前は事業活動収支計算書を作成していないため、平成23年度のみ集計している。また、公益会計(介護福祉士等修学資金貸付事業特別会計)は平成20年度に新設されたため、平成20年度以降において集計している。

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 資産合計 | 11,697,254 | 13,251,265 | 17,570,522 | 17,574,174 | 17,164,714 |
| 流動資産計 | 4,807,960 | 6,489,100 | 9,723,663 | 7,620,319 | 6,492,184 |
| うち現金預金 | 4,790,576 | 4,941,084 | 9,601,938 | 7,523,232 | 6,397,295 |
| 固定資産計 | 6,889,295 | 6,762,164 | 7,846,858 | 9,953,855 | 10,672,529 |
| うち基本財産 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 負債合計 | 11,278,701 | 11,317,718 | 14,378,709 | 14,383,061 | 516,961 |
| 流動負債計 | 91,283 | 83,513 | 183,942 | 84,531 | 106,032 |
| うち未払金 | 69,463 | 36,463 | 50,084 | 32,475 | 49,369 |
| 純資産合計 | 418,553 | 1,933,546 | 3,191,812 | 3,191,113 | 16,647,753 |

※出所「決算書」

< 県 財政関与の概要 >

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|--|---|-------|-------------------|
| 福岡県社会福祉協議会 運営費補助金 | 社会福祉法第 110 条第 1 項の規定に基づき本団体が実施する事業に要する一般会計の経費で、次に掲げる科目についての補助 (1) 会議費 (2) 事務費 (3) 事業費のうち福祉活動指導員費 (4) 諸支出金 | 49 年間 | 意見④ 意見⑤ 意見⑦ |
| 独立行政法人福祉医療 機構資金借入金利子補 助金 | 県内で社会福祉事業施設を経営する社会福祉法人が施設の整備のために、独立行政法人福祉医療機構から資金を借り入れた際の支払利息に対し本団体が補助を行う。 その補助に対する補助 | 42 年間 | — |
| 独立行政法人福祉医療 機構資金借入金利子補 助事務費補助金 | 上記の社会福祉協議会が補助を行う際に発生する事務費の補助 | 42 年間 | — |
| 福岡県社会福祉事業助 成費補助金 | (1) 県を単位とするボランティア活動の推進を図る事業を実施するために社会福祉協議会が設置した福岡県ボランティアセンターが行う事業に要する経費の補助 (2) 認知症、知的障害者等を対象とした相談等を行う日常生活自立支援事業に要する経費の補助 | 18 年間 | — |
| 生活福祉資金貸付事業 補助金 | 失業者等を対象に社会福祉協議会が貸付を行う生活福祉資金貸付事業に要する経費への補助 | 57 年間 | — |
| 福岡県緊急雇用創出事 業臨時特例基金事業（生 活福祉資金相談体制整 備事業）補助金 | 生活福祉資金の貸付を行ったものを対象に社会福祉協議会が自立に向けた相談を行う相談員を配置している。それに要する経費への補助 | 2 年間 | — |
| 福岡県明るい長寿社会 づくり推進センター運 営費補助金 | (※1) | 23 年間 | 意見① 意見⑦ |
| 福岡県福祉サービス苦 情解決事業費補助金 | 福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決に要する経費への補助 | 12 年間 | 意見⑥ |

(※1) 詳細は意見にて記載

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|---|--|--------|------|------|
| 明るい長寿社会づくり推進機構事業委託 | (※1) | 特命随意契約 | 23年間 | 意見① |
| 福祉・介護人材育成就業促進事業委託 (緊急雇用創出事業委託臨時特例基金) | 介護関係の無資格者である求職者を、派遣会社を通じて、県内の社会福祉施設等に介護補助員として派遣し、資格を取得させて介護職員としての就労に結びつける業務 | 特命随意契約 | 4年間 | 意見② |
| 福岡県福祉人材センター運営事業委託 | 福祉の職場への就業の援助及び福祉人材の資質の向上を図るための下記事業 (1)福祉人材無料職業紹介事業等による就業の援助・相談事業 (2)社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会・講習会等開催事業 (3)社会福祉事業従事者に対する研修 | 特命随意契約 | 19年間 | 意見⑦ |
| キャリアアップ支援研修事業委託 | 社会福祉事業従事者に必要な専門的知識・技術を習得させるためのキャリアアップ支援研修の実施 | 特命随意契約 | 2年間 | 意見② |
| 福岡県福祉サービス第三者評価事業委託 | 第三者評価機関が社会福祉事業の経営者に対する評価を行っている。 その公正・中立かつ専門性をもって評価を行うことを担保するために設置されている第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会の運営業務 | 特命随意契約 | 7年間 | — |
| 福岡県総合福祉センター福祉関連情報システム等管理運営に関する業務委託 | 福岡県総合福祉センター福祉関連情報システムに関する下記の業務 (1)福祉関連システム及び福祉・保健総合情報ネットワークのデータ管理 (2)福祉関連情報システムの運営 | 特命随意契約 | 16年間 | — |

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|---------------------------|--|--------|------|-------------------|
| 職場体験事業委託 | 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して職場を体験する機会を提供するため、福祉・介護の職場体験を実施する業務 | 特命随意契約 | 3年間 | — |
| 福祉・介護人材マッチング支援事業委託 | (1) 無料職業紹介事業を通して個々の求職者にふさわしい福祉・介護の職場を開拓・紹介する。 (2) 福祉・介護の業務を行う事業所に対して人材確保・定着に係る技術的援助を行う。 | 特命随意契約 | 3年間 | 意見③ |
| 相談支援従事者研修事業委託 | 障害者等の相談支援に従事する者の資質の向上を目指す、相談支援業務の初任者研修を実施する業務 | 特命随意契約 | 6年間 | 意見② 意見⑥ |
| 福岡県障害者福祉情報センター運営事業委託 | 障害者が生活上の諸問題を解決するために役立つ情報を提供する福岡県障害者福祉情報センターの運営業務 | 特命随意契約 | 24年間 | 意見② 意見⑥ |
| 福岡県明るい長寿社会づくり推進事業委託 | (※1) | 特命随意契約 | 4年間 | 意見① |
| 第11回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭開催事業委託 | (※1) | 特命随意契約 | 11年間 | 意見① |
| 身体拘束廃止推進研修業務委託 | 身体拘束を用いない介護の実践的手法を習得するための研修を実施する業務 | 特命随意契約 | 11年間 | 意見② 意見⑥ |
| 福岡県高齢者総合相談センター運営事業委託 | 高齢者及びその家族に対する相談業務を行う福岡県高齢者総合相談センターの運営委託 | 特命随意契約 | 25年間 | 意見② 意見⑥ 意見⑦ |
| 福岡県介護実習・普及センター事業委託 | 高齢者介護の実習・普及事業及び福祉用具の普及事業を行う業務 | 特命随意契約 | 16年間 | 意見② 意見⑥ 意見⑦ |

(※1) 詳細は意見にて記載

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要>

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|-----------------------|---|--------------------------------------|------|
| 福岡県社会福祉大会補助金 | 福岡県社会福祉大会の実施に要する経費の補助 | 44年間 | — |
| 福岡県民生委員児童委員協議会補助金 | 民生委員への手当等、民生委員協議会の運営に必要な経費の補助 | 49年間 | — |
| 福岡県里親会運営費補助金 | 里親に対する養育技術の向上等を行う福岡県里親会の運営経費に対する補助 | 34年間 | — |
| 福岡県セルプセンター運営費補助金 | 授産事業の振興、製品の販路拡大、普及事業を行う福岡県セルプセンターの運営経費に対する補助 | 22年間 | — |
| 第30回九州身体障害児者施設研究大会補助金 | 九州身体障害児者施設研究大会の実施経費の補助 毎年九州各県の社協の輪番制により実施している。 | 単年度 福岡開催時 のみ支出 前回はH15 年度 | — |

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<県 財政関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|--|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 福岡県社会福祉協議会運営費補助金 | 37,970 | 33,362 | 33,418 | 32,970 | 32,470 |
| 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金 | 54,091 | 44,818 | 33,995 | 26,098 | 18,186 |
| 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助事務費補助金 | 928 | 873 | 767 | 684 | 619 |
| 福岡県社会福祉事業助成費補助金 | 49,882 | 48,069 | 45,179 | 44,744 | 44,858 |
| 生活福祉資金貸付事業補助金 | 42,266 | 34,099 | 5,299,676 | 37,562 | 65,069 |
| 福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（生活福祉資金相談体制整備事業）補助金 | — | — | — | 38,930 | 48,620 |
| 福岡県明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金 | 26,181 | 26,181 | 26,181 | 26,181 | 26,143 |
| 福岡県福祉サービス苦情解決事業費補助金 | 10,299 | 9,546 | 9,334 | 9,244 | 9,229 |
| 計 | 221,617 | 196,948 | 5,448,550 | 216,413 | 245,194 |

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 明るい長寿社会づくり推進 機構事業委託 | 10,787 | 6,750 | 6,713 | 6,275 | 3,581 |
| 福祉・介護人材育成就業促 進事業委託 (緊急雇用創出事業委託臨 時特例基金) | — | 21,781 | 7,859 | 17,507 | 11,924 |
| 福岡県福祉人材センター運 営事業委託 | 102,717 | 94,689 | 90,958 | 70,738 | 69,609 |
| キャリアアップ支援研修事 業委託 | — | — | — | 18,882 | 22,932 |
| 福岡県福祉サービス第三者 評価事業委託 | 7,560 | 5,462 | 5,462 | 5,421 | 4,052 |
| 福岡県総合福祉センター福 祉関連情報システム等管理 運営に関する業務委託 | 17,141 | 11,424 | 11,424 | 11,414 | 9,340 |
| 職場体験事業委託 | — | — | 782 | 4,026 | 2,971 |
| 福祉・介護人材マッチング 支援事業委託 | — | — | 2,981 | 11,262 | 13,724 |
| 相談支援従事者研修事業委 託 | 2,043 | 1,359 | 1,268 | 1,378 | 1,378 |
| 福岡県障害者福祉情報セン ター運営事業委託 | 12,637 | 8,636 | 9,520 | 8,850 | 6,971 |
| 福岡県明るい長寿社会づく り推進事業委託 | — | 3,966 | 3,966 | 3,966 | 3,966 |
| 第11回福岡県ねんりんスポ ーツ・文化祭開催事業委託 | 47,900 | 44,425 | 51,658 | 51,874 | 42,548 |
| 身体拘束廃止推進研修業務 委託 | 776 | 768 | 768 | 768 | 753 |
| 福岡県高齢者総合相談セン ター運営事業委託 | 26,506 | 26,420 | 26,956 | 14,012 | 13,732 |
| 福岡県介護実習・普及セン ター事業委託 | 46,382 | 46,256 | 46,176 | 46,030 | 45,340 |
| 計 | 274,449 | 271,936 | 266,491 | 272,403 | 252,821 |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福岡県社会福祉大会補助金 | 600 | 600 | 600 | 600 | 600 |
| 福岡県民生委員児童委員協議会補助金 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 福岡県里親会運営費補助金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 福岡県セルフセンター運営費補助金 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| 第30回九州身体障害児者施設研究大会補助金 | — | — | — | — | 200 |

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<発見事項>

① 明るい長寿社会づくり推進機構事業に係る諸論点について

明るい長寿社会づくり推進機構事業については、県から複数の委託料及び補助金が社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「本団体」という。）に支出されているため、同事業の概要を解説したうえで、各補助金及び委託料に対する意見を述べる。

明るい長寿社会づくり推進機構事業とは、厚生省（現 厚生労働省）が平成元年に制定した「高齢者保健福祉推進 10 か年戦略」に基づく事業であり、具体的な事業の内容は平成元年 10 月 19 日付け厚生省通知「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」（以下「通知」という。）において、次のように規定されている。

- 1 高齢者の社会活動についての啓発、普及
- 2 都道府県健康福祉祭(高齢者のスポーツ・健康づくり・福祉等の総合イベント)の開催
- 3 全国健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣
- 4 高齢者スポーツ団体等高齢者関係団体の育成及び連絡・調整 ほか

通知において、明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施主体は、各都道府県に整備された「明るい長寿社会づくり推進機構」であることが明記されている。

県では、本団体が団体内に設置した「福岡県明るい長寿社会づくり推進センター」を福岡県の明るい長寿社会づくり推進機構として位置づけている。このため、県は明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施に当たり、本団体に対して事業の業務委託及び補助金の交付を行っている。この場合の業務委託は、明るい長寿社会づくり推進機構事業であれば本団体以外の受託者はないため、全て特命随意契約である。

本団体に設置されている福岡県明るい長寿社会づくり推進センターが実施した平成 23 年度の事業実績及び県からの財政的関与は、次のとおりである。

【平成 23 年度の事業実績】

(単位：千円)

| 事業名 | 事業収入 | | 事業支出 | 収支差額 |
|---------------------|--------|---|--------|------|
| | | 収入のうち県の財政的関与額 | | |
| 明るい長寿社会づくり推進機構事業 | 34,156 | 委託料① 3,581 委託料② 3,966 補助金 26,143 合計 33,690 | 34,156 | - |
| 福岡県ねんりんスポーツ・文化祭開催事業 | 48,379 | 委託料③ 42,548 | 48,379 | - |
| 合計 | 82,536 | 76,238 | 82,536 | - |

※出所「平成 23 年度決算書」

平成 23 年度実績によれば、事業収入の 92.4% (76,238 千円/82,536 千円=92.36%) が県からの補助金又は委託料であり、実施されている事業は全て県からの委託によるもので、補助金は福岡県明るい長寿社会づくり推進センターの運営に必要な人件費に充てられており、財源の大部分は県の負担である。

また、通知には県に対して明るい長寿社会づくり推進機構事業を実施しなければならないという強制力はないものの、平成 18 年度の三位一体改革により国からの税源移譲がなされ、それを財源に事業は実施されてきた。

平成 23 年度実績のうち、県の財政的関与の内容及び実績は次のとおりである。

【県の財政的関与の状況】

(単位：千円)

| 区分 | 名称 | 所管部署 | 金額 |
|------|------------------------------|-----------|--------|
| 委託料① | 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 | 福祉総務課 | 3,581 |
| 委託料② | 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 | 県民文化スポーツ課 | 3,966 |
| 委託料③ | 第 11 回福岡県ねんりんスポーツ文化祭開催事業業務委託 | 県民文化スポーツ課 | 42,548 |
| 補助金 | 明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金 | 県民文化スポーツ課 | 26,143 |
| 合計 | | | 76,238 |

①-1 (意見) 委託料① 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 (福祉総務課所管分)
に係る委託内容の明確化について

【現状】

明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 (福祉総務課所管分) は、高齢者の地域活動等を推進するための組織づくり事業、趣味や同好の高齢者サークルを通じて培う生きがいを支援するための仲間づくり支援事業を実施するというものである。

県が民間企業等に委託業務を実施する場合、具体的な委託業務の内容は契約書及び仕様書等に規定されている。

本業務委託では、次のとおり契約書及び仕様書に委託事業の内容が記載されている。

【委託契約書 (抜粋)】 (下線部分は監査人が追加)

(目的)

第1条 甲 (県) は、別添仕様書の定めるところにより、事業の実施を乙 (本団体) に委託し、乙 (本団体) は、これを受託する。

【仕様書】

1 目的

高齢者の地域活動等を推進するための組織づくり事業、はつらつとした生きがいを持って暮らせるよう趣味や同好の高齢者サークルを通じての仲間づくり支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的とする。

2 実施主体

県

3 業務の内容

次の事業の実施に係る企画・広報・運営等必要な業務

・仲間づくり支援事業

ア実施時期・期間

平成23年4月から平成24年3月の適当な期間

イ内容

[1] 高齢者サークル活動に関する情報の収集、提供及び活動状況の調査

[2] その他、仲間づくり支援事業の実施にあたり、必要な業務

契約書及び仕様書に基づき、本団体が平成23年度に実施した事業実績は次のとおりである。なお、本業務委託は、平成23年度をもって終了している。

【平成 23 年度事業実績】

(単位：千円)

| 事業名 | 事業内容 | 支出額 |
|--------------|--|-------------------------------|
| 仲間づくり支援事業 | 1. ホームページにおいて高齢者サークル紹介などの情報提供を実施 2. 本団体広報誌「ふくおかのふくし」に高齢者サークル情報を掲載 | 3,705 (うち3,581千円は県からの委託収入) |
| 協働関係機関との連絡調整 | 九州地区明るい長寿社会づくり推進機構実務者会議出席など | |

※出所「平成 23 年度実績報告書」から作成

【課題】

仕様書の「3 業務の内容」の記載事項は、曖昧な文章である。すなわち、具体的にはどのような情報を収集すべきなのか、何件の情報を収集すべきなのか、提供とはどのような形式で実施すべきなのか、活動の調査とは具体的に何をするのか、調査結果はどのようにまとめて報告を受けるのかなどが全て不明である。これは、業務委託の内容が不明確であることを意味する。この結果、県は仕様書の内容に沿った業務が行われたか判断できず、本業務委託の目的が達成されたか否かを把握することができない可能性がある。

【改善案】

本業務委託は、県が本団体に対して契約に基づき仕様書に記載した業務内容を実施させるというものである。

このため、県は仕様書に業務内容を明確に記載する必要がある。これによって、県は、受託業者が仕様書の業務内容を遵守して事業を実施したか検査する基準が明確となり、業務実績を適切に把握することができ、これを基に業務実績を適切に評価することができる。

①-2 (意見) 委託料② 明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 (県民文化スポーツ課所管分) に係る再委託の見直しについて

【現状】

明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託 (県民文化スポーツ課所管分) は、高齢者のスポーツ活動を通じた健康づくり、生きがいくくり、仲間づくりの支援事業を実施することにより、高齢者の社会活動の振興を図ることを目的に、老人スポーツ・ニュースポーツ普及事業を実施している。

事業の実施体制は、県が本団体に委託し、さらに本団体が社団法人福岡県老人クラブ連合会 (以下「県老連」という。) に再委託することで実施されている。

また、仕様書をみると業務の内容に、事業の実施に当たっては「社団法人福岡県老人クラブ連合会へ委託して実施するものとする」との記載があり、事業スキーム自体に本団体から県老連への再委託が組み込まれていることがわかる。

本団体が平成 23 年度に実施した事業実績は次のとおりである。支出金額ベースで、78.7% ((1,924 千円+1,212 千円)/3,985 千円=78.69%) が再委託費として支出されている。再委託費以外の支出は主に本団体全体で生じる共通経費である。本業務委託は、実質的に実施事業の全てを県老連への再委託により行われていることがわかる。

【平成 23 年度事業実績】

(単位：千円)

| | 内容 | 支出額 | 備考 |
|-------------|-------------------------------|------------------------------|---------|
| 老人スポーツ普及事業 | 高齢者向けのスポーツ大会として、ゲートボール大会を開催 | 1,924 | 県老連へ再委託 |
| ニュースポーツ普及事業 | 高齢者を対象としたペタンク及びグランドゴルフ大会などを開催 | 1,212 | 県老連へ再委託 |
| 上記事業に係る管理費 | 協働関係機関との連絡調整 | 24 | |
| | 直接経費 | 224 | |
| | 共通経費 | 601 | |
| 合計 | | 3,985 (うち 3,966 は県からの委託料) | |

※出所「平成 23 年度実績報告書」から作成

県に対して実施事業は県老連へ再委託されているが、県から県老連へ直接委託することはできないか質問したところ、所管部署である県民文化スポーツ課から「高齢者の生きがいくくりを目的に行っている事業であり、本団体は総合的に生きがいくくり事業を行うノウハウを有していることから、直接県老連へ委託するよりもよい事業を実施できるものと考えている」旨の回答を得た。

【課題】

県は、本業務委託を明るい長寿社会づくり推進機構事業と位置づけているため、福岡県明るい長寿社会づくり推進センターが設置されている本団体へ委託している。しかし、本業務委託は、明るい長寿社会づくり推進機構事業と位置づける必要は必ずしもなく、国からの強制があるわけでもない。

また、所管部署である県民文化スポーツ課によれば、よりよい生きがいくくり事業のためには県老連へ直接委託するよりも本団体へ委託した方がよりよい事業が実施できるとのことである。しかし、仕様書をみると、県老連が事業を実施することが明記されており、これは委託に基づき県老連が開催する高齢者向けスポーツ大会へ資金を支出する目的であると理解することができ、実質的に事業を運営しているのは県老連であるといえる。これらのことから、本業務委託は必ずしも本団体へ委託する必要はない事業であると考えられる。

県が、直接、県老連へ本事業を委託できるにもかかわらず、本団体を通じて委託しているのであれば、本団体で生じる管理費分のコスト、特に本団体の全体で発生する共通経費 601 千円分コスト高になっており、その分委託料が過大になっているといえる。

【改善案】

当初から委託先として県老連を想定したうえで、高齢者向けのスポーツ大会の開催を県が企画立案し、これに基づき仕様書を作成するのであれば、県老連へ直接委託することを検討すべきである。これにより、県老連が実施した高齢者向けのスポーツ大会の内容を直接把握することができ、事業の評価をより適切に行うことが可能となる。また、今まで発生していた管理費分のコスト節減が見込まれる。

①-3（意見）福岡県明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金の廃止及び福岡県明るい長寿社会づくり推進センターに係る各業務委託の人件費積算の見直しについて

【現状】

福岡県明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金とは、本団体に設置されている福岡県明るい長寿社会づくり推進センター（以下「センター」という。）の運営費、具体的には人件費相当額を県が補助するものである。

平成 23 年度の補助金交付実績は次のとおりである。

【平成 23 年度事業実績】

（単位：千円）

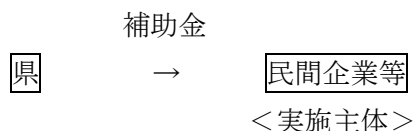
| 内容 | 金額 |
|--|--------|
| 人件費 補助対象人数 17 人 ※専任職員 3 名（1 年分全額を補助） 兼任職員 14 名（総務部門等職員の人件費。数か月分等一部分のみを補助） | 26,143 |

※出所「平成 23 年度事業実績報告」から作成

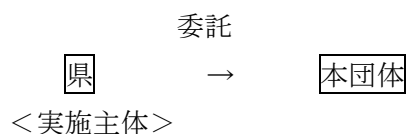
【課題】

補助金は、本来民間企業等が実施する事業に対して、公益上必要がある場合に支出がなされる。

すなわち、県が補助金を支出する補助対象は、民間企業等が実施主体となって事業を行うことが前提であり、その事業に公益性が認められる場合に補助金が交付される。



ところが、センターで実施されている各種の事業は、全て県からの委託事業である。すなわち、県の委託事業である限り、事業の実施主体は県にある。



このように考えると、補助対象団体（センター）と委託事業（明るい長寿社会づくり推進機構事業業務委託、ねんりんスポーツ・文化祭開催事業業務委託）との関係が明確でなく、補助金本来の趣旨から考えて適切な補助金支出とはいえない。

また、平成 23 年度にセンターの事業として実施された各委託料について、予定価格の積算根拠資料から積算科目及び積算金額を調査した。

【県の財政的関与の状況】

(単位：千円)

| 区分 | 名称 | 積算科目 | 金額 |
|------|--|--|--------|
| 委託料① | 明るい長寿社会づくり推進機構事業 業務委託（福祉総務課所管分） ※平成 23 年度で終了 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員旅費 ・ 図書購入費 ・ 広報費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 消耗品費、需用費 ・ 諸会費 ・ 研修費 ・ 賃借料 | 3,581 |
| 委託料② | 明るい長寿社会づくり推進機構事業 業務委託（県民文化スポーツ課所管分） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 ・ 会場費 ・ 助成費 ・ 食糧費 ・ 印刷費 ・ 需用費 ・ 通信運搬費 ・ 借料損料 ・ 諸謝金 ・ 報酬 | 3,966 |
| 委託料③ | 第 11 回福岡県ねんりんスポーツ文化 祭開催事業業務委託 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員等旅費 ・ 諸謝金 ・ 会議費 ・ 賃借料 ・ 業務委託費 ・ 消耗品費 ・ 通信運搬費 ・ 助成費 ・ 顕彰費 ・ 食糧費 | 42,548 |

いずれの業務委託も業務実施に直接必要な経費のみが積算されており、事業実施に必要なセンター職員の人件費相当額が考慮されていないことがわかる。すなわち、県は事業実施に必要な委託料から人件費相当額を除いて低く積算し、実際は別途人件費相当額の補助金を支出することで、委託事業全体を実施している。これでは、各委託業務の人件費を含めた本来あるべき委託金額が適切に反映されず、県民にとって委託業務の実態を把握できない。

センター運営費補助金は、【現状】に記載のとおり 17 名分の人件費が補助対象として算定されており、その内訳は、センターの実施する事業の専任職員 3 名、センターの実施する事業に一部のみ関わる兼任職員 14 名から構成されている。

本来、補助金は補助対象経費が明確である必要がある。すなわち、本補助金であれば、センターが実施する県からの業務委託の事業を踏まえ、各事業に生じた人件費を具体的に算定し補助対象経費を把握すべきである。

【改善案】

本補助金が補助対象としてきた業務委託の事業に係る人件費は、各業務委託の契約金額の中に反映すべき事項であることから、本補助金は廃止し、各事業の実施に本来必要な金額を委託料として適切に算定すべきである。

② (意見) 本団体に対する業務委託における特命随意契約の見直しについて

【現状】

県は、県の福祉政策に係る業務について本団体に対し業務委託を行っている。平成 23 年度の実績で、委託契約件数 15 件、委託に関する総支出金額は 252,821 千円となる。

この 15 件全てが特命随意契約である。

業務委託の内容を検討したところ、事業内容の特殊性、国からの通知等により委託先が本団体のみに限定されると考えられるものは 8 件であった。

このため、残りの 7 件について、契約の妥当性について内容を検討した。

【特命随意契約の事例①：福祉・介護人材育成就業促進事業委託】

| | |
|----------------------|---|
| 契約名 | 福祉・介護人材育成就業促進事業委託 |
| 契約金額 | 11,923,512 円 |
| 予定価格 | 11,923,512 円 (落札率 100.0%) |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23. 1. 24~H24. 3. 31 |
| 業務の内容 | <p>福祉・介護人材育成就業促進事業とは、介護関係の無資格者である求職者を、派遣会社を通じて、県内の社会福祉施設等に介護補助員として派遣し就業の機会を確保するとともに、ホームヘルパー養成研修 2 級課程終了の資格を取得してもらうことで、介護職員としての就労に結びつけることを目的とする事業である。</p> <p><県から本団体に対する業務委託の内容></p> <p>(1) 事業の施設への周知、派遣受入施設の募集及び選考</p> <p>ア 県内の施設に対する事業の周知、派遣労働者受入への協力依頼</p> <p>イ 施設からの派遣労働者受入申込み受付</p> <p>ウ 申込み内容を確認し、適当と認める施設を、派遣会社へ情報提供</p> <p>(2) 派遣労働者に対するホームヘルパー養成研修の実施</p> <p>ア 訪問介護員養成研修 2 級課程の実施</p> |
| 単独見積りの理由 | <p>1 本事業は、平成 21 年 2 月から本団体との随意契約により事業を開始しており、本団体に対する委託業務は良好に履行されていること</p> <p>2 派遣労働者の受入先となる社会福祉施設との密接な連携が可能であり、かつ、研修の開催にあたっては社会福祉施設の受入申込み状況を的確に反映した弾力的な研修スケジュールを組むことができる事業者・団体に委託することが必要だが、本団体以外に適当な事業者・団体がいないこと</p> |
| 特命随意契約理由が不十分と考えられる根拠 | <p>稟議書において上記単独見積りの理由が記載されている。</p> <p>(1) 事業の施設への周知、派遣受入施設の募集及び選考 (以下「(1) 施設への周知等業務」という。) については、県内の施設等に対して周知等を行うものであるため、県全域において社会福祉事業を行っている本団体への特命随意契約は理解し得る。</p> <p>しかし、(2) 派遣労働者に対するホームヘルパー養成研修 (以下「(2) ホームヘルパー養成研修業務」という。) の実施については、同内容の研修を実施している民間事業者等が存在することから本団体以外の民間事業者等でも実施可能と考えられる。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>県は(1)施設への周知等業務と(2)ホームヘルパー養成研修業務を併せてひとつの契約として本団体へ委託しているが、これは研修の開催に当たり社会福祉施設の受入申込み状況を的確に反映した弾力的な研修スケジュールを組むことができるのは本団体しか存在しないと判断していることによる。しかし、民間事業者等であっても上記内容を踏まえた弾力的な研修スケジュールを組むことができれば、業務委託の内容を分割し、(2)ホームヘルパー養成研修業務について公募等を行い、民間事業者等からの参入を促すことは可能であると考えられる。</p> <p>また、県が、本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの業務への参入機会の可能性を具体的に検討している文書は確認できなかった。</p> <p>さらに、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と同額、すなわち落札率100%となっており、この金額で契約がなされている。これは、特命随意契約のため県が予算を積算する段階で本団体と事業内容等の協議を行っているため、結果的に予定価格と見積り金額が同額となり、これで契約がなされたことは、競争性が反映された契約金額とはなっておらず契約金額が高額となっている可能性がある。</p> |
|--|--|

【特命随意契約の事例②：キャリアアップ支援研修事業委託】

| | |
|----------------------|--|
| 契約名 | キャリアアップ支援研修事業委託 |
| 契約金額 | 22,932,000 円 |
| 予定価格 | 22,932,000 円 (落札率 100.0%) |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23. 4. 1～H24. 3. 31 |
| 業務の内容 | <p>キャリアアップ支援研修事業とは、福祉・介護サービスに従事する者等に対し、資質の向上を図り、キャリアアップを支援する研修を行うことで、福祉介護分野の就労定着を支援することを目的とする事業である。</p> <p><県から本団体に対する業務委託の内容> 社会福祉事業従事者に対する研修実施</p> <p>(1) 新任研修 (2) 基礎研修 (3) 専門研修 A (4) 専門研修 B (5) 管理系研修 (6) 職場内研修指導者養成研修 (7) ホームヘルパー研修 (8) 認知症介護実践研修</p> |
| 単独見積りの理由 | <p>1 福岡県社会福祉協議会は、社会福祉法第 110 条により県内の社会福祉事業従事者に対する研修を実施することを目的とする団体であること</p> <p>2 福祉の職場における人材確保、無料職業紹介等を実施し、関係機関とのネットワークの形成、各種ニーズに迅速に対応できる調整力、ノウハウを有している団体であること</p> |
| 特命随意契約理由が不十分と考えられる根拠 | <p>稟議書において上記単独見積りの理由が記載されている。</p> <p>キャリアアップ支援研修事業は、国からの通知において事業内容が定められているが、事業の実施主体は、原則として都道府県及び市町村とされており、社会福祉法人等の団体への委託や補助等により事業を実施することができるとされており、委託先を本団体に限るとされている訳ではない。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>当業務委託は、社会福祉事業従事者に対する研修である。確かに、専門研修の中には「小規模作業所等職員研修」のように、本団体にのみ開催できると考えられる研修内容も含まれている。しかし、基本的には社会福祉事業全般に係る内容であり、民間事業者等に対して委託できる余地はあると考えられ、県は、本団体へ委託する業務の単位を配慮することにより、本団体以外の民間事業者等へ直接委託できたと考えられる。</p> <p>また、県が本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの参入機会の可能性を具体的に検討している文書は確認できなかった。</p> <p>さらに、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と同額、すなわち落札率100%となっており、この金額で契約がなされている。これは、県は国が公表している「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」に記載されているキャリアアップ支援研修の1回当たり単価に、仕様書に記載された研修回数が積算された結果と考えるとのことであった。しかし、民間事業者等も加えた公募等の競争性のある契約方式によれば競争性が働き、より低い金額で事業を実施できた可能性がある。</p> |
|--|--|

【特命随意契約の事例③：相談支援従事者研修事業委託】

| | |
|----------------------|--|
| 契約名 | 相談支援従事者研修事業委託 |
| 契約金額 | 1,378,000円 |
| 予定価格 | 1,402,443円（落札率 98.3%） |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23.6.15～H24.3.31 |
| 業務の内容 | <p>相談支援従事者研修事業とは、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を修得すること及び困難事例に対する援助方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする事業である。</p> <p><県から本団体に対する業務委託の内容></p> <p>県内で活動する相談支援従事者の初任者研修実施</p> <p>※同内容の研修を、本団体と北九州市障害者相談支援事業協会の2団体へ委託している。</p> |
| 単独見積りの理由 | <p>1 過去平成18年度から平成22年度まで本団体へ委託し適正に実施されていること</p> <p>2 他の類似研修も実施しており、ノウハウが豊富で障害者福祉に対する知識も蓄積していること</p> |
| 特命随意契約理由が不十分と考えられる根拠 | <p>稟議書において上記単独見積りの理由が記載されている。</p> <p>県は、本事業について県内を2か所に分け、同内容の業務を、本団体及び北九州市障害者相談支援事業協会の2団体へそれぞれ委託している。2団体へ同業務を委託している以上、単独見積りの理由は成立しなくなり、少なくとも当該2団体に対する見積り合わせは実施可能であったと考えられる。</p> <p>また、研修内容は障害者自立支援法に基づく相談支援事業所において、相談支援に従事する者に対する研修であり、本団体以外の者が実施できないと断定することはできない。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>また、県は、本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの参入機会の可能性を具体的に検討している文書は確認できなかった。</p> <p>さらに、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と近似しており落札率98.3%と著しく高い。本団体以外の者も加えた公募等の競争性のある契約方式によれば競争性が働き、より低い金額で事業を実施できた可能性がある。</p> |
|--|--|

【特命随意契約の事例④：障害者福祉情報センター運営事業委託】

| | |
|----------------------|---|
| 契約名 | 障害者福祉情報センター運営事業委託 |
| 契約金額 | 6,971,000円 |
| 予定価格 | 6,971,000円（落札率 100.0%） |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23.4.1～H24.3.31 |
| 業務の内容 | <p>障害者福祉情報センター運営事業とは、同センターの業務として次のことを実施する事業である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者に係る諸情報を広く収集し、その分類、管理方法及び提供システムを研究する。 2 照会に応じ必要な情報を迅速、的確に提供する。 3 障害者福祉の推進に役立つ諸情報について広報誌等により、広く県民に周知徹底を図る。 |
| 単独見積りの理由 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成4年度から本団体に委託しているが、成果は良好であること 2 高齢者相談事業等の類似事業を実施しており、障害者福祉情報に関する知識・情報を蓄積し県の事業目的を十分達成し得るものと判断され、県内の市町村と密接な連携を図ることができるのは本団体のみであること |
| 特命随意契約理由が不十分と考えられる根拠 | <p>稟議書において上記単独見積りの理由が記載されている。</p> <p>上記の理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示してはいるが、本団体以外の者が実施する能力がないと断定することはできない。また、県内市町村と密接な連携を図るべきなのは障害者福祉情報センターであって、本団体を前提に考えるのは相応しくない。</p> <p>また、県は、本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの参入機会の可能性を具体的に検討している文書は確認できなかった。</p> <p>さらに、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と同額、すなわち落札率100%となっており、この金額で契約がなされている。これは、県が予算を積算する段階から本団体と事業内容等の協議を行っているため、結果的に予定価格と見積り金額が同額となり、これで契約がなされたことは、競争性が反映された契約金額とはなっておらず契約金額が高額となっている可能性がある。</p> |

【特命随意契約の事例⑤：身体拘束廃止推進研修業務委託】

| | |
|----------------------|---|
| 契約名 | 身体拘束廃止推進研修業務委託 |
| 契約金額 | 753,000 円 |
| 予定価格 | 768,000 円（落札率 98.0%） |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23. 7. 21～H24. 3. 31 |
| 業務の内容 | <p>身体拘束廃止推進研修事業とは、身体拘束の廃止及び高齢者の権利擁護を推進するため、身体拘束廃止推進員養成研修及び看護職員研修を行う事業である。</p> <p><県から本団体に対する業務委託の内容></p> <p>身体拘束廃止推進員養成研修及び看護職員研修の実施</p> |
| 単独見積りの理由 | <p>1 本団体は県内全域を対象とする唯一の社会福祉団体であり「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」を事業の一つとしており、適切な研修の実施が期待できること</p> <p>2 本事業を平成 13 年から委託しており、福祉事業全般に精通した相談員等を配置し、この業務を適切に実施していること</p> |
| 特命随意契約理由が不十分と考えられる根拠 | <p>稟議書において上記単独見積りの理由が記載されている。</p> <p>事業の内容は、身体拘束廃止を目的としているが、県は上記理由のほか、身体拘束廃止が新しい分野であること、本団体は介護保険の苦情窓口であること、県の身体拘束廃止推進会議に本団体が参加していることをもって本団体を選定することが適切としている。しかし、これらの理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示してはいるが、本団体以外の者が実施する能力がないと断定することはできない。</p> <p>また、県は、本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの参入機会の可能性を具体的に検討している文書は確認できなかった。</p> <p>さらに、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と近似しており落札率 98.0%と著しく高い。本団体以外の者も加えた公募等の競争性のある契約方式によれば競争性が働き、より低い金額で事業を実施できた可能性がある。</p> |

【特命随意契約の事例⑥：高齢者総合相談センター運営事業委託】

| | |
|-------|---|
| 契約名 | 高齢者総合相談センター運営事業委託 |
| 契約金額 | 13,732,000 円 |
| 予定価格 | 13,953,000 円（落札率 98.4%） |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23. 4. 1～H24. 3. 31 |
| 業務の内容 | <p>高齢者総合相談センター事業とは、同センターの業務として次のことを実施する事業である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等が抱える問題解決に必要な情報収集等 2 高齢者等からの電話相談及び来所相談対応、関係機関との連絡調整 3 市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の相談体制の強化の支援のため必要な定期的情報提供及び研修 |

| | |
|----------------------|--|
| 単独見積りの理由 | <p>1 本団体は平成4年度から本事業の運営を受託し適正な運営を行っていること</p> <p>2 本団体は、本事業を行うだけの十分な知識、経験、情報を有していること</p> <p>3 本団体は、市町村社会福祉協議会をはじめとした関係機関との関わりが深く、連携を取りながら問題解決に当たることができること</p> <p>4 本団体には、福祉全般の一般相談員、専門相談員が配置されているなど事業の安定的な実施が可能であること</p> |
| 特命随意契約理由が不十分と考えられる根拠 | <p>稟議書において上記単独見積りの理由が記載されている。</p> <p>上記の理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示しているが、本団体以外の者が実施する能力がないと断定することはできない。</p> <p>また、県は、本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの参入機会の可能性を具体的に検討している文書は確認できなかった。</p> <p>さらに、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と近似しており落札率98.4%と著しく高い。本団体以外の者も加えた公募等の競争性のある契約方式によれば競争性が働き、より低い金額で事業を実施できた可能性がある。</p> |

【特命随意契約の事例⑦：介護実習・普及センター事業委託】

| | |
|----------------------|--|
| 契約名 | 介護実習・普及センター事業委託 |
| 契約金額 | 45,340,000円 |
| 予定価格 | 45,843,000円（落札率 98.9%） |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23.4.1～H24.3.31 |
| 業務の内容 | <p>介護実習・普及センター事業とは、同センターの業務として次のことを実施する事業である。</p> <p>1 介護実習・普及事業 県民に対する高齢者介護意識の啓発、介護基礎知識・技術の普及等</p> <p>2 福祉用具普及事業 多様な福祉用具の展示等</p> |
| 単独見積りの理由 | <p>1 本団体は平成8年度から本事業の運営を受託し適正な運営を行っていること</p> <p>2 本団体は、本事業を行うだけの十分な知識、経験、情報を有していること</p> <p>3 本団体は、市町村社会福祉協議会をはじめとした関係機関との関わりが深く、連携を取りながら福祉用具の普及等に当たることができること</p> <p>4 本団体には、福祉事業全般に精通したスタッフが配置されているなど事業の安定的な実施が可能であること</p> |
| 特命随意契約理由が不十分と考えられる根拠 | <p>稟議書において上記単独見積りの理由が記載されている。</p> <p>上記の理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示しているが、本団体以外の者が実施する能力がないと断定することはできない。</p> <p>また、県は、本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの参入機会の可能性を具体的に検討している文書は確認できなかった。</p> <p>さらに、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と近似しており落札率98.9%と著しく高い。本団体以外の者も加えた公募等の競争性のある契約方式によれば競争性が働き、より低い金額で事業を実施できた可能性がある。</p> |

【課題】

本団体は、社会福祉法第 110 条に基づき、広域的な見地から社会福祉に関する事業を行う団体と位置づけられている。県によれば、本団体は、福祉事業に関するさまざまなノウハウを有し、市町村社会福祉協議会や全国社会福祉協議会をはじめとする多くの福祉関係団体とも密接な連携を取って福祉の推進に取り組んでおり、全県下及び全国での強力なネットワークを持っている。このため、本団体を、「**県行政を補完し**県の社会福祉の一翼を担う団体」と位置づけ、県の福祉業務の受託者として、専門的かつ効率的で、全県下における均衡のとれた業務執行体制が最も期待できる団体であることから、特命随意契約としている。

しかしながら、【現状】に記載しているとおり、特命随意契約理由が不十分と考えられる事例が発見された。

各事例の特命随意契約の内容を検討した結果、いずれも本団体が業務実施能力を有していることは検討されている。しかし、本団体以外の者が実施できないことについて、民間事業者等に対する情報提供や調査を通じて具体的な検討を行うなどの民間事業者からの業務への参入機会の可能性を検討している文書は確認できなかった。

また、事業によっては業務内容を分割することによって民間事業者等に対する委託が可能となるものも見受けられたが、県はこのような観点からの検討を行っていない。

さらに、特命随意契約によれば、特定の二者のみから見積書を徴し契約する契約方法であることから、競争性が働かず、結果として契約金額が高くなる可能性が強まる。

以上から、各業務委託を特命随意契約によって本団体と契約を行うことは、契約の競争性、公平性及び透明性を欠くことにつながりかねないことから、県は民間事業者等の参入可能性を十分に調査することが必要である。

【改善案】

本来、特命随意契約は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続が明確であり必要な情報が公表されているかという透明性に課題のある契約方式である。

このため、県は、特命随意契約の特殊性を踏まえ、特命随意契約は、きわめて例外的なものに限るべきである。

【課題】に記載した各業務委託は、民間事業者等へ委託できる可能性があり、特命随意契約によらざるを得ないことが明らかであるとはいえない。

このため、県は、次の事項について検討を行うべきである。

【現在の特命随意契約について検討すべき事項】

- | |
|--|
| <p>① 公募等の競争性のある契約方法の導入の可能性について、過去の実績、既成概念等にとらわれることなくゼロベースで検討すること</p> <p>② 業務内容に精通していることのみをもって特命随意契約とするのではなく、民間事業者等が業務を実施できる可能性がないかについて、次の内容等を十分考慮すること</p> <ul style="list-style-type: none">・業務単位を小さくする・作業マニュアル等を整備する・民間事業者が参入の機会を検討できるよう、事業内容、仕様等の情報提供を充実する |
|--|

それでもなお特命随意契約による場合は、上記の検討結果を踏まえ、特定の者に限る具体的理由を明確にする必要がある。

なお、外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しに取り組んでいる大阪市は、特命随意契約のように競争性のない随意契約によらざるを得ない事例として、次の事項を挙げている。

【競争性のない随意契約によらざるを得ない事例】

- | |
|--|
| <p>① 競争性の導入が法律等によって明確に制約されており、かつ、その法令に合理性がある場合</p> <p>② 他に代替団体が存在せず、かつ、競争性の導入によっても代替団体が生まれる可能性がないことが明らかである場合</p> <p>③ 競争性の導入によって市及び市民に対する重大な不利益の発生が確実であり、かつ、防止策が存在しないことが明らかである場合</p> |
|--|

※出所 大阪市 HP「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」

③ (意見) 福祉・介護人材マッチング支援事業委託における委託内容の明確化について

【現状】

福祉・介護人材マッチング支援事業とは、本団体に設置されている「福岡県福祉人材センター」にキャリア支援専門員を配置して、ハローワーク等において、福祉・介護分野への就職希望者等の相談に応じることなどで、円滑な就労及び定着を支援することを目的とする事業である。

県が民間企業等に委託業務を実施する場合、具体的な委託業務の内容は契約書及び仕様書等において決定される。

本業務委託でも、次のとおり、委託事業の内容が契約書及び仕様書に記載されている。

【委託契約書(抜粋)】(下線部分は監査人が追加)

(委託業務)

第1条 甲(県)は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙(本団体)に委託し、乙(本団体)は、これを受託する。

- (1) キャリア支援相談員を福岡県福祉人材センターに配置して、各ハローワーク等において福祉・介護分野への就職希望者等に対して、福祉労働市場・関連資格の説明や介護の仕事内容等について相談支援を行う。
- (2) 各ハローワーク等関係団体と連携して、就職セミナー等を開催する。

【仕様書】

1 目的

福岡県福祉人材センターにキャリア支援相談員を配置して、ハローワーク等において、福祉・介護分野への就職希望者等の相談に応じることなどで、円滑な就労及び定着を支援することを図ることを目的とする。

2 委託事業の内容

1の目的を達成するため、次の事業の実施に係る企画・運営・広報等、必要な業務を行う。

I キャリア支援専門員の配置

- (1) 配置人数 複数名

各ハローワークの相談日数等に応じて配置するものとして、最大3名

- (2) 資格等 元社会福祉施設の施設長や介護職員経験者、雇用管理等の業務に従事してきた者など、福祉・介護サービスに精通している者や地域の施設・事業所の状況に詳しい者、経営や雇用管理等について専門的知識を有している者等とする。

II キャリア支援専門員による支援事業

- (1) 各ハローワーク等の要望に応じて、各ハローワーク等に出向き、福祉・介護分野への就職希望者等に対して、福祉労働市場・関連資格の説明や介護の仕事内容等の相談支援を行う。
- (2) 各ハローワーク等関係団体と連携して、各ハローワークの会議室等において就職セミナー等を開催する。

III 広報・啓発事業

就職セミナー開催等の広報・啓発を行う。

契約書及び仕様書に基づき、本団体が平成 23 年度に実施した事業実績は次のとおりである。

【平成 23 年度事業実績】

(単位：千円)

| 事業項目 | 事業内容 | 県支出金額 |
|------------------|----------------|---|
| ハローワーク等への出張相談の開催 | 1. 開催場所数 14 箇所 | 1. 契約金額 19,323 千円 2. 実績額 13,723 千円 3. 返納額 △5,599 千円 ※実績精算方式によるため返納額が生じている。 |
| | 2. 開催日数 203 日 | |
| | 3. 相談者数 372 人 | |
| 就職セミナーの開催 | 1. 開催場所数 2 箇所 | ※実績精算方式によるため返納額が生じている。 |
| | 2. 開催日数 24 日 | |
| | 3. 参加者数 271 人 | |

※出所「平成 23 年度実績報告書」から作成

委託業務により事業を行った場合、事業目的に沿う事業が行われているか、事業目的が達成されているか等を把握するためには、その前提として、受託業者が業務を適切に履行する必要がある。このため、地方自治体にとって履行確認は重要であることから、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項において履行確認に係る検査が義務付けられ、その具体的な手続として地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項に、「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」ことが規定されている

本業務委託における検査として、県は、平成 23 年度事業実績を事業実績報告にて入手したほか、実績金額の内容について本団体に対して確認している。

【課題】

仕様書「2 委託事業の内容」の業務の内容について、県から本団体に対する業務委託の詳細な指示事項が不明確である。すなわち、キャリア支援専門員に係る常勤・非常勤の別や配置日数といった雇用形態、ハローワーク等の具体的内容、ハローワーク等へ出向く日数及び目標相談者数、就職セミナーの具体的内容、就職セミナーの開催日数及び目標参加者数など、具体的に何を、どこで、何回開催するのかといった基礎的かつ重要な情報が記載されていない。

県は、業務実績を主に仕様書に基づいて検査することとなるが、仕様書の詳細な指示事項が不明確であるため、事業実績に対する検査の基準が曖昧となり、適切な検査を実施できない可能性がある。したがって、県は、本業務委託の目的が達成されたか否かを把握すること及び事業の結果を評価することができないと考えられる。

【改善案】

本業務委託は、県が本団体に対して契約に基づき仕様書に記載した業務内容を実施させるというものである。また、県は、仕様書に基づいて本団体が行った業務実績が適切に履行されていることを検査する。

したがって、県は、仕様書に業務の内容を詳細に記載する必要がある。

これらによって、県は、受託業者である本団体が仕様書の業務内容を遵守して事業を実施したか検査する基準が明確となり、業務実績を適切に把握・評価することができる。

④ (意見) 福岡県社会福祉協議会運営費補助金の補助対象経費に係る審査の適切な実施について

【現状及び課題】

県は、本団体に対し団体の運営を援助する目的で、福岡県社会福祉協議会運営費補助金を交付している。平成 23 年度の補助金交付実績は次のとおりである。

【平成 23 年度補助金交付実績額】

(単位：千円)

| 区分 | 補助対象経費 | 補助基準額 B | 補助金額 C |
|--------|-------------------------------|------------|-----------------|
| | A | | A, B のうちいずれか低い額 |
| 運営費補助金 | (1) 会議費 2,425 | 32,470 | 32,470 |
| | (2) 事務費、諸支出金 22,654 | | |
| | (3) 事業費のうち 福祉活動指導員費 87,412 | | |
| | 計 112,491 | | |

補助対象経費は本団体が集計した金額であり、補助基準額は県の予算金額を基礎として算定された金額である。本補助金は県の予算の範囲内で補助されるため、補助対象経費が補助基準額を上回ることから、補助金額は補助基準額の 32,470 千円となっている。

補助対象経費のうち「(3) 事業費のうち福祉活動指導員費」が 87,412 千円計上されているが、正確な金額は 34,926 千円であった。

これは、本団体は補助対象経費の集計に当たり福祉活動指導員費の金額のみではなく、その他職員の人件費も含めていることを、県が確認していなかったためである。

「(3) 事業費のうち福祉活動指導員費」を正確な金額 34,926 千円として集計しても補助対象経費は 60,005 千円となり、平成 23 年度においては補助対象経費が予算金額を上回るため、結果として補助金額は 32,470 千円となり変更はない。

【改善案】

補助金を交付するうえで、補助対象経費を正確に把握することは、県の重要な責務である。

県は、今後このような事態が生じないように、本団体からの実績報告の内容について、集計されている内容を精査し、適切に審査することが望まれる。

⑤ (意見) 福岡県社会福祉協議会運営費補助金の補助対象経費及び交付基準の明確化について
【現状及び課題】

上記「④ (意見) 福岡県社会福祉協議会運営費補助金の補助対象経費に係る審査の適切な実施について」に記載のとおり、県は本団体に対し福岡県社会福祉協議会運営費補助金を交付している。本補助金は、福岡県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱（以下「本補助金交付要綱」という。）に基づき交付が行われている。

本補助金交付要綱における補助金の交付の対象に係る補助対象経費の科目は次のとおりであるが、例えば事務費について具体的な計上範囲が不明確である。

【補助金の趣旨及び補助金の額に係る条文の記載】

| | |
|---------|---|
| (交付の対象) | |
| 3 | この補助金の対象経費は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 110 条第 1 項の規定に基づき本団体が実施する事業に要する一般会計の経費で、次に掲げる科目とする。 |
| (1) | 会議費 |
| (2) | 事務費 |
| (3) | 事業費のうち福祉活動指導員費 |
| (4) | 諸支出金 |

※出所「福岡県社会福祉協議会運営費補助金交付要綱」

平成 23 年度の補助対象経費の算定内容は次のとおりである。

【平成 23 年度補助金交付実績】

(単位：千円)

| 区分 | 補助対象経費 | |
|--------|--------------------|---------|
| | A | |
| 運営費補助金 | (1) 会議費 | 2,425 |
| | (2) 事務費、諸支出金 | 22,654 |
| | (3) 事業費のうち福祉活動指導員費 | 87,412 |
| | 計 | 112,491 |

本補助金は、運営費補助金である。ここで、一般的に補助金は事業に対する補助である事業費補助金と運営に対する補助である運営費補助金に分類することができ、次のとおり整理できる。

【事業費補助金と運営費補助金の概要等】

| 項目 | 概要 | 特徴 |
|--------|---|--|
| 事業費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が行う事業について、その事業に公益性があると認識し、その事業を支援するための補助金。 ・ 補助対象経費は、当該事業に係る経費に限定され、事業に関連のない経費は補助対象から除かれる。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 事業に公益性があると認識し補助金を交付するため、事業が県民にとって必要であるかという視点から補助金の必要性も明確となる。 ② 補助対象経費は事業に係る直接経費に限定され、補助金の成果は事業の成果と結びつけることができ、成果の把握がしやすい。 |
| 運営費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の事業を行う団体自体に公益性があると認識し、その団体の運営を支援するための補助金。 ・ 補助対象経費は、人件費や事務費など一般管理費的な経費の全てが対象となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 団体自体に公益性があると認識し補助金を交付するが、本来、公益的な団体であっても県とは別法人格である以上、団体運営に要する費用は自助努力により賄うのが原則である。したがって、補助金を交付する必要性が不明確となりやすい。 ② 補助対象経費が、一般管理費的な経費となる。このため、事業に対する補助ではなく、団体全体に対する補助となり、補助金の成果を把握するのが一般的に困難である。 |

上記を踏まえると、本補助金には次のような課題がある。

- ① 補助金交付要綱には補助対象経費の科目の記載はあるが、その具体的な計上範囲が不明確であり、補助金交付要綱をみる限りは補助対象経費を客観的に算定することはできない。
- ② 補助金の交付対象としている一般会計は、平成 23 年度実績によれば、単年度ベースの黒字を示す「活動収支差額」が 43,879 千円の黒字であり、過年度の黒字の累積を示す「次期活動収支差額」は 198,669 千円ある。県によれば、この収支差額は、ここ数年の一時的な事業（平成 23 年度で終了）による収入から得られたもので、それまでは単年度収支差額が赤字になる年度もあったことから、本団体は、これを費消せず、不測の事態や将来に備えるために、財政調整基金として保有しているものである。また、その額も本団体の予算規模（9,351,398 千円）からして過大とはいえないとのことであった。したがって、収支差額の状況をもって、直ちに補助金を交付することが不適當とはいえないが、現在のところ、補助金を交付する基準として、団体の財政状態、経営成績を考慮したものはない。

【改善案】

本補助金は運営費補助金であることから、上記の課題を踏まえ、次の項目に留意して補助金を限定的に交付すべきである。

- ① 補助金交付要綱に、補助対象経費及びその具体的な算定方法を明確に規定すべきである。
- ② 補助金には原則として終期を設けるべきである。
- ③ 補助対象団体の財政状態、経営成績を考慮したうえで、補助金の算定を行うべきである。この場合、団体によって補助金交付の必要性は異なると考えられるため、補助対象団体の財政状態、経営成績に関して補助金を交付する基準を明確化すべきである。

⑥ (意見) 補助金及び業務委託に係る審査及び検査手続の具体化について

【現状及び課題】

県は本団体へ種々の補助金の交付及び業務委託を行っているが、いずれの事業も成果を把握することが重要であり、その前提として本団体から実績報告書を提出させている。

県は実績報告書に基づき補助対象経費を適切に審査すべきことは当然である。

また、県と本団体との委託契約は、実績精算方式がとられている。これは、契約金額を上限とし、本団体が支出した経費が契約金額に対して少ない場合、契約金額から経費を差し引いた金額を県に返還するというものである。この場合、本団体が経費節減の努力を怠れば、県が支払う委託料も経済的な金額とはいえないこととなる。このため、業務委託については、県は経費の実績額を適切に検査する必要がある。

本団体に対する補助金及び委託料の実績報告書に対する審査及び検査（以下「審査等」という。）の手続を検討した結果、審査等の具体的な手法が補助金交付要綱や業務委託契約書等に明確に規定されている補助金又は業務委託は確認できず、また実施には、本団体まで赴き関連帳票まで閲覧しているものや実績報告を書面上でのみ確認しているもの等さまざまであった。

各補助金及び業務委託に係る実績報告から、次のような事項が発見された。

【審査に係る発見事項（補助金）】

(単位：千円)

| 補助金名 | 金額 | 審査の手法等 | 所管部署 |
|-------------------------|-------|---|--------|
| 福岡県福祉サービス 苦情解決事業費補助金 | 9,229 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書を入手し、書面で確認している。 ・ 本団体に赴いて関連証票の確認は行っていない。実際にどのような経費に支出されたか詳細には把握していない。 | 高齢者支援課 |

【検査に係る発見事項（業務委託）】

(単位：千円)

| 委託事業名 | 金額 | 検査の手法等 | 所管部署 |
|-----------------|-------|---|--------|
| 相談支援従事者研修 事業 | 1,378 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書を入手し、書面で確認している。 ・ 契約書によれば、実績報告書の提出期限は業務完了の日から10日以内または平成24年4月10日のいずれか早い日までと規定されている。しかし、研修の最終日は平成23年11月30日であり実績報告書の提出日は平成24年1月19日となっている。 ・ 業務完了の日の時点が契約書等において明確に規定されておらず、実績報告を適時に提出させていない。 | 障害者福祉課 |

| 委託事業名 | 金額 | 検査の手法等 | 所管部署 |
|--------------------|--------|--|--------|
| 障害者福祉情報センター運営費 | 6,971 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書を入手し、書面で確認している。 ・実際にどのような経費に支出されたか詳細には把握していない。 ・委託経費の支出実績に人件費として職員1名分の氏名を記載し積算しているが、実際は複数の職員で業務を分担している。 | 障害者福祉課 |
| 身体拘束廃止推進研修事業 | 753 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書を入手し、書面で確認している。 ・実際にどのような経費に支出されたか詳細には把握していない。 ・委託経費の支出実績に実際に身体拘束廃止推進研修事業の業務を担当している職員の人件費ではなく、誤って別の職員の人件費が積算されていた。 | 高齢者支援課 |
| 福岡県高齢者総合相談センター運営事業 | 13,732 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書を入手し、書面で確認している。 ・実際にどのような経費に支出されたか詳細には把握していない。 ・委託経費の支出実績に積算されている人件費が、具体的にどの職員の人件費であるかが把握されていない。 | 高齢者支援課 |
| 福岡県介護実習・普及センター事業 | 45,340 | <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書を入手し、書面で確認している。 ・実際にどのような経費に支出されたか詳細には把握していない。 ・委託経費の支出実績に積算されている人件費が、具体的にどの職員の人件費であるかが把握されていない。 | 高齢者支援課 |

【改善案】

補助金及び業務委託のいずれについても実績報告書の内容を確認することは、県が補助金及び委託料を支出する前提であり、事業の実績評価を行う基礎となるが、【現状及び課題】に記載のとおり、審査等の具体的な手法が明確に規定されている補助金又は業務委託はなく、また審査等に課題が発見された。

補助事業の内容、補助金額、委託契約の内容、委託金額等によって、審査等の手法の内容は異なることが想定されるものの、誤った実績報告が本団体からなされた場合に発見されるような手法に拡充する必要がある。

したがって、県は、補助金及び業務委託の内容を踏まえ、事業ごとに審査等の手続を具体化し、例えば金額が大きいものは本団体まで赴き支出の実績を閲覧する、金額が小さいものであっても支出実績の内容を適切に把握する等の審査等の具体的な手法を定める必要がある。

⑦ (意見) 補助金に係る補助対象経費及び業務委託に係る積算経費のあり方について

【現状及び課題】

県から本団体に対する業務委託及び補助金に係る予算の積算を行う場合に、人件費として金額の見積りを行っている事業がある。それら事業における予算資料の記載は次のとおりである。

【本団体に対する業務委託又は補助金に係る予算資料（人件費を含むものに限る）】（単位：千円）

| 事業名 | 金額（委託料・補助金） | | | 人件費積算の内訳 |
|-----------------------------------|-------------|---------|---------|------------------------------|
| | 人件費 | 事業費 | 計 | |
| 福祉人材センター運営事業委託 | 28,563 | 41,046 | 69,609 | 県退職者3名 プロパー職員4名 臨時職員1名 |
| 福祉・介護人材マッチング支援事業委託 | 14,682 | 4,641 | 19,323 | 臨時職員3名 |
| 障害者福祉情報センター運営事業委託 | 3,599 | 3,372 | 6,971 | プロパー職員1名 臨時職員1名 |
| 高齢者総合相談センター運営事業委託 | 6,079 | 7,874 | 13,953 | 県退職者2名 |
| 介護実習・普及センター事業委託 | 28,621 | 17,222 | 45,843 | 県退職者1名 プロパー職員5名 |
| 社会福祉協議会運営費補助金 | 32,970 | - | 32,970 | 県退職者2名 プロパー職員7名 |
| 社会福祉事業助成費補助金（日常生活自立支援事業費） | 13,259 | 16,164 | 29,423 | プロパー職員3名 |
| 生活福祉資金貸付事業補助金（要保護世帯向け長期生活支援資金事務費） | 1,601 | 6,364 | 7,965 | 非常勤嘱託職員1名 |
| 生活福祉資金貸付事業補助金（相談支援体制整備費） | 2,062 | 46,558 | 48,620 | 臨時職員1名 |
| 明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金 | 26,143 | - | 26,143 | 県退職者1名 プロパー職員4名 嘱託職員1名 |
| 合計 | 157,579 | 143,241 | 300,820 | |

※出所「県資料」

予算資料の中には「県退職者」との記述がある。本団体には、県退職者が再就職しており、上記の委託料及び補助金を人件費の財源としている。（ただし、明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金については、予算資料には「県退職者」との記載があるが、実際にはこの事業に関して県退職者は存在せず、予算資料の積算と異なっている。）

県によれば、退職者の有無に関わらず、事業の公益性が認められ、経費の補助が必要と判断されたために補助金を交付しているとのことである。しかし、予算資料にある「県退職者」との記述は、本団体に県退職者が存することをもって、当該県退職者人件費に充てるために委託料又は補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。

【改善案】

業務委託における委託料の予定価格を算定する場合に人件費を積算すること、補助金の補助対象として人件費を補助対象経費とすることは、いずれも必要に応じて認められると考えられる。

しかし、予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって委託料又は補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

(4) 財団法人福岡県環境保全公社

<団体概要>

| | | | |
|-----------------------------|---|--------------|-----------|
| 団 体 名 | 財団法人 福岡県環境保全公社 | | |
| 所 管 部 署 | 環境部 循環型社会推進課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 平成4年1月10日 | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄付行為又は定款より) | 循環型社会の構築のため、廃棄物の適正な循環的利用及び処理処分に関する調査研究並びに環境保全に係る人材育成を行うとともに、廃棄物に関する知識の普及・啓発を図り、もって県民の快適で住みよい生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資することを目的とする。 | | |
| 団 体 事 業 概 要 | (1) 廃棄物の循環的利用や処理処分に関する調査研究事業 (2) 廃棄物の循環的利用や処理処分に関する啓発事業 (3) 環境保全に係る人材の育成事業 (4) その他本公社の目的を達成するために必要な事業 | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 204,000 千円 (100.0%) | | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 役員 | うち県職員 (派遣含む) | うち県退職者 |
| | 7 名 | 2 名 | -名 |
| | (うち常勤 -名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 -名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 27 名 | 18 名 | -名 | |
| (うち常勤 18 名) | (うち常勤 18 名) | (うち常勤 -名) | |
| 関 連 団 体 | - | | |
| 備 考 | - | | |

<事業状況>

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益 | 277,285 | 290,291 | 362,782 | 240,625 | 298,277 |
| うち基本財産運用益 | 457 | 458 | 457 | 982 | 1,686 |
| うち受取会費 | - | - | - | - | - |
| うち事業収益 | 179,289 | 191,778 | 261,439 | 238,814 | 295,773 |
| うち県委託料 | 178,565 | 181,271 | 223,662 | 223,328 | 224,243 |
| うち県補助金等 | 921 | 795 | 795 | 795 | 795 |
| 経常費用 | 277,285 | 290,291 | 362,782 | 240,625 | 298,256 |
| うち事業費 | 235,831 | 249,001 | 318,972 | 216,802 | 271,035 |
| うち管理費 | 40,418 | 40,694 | 41,369 | 19,130 | 20,991 |
| 当期経常増減額 | - | - | - | - | 21 |
| 経常外収益 | - | - | - | - | - |
| 経常外費用 | 54,470 | - | - | - | - |
| 当期経常外増減額 | △54,470 | - | - | - | - |
| 当期一般正味財産増減額 | △54,470 | - | - | - | - |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資産合計 | 125,548 | 126,561 | 301,475 | 282,550 | 327,286 |
| 流動資産計 | 71,078 | 72,091 | 97,005 | 78,080 | 122,816 |
| うち現金預金 | 69,863 | 60,798 | 79,841 | 62,018 | 56,981 |
| 固定資産計 | 54,470 | 54,470 | 204,470 | 204,470 | 204,470 |
| うち基本財産 | 54,470 | 54,470 | 204,470 | 204,470 | 204,470 |
| うち特定資産 | - | - | - | - | - |
| 負債合計 | 71,078 | 72,091 | 97,005 | 78,080 | 122,816 |
| 流動負債計 | 71,078 | 72,091 | 97,005 | 78,080 | 122,816 |
| うち未払金 | 68,986 | 69,614 | 94,193 | 75,988 | 120,581 |
| 正味財産合計 | 54,470 | 54,470 | 204,470 | 204,470 | 204,470 |
| 指定正味財産計 | 54,470 | 54,470 | 204,470 | 204,470 | 204,470 |
| 一般正味財産計 | - | - | - | - | - |

※出所「決算書」

< 県 財政関与の概要 >

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|-----------------------|-------------|------|------|
| 財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金 | 団体の運営に対する補助 | 20年間 | 意見① |

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|-------------------|--|--------|------|-------------------|
| リサイクル総合研究センター業務委託 | リサイクル総合研究センターの下記業務の実施 (1) 研究開発業務 (2) 環境情報提供業務 (3) 環境人材育成事業 (4) ネットワーク事業 (5) 廃棄物減量化推進事業 (6) レアメタルリサイクル推進事業 (7) 炭素繊維リサイクル推進事業 (8) リサイクル拠点化事業 | 特命随意契約 | 8年間 | 意見① 結果② 意見③ |
| リサイクル製品認定制度業務委託 | リサイクル認定制度に関するデータベースシステム管理業務、システム変更業務及びリサイクル総合研究センターホームページの更新業務 | 特命随意契約 | 6年間 | — |
| アジア自治体間環境協力推進業務委託 | アジア自治体間環境協力に関する会議運営業務及び交流フォーラム実施業務、環境人材バンク業務、環境協力業務、国際環境人材研修の実施及びフォローアップ業務 | 特命随意契約 | 6年間 | — |

< 団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要 > 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<県 財政関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金 | 921 | 795 | 795 | 795 | 795 |
| 計 | 921 | 795 | 795 | 795 | 795 |

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| リサイクル総合研究センター業務委託 | 154,247 | 156,545 | 198,648 | 199,148 | 192,406 |
| リサイクル製品認定制度業務委託 | 1,162 | 1,157 | 1,155 | 536 | 535 |
| アジア自治体間環境協力推進業務委託 | 23,156 | 23,569 | 23,859 | 23,644 | 31,302 |
| 計 | 178,565 | 181,271 | 223,662 | 223,328 | 224,243 |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移> 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

〈発見事項〉

① (意見) 財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金の廃止及びリサイクル総合研究センター業務委託の見直しについて

【現状及び課題】

県は、本団体とリサイクル総合研究センター業務（以下「センター業務」という。）に関し委託契約を締結している。その内容は次のとおりである。

【センター業務の概要】

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 1 研究開発業務 | リサイクル技術と社会システムをマッチングした実用的な研究開発を推進する。 |
| 2 環境情報提供等業務 | 環境・リサイクル技術や社会システムに係る情報の蓄積を進め、民間事業者、住民等に向けた情報提供をインターネットにより行う。 |
| 3 環境人材育成事業 | 3R研修、事業化研修を企画及び実施し、環境・リサイクルに携わる人材の育成 |
| 4 ネットワーク事業 | 環境・リサイクルに関係する各者とのネットワークの連携強化 |
| 5 廃棄物の減量化推進事業 | 一般廃棄物減量化のための市町村への支援 |
| 6 レアメタルリサイクル推進事業 | 情報収集、共同研究プロジェクトの構築、その他 |
| 7 炭素繊維リサイクル推進事業 | 情報収集、共同研究プロジェクトの構築、その他 |
| 8 リサイクル拠点化事業 | 当該センターの成果の全国的普及を目的とした各事業の実施 |

※出所「平成 23 年度福岡県リサイクル総合研究センター業務委託実施要領」を加工

なお、本委託契約に係る経緯は次のとおりである。

【本委託契約の経緯】

| 期日 | 内容 |
|------------|--|
| H23. 2. 22 | 平成 23 年度一般会計暫定予算（当初）成立 |
| H23. 3. 9 | 業務委託に関する事前伺い（知事決裁 H23. 3. 24） 予算額：203,312 千円 予定価格：200,630,000 円（税込み） 見積書比較価格：191,076,191 円（税抜き） |
| H23. 3. 31 | 見積り執行（予定価格と同額：落札率 100.0%） |
| H23. 4. 1 | 契約締結（契約額：200,630,000 円（税込み） |
| H23. 7. 20 | 平成 23 年度一般会計本予算（当初）成立 |
| H24. 2. 9 | 変更契約締結伺い（知事決裁 H24. 2. 15） 変更後契約額：198,218,000 円（税込み） |
| H24. 2. 28 | 変更契約締結 |
| H24. 4. 26 | 業務報告書及び業務精算報告書提出（団体⇒県） |
| H24. 5. 1 | 委託料の額の確定及び精算についての伺い（H24. 5. 10 課長決裁） |
| H24. 5. 24 | 上記精算に基づく過払い分の返納（5,811,917 円） |

上記のとおり、センター業務の委託料については、平成 24 年 4 月 26 日付けで県に提出された「平成 23 年度リサイクル総合研究センター業務精算報告書」（以下「業務精算報告書」という。）をもとに金額が確定し、精算がなされ、過払い分となる収支差額について返納されている。

業務精算報告書の概要は次のとおりである。

【業務精算報告書の概要】（下線部分は監査人が追加）（単位：円）

| 科目 | 決算額 |
|-----------------------|-------------|
| リサイクル総合研究センター事業収入 | 198,218,000 |
| センター業務収入計（A） | 198,218,000 |
| リサイクル総合研究センター事業費支出 | 172,388,516 |
| <各支出科目は省略> | |
| 管理費支出 | 20,812,567 |
| <各支出科目は省略> | |
| センター業務支出計（B） | 193,201,083 |
| 内、補助金対象（理事会運営費）（C） | 795,000 |
| センター委託費支出計（D）＝（B）－（C） | 192,406,083 |
| 収支差額（E）＝（A）－（D） | 5,811,917 |

※出所「平成 23 年度リサイクル総合研究センター業務精算報告書」を加工

上記業務精算報告書の概要において、「内、補助金対象（理事会運営費）（C）」の補助金とは、次に述べる「財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金」（以下「運営費補助金」という。）のことである。

運営費補助金に関し、業務精算報告書と同日の平成 24 年 4 月 26 日付けで県に提出された「財団法人 福岡県環境保全公社 事業実績表」（以下「事業実績表」という。）には、次のとおり記載されている。

【事業実績表】（下線は監査人が追加）（単位：円）

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差額 | |
|------|----------|----------|----------------|----------|
| 収入 | 旅費 | 211,000 | 211,000 | 0 |
| | 食料費 | 33,000 | 33,000 | 0 |
| | 需用費 | 301,000 | 301,000 | 0 |
| | 通信運搬費 | 107,000 | 107,000 | 0 |
| | その他役員費 | 129,000 | 129,000 | 0 |
| | 使用料及び賃借料 | 14,000 | 14,000 | 0 |
| | 収入計 | 795,000 | 795,000 | 0 |
| 支出 | 旅費 | 211,000 | 289,195 | -78,195 |
| | 食料費 | 33,000 | 33,820 | -820 |
| | 需用費 | 301,000 | 302,376 | -1,376 |
| | 通信運搬費 | 107,000 | 113,581 | -6,581 |
| | その他役員費 | 129,000 | 129,050 | -50 |
| | 使用料及び賃借料 | 14,000 | 81,445 | -67,445 |
| | 支出計 | 795,000 | <u>949,467</u> | -154,467 |
| 収支差額 | 0 | -154,467 | -154,467 | |

※ 不足分については公社預金利息で支出

※出所「財団法人 福岡県環境保全公社 事業実績表」

運営費補助金は、「財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金交付要綱」（以下「運営費補助金交付要綱」という。）に基づき交付されており、補助金の趣旨及び補助対象経費については、次のとおり記載されている。運営費補助金交付要綱上は、「公社における運営及び事業に要する経費」とあるため、本団体における全ての経費が補助対象経費と解される。

【補助金の趣旨及び補助対象経費】

（趣旨）

第1条 この要綱は、財団法人福岡県環境保全公社（以下「公社」という。）の運営及び事業に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金対象及び額）

第2条 補助金の対象は、公社における運営及び事業に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内において決定する。

※出所「財団法人福岡県環境保全公社運営事業費補助金交付要綱」

しかし、事業実績表に記載された補助対象経費は本団体の経費総額（298,256千円）の0.3%（949千円）となっている。

本団体によれば、補助対象経費には原則として理事会関連費用を計上し、コピー・FAX使用料、電話代等一般管理費の一部を計上しているとのことであった。

運営費補助金交付要綱をみると、本団体に補助金を交付することは記載されているが、補助金の交付目的について記載されていない。また、補助対象経費についても「公社における運営及び事業に要する経費」とだけあり、内容が不明確である。

補助対象経費として理事会関連費用及び一般管理費の一部を計上する根拠は明確に規定されたものではなく、補助対象経費の内容については本団体の裁量が大きい。

補助金額は県の予算額が上限であることから、本団体は当該予算額で交付申請を行い、県は申請に基づき補助金を交付しており、運営費補助金交付要綱の規定及び補助対象経費の算定は形式的なものとなっている。また、本団体は、補助金をまず理事会関連経費に充て、残額があれば一部の一般管理費に充てているのが実態であり、県は、外形的にみて交付目的が不明確なまま補助金を交付しており、公益性があるのか客観的に判断できない状況にある。

センター業務の内容は前述のとおり、「平成23年度福岡県リサイクル総合研究センター業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載されているとおりである。

業務委託とは、本来県が行うべき業務や事業について、専門性や機動性等の確保のため、委託しているものであり、業務については対価性が求められるものである。

しかし、実施要領をみても、センター業務の成果として県が何を求めているのか、不明確なものとなっている。

【改善案】

運営費補助金の目的を達成するための事業内容が、センター業務の範囲内であれば、センター業務に一本化し、運営費補助金を廃止することが望まれる。

そのうえで、県は、委託の目的及び団体が実施する具体的な業務の内容を契約書及び仕様書において明確に定めるとともに、事業計画及び事業報告について適切に審査することが望まれる。

なお、理事会の開催等に伴う経費については、財団法人として団体の存続のために欠かせない経費であるため、財政的基礎である基本財産の運用収入を充てるのが望ましいと考えられる。

本団体は平成 23 年度末時点で 2 億円余りの基本財産を有し、その多くを県債で運用しており、平成 23 年度で 1,686 千円の基本財産受取利息収入があり、団体の存続のために必要な理事会関連費用については当該収入を財源とするのが本来の姿であると考えられる。

② (結果) 業務委託における再委託承認手続の不備について

【現状】

県は本団体に対し、福岡県リサイクル総合研究センターで行う研究開発業務、環境情報提供等業務等の各種業務について、業務委託契約書に基づき委託している。

本団体は、委託業務のうちセンター業務について、次の表のとおり再委託している。

【福岡県リサイクル総合研究センター委託業務に係る再委託一覧】 (単位：千円)

| | 再委託契約名 | 再委託先 | 再委託契約額 |
|----|----------------------------|------|--------|
| 1 | 清掃委託 | A社 | 1,021 |
| 2 | ネットワークシステム保守 | B社 | 691 |
| 3 | ホームページ保守 | B社 | 1,649 |
| 4 | 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像等制作業務 | C社 | 2,637 |
| 5 | 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像制作業務 | C社 | 1,463 |
| 6 | 福岡県リサイクル総合研究センター展示会装飾委託業務 | C社 | 1,365 |
| 7 | 福岡県リサイクル総合研究センター展示会装飾業務委託 | D社 | 834 |
| 8 | 展示会用パネル作成委託業務 | D社 | 463 |
| 9 | リサイクル製品 CO2 排出量削減効果の評価委託業務 | E社 | 431 |
| 10 | リサイクル製品 CO2 排出量削減効果の評価委託業務 | E社 | 452 |
| 11 | リサイクル製品 CO2 排出量削減効果の評価委託業務 | E社 | 599 |
| 12 | リサイクル製品 CO2 排出量削減効果の評価委託業務 | E社 | 389 |
| 13 | リサイクル製品 CO2 排出量削減効果の評価委託業務 | F社 | 555 |
| 14 | リサイクル製品 CO2 排出量削減効果の評価委託業務 | F社 | 635 |
| 15 | 再生炭素繊維の用途開発に必要な製品特性分析業務 | G社 | 2,038 |
| 16 | 再生炭素繊維 解繊作業 | H社 | 210 |
| 17 | 秘密保持契約書の翻訳業務 | I社 | 33 |
| 18 | 秘密保持契約に関する付帯事項覚書の法務チェック業務 | I社 | 53 |
| 19 | 特許出願事務 | J社 | 196 |
| 20 | 特許出願事務 | J社 | 233 |
| 21 | 産業廃棄物の収集・運搬 | K社 | 16 |
| 22 | 産業廃棄物の焼却・熔融 | L社 | 29 |
| 23 | LED照明機器の構成材料分析委託業務 | O社 | 1,857 |
| 24 | 特許出願事務 | P社 | 28 |
| 25 | 使用済小型家電の収集運搬及び中間処理業務 | Q社 | 236 |
| | 合計額 | | 18,110 |

※出所「県提出資料」を加工

再委託に関しては、次のとおり、委託契約に係る業務委託契約約款第 4 条において、あらかじめ県の書面による承認を得る必要があるとされている。

【再委託等に関する定め】（下線部分は監査人が追加）

（再委託等の禁止）

第 4 条 乙（財団法人福岡県環境保全公社）は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ甲（福岡県）の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

※出所「業務委託契約約款」

しかし、上記一覧表に示した再委託に関し、書面による承認を得ている事例はなかった。

本団体によれば、再委託の内容については県から口頭による同意は得ているということであるが、同意を得ている旨を示す書類等を確認できなかった。

また、県においても、同意を与えていることに関する書類等を確認できなかった。

【指摘事項】

本団体は、再委託に関し、書面による承認を得ておらず、契約に違反している。

また、県から口頭による承認を得たとしても、それを示す書類等を確認できないため、承認を得たという事実の確認ができない。

県では、「福岡県文書管理規程（平成 16 年 1 月 30 日福岡県訓令第 1 号）」において、次のとおり、「事務の処理は文書をもって行うことが原則」とされ、「常にその処理経過を明らかにしておかなければならない」とされている。しかし、再委託の承認の事務処理については当該規程に準拠した手続を確認できなかった。

【福岡県文書管理規程】

（文書事務の原則）

第 3 条 事務の処理は、文書をもって行うことを原則とする。

2 文書の処理は正確かつ迅速に行い、常にその処理経過を明らかにしておかなければならない。

※出所「福岡県文書管理規程」

再委託には一般的に次のようなリスクがあるため、契約書においても原則として禁止されている。

- ① 委託関係が複層化し、委託元である県の監督が行き届かなくなるなど、再委託先における情報の管理状況によっては、委託内容に関する情報漏洩リスクが増大する。
- ② 委託先に対しては県が直接の業務指示や検査確認ができるのに対して、再委託されると、県から再委託先への業務指示や検査確認が間接的となり、業務の質が低下するリスクや業務に係る責任の所在が不明確となるリスクがある。

また、県と本団体との委託契約は、実績精算方式が採られている。

これは、契約金額を上限とし、本団体が支出した経費が契約金額に対して少ない場合、契約金額から経費を差し引いた金額を県に返還するというものである。この場合、本団体が経費節減の努力を怠り、経済性に問題のある再委託が行われるとすれば、県が支払う委託料も経済的な問題が生じるリスクがあるといえる。

以上のようなリスクを踏まえ、例外的に県が再委託の承認を行う場合は次の事項に留意することが望ましい。

【再委託承認時の留意事項】

- ① 県は、再委託を行う際の手続を委託先に遵守させる。
- ② 県は、再委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査する。
- ③ 県は、再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式がとられる場合には、その適切性を審査する。
- ④ 県は、再委託の承認後、委託先によって再委託先が適切に管理されるようモニタリングを行う。

なお、国は、平成 18 年 8 月 25 日付けで「公共調達適正化について」（財務大臣通達）を各省各庁の長あてに発出しており、その中で、「再委託の適正化を図るための措置」として、次のとおり記載している。

県は、福岡県財務規則等に基づき事務を行っており、この通達は直接適用されるものではないが、この内容を参考に必要な措置を講じることが求められる。

【再委託の適正化を図るための措置（財務大臣通達抜粋）】

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

- ① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。
- ② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

※出所「公共調達の適正化について

(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通達)」

③ (意見) 業務委託における再委託先選定手続等に関する適切な審査の実施について

【現状】

再委託に係るリスクは「②(結果)業務委託における再委託承認手続の不備について」に記載のとおりである。特に県と本団体との委託契約は、委託料が実績額で精算されることから、本団体における再委託先の選定手続等について検討した。

その結果、次のとおり、本団体が特命随意契約により再委託しているもののうち、その理由が不十分と考えられる事例が見受けられた。

そのうち、3つの事例について詳細を記載する。(番号は一覧表の番号)

【事例① (No. 4) : 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像等制作業務】

| | |
|---------------------------|--|
| 契約名 | 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像等制作業務 |
| 業務内容 | 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像及び同映像を活用した印刷物の制作 |
| 契約期間 | 平成23年4月1日～平成23年7月29日 |
| 委託先 | C社 |
| 契約金額 | 2,636,550円(税込み)、2,511,000円(税抜き) |
| 予定価格 | 2,754,150円(税込み)、2,623,000円(税抜き) |
| 落札率 | 95.7%(見積り1回目で決定) |
| 契約方法 | 特命随意契約(地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号) <性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき> |
| 特命随意契約及び単独見積りの理由 | 1. 同社(C社)は、昨年度(平成22年度)制作した広報映像用シナリオ制作の委託先であるが、今回制作する映像はこのシナリオに沿ったものとする必要上、同社(C社)に委託する必要がある。 2. 昨年度のシナリオ制作から引き続き一連の業務として効率的に実施できることが明らかであるため、 「性質又は目的が競争入札に適さないもの」として随意契約とし、単独見積りとする。 ※出所「H23.4.1付 委託に係る見積書の取得について(事前決裁)」 |
| 上記特命随意契約及び単独見積り理由に対する検討結果 | 特命随意契約に関し、上記理由に示される条件をC社が満たすことは理解できる。しかし、それがC社以外にない、すなわち、その他の映像制作業者が同条件を満たすことができないとは客観的に判断できず、具体的検討もされていない。 平成22年度に制作したシナリオは本団体のものであり、これを前提とした広報映像の制作は同シナリオを渡すことで他の映像等制作業者でも可能であると考えられる。 なお、上記のような場合に採りうる競争性のある委託先選定方式としては、プロポーザル方式等が考えられる。 また、上記理由が随意契約の理由として適切であるとしても、それがそのまま単独見積りとする理由とはならない。 さらに、見積りの1回目で決定されており、落札率も95.7%と著しく高くなっている。 |

【事例② (No. 5) : 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像制作業務】

| | |
|---------------------------|--|
| 契約名 | 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像制作業務 |
| 業務内容 | 福岡県リサイクル総合研究センター広報映像の制作 |
| 契約期間 | 平成 24 年 1 月 5 日～平成 24 年 3 月 30 日 |
| 委託先 | C 社 |
| 契約金額 | 1,463,490 円 (税込み)、1,393,800 円 (税抜き) |
| 予定価格 | 1,481,602 円 (税込み)、1,411,050 円 (税抜き) |
| 落札率 | 98.8% (見積り 1 回目で決定) |
| 契約方法 | 特命随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) <性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき> |
| 特命随意契約及び単独見積りの理由 | 1. C 社は、平成 21 年度に制作した広報映像の委託先である。今回の広報映像制作も同社に実施させることで、平成 21 年度制作分との一貫性が保たれ効率的に実施できることが明らかであるため、 「性質又は目的が競争入札に適さないもの」として随意契約とし、単独見積もりとするもの。 ※出所「H24.1.4 付 委託に係る見積書取得について (事前決裁)」 |
| 上記特命随意契約及び単独見積り理由に対する検討結果 | 特命随意契約に関し、上記理由に示される条件を C 社が満たすことは理解できる。しかし、それが C 社以外にない、すなわち、その他の映像制作業者が同条件を満たすことができないとは客観的に判断できず、具体的検討もされていない。 なお、上記のような場合に採りうる競争性のある再委託先選定方式としては、プロポーザル方式等が考えられる。 また、上記理由が随意契約の理由として適切であるとしても、前回の実績がある C 社に継続して委託することが「効率的に実施できること」は、他の業者と比較しない限り「明らか」とはいえないため、それがそのまま単独見積もりとする理由とはならない。 さらに、見積りの 1 回目で決定されており、落札率も 98.8%と著しく高くなっている。 |

【事例③ (No. 7) : 福岡県リサイクル総合研究センター展示会装飾業務委託】

| | |
|---------------------------|---|
| 契約名 | 福岡県リサイクル総合研究センター展示会装飾業務委託 |
| 業務内容 | エコプロダクツ 2011 に出展する福岡県リサイクル総合研究センターのブース装飾業務 |
| 契約期間 | 平成 23 年 11 月 18 日～平成 23 年 12 月 17 日 |
| 委託先 | D 社 |
| 契約金額 | 833,700 円 (税込み)、794,000 円 (税抜き) |
| 予定価格 | 834,750 円 (税込み)、795,000 円 (税抜き) |
| 落札率 | 99.9% (見積り 1 回目で決定) |
| 契約方法 | 特命随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) <性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき> |
| 特命随意契約及び単独見積りの理由 | <ol style="list-style-type: none"> センター事業内容を理解し、当センターが都道府県で唯一のリサイクル支援機関であることをイメージ化できる企画力、演出プランを提供できること 3Rを推進する立場であり、廃棄物削減効果の高い構造かつリユース利用が可能なこと <p>以上のことから、イメージ企画力、演出知識に加え、リユース機材にて設営出来、廃棄物もほとんどでない装飾ノウハウを持っているD社より見積もりを徴取する ※「H23.11.14付 委託に係る見積書の取得について (事前決裁)」</p> |
| 上記特命随意契約及び単独見積り理由に対する検討結果 | <p>特命随意契約に関し、上記理由に示される条件をD社が満たすことは理解できる。しかし、それがD社以外にない、すなわち、その他の装飾業者が同条件を満たすことができないとは客観的に判断できず、具体的検討もされていない。</p> <p>なお、上記のような場合に採りうる競争性のある委託先選定方式としては、プロポーザル方式等が考えられる。</p> <p>また、上記理由が随意契約の理由として適切であるとしても、それがそのまま単独見積りとする理由とはならない。</p> <p>さらに、見積りの1回目で決定されており、落札率も99.9%と著しく高くなっている。</p> <p>D社には平成23年9月から接触しており、同年10月には本委託業務の内容である、具体的展示の方法、展示物等について詳細な打合せを行っている。他の業者とは同様の打合せを行っていない。</p> <p>D社に正式な見積書を依頼したのは同年11月17日であり、事実上D社に発注することをあらかじめ決定した上で、見積書を形式的に徴取しているように見受けられる。</p> |

「財団法人福岡県環境保全公社会計規程」（以下「会計規程」という。）第 39 条第 1 項によると、「契約は、原則として指名競争入札又は随意契約」によることとされている。

必ずしも競争入札を原則とはしてないが、県が 100% 出資していること、収入のほとんどが県からの受託収入であることを考えると、契約における競争性確保の必要性は県と同様であるといえる。

また、会計規程第 41 条に「随意契約を締結するときは、なるべく 2 人以上のものから見積書を徴さなければならない」と規定されており、随意契約であっても原則として複数の業者等から見積書を入力しなければならない。

【課題】

特命随意契約及び単独見積りにより委託する場合、特定の者からの見積書だけで契約額が決定することから、競争性が働かず、結果として契約金額が高くなる可能性が高まる。

したがって、きわめて例外的なものに限るべきであるが、【現状】に記載したとおり、特命随意契約及び単独見積りとする理由が不十分と考えられる事例が見受けられた。

県と本団体との委託契約は、実績精算方式が採られている。このため、本団体が経費節減を怠れば、県が支払う委託料も適正な金額に比べ高くなることとなる。

本団体によると、再委託の内容について、県から書面による承認は得ていないが口頭による同意は得ているとしている。しかし、上記のような現状から考えると、当該口頭による同意は形式的なものであり、実質的に委託料を適正な金額とするために必要な再委託の内容を把握するものとはなっていない。

【改善案】

本来、特命随意契約は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続が明確であり必要な情報が公表されているかという透明性に課題のある契約方式である。

このため、県は、特命随意契約の特殊性を踏まえ、本団体が行う業者との契約行為について、特命随意契約はきわめて例外的なものに限り、随意契約であっても原則は 2 人以上の者から見積書を徴することを徹底するよう指導する必要がある。

また、「②（結果）業務委託における再委託承認手続の不備について」に記載のとおり、県が本団体に対して行う再委託の承認については、書面による承認によることとし、再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式が採られる場合には、その内容を適切に審査することが望ましい。

なお、国は、前述の「公共調達に適正化について」（財務大臣通達）の中で、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として、次の項目を限定列挙している。これらは外形的に誰がみても契約の相手方が特定される場合に限定されている。

県は、福岡県財務規則等に基づき、また本団体は団体規程等に基づき事務を行っており、この通達は直接適用されるものではないが、この内容を参考に、安易に随意契約としないよう徹底することが求められる。

【競争性のない随意契約によらざるを得ない場合（財務大臣通達抜粋）】

- | |
|--|
| <p>① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</p> <p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p> <p>（イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの</p> <p>（ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p> <p>（ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p> <p>（ニ） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p> <p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）</p> <p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p> <p>ニ その他</p> <p>（イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p> <p>（ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）</p> <p>（ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）</p> <p>（ニ） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p> <p>（ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p> <p>（ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p> |
|--|

※出所「公共調達に適正化について

（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通達）」

(5) 社団法人福岡県トラック協会

<団体概要>

| | | | |
|--|---|--------------|------------|
| 団 体 名 | 社団法人 福岡県トラック協会 | | |
| 所 管 部 署 | 商工部 商工政策課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 49 年 6 月 22 日 | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄 付 行 為 又 は 定 款 よ り) | 関係官庁及び関係団体と連絡協調し、貨物自動車運送事業及び貨物自動運送事業に係る貨物運送取扱事業（以下「貨物運送取扱事業」という。）の改善向上と、これが適正円滑な運営態勢の確立とに努め、業界の健全なる発展を促進し、もって公共の福祉に寄与すると共に、社会的経済地位の向上を図ることを目的とする。 | | |
| 団 体 事 業 概 要 | <p>(1) 関係官庁が行なう法令施行の為の措置に対する協力</p> <p>(2) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業に関する統計・調査報告並びに研究・講習啓蒙宣伝</p> <p>(3) 貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業の近代化合理化のための事業</p> <p>(4) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐</p> <p>(6) その他本会の目的を達成するための必要な事項</p> | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 一千円(-%) | | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 役員 | うち県職員 (派遣含む) | うち県退職者 |
| | 46 名 | -名 | 1 名 |
| | (うち常勤 2 名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 1 名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 36 名 | -名 | -名 | |
| (うち常勤 36 名) | (うち常勤 -名) | (うち常勤 -名) | |
| 関 連 団 体 | - | | |
| 備 考 | - | | |

<事業状況>

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|-------------|-------|-----------|---------|---------|---------|
| 経常収益 | | 915,679 | 938,494 | 881,093 | 895,525 |
| うち基本財産運用益 | | - | - | - | - |
| うち受取会費 | | 174,549 | 172,091 | 169,572 | 171,527 |
| うち事業収益 | | 31,137 | 31,288 | 30,488 | 29,608 |
| うち県委託料 | | - | - | - | - |
| うち県補助金等 | | 642,848 | 671,932 | 620,355 | 644,674 |
| 経常費用 | | 1,114,431 | 923,685 | 861,197 | 903,631 |
| うち事業費 | | 963,877 | 783,422 | 720,344 | 715,848 |
| うち管理費 | | 150,554 | 140,263 | 140,853 | 187,783 |
| 当期経常増減額 | | △198,752 | 14,808 | 19,897 | △8,106 |
| 経常外収益 | | - | - | - | 13,950 |
| 経常外費用 | | 1,894 | 854 | 36 | 11 |
| 当期経常外増減額 | | △1,894 | △854 | △36 | 13,939 |
| 当期一般正味財産増減額 | | △200,646 | 13,955 | 19,861 | 5,833 |

注：事業収益は、運行管理者試験受託事業、北九州T S（トラックステーション）管理受託事業、警備管理者講習会事業及び不動産賃貸事業収益を集計している。

注：H19年度は、旧会計基準適用により詳細が記載されていないため省略している。

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 資産合計 | | 6,958,797 | 6,955,597 | 6,957,134 | 6,918,055 |
| 流動資産計 | | 49,721 | 75,354 | 95,271 | 111,007 |
| うち現金預金 | | 42,797 | 59,269 | 86,155 | 100,385 |
| 固定資産計 | | 6,909,075 | 6,880,244 | 6,861,864 | 6,807,047 |
| うち基本財産 | | 552,103 | 552,103 | 552,103 | 552,103 |
| うち特定資産 | | 6,352,612 | 6,317,854 | 6,298,405 | 6,245,381 |
| 負債合計 | | 62,669 | 67,729 | 66,992 | 68,953 |
| 流動負債計 | | 13,274 | 12,687 | 12,927 | 12,307 |
| うち未払金 | | 12,938 | 12,499 | 12,482 | 12,147 |
| 正味財産合計 | | 6,896,128 | 6,887,869 | 6,890,143 | 6,849,102 |
| 指定正味財産計 | | 5,251,232 | 5,229,018 | 5,211,432 | 5,164,558 |
| 一般正味財産計 | | 1,644,896 | 1,658,851 | 1,678,711 | 1,684,543 |

※出所「決算書」

<県 財政関与の概要>

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|-------------|---|------|------|
| 運輸事業振興助成交付金 | 軽油引取税の引き上げが、営業用バス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資することを目的とする補助金 | 35年間 | 意見① |

【委託料】 該当なし

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要> 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<県 財政関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 運輸事業振興助成交付金 | 794,640 | 808,353 | 748,608 | 740,843 | 745,392 |
| 計 | 794,640 | 808,353 | 748,608 | 740,843 | 745,392 |

【委託料】 該当なし

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移> 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<本団体に対する運輸事業振興助成交付金の経緯等について>

① 平成 23 年度までの交付金の仕組み

運輸事業振興助成交付金（以下この項において「交付金」という。）制度は、昭和 51 年度に軽油引取税の暫定税率導入、すなわち税率の引き上げを機に創設されたものである。この暫定税率の導入が全ての軽油取引に適用されると、公共性が高いと考えられる営業用トラック及びバスの輸送コストに相当な影響を及ぼす、又は輸送力の確保に問題が生じる。このため、営業用車両と自家用車両に差をつけるいわゆる「営自格差」を設けるべきでないかという検討が国において行われ、営業用トラック及びバスに対する施策を講ずることが決定された。

具体的には、都道府県税である軽油引取税はその徴税の仕組み上「営自格差」を設けることができないことから、都道府県が、都道府県トラック協会、都道府県バス協会及びバス事業を行う地方公共団体に対して、徴収した軽油引取税を基礎として算定した交付金を補助金として交付することとされた。ただし、国は、都道府県に対して交付金の交付を強制することはできないため、昭和 51 年 11 月 8 日付け自治事務次官通知「運輸事業振興助成交付金の交付について」（以下「自治事務次官通知」という。）により、交付金の交付を都道府県に要請している。

都道府県に対しては、その財源措置として地方交付税の基準財政需要額の算定上商工行政費に新たに所要額を算入することとされた。

なお、自治事務次官通知による交付金の対象事業は、昭和 55 年 2 月 12 日付け自治事務次官通知により改正されている。その内容は次のとおりである。

【運輸事業振興助成交付金の対象事業（昭和 55 年改正後）】

2. 交付金の対象事業

交付金の対象事業は、交付対象者が行う次に掲げる事業とすること。

- (1) 震災等災害発生時における緊急物資輸送体制の整備、安全運行の確保等交通安全対策及び自動車交通公害対策に関する事業
- (2) バスターミナル、トラックターミナル、共同輸送サービスセンター、配送センター、バス停留所の上屋等各種共同施設の整備・運営に関する事業
- (3) バスの乗継機能の強化、トラックの輸送情報システムの整備等輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進に資するための事業及びバス事業者が行うこれらの事業に対する助成
- (4) 運転者、乗務員のための共同休憩施設及び共同福利厚生施設の整備・運営に関する事業
- (5) 車両等の買替、物流施設の整備、バス事業の経営基盤の安全確保等に要する費用に係る融資を円滑にするための基金の造成
- (6) バス事業者又はトラック事業者によって構成される全国を単位とする公益法人が行うこれらの事業（(2)を除く。）に対する出捐

※出所「昭和 55 年 2 月 12 日付け自治事務次官通知」

② 近年の交付金の動向

当初は昭和 51 年度及び昭和 52 年度の暫定措置として創設された交付金は、軽油引取税の暫定税率適用期間の延長等に対応して期間や交付金額を修正しつつ平成 23 年度まで継続されている。

その間、平成 12 年 4 月の地方分権一括推進法の施行に伴い、地方自治法第 245 条の 2 に「国の地方公共団体に対する関与の法定主義」が規定され、これにより自治事務次官通知が「技術的助言」に分類され、交付金に関する事務は自治事務に整理された。

このため、都道府県は国の「技術的助言」を受けた自主的判断で交付金を交付するものとされた。

この結果、各都道府県において交付金削減の動きが広がり、中でも大阪府は平成 22 年度当初予算において運輸事業振興助成補助金を 68.5%削減する方針を打ち出し、平成 23 年度にはこれを廃止するに至っている。

こうした事態を受け、国は、平成 22 年 4 月 1 日付け総務副大臣通知「運輸事業振興助成交付金について」（以下「総務副大臣通知」という。）を通知したものの、これも「技術的助言」の域を出ず交付金削減の流れは拡大傾向にあった。

このような状況などから、「運輸事業の振興の助成に関する法律」（以下「運輸事業振興助成法」という。）が制定され、平成 23 年 9 月 30 日から施行されている。

運輸事業振興助成法の趣旨、交付金の使途及び財政上の措置等は従来の自治事務次官通知及び総務副大臣通知と異なるものではないが、従来の「技術的助言」の域を超え、交付金の設置根拠が法律に求められるようになった点が異なる。

ただし、交付金を交付する根拠は同法第 2 条第 1 項において、都道府県に対して交付金を「交付するよう努めなければならない」とする規定に求められ、引き続き交付の判断を都道府県が行うものとなっている。

なお、同法に基づく交付金の交付は平成 24 年度交付分からである。

また、同法の施行に伴い自治事務次官通知及び総務副大臣通知は廃止されている。

③ 県における交付金の交付手続等

県は、本交付金の運用に当たり、「福岡県運輸事業振興助成交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を制定し、これに基づき交付手続等を行っている。この交付要綱は、自治事務次官通知及び総務副大臣通知に準拠したものであり、交付金の交付対象事業は自治事務次官通知に記載のものと同一である。また、交付金の限度額も国が定めた算式と同一の算式により算定されている。

ただし、厳しい財政状況を踏まえ平成 22 年度及び平成 23 年度においては、県は国の算定基準により算出した額から 5%削減した金額を交付金の限度額としている。この 5%は、県の予算編成における旅費、通信運搬費等の削減率を準用したものである。

本団体は、交付要綱における交付金の限度額と同額を申請している。

県によると、交付手続の内容は次のとおりである。

県は本団体から提出された交付申請書を受け、交付対象事業に該当するか、事業費の積算に問題はないかなど審査したうえで、交付決定を行っている。

交付決定後、事業年度終了前の 3 月上旬ごろまでに本団体に赴いて、当該年度の交付金の執行状況の書類審査を実施している。また、次年度の事業計画についてもあらかじめ書類審査を実施している。

この際、交付要綱に基づく変更承認が必要な場合は、変更承認申請の手続をとるよう指導している。

事業年度終了後は、本団体から提出される実績報告書を審査するとともに、本団体に赴いて事業完了確認として書類審査を実施している。

<発見事項>

① (意見) 交付金を財源とした事業実施過程における審査等の強化について

【現状及び課題】

本団体は、県から、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関及び国民保護法に基づく指定地方公共機関に指定されており、「緊急・救援輸送業務実施要綱」を策定している。

従来、本団体が保有していた「福岡」「北九州」「筑豊」「筑後」の4地区センターは会議、研修を行うことを中心とした施設で、緊急救援物資輸送のためのトラックを集結させるスペースがなかった。このため、「緊急・救援輸送業務実施要綱」に基づく緊急時の救援物資の輸送等をスムーズに遂行できる施設を整備している。

このため、4地区センターに係る移設及び機能拡充等の検討を行うため平成21年1月に緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会を設置し、4地区のうちまず「筑後」の地区センターの移設及び機能拡充として、次のとおり筑後緊急物資輸送センターの建設を決定し整備を行った。

なお、「福岡」「北九州」「筑豊」の3地区センターも同様の移設及び機能拡充として緊急物資輸送センターを整備する方針であり、平成23年度に筑豊地区の建設用地を取得している。

【筑後緊急物資輸送センターの概要】

| | |
|--------|---------------------------------|
| 名称 | 筑後緊急物資輸送センター |
| 所在地 | 福岡県筑後市 |
| 敷地面積 | 4,893.16㎡(1,482坪) |
| 延床面積 | 1,031.39㎡(312坪)うち、緊急支援物資保管倉庫36坪 |
| 規模 | 2階建 |
| 駐車場 | 4tトラック44台が収容可能 |
| 着工 | 平成22年9月11日 |
| 竣工 | 平成23年5月10日 |
| 土地取得価格 | 129,101千円 |
| 建物取得価格 | 424,567千円 |

※出所「福岡県トラック協会資料」

4地区の緊急物資輸送センター整備事業は、緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会設置当時の平成20年度末貸借対照表に計上された施設運営基金15億円の大部分を使用する大きな事業である。

また、緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会のメンバーは本団体の役員を中心に9名で構成されているが、この委員会に対する県からの関与は特段なく、委員会での決定事項を事後的に県へ報告する体制も整備されていない。

次に、筑後緊急物資輸送センターの建設計画策定から竣工までの業務の実施内容を検討したところ、次の表のとおり事業の有効性及び効率性の観点から問題があると考えられる事項が見受けられた。

【筑後緊急物資輸送センター整備に係る問題と考えられる事項】

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 設計施工監理業者選定に係る過程について | <p>設計業者の決定は、緊急物資輸送拠点整備検討特別委員会において、企画競争方式により行われているが、業者の決定は委員の多数決により決定されているとのことである。</p> <p>業者選定に当たり、例えば評価基準及び評点表等を作成していれば、より公平な協議が行われた可能性がある。</p> |
| 建設業者選定に係る過程について | <p>建設業者の決定は最低制限価格非公表の指名競争入札方式により行われた。11業者が入札し、最低制限価格未満で入札した7業者を除外し、最低制限価格と同額で入札した業者が落札者として決定されている。</p> <p>しかし、その後、この落札者と個別交渉を行って、契約価格を変更し、結果的に最低制限価格を下回る金額で契約している。</p> <p>契約価格を変更することは、入札において最低制限価格未満で入札した業者を除外した根拠が乏しく、公平性に課題のある選定であった可能性がある。</p> |

【改善案】

県は、資金提供者として、補助対象となった事業が、効果的かつ効率的に実施されているか適切に審査することが必要である。前述のとおり、事業年度開始前及び事後の事業実施状況については、検査等が実施されている。

しかし、【筑後緊急物資輸送センター整備に係る問題と考えられる事項】に記載したような状況が見受けられることから、事業実施過程における審査及び指導等を強化することが望まれる。

なお、今後、筑後地区を除く3地区の緊急物資輸送センターの建設が予定されている。

これらの建設事業も含め、審査及び指導等の強化に当たっては、福岡県補助金等交付規則第5条に基づく交付の条件として、補助事業等を行うため締結する契約に関する事項に契約方法及び業者選定方法等の事前協議を要請することを定めるなど検討することが望まれる。

【補助金等の交付の条件】

| |
|---|
| <p>(補助金等の交付の条件)</p> <p>第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。</p> <p>二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。</p> <p>三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。</p> <p>四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。</p> <p>2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。</p> <p>3 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することがある。</p> |
|---|

※出所「福岡県補助金等交付規則」

(6) 財団法人福岡県中小企業振興センター

<団体概要>

| | | |
|--|---|--------------|
| 団 体 名 | 財団法人 福岡県中小企業振興センター | |
| 所 管 部 署 | 商工部 中小企業経営金融課 | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 41 年 5 月 23 日 | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄 付 行 為 又 は 定 款 よ り) | 中小企業支援機関相互の連携を図り、県内中小企業振興の拠点として、その機能の発揮に努めるとともに、中小企業の経営資源の強化、活性化を支援することにより経営の健全化を促進し、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。 | |
| 団 体 事 業 概 要 | (1) 中小企業総合支援事業 (2) 施設管理事業 (3) 設備支援事業 | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 2,122,711 千円 (85.0%) 福岡市 200,000 千円 (8.0%) 北九州市 100,000 千円 (4.0%) | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | |
| | 役員 | うち県職員 (派遣含む) |
| | 15 名 | 3 名 |
| | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 1 名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | |
| 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 26 名 | 12 名 | 1 名 |
| (うち常勤 26 名) | (うち常勤 12 名) | (うち常勤 1 名) |
| 関 連 団 体 | — | |
| 備 考 | — | |

<事業状況>

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 3,075,755 | 2,981,986 | 3,256,881 | 2,872,823 | 2,478,428 |
| うち基本財産運用益 | 40,715 | 25,530 | 26,694 | 18,973 | 15,301 |
| うち会費収益 | 14,028 | 13,952 | 15,822 | 11,891 | 10,664 |
| うち事業収益 | 2,486,275 | 2,417,839 | 2,793,038 | 2,367,984 | 2,127,791 |
| うち県委託料 | 188,564 | 175,759 | 611,627 | 255,857 | 344,294 |
| うち県補助金等 | 432,210 | 438,095 | 342,258 | 284,951 | 265,135 |
| 経常費用 | 3,031,210 | 2,883,320 | 3,155,424 | 2,803,826 | 2,449,818 |
| うち事業費 | 1,782,113 | 1,717,494 | 2,050,912 | 1,613,004 | 1,537,776 |
| うち管理費 | 1,249,096 | 1,165,826 | 1,104,512 | 1,190,822 | 912,041 |
| 当期経常増減額 | 44,545 | 98,665 | 101,457 | 68,997 | 28,610 |
| 経常外収益 | 56,447 | 114,547 | — | 794 | 15,500 |
| 経常外費用 | 8,242 | 103,488 | 1,899 | 43,478 | 4,963 |
| 当期経常外増減額 | 48,204 | 11,059 | △1,899 | △42,683 | 10,536 |
| 当期一般正味財産増減額 | 92,750 | 109,725 | 99,557 | 26,313 | 39,147 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 資産合計 | 11,709,151 | 11,702,591 | 10,816,456 | 9,816,508 | 8,816,687 |
| 流動資産計 | 5,363,059 | 3,389,732 | 3,124,994 | 2,913,127 | 2,311,543 |
| うち現金預金 | 1,664,413 | 1,405,044 | 967,321 | 962,397 | 304,770 |
| 固定資産計 | 6,346,092 | 8,312,858 | 7,691,461 | 6,903,381 | 6,505,144 |
| うち基本財産 | 1,993,868 | 1,916,599 | 1,827,032 | 1,795,885 | 1,730,858 |
| うち特定資産 | 1,058,169 | 1,136,197 | 730,118 | 802,541 | 808,783 |
| 負債合計 | 8,622,023 | 8,583,007 | 7,686,880 | 6,691,766 | 5,717,824 |
| 流動負債計 | 2,211,249 | 2,029,408 | 2,089,839 | 1,718,149 | 1,642,853 |
| うち未払金 | 128,918 | 187,613 | 290,186 | 154,120 | 223,148 |
| 正味財産合計 | 3,087,128 | 3,119,584 | 3,129,575 | 3,124,742 | 3,098,862 |
| 指定正味財産計 | 2,293,868 | 2,216,599 | 2,127,032 | 2,095,885 | 2,030,858 |
| 一般正味財産計 | 793,259 | 902,985 | 1,002,542 | 1,028,856 | 1,068,003 |

※出所「決算書」

< 県 財政関与の概要 >

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|------------------------|---|------|------------|
| 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 | 中小企業団体の育成指導を図り、中小企業者の経済的地位の向上に寄与するため、中小企業団体の行う事業の実施に必要な経費を補助する。 | 16年間 | 意見① 意見② |
| 福岡県中小企業総合支援事業補助金 | 本団体が中小企業の経営資源の確保等を支援する事業に対して助成を行い、その推進を図ることによって、本県中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的とする補助金。 | 6年間 | — |
| 福岡県工業技術振興対策事業等補助金 | 中小企業ならびに団体が工業技術の振興を図るために行う事業の経費を補助する。 | 7年間 | — |
| 福岡県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 | 本団体が設備貸与事業において貸倒れに備えて積み立てる貸倒引当金にかかる経費を補助する。 | 9年間 | — |
| 小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金 | 本団体が行う設備資金貸付事業に要する経費の一部を補助することにより、県内小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的とする補助金 | 10年間 | 意見③ |

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|---------------------|---|------|------|------|
| 中小企業新事業展開雇用創出支援業務委託 | <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業の地域資源活用商品の開発、新商品・サービスの販路開拓、経営の革新など新たな事業展開の遂行を雇用面で支援すること。 ・雇用情勢が改善しない状況を踏まえ、求職者に臨時雇用の場とその後の継続雇用の機会を確保すること。 ・県内外で商談会を開催することにより地域資源活用商品等の販路拡大を支援すること。 ・新事業展開に関する周知・啓発・研修を実施することにより事業を推進すること。 <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象企業の募集・採択・再委託契約 ・支援企業の販路開拓支援 ・新事業展開に関する情報提供と啓発 ・再委託業務に関する執行管理 ・委託業務に関する指導・経理・検査 ・その他 | 随意契約 | 4年間 | — |
| 海外駐在員派遣事業委託 | <ul style="list-style-type: none"> ●海外駐在員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・香港事務所（中国） ・上海事務所（中国） ・バンコク事務所（タイ） ・フランクフルト事務所（ドイツ） ・サンフランシスコ事務所（アメリカ） ●福岡県ソウル交流プロモーター活動（韓国） | 随意契約 | 9年間 | — |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要> 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

< 県 財政関与の推移 >

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 | 136,318 | 138,223 | 130,907 | 95,105 | 94,145 |
| 福岡県中小企業総合支援事業補助金 | 207,969 | 203,636 | 145,578 | 159,368 | 147,638 |
| 福岡県工業技術振興対策事業等補助金 | 23,984 | 21,312 | 18,618 | 13,787 | 14,562 |
| 福岡県新生活産業振興支援補助金 | 1,838 | — | — | — | — |
| 福岡県商店街競争力強化事業費補助金 | 9,600 | — | — | — | — |
| 福岡県小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 | 29,279 | 57,069 | 27,331 | 9,894 | 1,941 |
| 小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金 | 20,357 | 15,695 | 18,310 | 6,755 | 6,849 |
| 福岡県中心市街地商業活性化推進事業費補助金 | 2,311 | 2,160 | 1,514 | — | — |
| 計 | 431,656 | 438,095 | 342,258 | 284,909 | 265,135 |

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 中小企業新事業展開雇用創出支援業務委託 | — | 312,909 | — | 335,052 | 170,205 |
| 海外駐在員派遣事業委託 | 187,004 | 174,758 | 162,514 | 135,953 | 126,865 |
| 計 | 187,004 | 487,667 | 162,514 | 471,005 | 297,070 |

< 団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移 > 該当なし

※出所「本団体 事業報告」

<発見事項>

① (意見) 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について

【現状及び課題】

県は、中小企業団体の育成指導を図り、中小企業者の経済的地位の向上に寄与するため、中小企業団体の行う事業の実施に必要な経費に対し補助することを目的として、福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金を本団体に交付している。

本補助金の交付については、福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱を定め、運用している。

本補助金交付要綱の内容及び運用状況は次のとおりである。

(7) 交付要綱の内容

本補助金の趣旨及び補助対象経費は次のとおり規定されている。

【交付要綱における補助対象経費】

| | |
|----------|--|
| (趣旨) | |
| 第1条 | 知事は、中小企業団体の育成指導を図り、中小企業者の経済的地位の向上に寄与するため、別表に掲げる中小企業団体（以下「団体」という。）の行う事業の実施に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 |
| (補助対象経費) | |
| 第2条 | 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。 |
| (1) | 団体の行う組織強化に関する事業 |
| (2) | 団体の行う構成員に対する指導事業 |
| (3) | 団体の行う研究会等の開催事業 |
| (4) | その他知事が必要と認める事業 |
| (補助額) | |
| 第3条 | 補助金の額は、予算の範囲内で別に定める額とする。 |

※出所「福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱」

また、県は、本補助金を交付する際、その前提として補助事業の終了後に実績報告書を提出させることを補助金交付要綱第7条に定めている。実績報告書の添付書類には補助対象経費の内訳、補助事業に要した経費の実績金額等が記載された補助金支払明細書があり、これが補助金額確定の根拠資料となる。

補助金支払明細書についても補助金交付要綱に定められており、その様式は次のとおりである。

【補助金支払明細書（様式）】

(単位：千円)

| 補助事業の区分 | 補助対象経費の内訳 | 補助事業に要した経費 | | 補助金交付決定額 | 補助金の額 |
|---------|-----------|------------|------|----------|-------|
| | | 金額 | 算定根拠 | | |
| 管理費 | | | | | |
| 事業費 | | | | | |
| 計 | | | | | |

※出所「福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱」

補助金交付要綱では、第2条に団体の行う組織強化に関する事業を含む4つの事業が掲げられており、これが補助事業の区分と解される。

しかし、補助金支払明細書の様式では、「補助事業の区分」に管理費及び事業費と記載されており、第2条に掲げられる補助事業の区分を記載する箇所がない。これでは、補助金支払明細書にどの補助事業に対する補助対象経費が記載されているか不明である。

本来、交付目的を達成するために補助事業を決定し、そのうえで補助対象経費を算定すべきである。しかし、本補助金交付要綱では、どの補助事業に対する補助対象経費が算定されるのか不明であるため、補助金の交付目的を達成できるのか不明瞭であると考えられる。

また、補助金支払明細書の「補助事業の区分」に記載されている管理費及び事業費は具体的に何を指しているのか不明である。

(イ) 運用状況

平成23年度の実績報告書に添付されている補助金支払明細書は次のとおりである。

【平成23年度補助金支払明細書】

(単位：千円)

| 補助事業 の区分 | 補助対象経費の内訳 | 補助事業に要した経費 | | 補助金交付 決定額 | 補助金の額 |
|-------------|-----------|------------|------------------------------------|--------------|--------|
| | | 金額 | 算定根拠 | | |
| 管理費 | | 163,314 | | 74,098 | 74,098 |
| 事業費 | 運営費 | 189,832 | 一般会計 2,033 施設管理会計 187,799 | 20,047 | 20,047 |
| 計 | | 353,146 | | 94,145 | 94,145 |

※出所「実績報告書」

管理費に計上されている補助対象経費163,314千円は、本団体の総務管理グループ及び経営支援グループに所属する職員の人件費相当額であり、74,098千円に本補助金が充てられている。

人件費を補助対象経費として算定する場合は、補助金交付要綱に人件費が補助対象経費であることを明確に規定することが必要であると考えられるが、本補助金交付要綱には補助対象経費の記載がなく、このため人件費補助を行うことが適当であるか補助金交付要綱からは判断できない。

次に、事業費に計上されている補助対象経費189,832千円は、運営費として金額が集計されているが、その内訳は「一般会計」の会議費、諸謝金、租税公課等2,033千円、「施設管理会計」の修繕費、光熱水費、使用料及び賃借料等187,799千円である。これらのうち、20,047千円に本補助金が充てられている。

これら「一般会計」及び「施設管理会計」に係る経費は、補助金交付要綱第2条に定める4つの事業のうちいずれに該当するか不明確である。仮にこれらの経費が、補助金交付要綱第2条第1項第1号の「団体の行う組織強化に関する事業」に該当すると考えた場合、どのように組織強化に繋がるか不明であり、また、少なくとも実績報告書や補助金支払明細書を閲覧する限りではその内容を把握することができない。

本補助金に関する予算資料の記載は次のとおりである。

【本団体に対する補助金に係る予算資料】

(単位：千円)

| 事業名 | 補助金額 | | | 人件費積算の内訳 |
|------------------|--------|--------|--------|--|
| | 人件費 | 事業費 | 計 | |
| 中小企業団体組織強化対策費補助金 | 74,098 | 20,047 | 94,145 | 県退職者 1名 7,300 県派遣職員 5名 12,221 プロパー職員 9名 54,577 |

※出所「県資料」

予算資料には「県派遣職員 5名 12,221 千円」との記述があり、交付実績からも当該補助金が結果として派遣職員の給与の一部（勤勉手当、時間外手当、管理職手当等）に充当されたことが確認できる。

派遣職員人件費については、派遣法第 6 条第 1 項において、派遣元である地方公共団体が派遣職員の給与を支給することは原則禁止されている。しかし、同条第 2 項において、例外規定として、一定の条件が満たされるときには、条例に定める範囲において派遣職員の人件費を地方公共団体が直接支給できるとされている。このため、県は、派遣条例を定め、派遣条例第 4 条において「法第 6 条第 2 項に規定する場合においては、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。」として県が直接支給する給与項目の範囲を明確にしている。

このことから、派遣条例第 4 条に列挙された給与項目以外の項目、具体的には勤勉手当、時間外手当、管理職手当等の給与項目については、派遣先である本団体が派遣職員に支給する必要がある。本団体は、派遣職員に係る勤勉手当、時間外手当、管理職手当等の給与を派遣職員に支給しているが、その原資に県からの補助金が充当されている。派遣職員人件費の負担のあり方については、団体への補助金の交付決定時において、派遣職員人件費として支出する額が具体的金額として特定されていたような場合には派遣法第 6 条第 1 項、第 2 項を潜脱するとの判例がある。従って、予算資料において本補助金が派遣職員の給与として支出されることが明らかである場合は派遣法第 6 条第 1 項、第 2 項の趣旨に反するものと考えられる。これについて県は「補助金に含まれる人件費は、事業実施に必要な人数をもとに標準的な単価で積算したものであって、派遣職員かプロパー職員かに関わらず必要となる経費であり、派遣職員への支給を当然に予定しているものではない」との見解を示している。しかし、予算資料にある「県派遣職員 5名 12,221 千円」との記述は、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねない。

次に、予算資料には「県退職者 1名 7,300 千円」との記述があり、実績報告から当該補助金は県退職者である専務理事の人件費に対するものであると確認できる。

県によれば、退職者の有無に関わらず、事業の公益性が認められ、経費の補助が必要と判断されたために補助金を交付しているとのことである。しかし、予算資料にある「県退職者 1 名 7,300 千円」との記述は、本団体に県退職者が存することをもって、当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。

【派遣職員人件費に係る関係法令等】

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

(派遣職員の給与)

第 6 条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例

(派遣職員の給与)

第 4 条 法第 6 条第 2 項に規定する場合においては、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員(地方公営企業に勤務する職員に限る。))をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。)に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

交付要綱の内容及び運用状況から、補助金交付要綱に掲げる補助事業の区分と実績報告書における経費の対応が不明確であり、補助対象経費として妥当なのか客観的に判断できなかった。

所管部署が補助金交付要綱を制定する際の、県の統一的な留意事項として、平成 14 年 7 月 15 日付で「補助金交付要綱等の制定及び改廃に係る事務処理について(通知)」(以下「総務部長通知」という。)が総務部長から本庁各課(室)長へ出されている。この総務部長通知では、補助金交付要綱の例文、解説及びその他留意事項が示されている。

補助金交付要綱に記載すべき補助対象経費、補助率等の例文とその解説は次のとおりであり、補助金交付要綱には、補助対象となる事業、補助対象経費、補助率等を明確に規定する必要があるとされている。

【補助金交付要綱に備えるべき補助対象経費等の例文とその解説】（下線は監査人が追加）

（補助対象経費、補助率等）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、〇〇が行う次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 〇〇事業
- (2) 〇〇事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

【解説】

- ① 補助金の交付対象者、対象となる事業、経費、補助率、補助事業の実施者等を明確に規定する必要がある。

※出所「補助金交付要綱等の制定及び改廃に係る事務処理について(通知)」

本補助金交付要綱の記載事項と総務部長通知の記載事項を比較してみると、本補助金交付要綱第2条補助対象経費には補助対象事業の記載はあるものの、通知に記載されている補助金交付要綱の例文第3条第2項にある補助対象経費の区分及び補助率に係る記載はなく、別表における補助対象経費や補助率の具体的な定めもない。

以上から、本補助金交付要綱の整備状況については、補助対象経費や補助率の補助金交付の基礎的な情報が不明確であり、補助金交付要綱第2条に掲げられる補助事業のうちどの事業に対する補助を実施するのか客観的に判断できないため、補助金交付要綱に不備があるといわざるを得ない。

【改善案】

補助金を交付する場合は、補助金の公益上の必要性を十分に考慮し、補助金交付要綱に必要な事項を明確に規定する必要がある。具体的には、補助事業の定義を明確にするとともに、補助対象経費の区分及び補助率についての記載を明確に行わなければならない。

このような観点から、本補助金についても本団体に対する補助を行う場合には、補助金交付要綱に、本団体の事業内容を踏まえたうえで、補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率について明確に記載する必要がある。

また、必要に応じて、本団体に対する補助金交付要綱を別途制定することも検討すべきである。なぜなら、県は、本補助金交付要綱に基づき、本団体のほか複数の団体に対して同様の補助金を交付しているからである。補助金は、対象となる補助事業、経費、補助率等を明確に規定する必要があることを踏まえると、本団体が発行する事業に沿った独自の補助金交付要綱を制定することが望ましい。その際、本団体には本補助金のほか、県は本団体が発行する事業に対して福岡県中小企業総合支援事業補助金を交付していることから、補助金交付要綱の整理に当たっては、必要に応じて福岡県中小企業総合支援事業補助金も含めて検討することが望ましい。

予算資料に派遣職員の給与に関する記載があることは、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねず、派遣法第6条第1項、第2項の趣旨に反するとの誤解を招きかねない。また予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改める必要がある。

なお、本補助金交付要綱が本団体のほか複数の団体に対して同様の補助金を交付していることに係る課題等については、福岡県中小企業団体中央会に係る事項において別途検討している。

② (意見) 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金(事業費分)のあり方について

【現状】

県から本団体に対する平成23年度福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金について、事業費に対するものについては以下のとおりである。

(7) 本団体に対する組織強化対策費補助金の経緯について

本補助金の交付事務に係る経緯は次のとおりである。

【本補助金交付事務に係る経緯】

| 期日 | 内容 |
|-------------|-------------------------------------|
| H23. 5. 2 | 本団体から県に対し交付申請書を提出 |
| H23. 5. 6 | 交付決定に係る県の決裁文書起案 (H23. 5. 27 決裁) |
| H23. 5. 27 | 県から本団体に対し交付決定通知書を発行 |
| H23. 6. 22 | 県から本団体に対し補助金を支出 (1回目) (37,072,500円) |
| H23. 7. 27 | 同上 (2回目) (16,713,000円) |
| H23. 10. 28 | 同上 (3回目) (25,690,900円) |
| H24. 2. 1 | 同上 (4回目) (14,668,600円) |
| H24. 4. 12 | 本団体から県に対し実績報告書を提出 |
| H24. 4. 18 | 額の確定に係る県の決裁文書起案 (H24. 4. 23 決裁) |
| H24. 4. 23 | 県から本団体に対し額の確定通知書を発行 |

※出所「県資料」をもとに監査人作成

平成23年5月2日付で本団体から県に提出された本補助金の交付申請書には、補助事業の目的等が次のとおり記載されている。

【交付申請書における補助事業の目的、交付申請額及び補助事業の内容】

| |
|--|
| 1 補助事業の目的 中小企業支援育成機関相互の連携を図り、県内中小企業振興の拠点として、その機能の發揮に努めるとともに、中小企業の経営資源の強化、活性化を支援することにより経営の健全化を促進し、もって中小企業の振興に寄与する。 |
| 2 補助金交付申請額 (補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額) (94,145,000円－0円＝94,145,000円) |
| 3 補助事業の内容等 別紙補助事業計画書のとおり。 |

※出所「本補助金交付申請書」

交付申請書の3にある、「別紙補助事業計画書」には次のとおり記載されており、「積算の内訳」が添付されている。

【補助事業計画書】

(単位：円)

| 補助事業の区分 | 補助対象経費の内訳 | 補助事業に要する経費 | | 補助金申請額 | 備考 |
|---------|-----------|-------------|--|------------|-----|
| | | 金額 | 算定根拠 | | |
| 管理費 | | 173,147,000 | | 74,098,000 | 資料1 |
| 事業費 | 運営費 | 204,171,000 | 一般会計 7,227,000 施設管理会計 196,944,000 | 20,047,000 | 資料2 |
| 合計 | | 377,318,000 | | 94,145,000 | |

【積算の内訳】

(単位：円)

| | 事業費 | 申請額 | 備考 | |
|-----|----------|------------|-----|-----|
| 管理費 | | 74,098,000 | | 資料1 |
| 事業費 | 取引推進部運営費 | 3,334,000 | 共益費 | 資料2 |
| | 土地貸付料相当 | 16,713,000 | | |
| 合計 | | 94,145,000 | | |

※出所「本補助金交付申請書」

上記表中「資料2」には、次のとおり、本団体の会計別科目別に補助事業に要する経費の内訳が記載されている。なお、補助申請額は計の欄にのみ記載されている。

【資料2 事業費の内容】(支出内訳は省略している)

| 科目 | 金額 | 算定 | 補助申請額 |
|-----------|-------------|----|------------|
| 一般会計 | 7,227,000 | | |
| <支出内訳は省略> | | | |
| 施設管理会計 | 196,944,000 | | |
| <支出内訳は省略> | | | |
| 計 | 204,171,000 | | 20,047,000 |

※出所「平成23年度福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付申請書」

なお、本補助金交付要綱には、次のとおり交付申請書に添付すべき書類を定めているが、「収支」に関する書類が求められているにもかかわらず、上記のとおり、「支出」に関する書類しか添付されていない。

【交付申請書に添付する書類の規定】

| |
|--|
| <p>第4条 団体の長は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> |
|--|

※出所「本補助金交付要綱」

なお、交付申請を受け、平成 23 年 5 月 27 日付で県から本団体に発行された交付決定通知書には、次のとおり条件が記載されている。

【交付決定通知書の交付の条件】

- | | |
|---|--|
| 1 | この補助金の交付対象となる事業は、平成 23 年 5 月 2 日付平成 23 年度福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付申請書記載の事業とする。 |
| 2 | 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。 補助事業に要する経費 377,318,000円 補助対象経費 377,318,000円 補助金の額 94,145,000円 |
| 3 | 補助金の確定の額は、補助対象経費の実支出額の合計額と補助金額のいずれか低い額とする。 |
| 4 | 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。 |
| 5 | 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ補助事業終了の次年度から 5 か年間保存しなければならない。 |
| 6 | 補助事業に関する実績報告書の提出期限は、平成 24 年 4 月 13 日とする。 |
| 7 | 補助条件に違反した場合は、補助金の全部または一部を返還させることができる。 |
| 8 | 補助対象事業者は、上記によるもののほか、交付規則及び交付要綱に従わなければならない。 |

※出所「補助金交付決定通知書」

また、事業終了後平成 24 年 4 月 12 日付けで提出された実績報告書について、交付申請書と同様に、「収支」に関する書類が求められているのもかかわらず、上記のとおり、「支出」に関する書類しか添付されていない。

【実績報告書に添付する書類の規定】

- | | |
|-------|---|
| 第 7 条 | 団体の長は、補助事業が完了したときは、知事が別に定める期日までに福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金補助事業実績報告書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。 |
| 2 | 前項の補助事業実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。 (1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) その他知事が必要と認める書類 |

※出所「本補助金交付要綱」

(イ) 県から本団体に対する県有地の貸付について

県は、本団体に対し次のとおり県有地を有償で貸し付けている。

【貸付の状況】

| | |
|------------|--|
| 貸付の目的 | 福岡県中小企業振興センター敷地 |
| 貸付面積 | 2,500 ㎡ |
| 貸付期間 | 平成 6 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日 |
| 貸付料（年額） | 25,414 千円（平成 6 年度～平成 12 年度） |
| 平成 13 年度以降 | 23,275 千円（平成 13 年度～平成 17 年度） |
| 5 年毎改定 | 17,893 千円（平成 18 年度～平成 22 年度） 16,713 千円（平成 23 年度～平成 27 年度） |
| 貸付料納期限 | 毎年 9 月 30 日までに一括納入 |

※出所「県提出資料」

(ウ) 本団体における決算の状況

本団体の平成23年度決算をみると、本補助金は全額（94,145千円）が一般会計の収入となり、そのうち施設管理事業会計に「16,713千円」が繰り入れられている。そして、施設管理事業会計において県に対し土地賃借料が支払われている。また、一般会計から施設管理事業会計への繰入額は、平成23年度は「16,713千円」、平成22年度は「17,893千円」と県に対する土地賃借料と同額となっている。

また、施設管理事業会計の収益は3億円余り、費用は2億5千万円弱であり、一般会計からの繰入金「16,713千円」を差し引いても平成23年度の一般正味財産増減額は3千万円以上のプラスとなっている。

【平成23年度正味財産増減計算書総括表】

(単位：千円)

| 科目 | 合計 | 一般会計 | 施設管理 事業会計 | 設備支援 事業会計 | 内部取引 消去 |
|----------------------|-----------|----------------|----------------|--------------|------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | | |
| ①基本財産運用収益 | 15,301 | 16 | 15,282 | 3 | |
| ②特定資産運用収益 | 1,593 | 1,563 | 30 | - | |
| ③会費収益 | 10,664 | 10,664 | - | - | |
| ④事業収益 | 2,127,792 | 400,513 | 263,654 | 1,463,624 | |
| ⑤補助金収益 | 274,005 | 265,215 | - | 8,790 | |
| ⑥負担金収益 | 31,448 | 31,448 | - | - | |
| ⑦雑収益 | 17,626 | 229 | 7,165 | 10,231 | |
| ⑧他会計からの繰入額 | - | 17,968 | 16,713 | - | △34,681 |
| 経常収益計 | 2,478,429 | 727,616 | 302,844 | 1,482,649 | △34,681 |
| (2) 経常費用 | | | | | |
| ①事業費 | 1,537,777 | 595,563 | 238,875 | 703,339 | |
| ②管理費 | 912,042 | 130,816 | - | 781,226 | |
| ③他会計への繰入金 | - | 16,713 | 10,381 | 7,587 | △34,681 |
| 経常費用計 | 2,449,819 | 743,091 | 249,256 | 1,492,152 | △34,681 |
| 当期経常増減額(A) | 28,610 | △15,476 | 53,589 | △9,503 | - |
| 2. 経常外増減の部 | | | | | |
| (1) 経常外収益 | 15,500 | 2,940 | - | 12,560 | |
| 経常外収益計 | 15,500 | 2,940 | - | 12,560 | |
| (2) 経常外費用 | 4,963 | 159 | 4,763 | 42 | |
| 経常外費用計 | 4,963 | 159 | 4,763 | 42 | |
| 当期経常外増減額(B) | 10,537 | 2,781 | △4,763 | 12,518 | |
| 当期一般正味財産増減額(A) + (B) | 39,147 | △12,694 | 48,826 | 3,016 | |
| 一般正味財産期首残高 | 1,028,856 | 35,931 | 712,944 | 279,981 | |
| 一般正味財産期末残高(C) | 1,068,004 | 23,237 | 761,770 | 282,997 | |

【課題】

上記【現状】に記載した内容をまとめると、次のとおりである。

県及び本団体において各関係書類を閲覧し検討した結果、県は本団体に貸付料相当額（16,713千円）を補助金として交付し、本団体は県有地を有償で借り受け、賃借料（16,713千円）を支出しているように見える。

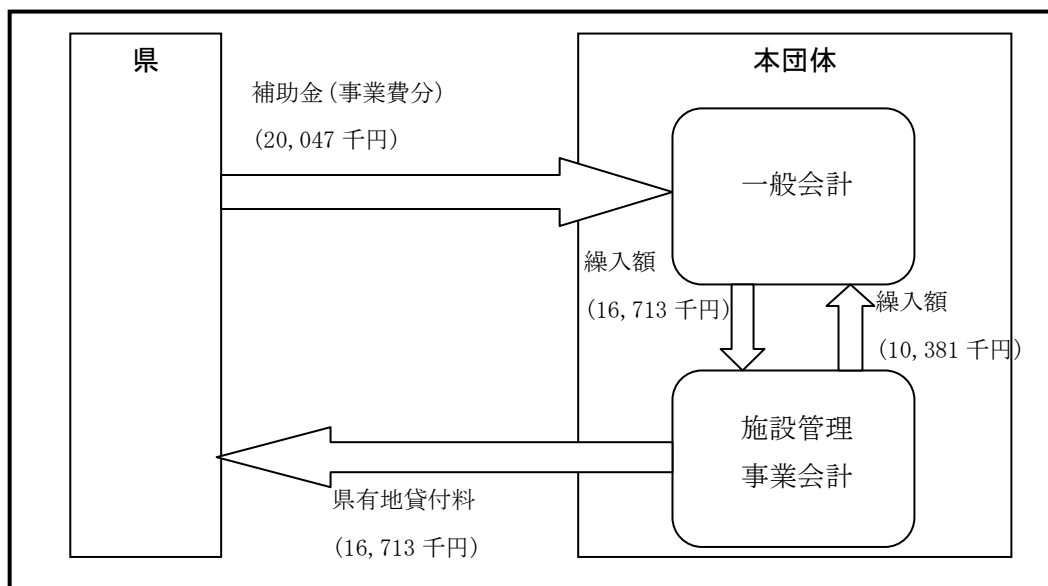
このことは、県は県有地を実質的に無償で本団体に貸し付けているとことと評価されかねない。

【現状のまとめ】

- ・ 交付申請書に添付されている「積算の内訳」には、「土地貸付料相当額 16,713,000円」と記載されている。また、交付決定通知書には、補助対象事業は交付申請書記載の事業とされている。このことから、県として土地貸付料相当額を対象として補助金を交付していると評価されかねない。
- ・ 県から本団体に対する補助金に関し、第2回支払分として、土地貸付料相当額と同額が支出されており、その期日（H23.7.27）が貸付料納期限（H23.9.30）の前である。このことから、本団体から県に対し賃借料を支払う財源として補助金を支出していると評価されかねない。
- ・ 本団体の平成23年度決算をみると、本補助金は一旦全額（94,145千円）が一般会計の収入となり、そのうち施設管理事業会計に「16,713千円」が繰り入れられ、施設管理事業会計において県に対し土地賃借料が支払われている。また、一般会計から施設管理事業会計への繰入額は、平成22年度決算では「17,893千円」と県に対する土地賃借料と同額となっている。このことから、本団体が会計処理上、施設管理事業会計分の補助金として土地賃借料相当額を取り扱っていると評価されかねない。
- ・ 本団体の平成23年度決算をみると、施設管理事業会計の収益は3億円余り、費用は2億5千万円弱であり、一般会計からの繰入金「16,713千円」がなくとも黒字の状況にある。また、補助金の交付申請書及び実績報告書に添付されている書類に収入に関するものがない。このことから、対象事業の収支状況にかかわらず、土地貸付料相当額を補助することとしていると評価されかねない。

これを図で示すと、次のように処理していると考える。

【事業費に係る補助金及び県有地貸付料の流れ】



県の公有財産である土地を無償で貸し付ける場合は、次のとおり、地方自治法に基づき、条例又は議会の議決によらなければならない。

【財産の管理及び処分に関する地方自治法の規定】（下線は監査人が追加）

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

※出所「地方自治法」

福岡県県有財産の取得、管理及び処分に関する条例（以下「県有財産条例」という。）では、次のとおり、無償貸付又は減額貸付できる場合が列挙されている。

しかし、本団体に対する貸付は条例で定める場合に該当しないため、無償貸付を行う場合は、県有財産条例を改正するか議会の議決による必要がある。

【無償貸付又は減額貸付できる場合】（下線部は監査人が追加）

（普通財産の無償貸付又は減額貸付）

第 5 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- 一 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定（下記第 4 条参照）に該当する場合において、当該各号に掲げる者に貸し付けるとき。
- 二 普通財産をその寄附者に貸し付けるとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けたときから二十年を経過したものについては、この限りでない。

- 三 県が無償又は価額を低減して財産を借受けている場合において、当該相手方に当該財産の借受けに関係のある財産を使用させるとき。
- 四 天災地変その他やむを得ない理由により、貸付物件が貸付けの目的に供し難くなつたとき。
- 五 本県の職員に職員住宅を貸し付けるとき。
- 六 共済組合が、本県の職員の福利厚生を目的とする事業の用に供するため必要な財産を貸し付けるとき。

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- 一 国、他の地方公共団体又は公共団体が、道路、堤防、水道施設、緑地、公園、ため池、火葬場墓地、じんあい焼却場、防波堤、岸壁、さん橋、上屋、防災器具格納庫、学校、公民館、図書館、体育館、職業訓練所、試験場、研究所、検定所、博物館、医療施設、保健所、その他これらに類する施設の用に供するため必要な財産を譲渡するとき。
- 二 国、他の地方公共団体、公共団体又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が、社会福祉施設の用に供するため必要な財産を譲渡するとき。

※出所「福岡県県有財産の取得、管理及び処分に関する条例」

【改善案】

交付申請書等の関係書類をみると、県に対する土地賃借料に充てるため本補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。このため、関係資料を適切な記述に改めることが必要である。

また、「①(意見)本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について」の【改善案】に記載したとおり、補助金を交付する場合は、補助金の公益上の必要性を十分に考慮し、補助金交付要綱に必要な事項を明確に規定する必要がある。具体的には、補助事業の定義を明確にするとともに、補助対象経費の区分及び補助率についての記載を明確に行わなければならない。

このような観点から、本補助金の事業費に係る部分についても、本団体の事業内容を踏まえたうえで、補助金交付要綱に補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率について明確に記載する必要がある。

さらに、県として、限られた財源の有効活用の観点から、補助金の交付に当たっては、その事業の支出面だけでなく、収入も考慮して運用することが望まれる。

③ (意見) 小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金の補助対象経費の明確化について

【現状及び課題】

県は本団体に対し、県内小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に寄与することを目的に、設備資金貸付事業に要する経費について補助金を交付している。本補助金は、小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金交付要綱（以下「本補助金交付要綱」という。）に基づき交付が行われている。

本補助金交付要綱における補助対象事業の記載は次のとおりであり、補助対象経費に関する記載はなく、具体的な補助対象経費の範囲が不明確である。

【補助対象事業に係る条文の記載】

| |
|--|
| (補助対象事業) |
| 第4条 知事はセンターが補助事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 |

※出所「小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金交付要綱」

平成23年度の補助対象経費の算定内容は次の表のとおりである。本団体は、設備資金貸付事業に要した経費を集計しているが、本補助金交付要綱に補助対象経費の記載がない以上、補助対象経費の妥当性を客観的には判断できない。

また、当該補助金に係る予算資料には県派遣職員2名に係る人件費補助として「4,337千円（給与合計11,598千円の一部を補助）」との記述があり、交付実績からも当該補助金が結果として派遣職員の給与の一部（勤勉手当、時間外手当、管理職手当等）に充当されたことが確認できる。

派遣職員人件費については「①意見 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について」に記載したとおりであり、予算資料にある県派遣職員2名に係る記述は、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねない。

【平成23年度補助金交付実績】 (単位：千円)

| 補助対象経費項目 | 補助金額 |
|----------|-------|
| 人件費 | 3,320 |
| 諸謝金 | 525 |
| 旅費 | 196 |
| 消耗品費 | 72 |
| 印刷製本費 | 138 |
| 通信運搬費 | 128 |
| 手数料 | 44 |
| 委託料 | 50 |
| 使用料及び賃借料 | 2,107 |
| 租税公課 | 269 |
| 計 | 6,849 |

※出所「実績報告書」を加工

【改善案】

補助金を交付する場合は、補助金の公益上の必要性を十分に考慮し、補助金交付要綱に必要な事項を明確に規定する必要がある。具体的には、補助事業の定義を明確にするとともに、補助対象経費の区分及び補助率についての記載を明確に行わなければならない。

このような観点から、本補助金についても本団体に対する補助を行う場合には、補助金交付要綱に、本団体の事業内容を踏まえたうえで、補助対象経費の区分及び補助率について明確に記載する必要がある。

予算資料に派遣職員の給与に関する記載があることは、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねず派遣法第6条第1項及び第2項の趣旨に反するとの誤解を招きかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

(7) 福岡県中小企業団体中央会

<団体概要>

| 団 体 名 | 福岡県中小企業団体中央会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------|----|-------------|--------|------|-----|-----|------------|------------|------------|----|---------|--------|------|-----|-----|-------------|------------|------------|
| 所 管 部 署 | 商工部 中小企業経営金融課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 30 年 12 月 20 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄 付 行 為 又 は 定 款 よ り) | 地区内における中小企業等協同組合及び同連合会、協業組合、商工組合、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び共同出資会社、任意グループ、その他の中小企業者等（以下「組合等」という。）の組織、事業、及び経営の支援など、組合等の健全な発達を図るために必要な事業を行うとともに、中小企業の経済的地位の向上を図るため、中小企業の連携を促進し、その支援のための必要な事業を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団 体 事 業 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 組合の設立・運営支援 (2) 組合の各種問題に関する講習会・講演会等の開催 (3) 弁護士や税理士等による個別専門指導 (4) 「新連携」の形成・運営支援 (5) 企業組合制度を活用した創業・起業支援 (6) 官公需適格組合の認定取得支援、官公需受注の促進 (7) 中小企業及び組合に関する調査・研究 (8) 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の育成 (9) 組合青年部の強化、福岡県青年部協議会の事業実施支援 (10) 各種共済制度の申込窓口設置 (11) 機関紙・ホームページ・Eメールによる情報提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 一千元（－％） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組 織 体 制 | <p>役員（H23 年度末）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">役員</th> <th style="width: 33%;">うち県職員（派遣含む）</th> <th style="width: 33%;">うち県退職者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54 名</td> <td>- 名</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>（うち常勤 1 名）</td> <td>（うち常勤 - 名）</td> <td>（うち常勤 1 名）</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員（H23 年度末）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">職員</th> <th style="width: 33%;">うち県派遣職員</th> <th style="width: 33%;">うち県退職者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 名</td> <td>- 名</td> <td>- 名</td> </tr> <tr> <td>（うち常勤 29 名）</td> <td>（うち常勤 - 名）</td> <td>（うち常勤 - 名）</td> </tr> </tbody> </table> | | 役員 | うち県職員（派遣含む） | うち県退職者 | 54 名 | - 名 | 1 名 | （うち常勤 1 名） | （うち常勤 - 名） | （うち常勤 1 名） | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 | 29 名 | - 名 | - 名 | （うち常勤 29 名） | （うち常勤 - 名） | （うち常勤 - 名） |
| 役員 | うち県職員（派遣含む） | うち県退職者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 54 名 | - 名 | 1 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち常勤 1 名） | （うち常勤 - 名） | （うち常勤 1 名） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 名 | - 名 | - 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （うち常勤 29 名） | （うち常勤 - 名） | （うち常勤 - 名） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関 連 団 体 | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | － | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<事業状況>

【損益計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益 | 409,910 | 407,231 | 382,688 | 337,244 | 332,803 |
| うち基本財産運用益 | - | - | - | - | - |
| うち受取会費 | 81,439 | 79,863 | 77,759 | 76,728 | 75,331 |
| うち受託事業収益 | 45,898 | 34,366 | 51,187 | 21,733 | 21,555 |
| うち県委託料 | - | - | - | - | 5,983 |
| うち県補助金等 | 250,209 | 251,887 | 232,042 | 219,306 | 211,545 |
| 経常費用 | 409,480 | 407,041 | 381,692 | 336,837 | 332,271 |
| うち指定事業費 | 283,076 | 281,350 | 252,001 | 237,275 | 240,220 |
| うち組織強化対策事業費 | 12,194 | 11,937 | 7,623 | 7,668 | 7,759 |
| うち管理費 | 31,161 | 30,413 | 23,403 | 30,884 | 26,677 |
| 当期経常増減額 | 430 | 190 | 996 | 407 | 532 |
| 経常外収益 | - | - | - | - | - |
| 経常外費用 | - | - | - | - | - |
| 当期経常外増減額 | - | - | - | - | - |
| 当期純利益 | 430 | 190 | 996 | 407 | 532 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資産合計 | 147,274 | 174,574 | 181,978 | 209,304 | 220,285 |
| 流動資産計 | 145,990 | 173,290 | 180,693 | 208,019 | 219,001 |
| うち現金預金 | 108,472 | 140,061 | 124,475 | 170,793 | 180,780 |
| 固定資産計 | 1,285 | 1,285 | 1,285 | 1,285 | 1,285 |
| 負債合計 | 107,423 | 130,034 | 107,422 | 113,610 | 114,921 |
| 流動負債計 | 15,757 | 42,367 | 13,756 | 17,944 | 23,255 |
| うち未払金 | 13,769 | 34,780 | 4,144 | 3,808 | 21,823 |
| 基本財産 | 15,246 | 15,246 | 15,246 | 15,246 | 15,246 |
| 積立金等 | 22,562 | 27,162 | 56,282 | 77,112 | 86,351 |
| 当期末処分剰余金 | 2,043 | 2,132 | 3,028 | 3,335 | 3,767 |

※出所「本団体 事業報告」

< 県 財政関与の概要 >

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|---------------------|---|------|------------|
| 福岡県組織化指導費補助金 | 本団体が行う事業に要する経費について補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進する。 | 16年間 | — |
| 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 | 中小企業団体の育成指導を図り、中小企業者の経済的地位の向上に寄与するため、中小企業団体の行う事業の実施に必要な経費を補助する。 | 16年間 | 意見① 意見② |

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|---------------|---|--------|------|------|
| 被災地中小企業復興支援事業 | 県内支援中小企業に関する情報収集、被災地支援機関と連携した被災地企業ニーズの情報収集等を行うことにより、県内及び被災地の中小企業同士のマッチングを支援 | 特命随意契約 | 1年間 | — |

< 団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要 > 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

< 県 財政関与の推移 >

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 福岡県組織化指導費補助金 | 227,061 | 228,736 | 219,592 | 202,572 | 200,595 |
| 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金 | 23,148 | 23,151 | 12,450 | 16,734 | 10,950 |
| 計 | 250,209 | 251,887 | 232,042 | 219,306 | 211,545 |

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被災地中小企業復興支援事業 | — | — | — | — | 5,983 |

< 団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移 > 該当なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

＜発見事項＞

①（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について

【現状及び課題】

県は、中小企業団体の育成指導を図り、中小企業者の経済的地位の向上に寄与するため、中小企業団体の行う事業の実施に必要な経費に対し補助することを目的として、福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金を本団体に交付している。

本補助金の交付については、福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱を定め、運用している。

本補助金交付要綱の内容及び運用状況は次のとおりである。

(7) 交付要綱の内容

本補助金の趣旨及び補助対象経費は次のとおり規定されている。

【交付要綱における補助対象経費】

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業団体の育成指導を図り、中小企業者の経済的地位の向上に寄与するため、別表に掲げる中小企業団体（以下「団体」という。）の行う事業の実施に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 団体の行う組織強化に関する事業
- (2) 団体の行う構成員に対する指導事業
- (3) 団体の行う研究会等の開催事業
- (4) その他知事が必要と認める事業

(補助額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で別に定める額とする。

※出所「福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱」

また、県は、本補助金を交付する際、その前提として補助事業の終了後に実績報告書を提出させることを補助金交付要綱第7条に定めている。実績報告書の添付書類には補助対象経費の内訳、補助事業に要した経費の実績金額等が記載された補助金支払明細書があり、これが補助金額確定の根拠資料となる。

補助金支払明細書についても補助金交付要綱に定められており、その様式は次のとおりである。

【補助金支払明細書（様式）】

（単位：千円）

| 補助事業 の区分 | 補助対象経費の内訳 | 補助事業に要した経費 | | 補助金交付 決定額 | 補助金の 額 |
|-------------|-----------|------------|------|--------------|-----------|
| | | 金額 | 算定根拠 | | |
| 管理費 | | | | | |
| 事業費 | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

※出所「福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱」

補助金交付要綱では、第2条に団体の行う組織強化に関する事業を含む4つの事業が掲げられており、これが補助事業の区分と解される。

しかし、補助金支払明細書の様式では、「補助事業の区分」に管理費及び事業費と記載されており、第2条に掲げられる補助事業の区分を記載する箇所がない。これでは、補助金支払明細書にどの補助事業に対する補助対象経費が記載されているか不明である。

本来、交付目的を達成するために補助事業を決定し、そのうえで補助対象経費を算定すべきである。しかし、本補助金交付要綱では、どの補助事業に対する補助対象経費が算定されるのか不明であるため、補助金の交付目的を達成できるのか不明瞭であると考えられる。

また、補助金支払明細書の「補助事業の区分」に記載されている管理費及び事業費は具体的に何を指しているのか不明である。

(イ) 運用状況

平成23年度の実績報告書に添付されている補助金支払明細書は次のとおりである。

【平成23年度補助金支払明細書】

（単位：千円）

| 補助事業 の区分 | 補助対象経費の内訳 | 補助事業に要した経費 | | 補助金交付 決定額 | 補助金の額 |
|-------------|-------------|------------|----------------------------------|--------------|--------|
| | | 金額 | 算定根拠 | | |
| 管理費 | | 6,100 | | 3,500 | 3,500 |
| 事業費 | 1. 組織強化推進費 | 7,031 | 組織強化対策費 7,031 人材研修事業費 - | 7,450 | 7,450 |
| | 2. 情報資料費 | 507 | | | |
| | 3. 業種別振興対策費 | 220 | | | |
| 計 | | 13,858 | | 10,950 | 10,950 |

※出所「実績報告書」

管理費に計上されている補助対象経費6,100千円は人件費相当額であり、3,500千円に本補助金が充てられている。

人件費を補助対象経費として算定する場合は、補助金交付要綱に人件費が補助対象経費であることを明確に規定することが必要であると考えられるが、本補助金交付要綱には補助対象経費の記載がなく、このため人件費補助を行うことが適当であるか補助金交付要綱からは判断できない。

次に、事業費に計上されている補助対象経費は、「1. 組織強化推進費」、「2. 情報資料費」、「3. 業種別振興対策費」の3つに区分し、その区分ごとに経費を集計しており、7,450千円に本補助金が充てられている。

しかしながら、この3つの事業費は、補助金交付要綱第2条に定める4つの事業のうちの事業に該当するか補助金交付要綱をみる限り不明確である。

本補助金に関する予算資料の記載は次のとおりである。

【本団体に対する補助金に係る予算資料】

(単位：千円)

| 事業名 | 補助金額 | | | 人件費積算の内訳 |
|------------------|-------|-------|--------|---------------|
| | 人件費 | 事業費 | 計 | |
| 中小企業団体組織強化対策費補助金 | 3,500 | 7,450 | 10,950 | 県退職者 1名 3,500 |

※出所「県資料」

予算資料には「県退職者 1名 3,500千円」との記述があり、実績報告から当該補助金は県退職者である役員の人件費に対するものであると確認できる。

県によれば、退職者の有無に関わらず、事業の公益性が認められ、経費の補助が必要と判断されたために補助金を交付しているとのことである。しかし、予算資料にある「県退職者 1名 3,500千円」との記述は、本団体に県退職者が存することをもって、当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。

交付要綱の内容及び運用状況から、補助金交付要綱に掲げる補助事業の区分と実績報告書における経費の対応が不明確であり、補助対象経費として妥当なのか客観的に判断できなかった。

所管部署が補助金交付要綱を制定する際の、県の統一的な留意事項として、平成14年7月15日付で「補助金交付要綱等の制定及び改廃に係る事務処理について(通知)」(以下「総務部長通知」という。)が総務部長から本庁各課(室)長へ出されている。この総務部長通知では、補助金交付要綱の例文、解説及びその他留意事項が示されている。

補助金交付要綱に記載すべき補助対象経費、補助率等の例文とその解説は次のとおりであり、補助金交付要綱には、補助対象となる事業、補助対象経費、補助率等を明確に規定する必要があるとされている。

【補助金交付要綱に備えるべき補助対象経費等の例文とその解説】（下線は監査人が追加）

（補助対象経費、補助率等）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、〇〇が行う次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 〇〇事業
- (2) 〇〇事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

【解説】

- ① 補助金の交付対象者、対象となる事業、経費、補助率、補助事業の実施者等を明確に規定する必要がある。

※出所「補助金交付要綱等の制定及び改廃に係る事務処理について(通知)」

本補助金交付要綱の記載事項と通知の記載事項を比較してみると、本補助金交付要綱第2条補助対象経費には補助対象事業の記載はあるものの、通知に記載されている補助金交付要綱の例文第3条第2項補助対象経費の区分及び補助率に係る記載はなく、別表における補助対象経費や補助率の具体的な定めもない。

これらのことから、本補助金交付要綱の整備状況については、補助対象経費や補助率の補助金交付の基礎的な情報が不明確であり、補助金交付要綱第2条に掲げられる補助事業のうちどの事業に対する補助を実施するのか客観的に判断できないため、補助金交付要綱に不備があるといわざるを得ない。

【改善案】

補助金を交付する場合は、補助金の公益上の必要性を十分に考慮し、補助金交付要綱に必要な事項を明確に規定する必要がある。具体的には、補助事業の定義を明確にするとともに、補助対象経費の区分及び補助率についての記載を明確に行わなければならない。

このような観点から、本補助金についても本団体に対する補助を行う場合には、補助金交付要綱に、本団体の事業内容を踏まえたうえで、補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率について明確に記載する必要がある。

また、予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

なお、必要に応じて、本団体に対する補助金交付要綱を別途制定することも検討すべきである。なぜなら、県は、本補助金交付要綱に基づき、本団体のほか複数の団体に対して同様の補助金を交付しているからである。補助金は、対象となる補助事業、経費、補助率等を明確に規定する必要があることを踏まえると、本団体が実施する事業に沿った独自の補助金交付要綱を制定することが望ましい。その際、本団体には本補助金のほか、福岡県組織化指導費補助金を交付していることから、補助金交付要綱の整理に当たっては、必要に応じて福岡県組織化指導費補助金も含めて検討することが望ましい。

なお、本補助金交付要綱に基づき本団体のほか複数の団体に対して同様の補助金を交付していることに係る課題等については、次項において別途検討している。

② (意見) 福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱に係る補助対象事業及び補助対象経費の明確化について

【現状及び課題】

福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱の補助対象団体は、本団体以外に14 団体存在し、本補助金交付要綱は本団体を含む15 団体共通のものとなっている。

予算資料における団体ごとの補助金の交付金額及びその内訳は次のとおりである。

【福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金予算資料】 (単位：千円)

| No | 団体名 | 補助金額 | | | 人件費積算の内訳 |
|----|-------------------|---------|--------|---------|----------------------------------|
| | | 人件費 | 事業費 | 合計 | |
| 1 | (財)福岡県中小企業振興センター | 74,098 | 20,047 | 94,145 | 県退職者 1名 県派遣職員 5名 プロパー職員 9名 |
| 2 | (株)福岡ソフトウェアセンター | - | 10,000 | 10,000 | - |
| 3 | (社)福岡県情報サービス産業協会 | 6,100 | - | 6,100 | 県退職者 1名 |
| 4 | 福岡県中小企業団体中央会(本団体) | 3,500 | 7,450 | 10,950 | 県退職者 1名 |
| 5 | 福岡県火災共済共同組合 | 3,000 | - | 3,000 | 県退職者 1名 |
| 6 | 福岡県繊維産業協議会 | - | 700 | 700 | - |
| 7 | 福岡県建設関連産業協議会 | 3,000 | 1,300 | 4,300 | 県退職者 1名 |
| 8 | 福岡県食品産業協議会 | 3,000 | 1,000 | 4,000 | 県退職者 1名 |
| 9 | 福岡県青果食品商業共同組合連合会 | - | 500 | 500 | - |
| 10 | 福岡県商工会議所連合会 | - | 900 | 900 | - |
| 11 | 福岡県商工会連合会 | 4,550 | 8,000 | 12,550 | 県退職者 1名 |
| 12 | 福岡県商店街振興組合連合会 | 3,000 | - | 3,000 | 県退職者 1名 |
| 13 | 福岡県商店街連合会 | - | 1,350 | 1,350 | - |
| 14 | (社)中小企業診断協会福岡県支部 | 3,000 | - | 3,000 | 県退職者 1名 |
| 15 | (社)福岡県機械金属工業連合会 | 6,000 | 4,500 | 10,500 | 県退職者 1名 |
| | 合計 | 109,248 | 55,747 | 164,995 | |

※出所「県資料」

「① (意見) 本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について」の【現状及び課題】に記載したとおり、本補助金交付要綱は、補助金交付要綱第2条に掲げられる補助事業のうちどの事業に対する補助を実施するのか不明確であり、また補助対象経費や補助率等の補助金交付の基礎的な情報についての記載がなく、補助金交付要綱自体に不備があるといわざるを得ない。

このような補助金交付要綱が全 15 団体に共通して適用されていることは、結果として、いずれの団体に対する補助金も具体的な補助対象経費が適切に算定されず、補助金の交付目的に沿った支出がなされているか不明瞭であると考えられる。

また、予算資料によれば、15 団体中 10 団体において県退職者に係る人件費を補助金額として積算していることがわかる。

県によれば、退職者の有無に関わらず、事業の公益性が認められ、経費の補助が必要と判断されたために補助金を交付しているとのことである。しかし、予算資料にあるとおり人件費の積算として「県退職者」との記述は、各団体に県退職者が存することをもって、当該県退職者人件費に充てるために補助金を支出することを予定していたと評価されかねない。

【改善案】

「①（意見）本団体に対する福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金のあり方について」の【改善案】に記載したとおり、各団体に対する補助金は、補助金交付要綱に必要な事項を明確に規定したうえで交付する必要がある。

本補助金の場合は、補助金交付要綱第 2 条に規定されている補助事業の定義を、団体ごとに整理したうえで明確に規定するとともに、補助対象経費の区分及び補助率についての記載も同様に明確にすることが必要である。

また、予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

その際、次の理由から、各団体に対する補助金交付要綱をそれぞれ制定することも検討することが望まれる。

- 各団体に対する交付金額が 500 千円から 94,145 千円と大きく幅があること
- 各団体は、組織形態や業種・業態が異なり、実施する事業も、事業に係る公益性の捉え方も異なること

(8) 財団法人福岡県建設技術情報センター

<団体概要>

| | | | |
|-----------------------------|---|--------------|------------|
| 団 体 名 | 財団法人 福岡県建設技術情報センター | | |
| 所 管 部 署 | 県土整備部 企画交通課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 平成7年5月1日 | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄付行為又は定款より) | 建設技術に関する調査・研究、建設技術水準の向上、建設資材の品質の向上等に関する事業を行うとともに、福岡県建設技術情報センターの特性と機能を生かした事業を行い、もって後世に誇りうる質の高い社会資本の整備に寄与することを目的とする。 | | |
| 団 体 事 業 概 要 | (1) 建設技術に関する調査・研究事業 (2) 建設事業従事者に対する研修事業 (3) 建設技術の普及・啓発事業 (4) 福岡県建設技術情報センターの管理運営に関すること (5) その他、本センターの目的を達成するために必要な事業 | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 160,000 千円 (80.0%) 財団法人福岡県市町村振興協会 20,000 千円 (10.0%) 北九州市 10,000 千円 (5.0%) 福岡市 10,000 千円 (5.0%) | | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 役員 | うち県職員 (派遣含む) | うち県退職者 |
| | 13 名 | 3 名 | 2 名 |
| | (うち常勤 2 名) | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 2 名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 60 名 | 30 名 | 1 名 | |
| (うち常勤 60 名) | (うち常勤 30 名) | (うち常勤 1 名) | |
| 関 連 団 体 | — | | |
| 備 考 | — | | |

<事業状況>

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 1,026,634 | 1,330,783 | 1,645,813 | 1,433,662 | 1,124,291 |
| うち基本財産運用益 | 1,873 | 1,526 | 2,335 | 1,548 | 834 |
| うち特定資産運用益 | - | - | - | - | 1,767 |
| うち事業収益 | 1,024,760 | 1,329,256 | 1,643,478 | 1,432,114 | 1,116,415 |
| うち県委託料 | 619,793 | 814,879 | 935,241 | 1,015,802 | 826,392 |
| うち県補助金等 | - | - | - | - | - |
| 経常費用 | 972,843 | 1,177,418 | 1,342,809 | 1,277,703 | 1,095,475 |
| うち事業費 | 934,740 | 1,134,461 | 1,288,995 | 1,218,172 | 1,035,869 |
| うち管理費 | 38,103 | 42,956 | 53,813 | 59,530 | 59,606 |
| 当期経常増減額 | 53,790 | 153,365 | 303,004 | 155,959 | 28,815 |
| 経常外収益 | 589 | 576 | 674 | 3,000 | - |
| 経常外費用 | 3,734 | 92 | - | - | 5 |
| 当期経常外増減額 | △3,145 | 483 | 674 | 3,000 | △5 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 31,436 | 46,803 | 77,817 | 54,008 | 18,903 |
| 当期一般正味財産増減額 | 19,208 | 107,045 | 225,861 | 104,950 | 9,906 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 資産合計 | 935,800 | 1,203,864 | 1,431,350 | 1,605,700 | 1,375,852 |
| 流動資産計 | 437,063 | 736,349 | 821,501 | 1,004,557 | 671,915 |
| うち現金預金 | 58,104 | 85,635 | 237,055 | 518,170 | 411,355 |
| 固定資産計 | 498,737 | 467,514 | 609,849 | 601,143 | 703,937 |
| うち基本財産 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| うち特定資産 | 287,159 | 237,387 | 377,467 | 377,508 | 477,536 |
| 負債合計 | 273,678 | 434,697 | 436,322 | 505,721 | 265,967 |
| 流動負債計 | 273,678 | 416,068 | 423,953 | 498,384 | 258,236 |
| うち未払金 | 228,118 | 349,922 | 328,265 | 427,004 | 219,286 |
| 正味財産合計 | 662,121 | 769,166 | 995,028 | 1,099,978 | 1,109,885 |
| 指定正味財産計 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 一般正味財産計 | 462,121 | 569,166 | 795,028 | 899,978 | 909,885 |

※出所「本団体 事業報告」

<県 財政関与の概要>

【補助金等】 なし

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|----------------------------------|--|------------------|------|------|
| 施設管理事業 | 福岡県建設技術情報センターの指定管理者としての施設の保全・管理業務 | 指定管理 | 6年間 | — |
| 建設材料試験事業 | 各種建設材料等の試験及び品質証明の実施 | 指定管理 | 6年間 | — |
| 福岡県リサイクル認定制度受付業務 | リサイクル製品認定に係る申請受付等（事前相談、受付、現地調査、品質性能試験等）及びパンフレットの配付 | 特命随意契約 | 6年間 | — |
| 新技術・新工法活用促進制度運用補助業務 | 新技術・新工法活用促進制度に係る申請書類受付、書類審査補助、データベース登録等 | 特命随意契約 | 5年間 | — |
| 土木技術支援業務（Aタイプ：当初設計積算のみ） | 公共工事の積算業務 | 特命随意契約 | 17年間 | — |
| 土木技術支援業務（Bタイプ：変更設計積算及び現場技術監理を含む） | 公共工事の変更設計積算及び現場技術監理業務 | 特命随意契約 | 17年間 | — |
| 建築技術支援業務（基本構想・設計） | 建築に関する基本構想の策定、設計等 | 特命随意契約 見積り合わせ | 16年間 | — |
| 建築技術支援業務（工事監理・その他） | 建築工事に関する工事監理 | 特命随意契約 | 16年間 | — |
| 耐震診断業務 | 建築物に対する耐震診断 | 見積り合わせ | 16年間 | 意見① |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要> なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<県 財政関与の推移>

【補助金等】 なし

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|----------------------------------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 施設管理事業 | 30,847 | 29,326 | 29,315 | 28,982 | 29,478 |
| 建設材料試験事業 | 118,474 | 118,392 | 116,353 | 108,032 | 91,410 |
| 福岡県リサイクル認定制度受付業務 | 411 | 410 | 3,664 | 3,775 | 3,246 |
| 新技術・新工法活用促進制度運用補助業務 | 2,610 | 6,510 | 7,350 | 3,430 | 2,730 |
| 土木技術支援業務（Aタイプ：当初設計積算のみ） | 308,492 | 298,709 | 423,557 | 407,952 | 388,151 |
| 土木技術支援業務（Bタイプ：変更設計積算及び現場技術監理を含む） | 137,488 | 144,248 | 264,822 | 229,458 | 120,956 |
| 建築技術支援業務（基本構想・設計） | 9,023 | 14,325 | 38,332 | 19,934 | 18,905 |
| 建築技術支援業務（工事監理・その他） | 12,448 | 18,389 | 36,098 | 48,159 | 34,936 |
| 耐震診断業務 | — | 184,590 | 15,750 | 166,080 | 136,500 |
| 計 | 619,793 | 814,899 | 935,241 | 1,015,802 | 826,312 |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移> なし

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<発見事項>

① (意見) 耐震診断業務に係る委託及び再委託に係る手続及び内容の適切性について

【現状及び課題】

(7) 委託及び再委託の手続及び内容について

本団体は、県から耐震診断業務を受託している。また、受託業務について、協力事務所に再委託している。

委託及び再委託に係る手続の経緯は次のとおりである。

【契約手続の経緯（学校①に係る耐震診断業務の場合）】

| 期日 | 内容 |
|------------------|---|
| 平成 23 年 4 月 22 日 | 見積り合わせ（財団法人福岡県建築住宅センターとの 2 者） |
| 平成 23 年 4 月 28 日 | 県と本団体が委託契約締結（契約額：136,500 千円（税込み）） |
| 平成 23 年 4 月 28 日 | 第 1 回特別指名委員会開催 （選定リスト 29 者から各業務 1 者ずつ計 9 者を選定） |
| 平成 23 年 5 月 18 日 | 協力事務所の選定及び予定価格に関する伺い起案 |
| 平成 23 年 5 月 24 日 | 上記伺いの決裁 |
| （日付記載なし） | 協力事務所から見積書提出 |
| 平成 23 年 6 月 2 日 | 本団体と協力事務所が委託契約締結 |
| 平成 23 年 6 月 2 日 | A 社から業務着手届、設計実務担当者届及び業務工程表提出 |
| 平成 24 年 1 月 31 日 | A 社から業務完了届提出 |
| 平成 24 年 2 月 3 日 | 本団体により業務委託完了検査実施 |

※出所「本団体資料」をもとに作成

耐震診断業務のうち、平成 23 年度県立学校（福岡）耐震診断業務委託に関する再委託の状況は次のとおりである。

【県からの耐震診断業務に係る協力事務所への再委託状況】

| 診断対象 | 協力事務所 | 予定価格(A) (税込み) | 見積価格(B) (税込み) | 落札率 (B/A) | 備考 (見積り書) |
|------|-------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------------|
| 学校① | A 社 | 9,803,000 (10,293,150) | 9,550,000 (10,027,500) | 97.4% | 日付なし 内訳なし |
| 学校② | B 社 | 8,734,000 (9,170,700) | 8,460,000 (8,883,000) | 96.9% | 日付なし 棟別内訳あり |
| 学校③ | C 社 | 7,917,000 (8,312,850) | 7,700,000 (8,085,000) | 97.3% | 日付あり 内訳なし |
| 学校④ | D 社 | 9,614,000 (10,094,700) | 9,300,000 (9,765,000) | 96.7% | 日付なし 内訳なし |
| 学校⑤ | E 社 | 11,312,000 (11,877,600) | 10,750,000 (11,287,500) | 95.0% | 日付なし 内訳なし |
| 学校⑥ | F 社 | 10,809,000 (11,349,450) | 10,280,000 (10,794,000) | 95.1% | 日付なし 内訳なし |
| 学校⑦ | G 社 | 17,474,000 (18,347,700) | 17,000,000 (17,850,000) | 97.3% | 日付あり 内訳なし |
| 計 | | 75,663,000 (79,446,150) | 73,040,000 (76,692,000) | 96.5% | |

※出所「各業務に係る予定価格調書、見積書及び契約書」をもとに監査人作成

県と本団体の委託契約に係る耐震診断委託仕様書と、本団体と協力事務所の委託契約に係る耐震診断委託仕様書を比較したところ、次のとおり、委託業務の内容がほぼ一致していた。

請負契約であるため、仕様書に基づき受託者は業務を行い、成果品を完成させ委託者に提出する義務がある。本団体によると、本団体と協力事務所の役割分担を定め、その分担に基づき業務を行っているとのことであるが、仕様書に記載されている業務内容及び成果品が同一であれば、書類上一括再委託とみなされる可能性がある。

【両委託契約の仕様書の比較】

| 県と本団体の委託契約 | 本団体と協力事務所の委託契約 |
|--|--|
| <p>1. 診断件名：平成 23 年度 県立学校（福岡）耐震診断業務委託</p> <p>2. 診断建物概要：別紙参照</p> <p>3. 委託期間：契約後～平成 24 年 3 月 23 日まで</p> <p>4. 調査</p> <p>4-1 予備調査 耐震診断に必要な施設台帳、現存図書の確認及び現況建物等の調査を行う。</p> <p><途中省略></p> <p>9. 提出物</p> <p>1) 耐震診断報告書（現地調査報告書、試験報告書、現況耐震診断報告書 等） A 3 版 2 部（原課用 1 部、営繕設備課用 1 部）</p> <p>2) 耐震診断評価書（福岡県建築物耐震評価委員会発行、原本及び写し） A 3 版 2 部（原課用 1 部、営繕設備課用 1 部）</p> <p>3) 補強計画書及び概算費算定書（補強要の場合） 補強計画図、構造詳細図及び補強後の耐震性能評価、補強にかかる概算費の算定（補強部位周辺の改修費用も含む。）</p> <p>4) 上記提出物にかかる電子データ（形式については担当者と協議を行うこと。）</p> <p>10. その他</p> <p>1) 「耐震診断業務委託運営方針（H20.6）」によること。</p> <p>2) 後に行う補強計画に基づく補強設計及び工事中における発生する設計変更（補強計画に関する）については協力すること。</p> | <p>1. 診断件名：平成 23 年度 県立〇〇高校耐震診断業務委託</p> <p>2. 診断建築物概要：<省略></p> <p>3. 委託期間：契約後～平成 24 年 1 月 31 日まで</p> <p>4. 調査</p> <p>4-1 予備調査 耐震診断に必要な施設台帳、現存図書の確認及び現況建物等の調査を行う。</p> <p><途中省略></p> <p>9. 提出物</p> <p>1) 耐震診断報告書（現地調査報告書、試験報告書、現況耐震診断報告書 等） A 3 版 2 部（原課用 1 部、建技センター用 1 部）</p> <p>2) 耐震診断評価書（福岡県建築物耐震評価委員会発行、原本及び写し） A 3 版 2 部（原課用 1 部、建技センター用 1 部）</p> <p>3) 補強計画書及び概算費算定書（補強要の場合） 補強計画図、構造詳細図及び補強後の耐震性能評価、補強にかかる概算費の算定（補強部位周辺の改修費用も含む。）</p> <p>4) その他の提出物については別途協議を行う。</p> <p>5) 上記提出物にかかる電子データ（形式については担当者と協議を行うこと。）</p> <p>10. その他</p> <p>1) 「耐震診断業務委託運営方針（H20.6）」によること。</p> <p>2) 後に行う補強計画に基づく補強設計及び工事中における発生する設計変更（補強計画に関する）については協力すること。</p> |

※出所「委託契約書 委託業務仕様書」

(イ) 県における委託業者選定方法及び理由について

本業務を随意契約により施行することとし、本団体と財団法人福岡県建築住宅センターの2者による見積り合わせにより業者選定を行っている理由は次のとおりである。

随意契約とする理由は、「一連の特殊で高度な技術業務である」こと及び「極めて守秘性が高い」ためとされている。

また、業者選定理由として、「特に公平性や高度な守秘性が求められる行政事務を補完させる調査業務であるため、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的として設立された公益法人に行わせることが適当であると思慮され」、「高度な技術に精通し、また、多くの建築技術者を持ち、関係法令や条例等にも精通して」おり、「本業務を実施できる者は」、「(財)福岡県建築住宅センター又は(財)福岡県建設技術情報センターの他にない」としている。

【随意契約理由書】

2 随意契約理由

本業務は、平成18年度に策定された「県有建築物耐震対策計画」に基づき、平成23年度に耐震診断を行うこととされた、旧基準で建設され現在使用中の県有建築物の耐震性能を調査、診断し、必要に応じて補強計画案等を提案させるもので、①建物劣化等調査、②モデル化、構造計算、現況建物性能の数値化及び評価委員の審査、③使用材料試験及び試験結果を反映させた耐震性能の再数値化、④耐震補強計画の作成及び補強後の耐震性能の数値化、⑤診断内容の評価、までの一連の特殊で高度な技術業務である。

本業務は、現在使用中の県立学校の耐震性能の調査・診断や今後の利用計画等を踏まえた耐震化の方策を検討するもので、これらの業務に精通していることが必要なうえ、業務によって得られる各種資料は極めて守秘性が高い。

これらから、本業務委託契約は、競争入札にはなじまない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札になじまないもの」の規定に基づく福岡県財務規則運用要綱第163条関係1(2)により委託先は随意契約により施行するものとする。

※出所「県提出資料」

【随意契約の根拠法令等】

地方自治法

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 <省略>

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 <省略>

福岡県財務規則運用要綱

第 163 条関係 随意契約及び見積書について

1 随意契約によることができる場合は、令 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合に該当するときに限ることとされているが、第 2 号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する事例は概ね次のとおりである。

(1) <省略>

(2) 特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の利益があることにより、物品の買入れ先が特定されているとき、又は特殊の技術を必要とするとき。

【業者選定理由書】

本業務は、県立学校の耐震診断業務という、特に公平性や高度な守秘性が求められる行政事務を補完させる調査業務であるため、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的として設立された公益法人に行わせることが適当であると思慮される。

県内に所在する建築構造技術に精通した公益法人は、(財)福岡県建築住宅センター、(財)福岡県建設技術情報センター及び(社)日本建築構造技術者協会九州支部がある。

(財)福岡県建築住宅センターは、建築住宅行政の補完的役割を果たす機関として設立され、建築技術や建築物の防災対策に関する調査研究等建築物の安全性の確保を図る業務に精通し、多くの建築技術者を持ち、関係法令や条例等にも精通している。

(財)福岡県建設技術情報センターは、建築技術の調査、研究、向上等を図る機関として設立され、公共建築に関する総合的な技術や耐震性に関する高度な技術に精通し、また、多くの建築技術者を持ち、関係法令や条例等にも精通している。

(社)日本建築構造技術者協会九州支部は、民間の設計事務所等に所属する建築構造技術者で構成され、専属技術者の配置がなく受託業務の実績もない。

また本業務は、専門の評価機関を設置している公的機関に委託することが、業務の円滑な実施において適当であるが、本県における当該評価機関は、(財)福岡県建築住宅センター及び(財)福岡県建設技術情報センターが共同で設置している。

よって、本業務を実施できる者は、別紙見積書選定表のとおり、(財)福岡県建築住宅センター又は(財)福岡県建設技術情報センターの他にない。

※出所「県提出資料」

しかし、本団体と協力事務所との委託契約における仕様書をみると、「業務によって得られる各種資料は極めて守秘性が高い」とされている成果品ほか各種資料は協力事務所が作成することとされている。

また、本団体が協力事務所を選定した資料には、選定理由として次の項目に該当することが平成 23 年度県立学校（福岡）耐震診断業務委託の協力事務所 7 社全てに記載されている。このことは、本団体が協力事務所の業務遂行能力を確認していることを意味しているといえる。

【再委託業者選定理由】

- 当センター（本団体）の受託期間内に当該業務に技術協力できる。
- 診断規模が大きいが、期限内に的確な診断が期待できる

※出所「平成 23 年度 耐震診断協力事務所の選定結果（第 1 回特別指名）」

さらに、「特に公平性や高度な守秘性が求められる行政事務を補完させる調査業務である」ことが、「積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的として設立された公益法人に行わせることが適当である」理由とあるが、「公平性」は随意契約理由には記載されていない。また、「県立学校の耐震診断業務」に「公平性や高度な守秘性が求められる」理由についても記載されていない。

なお、県によると、一括して本団体に委託した理由は次のとおりである。

【本団体に委託する理由】

県有建築物の耐震診断業務は、H17年3月に発生した福岡県西方沖地震を契機として策定された県計画に基づき進めており、H19～23年度までの短期間に実施する必要がある。

対象となる施設数も極めて多いため、計画的かつ効率的に実施することが求められ、また対象施設全体に対する高度な技術基準の統一的運用と管理体制が求められるため、その能力を有する当財団に委託するものである。

仮に、本業務を通常の委託同様に1件ずつの選定を行うとすれば、民間企業の能力の詳細な把握、業者数の確保、技術基準の精査、事務的手続きの煩雑、これらに伴う発注者側の業務量の圧倒的増大などが容易に比較推察され、当初のH23年度までに実施することとされている県全体の耐震診断実施計画遂行へ影響が及ぶことが想定される。以上より、対象となる県有建築物の耐震化促進を計画的に実施していく上で、本業務において当財団を選定している。

上記の「仮に、1件ずつの選定を行った場合」（以下「直接委託」という。）の「容易に比較推察」される影響について、平成23年度分を考察してみる。

「民間企業の能力の詳細な把握、業者数の確保、技術基準の精査」については、県との委託契約締結日と同日に開催された指名委員会において、一覧表の形式にまとめられたものが既に本団体には存在しており、煩雑とはいえない。別途発注者支援業務として、それらの作成及び提供等を本団体に発注する等の対応が可能である。

また、発注者側業務量について発注者側の業務の主な流れに沿って検討する。

積算及び予定価格の設定については、本団体への一括委託の場合も直接委託と同様に、個別の施設ごとに積算がなされているため、業務量はほとんど変わらないと推察される。

事務的手続きについて、本団体が協力事務所に再委託したのと同様に7件に分割し、直接委託したと仮定すると、その業務は単純に7倍必要となるが、受託事業者の選定、委託内容の説明及び契約関係事務などの業務量は、この業務に関していえば「圧倒的増大」とまではいえない。

業務執行管理については、別途本団体等と発注者支援業務として監理業務を委託すれば業務の「圧倒的増大」はないと推察される。

成果品の検査についても、別途本団体等と発注者支援業務として、一次的な検査業務を委託すれば、県は発注者として成果品を検査する義務があるものの、検査に係る業務量は軽減されると考えられる。

したがって、業務量が増大すると考えられる部分についてのみ、発注者支援業務として委託することが可能と考えられ、業務量の「圧倒的増大」は推察されない。

(ウ) 本団体における再委託業者（協力事務所）の選定手続について

本団体は、次のとおり「財団法人福岡県建設技術情報センター指名委員会要綱」を定めているが、平成23年度県立学校（福岡）耐震診断業務については、指名委員会と協力事務所そのものの選定が行われている。

【指名委員会要綱】（下線は監査人が追加）

| |
|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、財団法人 福岡県建設技術情報センター指名委員会（以下「指名委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指名委員会の設置)</p> <p>第2条 財団法人 福岡県建設技術情報センターが施工する建設工事・設計・測量・調査等の請負契約又は委託契約並びに物品の購入及びその他の契約を<u>厳正かつ公平に行うため</u>指名委員会を置く。</p> <p>2 指名委員会は、一般指名委員会及び特別指名委員会とし、その職務区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般指名委員会 特別指名委員会にかかるもの以外<u>の入札等参加者の選定</u></p> <p>(2) 特別指名委員会 1件当たりの発注予定価格400万円以上のものにかかる<u>入札等参加者の選定</u>。</p> <p><中略></p> <p>(会議の記録)</p> <p>第6条 指名委員会を開催したときは、<u>内容及び結果</u>について記録し、保管しておくものとする。</p> <p><中略></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、指名委員会の運営に関して必要な事項は、委員長がそれぞれ指名委員会に諮って定める。</p> <p>2 その他必要な事項は、<u>福岡県財務規則の取扱いに準じるものとする。</u></p> |
|---|

※出所「財団法人福岡県建設技術情報センター指名委員会要綱」

また、指名委員会の記録について資料を依頼したところ、会議の結果だけが保管されていた。選定結果及び選定理由の一覧表が作成されているが、その項目は次のとおりである。

選定業者の欄には各業務につき1者の社名が記載されており、選定理由の欄には平成23年度県立学校（福岡）耐震診断業務に関して全て同じ記載内容となっており、備考欄には対象となる学校名が記載されている。

【選定結果及び選定理由の記載項目】

| | 委託者 (場所) | 業務名 (技術協力) | 業務 内容 | 選定 業者 | 選定 理由 | 委託金額 (予定) | 備考 | 委員長印 |
|--|-------------|---------------|----------|----------|----------|--------------|----|------|
| | | | | | | | | |

【選定理由の欄】（●は7社全てに記載）

| |
|--|
| <p>診断の難易度が高い特殊な建物だが、的確な診断が期待できる。</p> <p>●当センター（本団体）の受託期間内に当該業務に技術協力できる。 当該建物を既に調査し、耐震状態を熟知している。</p> <p>●診断規模が大きいが、期限内に的確な診断が期待できる。 耐力度調査の実績が多い</p> |
|--|

※出所「平成23年度 耐震診断協力事務所の選定結果（第1回特別指名）」

さらに、第1回特別指名委員会の資料として、「平成23年度 耐震診断協力事務所推薦リスト」が作成されており、その項目は次のとおりである。また、選定の留意事項として次の3項目が挙げられている。

指名委員会の内容の記録を確認できなかったため、どのような議論がなされたか不明であるが、資料をみる限り、技術者数及び過去の耐震診断等の業務委託受注件数をもとに、各協力事務所に各業務が割当てられているように見える。

【平成23年度 耐震診断協力事務所推薦リストの項目】

| 診断 事務 所名 | 技術者数（構造担当） | | | 耐震診断等の業務委託受注件数 | | | | 23 年度 実績 | 指名 | | 計 |
|----------------|------------|----------|---------------------------|----------------|----------|----------|----------|----------------|------------------|------------------|---|
| | 1級 建築士 | 構造 設計 | 1級 建築士 以外の 構造担当者 | 耐震診断 | | 耐力度調査 | | | 第2回 一般 (案) | 第1回 特別 (案) | |
| | | | | 21 年度 | 22 年度 | 21 年度 | 22 年度 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

【選定の留意事項】

| |
|---|
| <p>ア 耐震診断を行える技術者を擁し、耐震診断、耐力度調査等に必要な装備を備えていること</p> <p>イ 耐震診断業務の実績があり、診断結果が良好であること、又は、当センター実施の耐震診断に関する講習会考査で優秀な成績を納めていること</p> <p>ウ 福岡県内に事務所を設けていること</p> |
|---|

※出所「平成23年度 耐震診断協力事務所の指名について（第1回特別指名）」

本団体の会計規程細則には、次のとおり随意契約できる場合が列挙されている。

本団体によると、協力事務所の選定に当たっては、建物の構造、規模、形状、難易度、過去の実績、事業の継続性、得手不得手、手持ち業務量、事務所の規模及び執行体制など案件に即応できる事務所が必要であり、競争入札になじまないことから、一者随契とし、指名委員会において決定しているとのことである。ただし、随意契約理由を決裁文書等で確認できなかった。

確かに、「学校施設の耐震診断業務」という業務の観点からみると随意契約理由に該当する可能性もなくはないが、個別の各施設の耐震診断業務に関しこれらの理由が該当するとはいえないと考える。なぜなら、この業務における協力事務所 7 者の選定理由は同じ記載内容となっており、少なくともこれら 7 社は各業務委託（再委託）の候補者といえ、一定の品質を確保できるこれら参加者を指名して、指名競争入札を行うなど競争性のある契約方式を導入できる可能性があるからである。

【随意契約できる場合】

| |
|--|
| 第6条 随意契約をする場合は、次の各号に掲げる場合とする。 |
| 一 契約の性質又は目的が指名競争入札に適さないとき |
| 二 緊急を要する場合で、指名競争入札に付することができないとき |
| 三 契約に係る予定価格が次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないとき |
| <表 省略> |
| 四 その他一般競争、又は指名競争に付することが不利又は困難であるため、随意契約によることが適当であると理事長が認めたとき |
| 五 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は落札者がいないとき |
| 六 電子商取引（20万円未満）により物品を購入するとき |

※出所「財団法人福岡県建設技術情報センター会計規程細則」

【現状及び課題】の(ア)から(ウ)に記載のとおり、耐震診断業務に関し、県から本団体への委託及び本団体から協力事務所への委託（再委託）という契約形態を採用しなければならない理由について、当該業務の関係文書から理解するのは困難である。また、今後、発注者支援業務として一部の業務に関し随意契約を採用する余地はあるものの、平成 23 年度における耐震診断業務に関し、随意契約を採用する理由及び受託者の選定理由について、当該業務の関係文書から理解するのは困難である。

【改善案】

一般的に、随意契約は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続が明確であり、必要な情報が公表されているかという透明性に課題のある契約方式である。

そのため、随意契約を採用する際には、客観的にみて納得性のある採用理由及び受託者の選定理由が必要となり、明確に文書化されていることが求められる。

この学校施設の耐震診断業務という業務の特殊性や効率的に業務を実施する必要性を考慮するとしても、今後は、競争性のある契約方式を導入することを検討することが望まれる。

また、県が直接業務を委託することとし、本団体が県の業務を補助する必要があるれば、その部分について別途業務を委託する契約形態の採用を検討することも望まれる。

なお、国は、平成18年8月25日付けで「公共調達に適正化について」（財務大臣通達）を各省各庁の長あてに発出しており、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として、次の項目を限定列挙している。これらは外形的に誰がみても契約の相手方が特定される場合に限定されている。また、その中で、「再委託の適正化を図るための措置」として、次のとおり記載されている。

県は、福岡県財務規則等に基づき事務を行っており、この通達は直接適用されるものではないが、この内容を参考に必要な措置を講じることが求められる。

【公共調達に適正化について（財務大臣通達抜粋）】

- | |
|--|
| <p>1 入札及び契約の適正化を図るための措置</p> <p>(1) 競争入札に付する場合の留意事項 ＜省略＞</p> <p>(2) 随意契約による場合</p> <p>①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。</p> <p>また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。</p> <p>① 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</p> <p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p> <p>(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの</p> <p>(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p> <p>(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p> <p>(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p> <p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）</p> <p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p> <p>ニ その他</p> <p>(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p> <p>(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）</p> <p>(ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）</p> <p>(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p> <p>(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p> <p>(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p> <p>② 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。</p> <p>イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約</p> <p>原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。</p> <p>ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。</p> |
|--|

- ロ 調査研究等に係る委託契約
 - 原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。
 - ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うものとする。
 - (イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約
 - 審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。
 - (ロ) 調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの
 - 公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。
- ハ リース契約等
 - <省略>
 - ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約
 - <省略>
 - ホ 国家試験等の実施に係るもの
 - <省略>
 - ヘ 一般競争入札によることができるものであるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約
 - <省略>
- ③ その他
 - イ 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。
 - ロ 会計法第29条の3第4項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予令第102条の4第4号に列挙されている場合であっても、「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。
 - ハ 秘密の保持が必要とされているもの
 - 予令第99条第1号の「国の行為を秘密にする必要があるとき」として、随意契約を行うことができるのは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られることに留意しなければならない。
 - ニ 予定価格が予令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。
- 2. 再委託の適正化を図るための措置
 - 随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるものほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。
 - なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。
 - (1) 一括再委託の禁止
 - 委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2)再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

- ①再委託を行う合理的理由
- ②再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3)履行体制の把握及び報告徴収

- ①再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。
- ②委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

※出所「公共調達の適正化について

(平成18年8月25日付け財計第2017号各省各庁の長あて財務大臣通達)」

(9) 財団法人福岡県下水道公社

<団体概要>

| | | | |
|--|--|--------------|------------|
| 団 体 名 | 財団法人 福岡県下水道公社 | | |
| 所 管 部 署 | 建築都市部 下水道課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 63 年 3 月 25 日 | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄 付 行 為 又 は 定 款 よ り) | 福岡県公の設置に係る流域下水道施設の運営管理の受託を行うとともに、広く県民に対し下水道に関する知識の普及・啓発を図り、もって県民の快適で住みよい生活環境づくりと自然環境の保全に寄与することを目的とする。 | | |
| 団 体 事 業 概 要 | (1) 流域下水道施設の維持管理業務及び下水道水質と汚泥の検査分析 (2) 下水汚泥等の処理及び有効利用に関する調査研究 (3) 下水道に関する知識の普及啓発 (4) その他設立の目的を達成するために必要な事業 | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 40,800 千円 (50.0%) 福岡市 9,460 千円 (11.6%) その他県内市町 31,340 千円 (38.4%) | | |
| 組 織 体 制 | 役員 <u>の状況 (H23 年 5 月現在)</u> | | |
| | 役員 | うち県職員 (派遣含む) | うち県退職者 |
| | 13 名 | 2 名 | 1 名 |
| | (うち常勤 2 名) | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 1 名) |
| | 職員 <u>の状況 (H23 年 5 月現在)</u> | | |
| 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 | |
| 53 名 | 37 名 | 12 名 | |
| (うち常勤 53 名) | (うち常勤 37 名) | (うち常勤 12 名) | |
| 関 連 団 体 | — | | |
| 備 考 | — | | |

<事業状況>

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 6,174,960 | 6,599,884 | 6,877,832 | 6,706,991 | 6,714,167 |
| うち基本財産運用益 | 1,183 | 1,183 | 1,183 | 1,183 | 1,183 |
| うち受取会費 | - | - | - | - | - |
| うち事業収益 | 6,173,080 | 6,597,946 | 6,875,790 | 6,705,640 | 6,712,715 |
| うち県委託料 | 6,172,731 | 6,597,419 | 6,875,365 | 6,704,517 | 6,711,851 |
| うち県補助金等 | - | - | - | - | - |
| 経常費用 | 6,175,920 | 6,599,788 | 6,877,476 | 6,706,620 | 6,713,491 |
| うち事業費 | 6,173,183 | 6,597,927 | 6,875,779 | 6,698,141 | 6,704,893 |
| うち管理費 | 2,736 | 1,861 | 1,697 | 8,480 | 8,597 |
| 当期経常増減額 | △960 | 96 | 355 | 371 | 676 |
| 経常外収益 | - | - | - | - | - |
| 経常外費用 | 810 | - | 0 | - | - |
| 当期経常外増減額 | △810 | - | △0 | - | - |
| 当期一般正味財産増減額 | △1,770 | 96 | 355 | 371 | 676 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 資産合計 | 1,616,798 | 1,441,820 | 1,458,837 | 1,543,249 | 1,671,179 |
| 流動資産計 | 1,524,047 | 1,349,054 | 1,366,056 | 1,450,453 | 1,578,349 |
| うち現金預金 | 1,523,979 | 1,349,054 | 1,365,957 | 1,441,987 | 1,578,311 |
| 固定資産計 | 92,751 | 92,766 | 92,781 | 92,796 | 92,830 |
| うち基本財産 | 81,689 | 81,704 | 81,719 | 81,734 | 81,767 |
| うち特定資産 | 2,098 | 2,323 | 2,548 | 2,773 | 2,998 |
| 負債合計 | 1,519,746 | 1,344,656 | 1,361,303 | 1,445,329 | 1,572,550 |
| 流動負債計 | 1,519,746 | 1,344,656 | 1,361,303 | 1,445,329 | 1,572,550 |
| うち未払金 | 1,416,391 | 1,277,451 | 1,290,513 | 1,341,895 | 1,476,512 |
| 正味財産合計 | 97,053 | 97,164 | 97,534 | 97,920 | 98,629 |
| 指定正味財産計 | 81,689 | 81,704 | 81,719 | 81,734 | 81,767 |
| 一般正味財産計 | 15,364 | 15,460 | 15,815 | 16,186 | 16,862 |

※出所「事業報告書」

< 県 財政関与の概要 >

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|--------------------|---|--------|------|------|
| 御笠川那珂川流域下水道維持管理業務 | 浄化センター、ポンプ場等の施設、機械の運転操作・保守点検、流入水及び法流水の水量及び水質の測定、汚泥・スラグ等の処理及び処分等 | 特命随意契約 | 24年間 | 意見① |
| 多々良川流域下水道維持管理業務 | 同上 | 特命随意契約 | 18年間 | |
| 宝満川流域下水道維持管理業務 | 同上 | 特命随意契約 | 24年間 | |
| 宝満川上流流域下水道維持管理業務 | 同上 | 特命随意契約 | 14年間 | |
| 筑後川中流右岸流域下水道維持管理業務 | 同上 | 特命随意契約 | 8年間 | |
| 遠賀川下流流域下水道維持管理業務 | 同上 | 特命随意契約 | 9年間 | |
| 矢部川流域下水道維持管理業務 | 同上 | 特命随意契約 | 6年間 | |
| 遠賀川中流流域下水道維持管理業務 | 同上 | 特命随意契約 | 6年間 | |

< 県 財政関与の推移 >

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 流域下水道維持管理業務委託料 | 6,172,731 | 6,597,419 | 6,875,365 | 6,704,517 | 6,711,851 |
| 計 | 6,172,731 | 6,597,419 | 6,875,365 | 6,704,517 | 6,711,851 |

<発見事項>

① (意見) 流域下水道事業に係る施設維持管理委託のあり方の検討について

【現状及び課題】

流域下水道とは、下水道法に次のとおり定義されている。

流域下水道が整備された背景には、都市化の進行に伴う市街地の連担、水質保全への必要性の増大といった社会情勢の変化を受け下水道事業を従来の市町村単位で実施するのみでなく、河川等の流域単位に基づく行政区域を越えた広域的な観点から計画立案し、実施することの必要性が強く認識されるようになったためである。

なお、流域下水道の設置・管理は、原則として都道府県が行うこととされている。福岡県では、9か所において流域下水道事業を実施している。

【流域下水道の定義】

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

※出所「下水道法」

県の流域下水道の事業概要は次の表のとおりである。また、事業の実施に当たり7か所の終末処理場を有している。

【福岡県流域下水道の事業概要】

表Ⅲ-1 福岡県流域下水道の事業概要

(平成22年度末 現在)

| 箇所名 | 御笠川那珂川 | 多々良川 | 宝満川 | 宝満川上流 | 筑後川中流右岸 | 遠賀川下流 | 矢部川 | 遠賀川中流 | 明星寺川 |
|----------------------------|--|--|---------------------|---|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| 処理区名 | 御笠川 | 多々良川 | 宝満川 | 宝満川上流 | 筑後川中流右岸 | 遠賀川下流 | 矢部川 | 遠賀川中流 | - |
| 着手(当初事業認可)年度 | S.46 | S.60 | S.59 | H.5 | H.6 | H.7 | H.9 | H.11 | - |
| 処理開始年度 | S.50 | H.6 | S.63 | (H.10) | (H.15) | H.15 | H.18 | H.18 | - |
| 全体計画 | | | | | | | | | |
| 計画面積 (ha) | 9,612 | 4,607 | 1,051 | 1,922 | 2,627 | 3,467 | 3,026 | 2,756 | 110 |
| 計画人口 (千人) | 679.9 | 198.8 | 62.3 | 55.4 | 66.2 | 97.8 | 89.1 | 72.9 | - |
| 計画処理能力 (m ³ /日) | 300,000 | 86,300 | 31,000 | 28,000 | 33,750 | 49,000 | 44,000 | 37,600 | - |
| 管渠延長 (km) | 29.3 | 31.7 | 8.0 | 32.5 | 30.8 | 19.1 | 40.2 | 32.9 | 2.5 |
| 22年度 | | | | | | | | | |
| 処理面積 (ha) | 8,790 | 3,158 | 893 | 1,053 | 1,256 | 1,260 | 833 | 322 | 110 |
| 処理人口 (千人) | 653.8 | 171.0 | 49.2 | 42.6 | 49.8 | 81.1 | 24.5 | 12.8 | - |
| 処理水量 (m ³ /日) | 196,135 | 39,469 | 24,346 | - | 8,497 | 12,034 | 4,663 | 1,422 | - |
| 管渠延長 (km) | 29.3 | 26.3 | 6.2 | 23.6 | 30.8 | 19.1 | 27.4 | 22.5 | 2.5 |
| 関連市町名 | (5市1町) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川町 | (6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町 | (2市) 小都市 筑紫野市 | (2市2町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町 基山町 (佐賀県) | (2市1町) 小都市 朝倉市 大刀洗町 | (1市3町) 中関市 水巻町 遠賀町 鞍手町 | (3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町 | (2市1町) 蓮田市 吉志市 小竹町 | (1市) 飯塚市 |

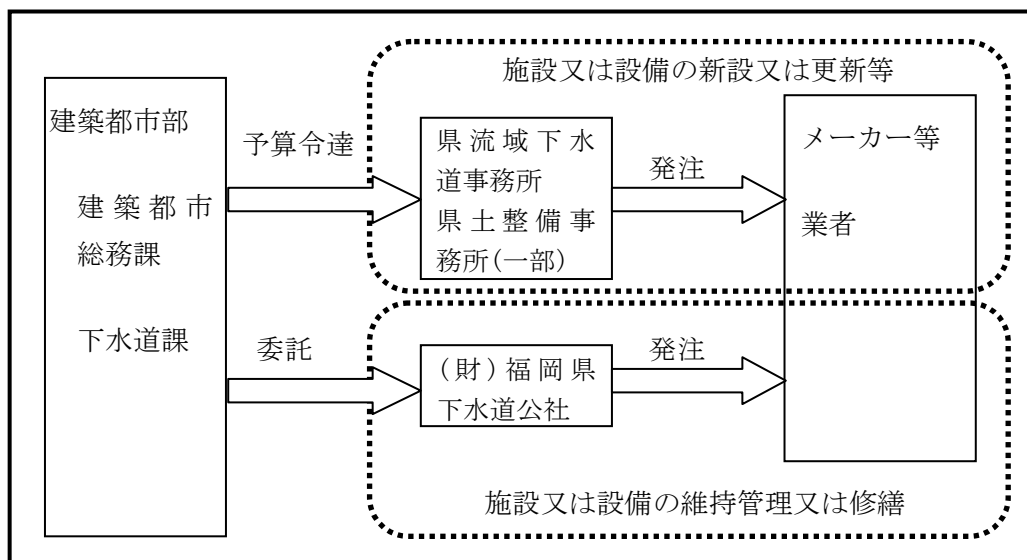
※ 全体計画の計画処理水量は日最大汚水量、平成22年度末処理水量については日平均流入水量である。
 ※ 宝満川上流流域下水道については、平成10年4月1日より宝満川浄化センターにて処理している。
 ※ 筑後川中流右岸流域下水道については、平成16年3月31日より宝満川浄化センターにて処理している。
 ※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道及び筑後川中流右岸流域下水道の処理水を含んでいる。
 ※ 明星寺川の処理面積の数値は、排水面積を示している。

※出所「福岡県ホームページ」

流域下水道事業に関する実施体制は次のとおりである。

県は、施設の新設又は更新等に関する事務を直接実施するほか、本団体に施設の維持管理又は日常的な修繕を委託している。

【流域下水道事業に関する実施体制図】



実施体制のうち、主な組織における人員数は次のとおりである。なお、このほか、県（本庁）における入札・契約等の事務は県建築都市総務課が実施しており、流域下水道事務所が管轄している施設以外の施設については、県土整備事務所が実施している。

【3組織の人員数（臨時職員を除く）平成23年5月1日現在】（単位：人）

| | 下水道課 | 流域下水道事務所 | (財)福岡県下水道公社 | 計 | |
|-------|------|----------|-------------|----|----|
| 県職員 | 18 | 23 | — | 41 | |
| 県派遣職員 | — | — | 38 | 38 | |
| 小計 | 18 | 23 | 38 | 79 | |
| 県退職者 | — | — | 13 | 13 | |
| 民間派遣 | — | — | 4 | 4 | |
| 合計 | 18 | 23 | 55 | 96 | |
| 内訳 | 事務 | 5 | 4 | 8 | 17 |
| | 土木 | 12 | 6 | 2 | 20 |
| | 建築 | — | 1 | — | 1 |
| | 電気 | — | 5 | 15 | 20 |
| | 機械 | 1 | 6 | 19 | 26 |
| | 化学 | — | — | 10 | 10 |
| | 労務 | — | 1 | — | 1 |
| | その他 | — | — | 1 | 1 |

※出所「建築都市行政の概要」及び「下水道公社資料」

また、流域下水道事業は、流域下水道事業特別会計にて一般会計とは区分して予算、決算等がなされている。

その概要は次のとおりであり、平成 23 年度歳出決算ベースで 179 億円の規模となっている。その内訳は、維持管理費が 76 億円、建設費が 72 億円、事業債の償還金等が 30 億円となっている。

歳入は、市町村からの管理費負担金 79 億円、建設費負担金 15 億円、国補助金 41 億円、下水道事業債 23 億円、県の一般会計からの繰入金 20 億円などとなっている。

【平成 23 年度流域下水道事業特別会計 決算概況】

(単位：千円)

| | 県（管理等） | 県（建設） | 県（公債費） | 計 |
|----------------|------------|-----------|-----------|------------|
| 2 給料 | 170,966 | 86,999 | 0 | 257,964 |
| 3 職員手当 | 62,293 | 59,058 | 0 | 121,351 |
| 4 共済費 | 31,516 | 31,824 | 0 | 63,340 |
| 7 賃金 | 0 | 1,562 | 0 | 1,562 |
| 9 旅費 | 424 | 2,520 | 0 | 2,943 |
| 11 需用費 | 144 | 15,107 | 0 | 15,252 |
| 12 役務費 | 11,852 | 5,068 | 0 | 16,920 |
| 13 委託料 | 6,733,968 | 288,501 | 0 | 7,022,470 |
| 14 使用料 | 978 | 16,237 | 0 | 17,215 |
| 15 工事請負費 | 6,011 | 6,666,118 | 0 | 6,672,130 |
| 18 備品購入費 | 10,494 | 446 | 0 | 10,940 |
| 19 負担金補助及び交付金 | 350,685 | 25,169 | 0 | 375,854 |
| 22 補償、補填及び賠償金 | 0 | 18,413 | 0 | 18,413 |
| 23 償還金、利子及び割引料 | 71,691 | 0 | 2,950,036 | 3,021,726 |
| 25 積立金 | 0 | 0 | 92,776 | 92,776 |
| 27 公課費 | 71,134 | 45 | 0 | 71,179 |
| 28 繰出金 | 75,654 | 0 | 0 | 75,654 |
| 歳出計 | 7,597,810 | 7,217,068 | 3,042,812 | 17,857,689 |
| 管理費負担金（市町村） | 7,639,977 | 0 | 258,716 | 7,898,693 |
| 建設費負担金（市町村） | 0 | 1,487,475 | 0 | 1,487,475 |
| 建設費補助金（国） | 0 | 4,143,124 | 0 | 4,143,124 |
| 一般会計繰入金 | 134,782 | 39,456 | 1,855,225 | 2,029,462 |
| 減債基金繰入金 | 0 | 0 | 62,271 | 62,271 |
| 下水道事業債 | 0 | 1,498,000 | 866,600 | 2,364,600 |
| その他 | 473,130 | 0 | 0 | 473,130 |
| 繰越金 | 1,831,317 | 359,256 | 0 | 2,190,573 |
| 歳入計 | 10,079,206 | 7,527,311 | 3,042,812 | 20,649,328 |

※出所「県決算資料」をもとに加工

県（管理等）の委託料の大部分が本団体への委託料である。

その委託料の決算概要は次のとおりである。

【本団体における H23 委託料決算額（流域別）】

（単位：千円）

| | 御笠川那珂川 | 多々良川 | 宝満川 | 宝満川上流 | 筑後川中流右岸 | 遠賀川下流 | 矢部川 | 遠賀川中流 | 計 |
|---------------|-----------|-----------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 1 報酬 | 19,719 | 4,787 | 6,033 | 372 | 3,313 | 5,930 | 2,982 | 2,831 | 45,966 |
| 2 給料 | 3,162 | 721 | 207 | 130 | 207 | 250 | 91 | 38 | 4,805 |
| 3 職員手当 | 26,672 | 9,220 | 7,822 | 510 | 6,411 | 7,950 | 8,635 | 5,347 | 72,565 |
| 4 共済費 | 20,277 | 5,992 | 4,506 | 283 | 4,065 | 4,286 | 4,567 | 3,738 | 47,713 |
| 7 賃金 | 3,222 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,222 |
| 9 旅費 | 1,704 | 488 | 475 | 2 | 373 | 368 | 533 | 300 | 4,243 |
| 11 需用費 | 2,000,154 | 412,367 | 304,695 | 24,798 | 65,624 | 153,877 | 87,191 | 33,898 | 3,082,603 |
| 12 役務費 | 7,184 | 862 | 2,944 | 1,311 | 621 | 1,365 | 534 | 627 | 15,449 |
| 13 委託料 | 1,261,039 | 663,856 | 410,962 | 16,347 | 275,933 | 333,414 | 254,724 | 198,176 | 3,414,451 |
| 14 使用料 | 1,418 | 476 | 319 | 32 | 328 | 441 | 472 | 313 | 3,799 |
| 15 工事請負費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 19 負担金補助及び交付金 | 677 | 259 | 195 | 2 | 206 | 141 | 230 | 105 | 1,815 |
| 27 公課費 | 1,351 | 697 | 414 | 25 | 259 | 297 | 269 | 267 | 3,580 |
| 消費税 | 5,862 | 1,069 | 929 | 83 | 960 | 993 | 829 | 915 | 11,640 |
| 合計 | 3,352,440 | 1,100,795 | 739,502 | 43,893 | 358,300 | 509,312 | 361,055 | 246,554 | 6,711,851 |

※出所「委託料実績報告」

本団体に対する委託のうち、割合が大きいのは委託料及び需用費である。委託料は、主に設備等の運転管理等の委託であり、需用費は、主に光熱水費及び修繕費である。

委託料（県からみると再委託）及び修繕費に関し、契約方法別に整理すると次のとおりである。委託料は、その9割以上が随意契約であり、修繕費は件数では随意契約が3分の2程度であるものの、金額では指名競争入札の方が多いことがわかる。

【本団体における委託料及び修繕費の状況】

（単位：千円）

| | | 委託料 | | 修繕費 | |
|--------|----|-----------|--------|-----------|--------|
| | | | 割合 | | 割合 |
| 随意契約 | 件数 | 202 | 90.2% | 77 | 67.5% |
| | 金額 | 3,336,747 | 97.7% | 767,607 | 44.7% |
| 指名競争入札 | 件数 | 22 | 9.8% | 37 | 32.5% |
| | 金額 | 77,703 | 2.3% | 950,608 | 55.3% |
| 計 | 件数 | 224 | 100.0% | 114 | 100.0% |
| | 金額 | 3,414,451 | 100.0% | 1,718,215 | 100.0% |

※出所「実績報告」

今回の監査では、流域の中で最も規模の大きい「御笠川那珂川流域」に関し、委託料及び修繕費に関する書類を閲覧した。

御笠川那珂川流域の修繕費のうち指名競争入札の15件については次のとおりであった。

【御笠川那珂川流域の修繕費中指名競争入札の一覧】

| (金額はすべて税抜き、単位:千円、落札率は落札額÷予定価格、単位:%) | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------|-----------|---------|---------|---------|--------|------|------|------|------|
| | 工事名 | 入札日 | 予定価格 | 最低制限価格 | 落札価格 | 落札率 | 指名者数 | 辞退者数 | 参加者数 | くじ引き |
| 1 | 沈砂池細目自動防塵機(低段No.4)修繕工事 | H23.9.5 | 9,954 | 8,162 | 9,900 | 99.46 | 6 | 5 | 1 | - |
| 2 | 水処理(Ⅰ-1、3)汚泥引抜ポンプ修繕工事 | H23.9.5 | 33,919 | 29,170 | 33,919 | 100.00 | 8 | 7 | 1 | - |
| 3 | 終沈(Ⅰ-1、2)汚泥掻寄せ機修繕工事 | H23.10.3 | 56,302 | 45,604 | 45,604 | 81.00 | 8 | 5 | 3 | 3 |
| 4 | 初沈(Ⅰ-3、Ⅲ-3)汚泥掻寄せ機修繕工事 | H23.10.3 | 97,850 | 79,258 | 79,258 | 81.00 | 10 | 8 | 2 | 2 |
| 5 | 処理水再利用(マイスト)設備修繕工事 | H23.10.7 | 47,121 | 36,754 | 46,500 | 98.68 | 8 | 7 | 1 | - |
| 6 | 反応槽(Ⅰ-1、Ⅱ-3)ステップ水路・攪拌機修繕工事 | H23.10.7 | 46,426 | 37,605 | 46,400 | 99.94 | 8 | 7 | 1 | - |
| 7 | 沈砂池沈砂掻揚(低段No.4)・しき搬送設備修繕工事 | H23.10.14 | 50,724 | 40,579 | 49,700 | 97.98 | 8 | 7 | 1 | - |
| 8 | 反応槽(Ⅲ-4、Ⅳ-2)ステップ水路・攪拌機修繕工事 | H23.10.27 | 60,273 | 45,807 | 59,780 | 99.18 | 8 | 7 | 1 | - |
| 9 | 消化槽加温用循環ポンプ修繕工事 | H23.11.15 | 3,843 | 2,728 | 3,840 | 99.92 | 5 | 4 | 1 | - |
| 10 | 処理水再利用(ポンプ)設備修繕工事 | H23.11.15 | 14,081 | 10,701 | 13,500 | 95.87 | 6 | 5 | 1 | - |
| 11 | 汚泥処理電気計装設備修繕工事 | H23.11.15 | 13,211 | 10,965 | 11,890 | 90.00 | 6 | 4 | 2 | - |
| 12 | 水処理電気計装設備修繕工事(その2) | H23.11.29 | 52,470 | 45,648 | 51,000 | 97.20 | 8 | 7 | 1 | - |
| 13 | 機械濃縮機移送配管修繕工事 | H23.11.24 | 21,832 | 17,247 | 17,247 | 79.00 | 6 | 4 | 2 | - |
| 14 | 建築電気設備(照明、放送ほか)修繕工事 | H23.12.2 | 28,579 | 25,721 | 25,721 | 90.00 | 12 | 1 | 11 | - |
| 15 | 塩素棟他浸水対策工事 | H23.12.14 | 3,434 | 2,987 | 2,987 | 86.98 | 6 | 2 | 4 | 3 |
| 計 | | | 540,019 | 438,936 | 497,246 | 92.08 | | | | |

※出所「入札結果表」をもとに作成

15件中、入札辞退者を除く参加者が1者となった事例が9件、参加者が全て最低価格で同額だったため「くじ引き」となった事例が2件であった。

入札は最低制限価格と予定価格の間で最も低い価格で入札した者が落札することとなる。1者応札案件9件は全て落札率(落札額/予定価格)が95%を超え、予定価格に近い落札額となっている。くじ引きの事例は2件とも落札額が最低制限価格と同額となっている。

修繕費における1者応札の原因としては次の点が考えられる。

- ・内容はいずれも修繕工事であるが、これは、その機器を熟知している者以外、扱いくく、他の業者が応札するには参入障壁が高いこと
- ・予定価格及び最低制限価格が事前に公表されているため、予定価格以上の経費が見込まれる場合は、入札を辞退しなければならないこと

上記原因により、機器を熟知している者以外の応札が困難な場合には、入札上限である予定価格に近い金額に高止まりする可能性がある。

また、「くじ引き」の事例では、確実に落札したい者が、入札下限である最低制限価格で応札することとなる可能性がある。

どちらの場合も、詳細な積算の積み上げにより入札価格を決定するのではなく、入札価格ありきで積算を行った参加企業が受注する可能性がある。なお、本団体では、入札に際し、積算内訳書の提出を求めているが、入札終了後、落札者以外の内訳書は返却されており、本団体には保存されていない。

また、本団体では、財務規程上、契約方式が随意契約又は指名競争入札と限定されており、一般競争入札は導入されていない。

本団体の委託料及び修繕費の執行に直接適用されるものではないが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき、各発注者が措置するよう努力すべき事項を定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）を踏まえ、地方自治体に対しても、次のとおり要請がなされている。

【予定価格の事前公表の見直しに関する要請】

I. 緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第 16 条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、統合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

3. 予定価格等の事前公表の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

※出所「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」

(平成 23 年 8 月 25 日 総務大臣・国土交通大臣通知)

【一般競争入札の適切な活用に関する要請】

Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、Ⅰ. に掲げる事項のほか、法第16条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

<以下省略>

※出所「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」

(平成23年8月25日 総務大臣・国土交通大臣通知)

このような個別業務等の入札方法について、各委託業務又は修繕業務に係る適正な競争環境の実現の観点から見直しを検討することが必要である。

また、この入札方法の見直しだけでなく、県の流域下水道事業全体として、品質を確保しつつコストを削減するためにはさらなる改善の余地があると考ええる。

この点に関し、「品質の確保」及び「コストの削減」の観点から検討する。

(7) 品質の確保について

本団体が設立された昭和63年以降、県は流域下水道の維持管理業務を一貫して本団体に委託している。このため、緊急時の対応も含めた流域下水道の維持管理業務のノウハウを有していると考えられ、その業務には一定の品質が期待できる。

一方で、県が自ら流域下水道の維持管理業務を行う場合に、本団体と比較して品質を損なうとは考えられない。その理由は、次のとおり、流域下水道の維持管理業務ノウハウの全てが本団体だけに蓄積しているとは考えにくいからである。

- 平成23年度決算において、委託料の半分以上を再委託が占めていることから、本団体の役割となっている運転計画の策定、危機管理体制の構築等施設運営に係る計画や体制の整備に関する部分を除いたノウハウは再委託先にも一定蓄積されていると考えられること
- 役職員55名のうち38名が県派遣職員であり、実質的に主要な業務はこれら派遣職員が担っていること

したがって、県が自ら流域下水道の維持管理業務を行う場合、品質の面では本団体が当該業務を行う場合と比較し差異は大きくないものと考ええる。

(イ) コストの削減について

県が自ら流域下水道の維持管理業務を行う場合には、本団体が当該業務を行う場合と比較して本団体を維持するためのコストが削減される。具体的には租税公課及び法人としての団体運営に係る人件費などである。

また、現体制における県と本団体との役割分担として、施設は県が建築して保有し、維持管理業務を本団体が行うという関係がある。

県がこの維持管理業務を自ら行う体制に改めた場合、県が設備投資に引き続き維持管理を行うこととなる。この場合、施設の新設又は更新に当たり、設計、施工及び運営を一体とした発注形式（DBO方式³等）やライフサイクルコスト⁴に係る提案を加えた総合評価型一般競争入札による発注形式などが採用しやすくなると考える。

なお、他府県においては、次のとおり、下水道施設の維持管理を行う団体を解散したり、施設の維持管理に関し、包括的民間委託や指定管理者制度を導入しているところが見受けられる。また、歳入と歳出という単式簿記の官庁会計ではなく、地方公営企業法を適用し、より企業に近い会計処理を行っている県もある。

福岡県のように、下水道公社等の外郭団体で流域下水道の管理を行っているのは、平成23年現在27団体である。

【他府県の状況】

| 年月 | 府県 | 内容 | 団体解散 | 団体統合 | 指定管理者 | 包括的民間委託 |
|---------|-----|--|------|------|-------|---------|
| 平成14年4月 | 青森県 | 建設技術センターに統合 その後、指定管理者制度導入 | | ○ | ○ | |
| 平成15年4月 | 奈良県 | 解散し、直営化（建設と維持管理の一体化） 維持管理委託は一般競争入札 | ○ | | | |
| 平成18年4月 | 山口県 | 解散し、指定管理者制度導入 | ○ | | ○ | |
| 平成18年4月 | 熊本県 | 解散し、指定管理者制度導入 | ○ | | ○ | |
| 平成18年4月 | 宮城県 | 指定管理者制度導入 | | | ○ | |
| 平成18年4月 | 埼玉県 | 包括的民間委託導入（一部） | | | | 一部 |
| 平成18年6月 | 京都府 | 解散し、包括的民間委託導入 履行確認等は直営化 | ○ | | | ○ |
| 平成19年4月 | 千葉県 | 施設1か所に包括的民間委託導入、平成21年4月から別の2施設にも導入 公社に対しては業務の履行確認等業務を委託 | | | | 一部 |

³ DBO (Design Build Operate) 方式とは、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のこと。

⁴ ライフサイクルコストとは、製品や構造物などの費用を、調達から製造、使用、さらには廃棄の段階を総合的に考えたコストのこと。

| 年月 | 府県 | 内容 | 団体 解散 | 団体 統合 | 指定 管理者 | 包括的 民間委託 |
|-------------|-----|--|----------|----------|-----------|-------------|
| 平成 20 年 4 月 | 群馬県 | 解散し、包括的民間委託導入 | ○ | | | ○ |
| 平成 20 年 4 月 | 福島県 | 包括的民間委託導入（一部） 平成 24 年度までに全て導入予定 | | | 一部 | |
| 平成 21 年 4 月 | 高知県 | 解散し、包括的民間委託導入 | ○ | | | ○ |
| 平成 22 年 4 月 | 埼玉県 | 地方公営企業法全部適用 | | | | |
| 平成 23 年 4 月 | 茨城県 | 地方公営企業法財務規定適用 | | | | |
| 平成 23 年 4 月 | 滋賀県 | 管理委託していた 4 つの処理場のうち 2 か所に指定管理者制度導入（なお、行政改革により、下水道公社は平成 25 年度末解散予定） | 予定 | | 一部 | |
| 平成 23 年 4 月 | 山形県 | 建設技術センターに統合 | | ○ | | |

※出所「各府県ホームページ」をもとに作成

包括的民間委託とは、「下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式であり、1) 性能発注方式であることに加え、2) 複数年契約であることを基本的な要素とするもの」である。

指定管理者制度とは、「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として」、「地方公共団体が指定する法人その他の団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができることとなった」ものである。

どちらの制度についても、平成 16 年 3 月 30 日付けで国土交通省都市・地域整備局下水道部から通知が出されている。

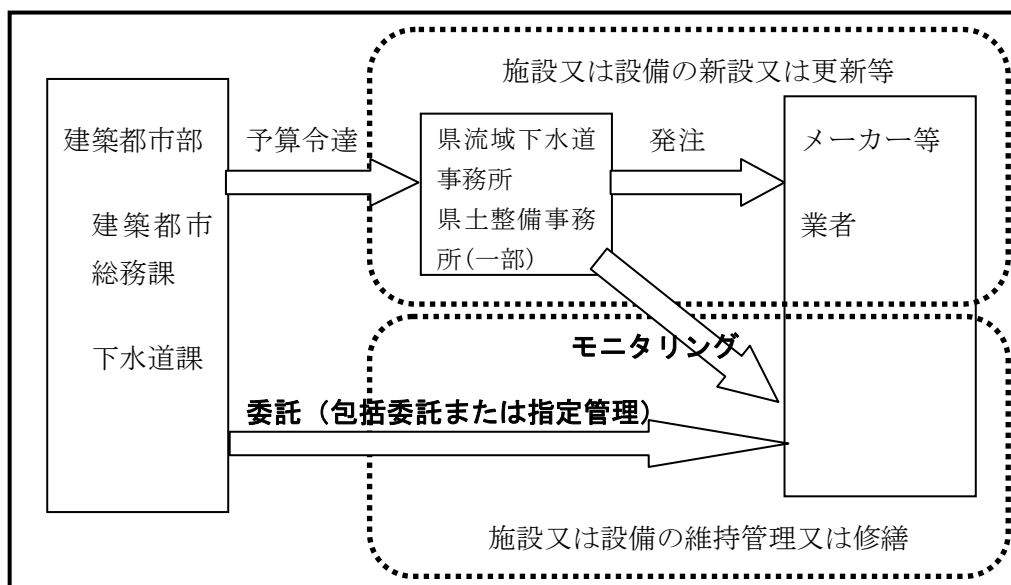
なお、「指定管理者制度」については、導入に当たり十分な体制整備が求められており、「包括的民間委託」については、事業者が必要な技術的能力及び業務遂行能力を有しているかなど十分検討する必要があるとされている。

【改善案】

流域下水道事業に係る処理施設の管理運営方法については、県及び本団体として品質を確保しつつさらなるコスト削減に取り組むことや、本団体を介さず県が直接実施することについても検討することが望まれる。

なお、他府県で採用されている包括的民間委託又は指定管理者制度を導入した場合の体制として次のような形式が考えられる。

【流域下水道事業に関する実施体制（案）】



昭和 63 年 3 月 15 日付けの本団体の設立趣意書には次のように記されており、この趣旨に沿って、流域下水道の管理業務委託を本団体に委託することとされている。

【設立趣意書】

県が設置した御笠川・那珂川流域下水道は、関係市町村の協力体制のもとに昭和 50 年に供用開始し、その施設は順調に稼働している。また、本年 4 月には、宝満川流域下水道の共用を開始する予定であるが、さらに、今後、多々良川流域下水道事業に着手することとしている。従って、既施設に対応する適切な維持管理とともに、今後、建設される施設の管理段階への移行を展望した長期的な管理体制を整備することが緊急の課題である。

このような課題に対し、流域下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うためには、県と関係市町村の密接な連携による共同管理体制を確立することが必要である。

※出所「昭和 63 年 3 月 15 日付け設立趣意書」

流域下水道では、有効性及び効率性の観点から、複数市町村の下水道を広域的な終末処理場で集約的に処理しており、維持管理に係る費用は受益者である市町村が負担している。

県によると、流域下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うためには県と関係市町村との連携が重要であるため、本団体は設立されており、このような状況は現時点でも変わっていないとのことである。

一方、他府県では、事例であげたように多様な管理形態が見受けられるようになってきている。

また、国においても、持続可能な下水道施設の運営に向けたPPP⁵/PFI⁶の活用等について検討することを目的に、「下水道施設の運営におけるPPP/PFIの活用に関する検討会」が設置されている。

これら国における検討状況や他府県における事例等を参考に、長期的視点にたったサービスの向上とコストの削減が望まれる。

さらに、下水道事業における財政状況を的確に把握し、民間活力のより一層の導入を図るため、地方公営企業法を適用することについても検討することが望まれる。

⁵ PPP (Public-private partnership) とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。

PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

⁶ PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

(10) 福岡県住宅供給公社

<団体概要>

| | | | |
|-----------------------------|---|--------------|------------|
| 団 体 名 | 福岡県住宅供給公社 | | |
| 所 管 部 署 | 建築都市部 住宅計画課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和40年12月1日 | | |
| 団 体 設 立 目 的 (寄付行為又は定款より) | 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立て分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定とその社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 | | |
| 団 体 事 業 概 要 | (1) 公社賃貸住宅事業 (2) 建替事業 (3) 分譲事業 (4) 県営住宅管理事業及び県営住宅駐車場管理事業 | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 3,800 千円 (76.0%) 北九州市 600 千円 (12.0%) 福岡市 200 千円 (4.0%) 本県市町村 400 千円 (8.0%) | | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 役員 | うち県職員 (派遣含む) | うち県退職者 |
| | 9 名 | 4 名 | 3 名 |
| | (うち常勤 4 名) | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 3 名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
| 97 名 | 19 名 | 7 名 | |
| (うち常勤 97 名) | (うち常勤 19 名) | (うち常勤 7 名) | |
| 関 連 団 体 | — | | |
| 備 考 | — | | |

<事業状況>

【損益計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業収益 | 10,624,158 | 9,359,586 | 8,871,452 | 8,753,291 | 7,984,958 |
| 事業原価 | 8,771,908 | 8,353,298 | 7,808,781 | 7,734,032 | 7,318,863 |
| 一般管理費 | 127,324 | 119,416 | 105,837 | 105,986 | 103,636 |
| その他経常収益 | 27,248 | 53,321 | 26,607 | 23,693 | 28,449 |
| その他経常費用 | 228,823 | 403,156 | 338,589 | 159,804 | 76,278 |
| 経常利益 | 1,523,349 | 537,037 | 644,851 | 777,160 | 514,628 |
| 特別収益 | 1,379 | — | 5,782 | 18,368 | 1 |
| 特別損失 | 546,796 | 157 | 2,546 | 14,899 | 12,081 |
| 当期経常外増減額 | △545,416 | △157 | 3,236 | 3,469 | △12,080 |
| 当期一般正味財産増減額 | 977,932 | 536,879 | 648,087 | 780,630 | 502,548 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 資産合計 | 72,384,390 | 72,245,670 | 67,606,957 | 65,632,666 | 64,778,546 |
| 流動資産計 | 7,845,424 | 7,963,638 | 4,250,056 | 3,782,433 | 3,728,585 |
| うち現金預金 | 5,910,205 | 6,773,781 | 3,309,650 | 3,046,530 | 2,812,334 |
| 固定資産計 | 64,538,965 | 64,282,031 | 63,356,900 | 61,850,232 | 61,049,961 |
| 負債合計 | 57,275,333 | 56,607,370 | 51,323,926 | 48,570,690 | 47,218,694 |
| 流動負債計 | 3,629,388 | 3,093,271 | 2,790,218 | 1,847,526 | 1,731,891 |
| うち未払金 | 1,143,462 | 981,871 | 990,434 | 746,408 | 652,173 |
| 資本の部 合計 | 15,109,056 | 15,638,299 | 16,283,030 | 17,061,976 | 17,559,852 |

※出所「決算書」

< 県 財政関与の概要 >

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|--------------------------|---|------|------|
| 団体共済負担金 | 地方公務員等共済組合法に基づき、県が住宅供給公社に対して職員の共済負担金の補助を行う。 | 41年間 | — |
| 賃貸住宅建設費補助（高齢者向け優良住宅建設補助） | 福岡県地域優良賃貸住宅制度に基づく、県が認定した地域結優良賃貸住宅（高齢者型）の建設費用に対する補助。平成23年度はクラシオン二日市の建設費補助。 | 2年間 | — |
| 特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 | 福岡県地域優良賃貸住宅制度に基づく、高齢者向け優良賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅家賃減額の補助。 | 17年間 | — |
| 特定優良賃貸住宅建設利子補給 | 住宅供給公社が特定優良賃貸住宅の建設のために住宅金融公庫から受けた融資額に対して利子補給を行う。 | 17年間 | — |
| 賃貸住宅建設費補助（街なか居住推進事業） | 街なか居住を推進するために行う福岡県街なか居住推進事業に係る補助事業の実施にかかる費用の補助。 | 3年間 | — |

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|------|------|------------|
| 指定管理委託料 | 県営住宅の維持管理 | 随意契約 | 5年間 | 意見③ 意見④ |
| 県営住宅駐車場整備工事委託料 | 駐車場の整備工事 | 随意契約 | 1年間 | 意見① 意見④ |
| 県営住宅ポイント方式入居者募集業務等委託料 | 住宅困窮度を反映したポイント方式による入居者の募集・決定 | 随意契約 | 1年間 | — |
| 県営住宅計画修繕業務委託料 | 県営住宅の計画修繕 | 随意契約 | 2年間 | 意見④ |
| 東日本震災被災者支援（県営住宅清掃、補修及び支援物資配送等業務委託料） | 東日本震災による被災者への県営住宅提供に伴う県営住宅支援物資の配送 | 随意契約 | 2年間 | — |
| 電波障害対策業務委託 | アナログ停波に伴う県営住宅電波障害対策 | 随意契約 | 1年間 | 意見② |

< 団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要 > 該当なし

※出所「福岡県定期監査調書及び県作成資料」

<県 財政関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 団体共済負担金 | 4,588 | 4,763 | 6,033 | 6,289 | 7,527 |
| 特定優良賃貸住宅整備事業補助金 | 692 | — | — | 1,160 | 23,000 |
| 特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 | 20,883 | 16,038 | 10,420 | 6,009 | 3,411 |
| 特定優良賃貸住宅建設利子補給補助 | 26,730 | 19,128 | 18,882 | 16,209 | 15,980 |
| 賃貸住宅建設費補助 (街なか居住推進事業) | — | — | 9,882 | 210 | 4,270 |
| 賃貸住宅建設費補助(住宅市街地総合整備事業) | 2,512 | — | — | — | — |
| 計 | 55,405 | 39,929 | 45,217 | 29,877 | 54,188 |

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定管理委託料 | 537,001 | 543,933 | 2,618,244 | 2,317,418 | 2,182,917 |
| 県営住宅計画修繕業務委託料 | — | — | — | 296,996 | 284,405 |
| 県営住宅保全業務等委託料 | 2,085,904 | 2,085,832 | — | — | — |
| 県営住宅への住宅用火災警報機の取付業務委託料 | 62,594 | 33,386 | — | — | — |
| 県営住宅駐車場整備工事委託料 | 6,577 | — | — | 68,803 | 87,217 |
| 県営住宅美化事業委託料 (現年分) | — | 3,087 | 2,955 | — | — |
| 県営住宅美化事業委託料 (繰越分) | — | — | 17,065 | — | — |
| 家賃制度改正に伴う県営住宅入居者向け広報誌配布委託料 | — | 2,910 | — | — | — |
| 県営住宅アスベスト分析調査業務委託料 | — | 7,559 | — | — | — |

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 県営住宅ポイント方式入居者募集業務等委託料 | — | — | 22,730 | 15,997 | 9,103 |
| 福岡県住宅供給公社北九州管理事務所移転に伴う業務委託料 | — | — | 1,182 | — | — |
| 東日本震災被災者支援（県営住宅清掃、補修及び支援物資配送等業務委託料） | — | — | — | 4,489 | 636 |
| 電波障害対策業務委託 | — | — | — | — | 60,000 |
| 地域優良分譲住宅利子補給電算委託 | 38 | — | — | — | — |
| 計 | 2,692,114 | 2,676,707 | 2,662,176 | 2,703,703 | 2,624,278 |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移> 該当なし

※出所「福岡県定期監査調書」及び「県作成資料」

<発見事項>

① (意見) 駐車場整備工事業務委託に係る県直轄による事業の実施について

【現状】

県は、3つの県営住宅（飛嶽団地、花宗橋団地及び本城西団地）の敷地内にある既存の駐車場の再整備、すなわち改良や増設等を行うため、本団体に対し特命随意契約により駐車場整備工事業務を委託しており、その概要は次のとおりである。

【駐車場整備工事業務委託の概要】

| | | | |
|----------------|---|---------------------------|---------------------------|
| 契約名 | 飛嶽団地駐車場整備工事 業務委託 | 花宗橋団地駐車場整備工 事業務委託 | 本城西団地駐車場整備工 事業務委託 |
| 契約金額 (当初契約) | 20,443,500円 | 46,785,900円 | 34,453,650円 |
| 予定価格 | 20,866,000円 (落札率98.0%) | 47,746,000円 (落札率98.0%) | 35,161,000円 (落札率98.0%) |
| 契約方法 | 特命随意契約 | 特命随意契約 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23.5.11～H24.3.30 | H23.4.6～H24.3.30 | H23.4.6～H24.3.30 |
| 業務の内容 | 各県営住宅の駐車場整備について、指名競争入札によって建設業者を選定し、駐車場整備工事を委託（県からみると再委託）するとともに、工事が適正に施工されるように監督を行う。 | | |

本団体に対して随意契約とする理由は次のとおりである。

【随意契約とする理由】

| |
|---|
| <p>県は県営住宅の駐車場管理を指定管理者である本団体に委託しており、現在次の状況にある。</p> <p>① 指定管理者が現況の駐車場の整備、管理及び契約状況を把握している。</p> <p>② 駐車場の運営を円滑に行うために、団地住人の中から駐車場役員を決めている。</p> <p>③ 駐車場契約者や駐車場役員との協議は指定管理者が行っている。</p> <p>上記から、駐車場整備工事は駐車場契約者や駐車場役員との調整業務が必要であり、指定管理者しかこの業務はできない。</p> |
|---|

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札になじまないもの」に基づく、福岡県財務規則運用要綱第163条関係第1項第2号「特殊な技術を要するとき」に該当するとして、随意契約としている。

また、業者選定については、指定管理者である本団体のみから見積書を徴収しており、結果として特命随意契約となっている。

【随意契約の根拠法令等】

地方自治法

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 <省略>

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 <省略>

福岡県財務規則運用要綱

第 163 条関係 随意契約及び見積書について

1 随意契約によることができる場合は、令 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合に該当するときに限ることとされているが、第 2 号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する事例は概ね次のとおりである。

(1) <省略>

(2) 特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の利益があることにより、物品の買入れ先が特定されているとき、又は特殊の技術を必要とするとき。

本団体は、建設業者を指名競争入札で選定し駐車場整備工事を委託（県からみると再委託）しているが、県営住宅ごとの県から本団体に対する委託金額及び再委託金額は次のとおりである。

県は再委託された工事金額に応じて、本団体との委託契約金額を変更する。このため、本団体には工事費から利益が生じないスキームとなっている。

結果として、本団体にとっての純粋な収益は付帯事務費分となり、その内容は主に工事の発注及び監督業務に対する報酬と考えられる。

① 飛嶽団地

(単位：千円)

| | 委託金額 (当初契約) | 再委託金額 | 委託金額 (契約変更後) |
|----------|----------------|--------|-----------------|
| 駐車場整備工事費 | 20,004 | 17,733 | 17,733 |
| 付帯事務費 | 440 | - | 440 |
| 計 | 20,444 | 17,733 | 18,173 |

② 花宗橋団地 (単位：千円)

| | 委託金額 (当初契約) | 再委託金額 | 委託金額 (契約変更後) |
|----------|----------------|--------|-----------------|
| 駐車場整備工事費 | 45,779 | 43,430 | 43,430 |
| 付帯事務費 | 1,007 | - | 1,007 |
| 計 | 46,786 | 43,430 | 44,437 |

③ 本城西団地 (単位：千円)

| | 委託金額 (当初契約) | 再委託金額 | 委託金額 (契約変更後) |
|----------|----------------|--------|-----------------|
| 駐車場整備工事費 | 33,712 | 28,226 | 28,226 |
| 付帯事務費 | 741 | - | 741 |
| 計 | 34,454 | 28,226 | 28,967 |

なお、県は、財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「建技センター」という。）に対し、上記県営住宅の駐車場整備工事に係る工事監理業務を委託している。委託金額は次のとおりである。

【財団法人福岡県建設技術情報センターへの工事監理業務委託金額】(単位：千円)

| 団地名 | 工事監理業務委託金額 |
|-------|------------|
| 飛嶽団地 | 1,147 |
| 花宗橋団地 | 2,543 |
| 本城西団地 | 1,922 |

【課題】

県営住宅における駐車場を新設する場合には、県が駐車場整備工事を直接実施している。しかし、県営住宅における既存駐車場の再整備については本団体へ駐車場整備工事を委託している。

県が外部へ業務委託する場合には、委託によって効果的又は効率的に業務を行えることが前提であるはずである。本業務委託のように新設工事は県が直接業務を実施するが、既存施設の再整備は外部へ委託するという場合には、特に県が外部委託をする理由が重要であると考えられる。しかし、本業務委託を行う際の事前伺い文書等には、県が外部委託をする理由が明確に記載されていない。

また、県によると、随意契約とする理由は、「駐車場整備工事は駐車場契約者や駐車場役員との調整業務が必要」であるためとしている。しかし、県から本団体に対する駐車場整備工事業務委託仕様書によれば、当該調整業務に関する記載はなく、具体的な調整業務の内容は不明確である。

県と本団体の県営住宅の維持管理等に関する協定書（基本協定）をみると、維持管理業務の内容として「駐車場の管理に関する業務」と記載されており、また当該業務の細目を定めた管理仕様書によれば、「駐車場整備業務等に関する連絡調整」と記載されている。これは、本業務委託のような駐車場整備工事が行われる際に連絡調整業務を行うことは、指定管理者として通常行うべき業務に含まれており、県が求めた場合には本団体は連絡調整を行う必要があることを意味すると考えられる。このため、調整業務が必要であることをもって本団体へ委託しているが、随意契約の理由としては根拠に乏しいと考えられる。

【基本協定における維持管理業務の内容】（下線部分は監査人が追加）

（維持管理業務の内容）

第4条 乙 （住宅供給公社） は、条例第63条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 駐車場の管理に関する業務

(6) 略

2 前項各号に掲げる業務の細目は管理仕様書に定めるとおりとする。

※出所「県営住宅の維持管理等に関する協定書（基本協定）」

【管理仕様書における業務内容】（下線部分は監査人が追加）

（業務内容）

第2条 乙 （住宅供給公社） は、県営住宅の維持管理等に関する協定書の定めに従い次に掲げる業務を行う。

(1)～(4) 略

(18) 駐車場整備業務等に関する連絡調整

※出所「管理仕様書」

次に、県は、駐車場整備工事に係る監理業務を建技センターへ委託している。県から本団体に対する駐車場整備工事業務委託仕様書と、県から建技センターに対する駐車場整備工事工事監理業務委託仕様書の内容を比較すると次のとおりである。

県と本団体の業務委託内容には工事施工に関する監督が含まれており、工事全般に関する監督業務が本団体へ委託されていると考えられる。しかし、県と建技センターの業務委託内容にも工事施工に関する詳細な監理業務が含まれ、建技センターへ委託されている。

このように、本団体及び建技センターとの業務委託仕様書をみるかぎり、本団体へ委託した監督業務と建技センターへ委託した監理業務の区分が明確でなく、工事施工に関する監理業務が本団体と建技センターの2者に重複して委託されているとも見受けられる。このような外観を有すると、駐車場整備工事に関する監理業務の責任が誰に生じているか不明確であるだけでなく、監理業務に関する経費が2重に発生しているのではないかという疑念も生じる可能性がある。

【本団体及び建技センターに対する委託の比較】（下線部分は監査人が追加）

| 県と本団体の委託契約 | 県と建技センターの委託契約 |
|--|---|
| <p>（駐車場の整備）</p> <p>第2条 乙（住宅供給公社）は、駐車場の整備に際し、別途資料にある設計書の内容を参照の上、業務に精通した業者を入札により選定し工事を施工させるものとする。</p> <p>2 乙は、前項の業務の施工に関しては、適切な業務が処理されるよう、十分な注意を払い、監督を行うものとする。</p> | <p>第一編 工事監理業務編</p> <p>3 業務内容</p> <p>(1) 工法、工事量、工事費関係 工事請負業者へ工事施工方法の変更等を伝達する。</p> <p>(2) 打ち合わせ記録簿 打ち合わせ記録簿を作成する。</p> <p>(3) 書類の確認 工事請負業者から提出された書類等を確認し、県へ報告する。</p> <p>(4) 立ち会い 完成後、外面から明視できない工事等について現場で立ち会いを行う。</p> <p>(5) 検測 施工が設計図書に示す所定の出来形及び品質を確保するため検測を行う。</p> <p>(6) 材料検査 必要に応じて材料検査を行う。</p> <p>(7) 工程管理 進捗状況の把握し、遅滞の恐れがあれば、県へ報告する。</p> <p>(8) 品質管理 品質管理試験を実行しているか確認し、県へ報告する。</p> <p>(9) 図面と現地の不一致等 設計図書と工事現場の状態が不一致である場合等があれば、県へ報告する。</p> <p>(10) 成果品の提出及び検査 完成届と完成検査に必要な関係書類を提出し、検査を受ける。</p> <p>(11) 工事（中間・完成）検査の立ち会い</p> <p>(12) 設計変更、工事検査等に関する図書 標記図書等の作成を行う。</p> <p>(13) 対外折衝に関する資料</p> |

※出所「駐車場整備工事業務委託仕様書
及び駐車場整備工事工事監理業務委託仕様書」を加工

【改善案】

県営住宅にかかる駐車場整備工事を本団体へ業務委託する場合には、外部委託することによって効果的又は効率的に業務を行えることを検証のうえ、業務委託を行う際の事前伺い文書等に明確に記載すべきである。効果的又は効率的であることが明確でない場合には、駐車場の新設工事と同様に外部委託せず県で直接実施することが望ましい。

随意契約の理由として、県は駐車場契約者や駐車場役員との調整業務が必要であることを挙げている。しかし、調整業務の内容は駐車場整備工事業務委託仕様書に明確に記載されておらず、また基本協定及び管理仕様書をみるかぎり本団体は調整業務を指定管理者として当然に行うべきとも考えられる。したがって、随意契約理由の根拠が乏しいことから、随意契約理由を整理のうえ、業務委託を行う際の事前伺い文書等に明確に記載すべきである。

また、工事施工に関する監理業務が本団体及び建技センターの 2 者に重複して委託されているような外観については、本団体が行う監督業務と建技センターが行う監理業務が明確に区分されていることがわかるように業務委託仕様書等において明記しておくことが望ましい。

②（意見）電波障害対策業務委託における特命随意契約の見直しについて

【現状】

県は、本団体に対して特命随意契約により電波障害対策業務を委託しており、その概要は次のとおりである。

【電波障害対策業務委託の概要】

| | |
|-------|--|
| 契約名 | アナログ停波に伴う県営住宅電波障害対策業務委託 |
| 契約金額 | 63,000,000 円 |
| 予定価格 | 63,881,000 円（落札率 98.6%） |
| 契約方法 | 特命随意契約 |
| 契約期間 | H23. 6. 1～H24. 3. 30 |
| 業務の内容 | <p>県営住宅建設の影響でアナログ放送の電波受信障害が起こる世帯のために、電波障害防除設備として共同アンテナ設置し電波補償を行ってきた。地上デジタル放送への移行に伴い、電波障害が解消する世帯については個人で地デジ対応をしており県で補償しない。</p> <p>このため、県は、補償を終了する世帯の電波障害防除設備、及び補償を継続する世帯のアナログ電波障害防除設備の撤去を業務委託するものである。</p> <p><業務委託の内容></p> <p>(1) 調査業務 対象となる施設の事前調査、実態把握</p> <p>(2) 住民周知 チラシ配布等による撤去対象となる住民への周知</p> <p>(3) 撤去業務 地上デジタル放送移行に伴い補償が不要となる電波障害防除設備の撤去</p> <p>(4) 届出関係 電波障害防除設備撤去に伴い必要が生じる官公庁（九電、NTT 含む）等への届出</p> <p>(5) その他 その他、設備撤去に伴い必要となる事項</p> |

本団体に対して随意契約とする理由は、次のとおりである。

【随意契約とする理由】

県は電波障害防除設備の保守管理を指定管理者である本団体に委託しており、現在次の状況にある。

- ① 指定管理者が現在の電波障害防除設備の整備、管理状況を把握している。
- ② 設備の状況は団地毎に異なるが、状況に応じた高い専門知識を持っている。
- ③ 設備と対象世帯を熟知しており迅速な対応が可能である。

上記から、指定管理者しかこの業務はできない。

このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札になじまないもの」に基づく、福岡県財務規則運用要綱第 163 条関係第 1 項第 2 号「特殊な技術を要するとき」に該当するとして、随意契約としている。

また、指定管理者は本団体のみであることから、1者のみの特命随意契約としている。本業務委託の業務内容は、電波障害防除設備の撤去業務が主なものであるが、当該撤去業務は本団体から民間事業者へ委託（県からみると再委託）されている。

本団体への業務委託の内容と民間事業者への再委託の内容を比較すると次のとおりとなる。なお、再委託先は、継続して電波障害防除設備の保守管理を行ってきた事業者である。

【本団体への業務委託及び再委託内容の比較】

| 本団体への業務委託の内容 (県→本団体) | 民間事業者への再委託の内容 (本団体→民間事業者) |
|--|---|
| ① 契約金額 63,000,000円 | ① 契約金額 56,700,000円 |
| ② 予定価格 63,881,000円（落札率98.6%） | ② 予定価格 59,381,700円（落札率95.5%） |
| ③ 契約方法 特命随意契約 | ③ 契約方法 特命随意契約 |
| ④ 業務内容 (1) 調査業務 (2) 住民周知 (3) <u>撤去業務</u> (4) 届出関係 (5) その他 | ④ 業務内容 <u>撤去業務</u> ⑤ その他 受託した民間事業者は、更に複数の孫請業者に工事を再々委託している。 |

【課題】

県は、業務内容のうち撤去業務とそれ以外の業務（調査業務、住民周知、届出関係、その他）を不可分と考え、一括して本団体へ委託している。しかし、事実上、撤去業務を民間事業者へ再委託していることから、撤去業務とそれ以外の業務に発注単位を分割したうえで、それぞれを業務委託することは可能であると考えられる。その際、撤去業務とそれ以外の業務について業務遂行に支障がないよう各受託業者に連携することを条件とすればよいからである。しかし、県はこのような業務発注単位の分割を検討していない。

次に、撤去業務とそれ以外の業務に発注単位を分割することを前提として考える。

本団体は、県営住宅の指定管理者であるため【現状】に記載した随意契約理由にあるように、電波障害防除設備の整備及び管理状況等を把握している。このため、県から本団体への業務委託の内容のうち撤去業務以外の業務について、本団体へ特命随意契約することは理解し得る。

しかし、本業務委託の主たる業務である撤去業務は、そもそも本団体に業務遂行能力がないため本団体へ特命随意契約することはふさわしくないと考えられる。実際に、撤去業務は本団体から電波障害防除設備の保守管理を行ってきた民間事業者へ再委託されている。

したがって、県が本団体と特命随意契約している理由は不十分であるといえる。

なお、本団体の見積り金額は県が積算した予定価格と近似しており落札率 98.6%と著しく高い。

さらに、本団体は民間事業者へ撤去業務を委託（県からみると再委託）しており、この契約方法も特命随意契約である。これは、当該民間事業者は、継続して電波障害防除設備の保守管理を行ってきた事業者であり、電波障害防除設備について熟知しているためである。確かに、当該民間事業者は電波障害防除設備の撤去について業務を行う能力を有すると考えられる。しかし、本団体は、当該民間事業者以外の事業者へ業務を委託できないか具体的に検討しておらず、その他の事業者が業務を実施できた可能性を否定することはできない。

したがって、本団体から民間事業者への委託（再委託）について特命随意契約としている理由も不十分であるといえる。

なお、当該民間事業者の見積り金額についても、本団体が積算した予定価格と近似しており落札率 95.5%と高い。

【改善案】

県が業務委託により事業を実施する場合は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続きが明確であり、必要な情報が公表されているかという透明性を確保する観点から、競争入札を始めとする競争性のある契約方式によることが原則であり、特命随意契約のような競争性のない随意契約による場合は、きわめて例外的なものに限るべきである。

本業務委託は、本団体に対する業務委託の内容を撤去業務とそれ以外の業務に発注単位を分割し、撤去業務について競争性のある契約方式を導入することで民間事業者等へ業務を直接委託できた可能性がある。このため、県は業務委託に係る発注内容及び契約方式を十分に検討する必要があると考えられる。

また、本団体が民間事業者へ撤去業務を再委託する際に特命随意契約としていることについては、撤去業務に競争性のある契約方式を導入していたならば、そもそも再委託が生じなかったと考えられる。

なお、特命随意契約の検討に当たっては次の事項を考慮すべきである。

【現在の特命随意契約について検討すべき事項】

- | |
|--|
| <p>① 公募等の競争性のある契約方法の導入の可能性について、過去の実績、既成概念等にとらわれることなくゼロベースで検討すること</p> <p>② 業務内容に精通していることのみをもって特命随意契約とするのではなく、民間事業者等が業務を実施できる可能性がないかについて、次の内容等を十分考慮すること</p> <ul style="list-style-type: none">・業務発注単位を小さくする・作業マニュアル等を整備する・民間事業者が参入の機会を検討できるよう、事業内容、仕様等の情報提供を充実する |
|--|

上記の検討の結果、それでもなお撤去業務について特命随意契約によるとした場合は、検討の過程を踏まえ、特定の者に限る具体的理由を明確にする必要がある。

なお、外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しに取り組んでいる大阪市は、特命随意契約のように競争性のない随意契約によらざるを得ない事例として、次の事項を挙げている。

【競争性のない随意契約によらざるを得ない事例】

- | |
|--|
| <p>① 競争性の導入が法律等によって明確に制約されており、かつ、その法令に合理性がある場合</p> <p>② 他に代替団体が存在せず、かつ、競争性の導入によっても代替団体が生まれる可能性がないことが明らかである場合</p> <p>③ 競争性の導入によって市及び市民に対する重大な不利益の発生が確実であり、かつ、防止策が存在しないことが明らかである場合</p> |
|--|

※出所 大阪市 HP「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」

③ (意見) 指定管理者制度の見直しに係る留意事項について

【現状】

本団体は、昭和 51 年から県営住宅の維持修繕等保全業務を県から受託しており、平成 18 年度からは県営住宅及び駐車場の管理業務に係る指定管理者として指定され、県営住宅及び駐車場の管理を行っている。平成 21 年度からは、保全業務についても指定管理業務に追加され、県営住宅の維持管理業務を指定管理者として行っている。現在は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間について指定管理者として選定されており、県と県営住宅の維持管理等に関する協定を締結している。

県は、現在の平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間に係る指定管理者の選定に当たっては公募により指定管理者を選定している。しかし、県内にある全ての県営住宅（平成 23 年度現在 221 団地）及び駐車場（平成 23 年度現在 146 団地）を一括して管理の対象としたこと、住宅セーフティネットとしての県営住宅管理における業務内容の困難性が高いこと又は経営上のリスクが大きいことなどから、結果として、応募したのは本団体のみであったと考えられる。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進するため、公の施設について、民間業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質を向上することを目的として、平成 15 年 9 月に制定されたものである。総務省の「指定管理者制度の運用について」によると、留意点として次の事項が挙げられている。

【指定管理者制度の運用に関する留意事項】（下線は監査人が付加）

4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

※出所「指定管理者制度の運用について

（平成 22 年 12 月 28 日付け総経第 38 号各都道府県知事等あて総務省自治行政局長通知）」

県は、現在の指定管理業務委託契約が完了する平成 26 年 3 月 31 日以降の県営住宅の運営に関して、業務の効率化、居住者に対するサービスの向上を図るため、県営住宅の委託方法について、これまで次のような検討を行ってきた。

- ① 指定管理者制度に加え、管理代行制度の導入も含めて検討した。
- ② 指定管理者制度については、民間事業者の参入可能性も含め、公募方法のあり方を検討した。

なお、管理代行制度は、平成 17 年 6 月の公営住宅法改正により新たに設けられたもので、入居者の募集・決定等の公営住宅の管理権限を事業主体に代わって行う制度である。また、この制度を利用することで、地域において管理主体が異なる公的賃貸住宅を地方住宅供給公社等が一体的に管理することも可能となっている。

【具体的な検討事項案】

- 1 会社の参入
住宅供給会社の参入が可能か
- 2 民間事業者の参入
民間事業者の参入が可能か
- 3 コスト削減
コスト削減効果があるか
- 4 入居者サービス
入居者に対するサービスは向上するか、問題ないか
- 5 サービスの均一化
県営住宅全般について均一なサービスを提供できるか
- 6 統括・調整の必要性
指定管理者に対して統括や調整する必要があるか
- 7 セーフティーネット
管理区域を分割した場合に、民間事業者等からの参入がなく、結果として公営住宅の供給に問題が生じないか
- 8 個人情報保護
個人情報の保護について問題ないか
- 9 システム整備
県営住宅管理システムを新たに整備する必要があるか
- 10 保全業者への配慮

※出所「県提出資料」をもとに加工

【課題】

【現状】に記載のとおり、県は、県内の県営住宅の管理手法について種々の検討を行っている。これらの検討の内容は、居住者に対するサービスの維持・向上を前提としながらも、民間事業者のノウハウを活用することによりコスト削減等を図ることも含まれており、一定の評価ができると考えられる。

しかし、次のような事項が発見された。

(7) 福岡県営住宅指定管理者業務仕様書の内容について

県営住宅の維持管理業務について、指定管理者が行う具体的な業務の内容は福岡県営住宅指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定められている。すなわち、指定管理者は業務仕様書に従って、県営住宅募集や入居事務等一連の業務を行う必要があり、これらの業務を実施可能であることが指定管理者として応募をする条件となる。

しかし、業務仕様書には、例えば次のような記載がある。

【業務仕様書の記載内容例】

- II 指定管理者が行う県営住宅等の維持管理業務
- 3 その他
- ア 県における予算編成業務に必要な資料の提供。

※出所「業務仕様書」

県における予算編成業務に必要な資料の提供とは、事業実施に係る実績等のデータを提供することであり、民間事業者であっても作成・提供が可能な資料であると考えられる。しかし、予算編成業務に必要な資料という表現は、民間事業者に対して、県の予算資料に精通した者でなければ作成することが困難な資料であり民間事業者によっては作成困難な資料であるとの印象を与えかねない。結果として、このような記載があることで民間事業者に対して参入障壁となることが懸念される。

(イ) 民間事業者意見の取り入れについて

県は、県営住宅の委託方式について、民間事業者の参入も含めた種々の検討を行っているが、現在は県内部で検討されており、民間事業者自体からの意見を取り入れた検討を行っていない。

民間事業者のノウハウを活用することを前提にすれば、民間事業者が参入しやすいように、県営住宅の管理対象の分割方法を含め具体的な方策の検討が必要であると考えられる。そして、これらについて民間事業者自体へアンケート又はヒアリング等を行い民間事業者の意見を取り入れる必要があると考えられる。しかし、現在のところ県は民間事業者に対するこれらの対応を行っていない。

【改善案】

県営住宅の管理については、指定管理者制度又は管理代行制度、あるいは両方を併用する方式などが考えられ、県営住宅の管理の特性等を踏まえ管理方法を検討していくことが望まれる。

その中で、県が指定管理者制度を活用する場合には、指定管理者制度が民間事業者の有するノウハウを活用して、公の施設を効果的効率的に運用し行政サービスを充実化することが主な目的であることに鑑み、民間事業者ができるだけ参入しやすい環境を整備するために、次の事項に留意することが望ましい。

【民間事業者ができるだけ参入しやすい環境整備のための留意事項】

- ① 県は、業務仕様書等に記載されている指定管理業務の具体的な内容には、予算編成業務に必要な資料の作成等通常民間事業者が知りえない業務を極力含めないことが必要である。仮に、このような業務を指定管理業務に含める場合には、作成マニュアル等を整備する等、民間事業に対する参入障壁とならないように留意する必要がある。
また、業務仕様書等の内容を再度検討し、民間業者に対する参入障壁になる事項がないか、内容を十分に検討し、必要に応じて変更することを検討すべきである。
- ② 民間事業者の有するノウハウを活用することで、住宅管理等に熟知している民間事業者の知識、経験を県営住宅の維持管理業務に導入し、行政サービスの充実を図ることが可能となると考えられる。そのためには、県は、指定管理者の公募に当たって民間事業者が応募しやすいように、民間事業者に対するアンケート又はヒアリング等を通じて民間事業者の意見を聴取し、具体的な方策を検討すべきである。

④（意見） 予定価格及び最低制限価格の事前公表の見直しについて

【現状】

本団体は、県営住宅の維持管理業務について県から指定を受け協定を締結しているとともに、これに付随して駐車場整備工事業務委託、県営住宅計画修繕業務委託等の種々の業務を県から請け負っている。

県から請負った業務のうち設備工事や建設工事等、本団体が直接業務を実施できないものについては、必要に応じて民間事業者へ業務委託（県からみると再委託）している。その際、建設工事を業務委託する場合は、福岡県住宅供給公社会計規程、福岡県住宅供給公社建設工事等競争入札に関する基本要綱等に基づき、原則として指名競争入札により民間事業者を選定している。

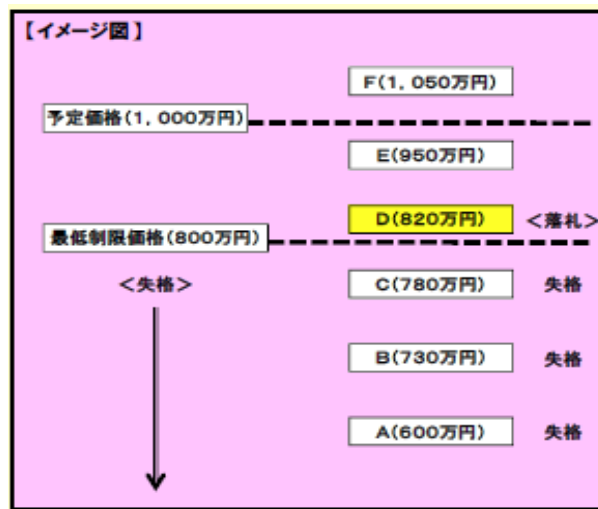
本団体が指名競争入札を行う場合は、予定価格及び最低制限価格を事前公表している。これらを事前公表するメリットは、一般的に次の事項が挙げられる。

【予定価格及び最低制限価格の事前公表に係るメリット】

- ① 予定価格及び最低制限価格を事前に見ようとする不正な働きかけがなくなり、公務員にとっては予定価格等を漏洩するリスクがなくなる。
- ② 入札契約事務の透明性が確保される。
- ③ 予定価格及び最低制限価格は、入札参加者全員に設計図書とともに公表されるので、公平に取り扱われ、予定価格と最低制限価格の範囲内で企業努力による入札となり、競争性を高めることになる。
- ④ 複数回数の入札がなくなり、発注者の事務軽減、迅速な工事契約ができる。

最低制限価格制度とは、工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けたうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。

【最低制限価格のイメージ】



※出所「総務省ホームページ 地方公共団体の入札・契約制度」

本団体が予定価格及び最低制限価格を公表しているのは、県の入札事務手続にならったものである。県では平成 18 年 1 月 1 日から、全ての建設工事を対象に予定価格及び最低制限価格を公表している。

しかし、総務省及び国土交通省は「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」を公表し、各都道府県知事等に対して、予定価格及び最低制限価格について事前に公表することの弊害を防止するために、事前公表を取りやめ、契約締結後に公表することを要請している。

【予定価格及び最低制限価格に係る事前公表の見直し】（下線は監査人が付加）

3. 予定価格等の事前公表の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとすること。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を開き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

※出所 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」
（平成 23 年 8 月 25 日付総務大臣、国土交通大臣通知）

国が行った平成 23 年度調査によると、平成 23 年 9 月 1 日現在の 47 都道府県の状況は次のとおりである。予定価格は比較的多くの都道府県が事前公表しているものの、最低制限価格を事前公表しているのは福岡県と奈良県の 2 県のみである。

【予定価格及び最低制限価格の公表時期】

| 予定価格 | | 最低制限価格 | |
|---------|----|-------------|----|
| 事前公表（注） | 18 | 事前公表 | 2 |
| 事後公表 | 13 | 事後公表 | 34 |
| 事前事後併用 | 16 | 非公表 | 6 |
| | | 最低制限価格制度未導入 | 5 |

（注）原則は事前公表、一部事後公表を試行中の場合も含む

※出所 国土交通省「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」を加工

【課題】

県が本団体に委託している指定管理業務、駐車場整備工事業務及び県営住宅計画修繕業務のうち、本団体が建設工事に係る指名競争入札を実施しているものから任意にサンプルを8件抽出し、次のとおり状況を把握した。

【指定管理業務】

(単位：千円)

| 工事名 | 予定 価格 | 最低制 限価格 | 落札 価格 | 落札率 | 指名 者数 | 辞退 者 | 参加 者数 | くじ 引き |
|--------------------------|----------|------------|----------|-------|----------|---------|----------|----------|
| 小浜団地1～10 棟量水器取替 工事 | 5,842 | 5,258 | 5,258 | 90.0% | 5 | 1 | 4 | 4 |

【駐車場整備工事業務委託】

(単位：千円)

| 工事名 | 予定 価格 | 最低制 限価格 | 落札 価格 | 落札率 | 指名 者数 | 辞退 者 | 参加 者数 | くじ 引き |
|------------------|----------|------------|----------|-------|----------|---------|----------|----------|
| 飛嶽団地駐車場 整備工事 | 20,003 | 16,402 | 16,402 | 82.0% | 6 | 1 | 5 | 3 |
| 本城西団地駐車 場整備工事 | 33,712 | 27,644 | 27,644 | 82.0% | 12 | 0 | 12 | 11 |
| 花宗橋団地駐車 場整備工事 | 45,778 | 37,996 | 43,470 | 95.0% | 12 | 0 | 12 | - |

【県営住宅計画修繕業務委託】

(単位：千円)

| 工事名 | 予定 価格 | 最低制 限価格 | 落札 価格 | 落札率 | 指名 者数 | 辞退 者 | 参加 者数 | くじ 引き |
|------------------------------------|----------|------------|----------|-------|----------|---------|----------|----------|
| 香椎浜団地 5-3～5-5棟 屋内給水管 配管工事 | 14,505 | 12,909 | 12,909 | 89.0% | 7 | 1 | 6 | 6 |
| おかの台団地 1～22棟 階段 手摺設置工事 | 10,048 | 9,043 | 9,043 | 90.0% | 9 | 3 | 6 | 3 |
| 頓野団地35棟 外壁吹きつけ その他工事 | 11,653 | 10,488 | 10,488 | 90.0% | 10 | 1 | 9 | 4 |
| 板付団地 21, 22 棟量水器取替工 事 | 6,790 | 6,111 | 6,111 | 90.0% | 8 | 1 | 7 | 7 |

サンプルで抽出した 8 件中 7 件で、複数の業者が最低制限価格で入札し、くじ引きで落札者が決定されている。このようにくじ引きによる落札となる傾向にあり、結果として、国土交通省等の指摘のとおり、入札額が最低制限価格に集中し、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じている可能性、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じている可能性を否定できない状況にある。

【改善案】

【現状】に記載のとおり、予定価格及び最低制限価格の事前公表には複数のメリットがある。特に、業者が予定価格等を事前に探ろうとする不正な働きかけを防止するメリットが大きいという意見もある。しかし、不正な働きかけの防止は、公務員のモラルや情報管理の問題であり、最低制限価格を事前公表する積極的な理由にならない。また、これ以外の入札契約事務の透明性が確保できる、競争性を高めることができる等のメリットについては、結果として、入札額が最低制限価格に集中してしまい適切な企業努力なしに落札者が決定してしまう可能性がある。また、くじ引きによれば、競争ではなく偶然性によって落札者が決定しているとの印象を与える可能性もあり、また、予定価格及び最低制限価格がわかっている以上、談合を助長する可能性もある。

したがって、国土交通省等の主張のとおり、最低制限価格の事前公表を見直し、事後公表等へ変更することを検討することが望ましい。また、予定価格についても、必要に応じて同様の検討を行うことが望ましい。

(11) 一般財団法人福岡県建築住宅センター

<団体概要>

| | | | |
|------------------------|---|-------------|------------|
| 団 体 名 | 一般財団法人 福岡県建築住宅センター | | |
| 所 管 部 署 | 建築都市部 住宅計画課 | | |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 53 年 10 月 1 日 | | |
| 団体設立目的 (寄付行為又は定款より) | 住宅に関する知識の普及、住宅相談の実施等を通じて住宅需要者の保護を図るとともに、建築・住宅関連の業者、技術者等の研修、建築技術に関する調査研究等によって建築・住宅関連産業の振興を図り、あわせて建築確認、検査その他審査業務、建築物の安全性の確保のための業務等を実施し、県民福祉の向上に資することを目的とする。 | | |
| 団体事業概要 | (1)住宅に関する知識の普及に関する業務 (2)住宅に関する各種相談に関する業務 (3)指定確認検査機関としての建築確認・検査に関する業務 (4)構造計算適合性判定に関する業務 など | | |
| 出 資 の 状 況 | 福岡県 20,000 千円 (8.0%) 福岡市 15,000 千円 (6.0%) 福岡県住宅供給公社 10,000 千円 (4.0%) | | |
| 組 織 体 制 | 役員 の状況 (H23 年度末) | | |
| | 役員 | うち県職員(派遣含む) | うち県退職者 |
| | 14 名 | 1 名 | 5 名 |
| | (うち常勤 6 名) | (うち常勤 1 名) | (うち常勤 5 名) |
| | 職員 の状況 (H23 年度末) | | |
| 職員 | うち県派遣職員 | うち県退職者 | |
| 89 名 | 10 名 | 20 名 | |
| (うち常勤 68 名) | (うち常勤 10 名) | (うち常勤 4 名) | |
| 関 連 団 体 | 住宅市場活性化協議会(事務局) | | |
| 備 考 | — | | |

<事業状況>

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 1,177,264 | 1,296,805 | 1,395,526 | 1,400,931 | 1,374,598 |
| うち基本財産運用益 | 2,882 | 2,841 | 3,052 | 2,992 | 2,100 |
| うち特定資産運用益 | 1,248 | 1,770 | 2,703 | 2,563 | 2,190 |
| うち事業収益 | 1,059,388 | 1,166,435 | 1,260,980 | 1,281,836 | 1,263,920 |
| うち県委託料 | 360,192 | 396,753 | 574,386 | 461,815 | 456,149 |
| うち県補助金等 | 67,035 | 60,053 | 70,204 | 52,417 | 58,358 |
| 経常費用 | 1,077,952 | 1,141,969 | 1,229,624 | 1,112,723 | 1,157,384 |
| うち事業費 | 735,399 | 845,984 | 947,611 | 851,687 | 1,057,241 |
| うち管理費 | 342,552 | 295,985 | 282,013 | 261,036 | 100,143 |
| 当期経常増減額 | 99,312 | 154,837 | 165,902 | 288,208 | 217,214 |
| 経常外収益 | - | - | - | - | - |
| 経常外費用 | - | 47 | 150 | - | - |
| 当期経常外増減額 | - | △47 | △150 | - | - |
| 法人税、住民税及び事業税 | 38,610 | 57,378 | 57,879 | 101,498 | 80,221 |
| 当期一般正味財産増減額 | 60,703 | 97,412 | 107,873 | 186,711 | 136,993 |

【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 資産合計 | 1,179,911 | 1,319,091 | 1,280,219 | 1,504,592 | 1,712,705 |
| 流動資産計 | 514,357 | 591,743 | 551,683 | 671,728 | 890,801 |
| うち現金預金 | 10,467 | 61,066 | 168,362 | 353,986 | 302,056 |
| 固定資産計 | 665,553 | 727,348 | 728,536 | 832,864 | 821,903 |
| うち基本財産 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 |
| うち特定資産 | 355,420 | 275,420 | 275,420 | 275,420 | 275,420 |
| 負債合計 | 325,809 | 367,578 | 220,833 | 258,495 | 329,615 |
| 流動負債計 | 256,527 | 286,255 | 134,418 | 164,332 | 233,488 |
| うち未払金 | 196,951 | 217,430 | 58,170 | 51,988 | 108,107 |
| 正味財産合計 | 854,101 | 951,513 | 1,059,386 | 1,246,096 | 1,383,089 |
| 指定正味財産計 | 117,500 | 117,500 | 117,500 | 117,500 | 117,500 |
| 一般正味財産計 | 736,601 | 834,013 | 941,886 | 1,128,596 | 1,265,589 |

※出所「本団体 事業報告」

< 県 財政関与の概要 >

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|-------------------|--|------|------|
| 福岡県建築住宅センター運営費補助金 | 団体の運営の健全化を図るための補助 | 12年間 | 意見① |
| 福岡県住宅情報提供推進事業補助金 | 公的住宅に関する情報交流拠点「住宅情報プラザ福岡」の行う業務に対する補助 | 16年間 | 意見② |
| 福岡県住宅相談事業補助金 | 法的な相談を含む住宅全般に関する相談業務に対する補助 | 15年間 | 意見② |
| 福岡県住宅関連研修事業補助金 | 団体が実施する住宅建築関連業者、技術者及び技能者の研究・研修事業に対する補助 | 18年間 | 意見③ |
| 構造計算適合性判定手数料 | 団体が実施する構造計算の適合性についての判定に係る費用の納付 | 5年間 | — |

【委託料】

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|--------------------------|--|--------|------|-------------------|
| 耐震バリアフリーアドバイザー派遣業務 | アドバイザー派遣事務局の運営、アドバイザーの派遣 | 特命随意契約 | 16年間 | 意見⑤ |
| 耐震パンフレット作成業務委託 | 耐震化の必要性を周知するためのパンフレット作成 | 特命随意契約 | 1年間 | 意見④ 意見⑤ 意見⑥ |
| 美しいまちづくり建築賞運営業務 | 「福岡県美しいまちづくり建築賞」の開催 | 特命随意契約 | 4年間 | 意見④ 意見⑤ 意見⑥ |
| 街なか居住促進支援事業等業務 | 街なか居住ワークショップの開催 | 特命随意契約 | 5年間 | 意見⑤ 意見⑦ |
| 市町村公営住宅の建て替え促進に関する調査研究業務 | 市町村公営住宅の建替え促進に関する調査研究の実施 | 特命随意契約 | 1年間 | 意見④ 意見⑤ |
| 長期優良住宅建築等計画に係る技術審査業務 | 長期優良住宅建築等計画に係る技術審査の実施 | 特命随意契約 | 3年間 | — |
| 新福岡県住生活基本計画策定業務 | 県内におけるさまざまな住宅・住環境整備の課題を抽出把握し、今後の住宅・住環境の目標・方向性を示す新たな住生活基本計画等の策定 | 特命随意契約 | 2年間 | 意見⑤ 意見⑥ |
| 「生涯あんしん住宅」管理運営等業務 | 生涯あんしん住宅の管理・運営 | 特命随意契約 | 16年間 | 意見⑤ 意見⑥ |

| 委託業務名 | 内容 | 契約種別 | 継続期間 | 発見事項 |
|------------------------------|---|--------|------|-------------------|
| あんしん住替え情報バンクの運営業務 | 住替えバンク事務局の運営、ホームページの運営・改編等、住替えバンクの民間移行を円滑に行うための活動等 | 特命随意契約 | 8年間 | 意見⑤ 意見⑥ |
| 住宅流通促進事業実施業務 | 福岡県住宅流通促進事業実施事務局の設置・運営、ホームページの作成・運営等、事業の広報活動 | 特命随意契約 | 1年間 | 意見⑤ |
| 特殊建築物等定期報告 | 建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による定期報告制度の実施 | 特命随意契約 | 21年間 | 意見⑤ |
| 耐震改修相談業務 | 建築物の耐震診断・改修に関する相談、建築物の耐震改修に関する情報の収集・提供、耐震改修工事現場見学会の開催 | 特命随意契約 | 17年間 | 意見⑤ |
| 建築物耐震改修セミナー実施業務 | 建築物の所有者、建物管理者等を対象に、地震と建築物の被害や耐震改修の方法等についてのセミナーを開催 | 特命随意契約 | 15年間 | 意見⑤ |
| 被災建築物応急危険度判定講習会及び認定申込受付等実施業務 | 被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会開催及び認定申込受付等業務 | 特命随意契約 | 18年間 | 意見⑤ |
| 経営事項審査及び入札参加資格審査に関する業務 | 建設業者経営事項審査に関する業務、建設工事及び建設附帯工事入札参加資格申請業者カードの点検及び分類整理 | 特命随意契約 | 23年間 | 意見⑤ |
| 平成23年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務 | 県営住宅団地における建替等再生の取組に向けた、モデル団地における再生計画の策定 | 特命随意契約 | 1年間 | 意見④ 意見⑤ 意見⑥ |
| 平成23年度県有建築物耐震診断業務委託 | 県有建築物の耐震診断 | 随意契約 | 1年間 | 意見⑤ 意見⑥ |
| 平成23年度県立学校（北九州、筑豊）耐震診断業務委託 | 北九州地区及び筑豊地区の県立学校に対する耐震診断 | 随意契約 | 1年間 | 意見⑤ 意見⑥ |
| 平成23年度県立学校（筑後）耐震診断業務委託 | 筑後地区の県立学校に対する耐震診断 | 随意契約 | 1年間 | 意見⑤ 意見⑥ |
| 平成23年度県立学校耐震評価取得業務委託 | 県立学校の耐震診断における評価取得 | 特命随意契約 | 1年間 | 意見⑤ 意見⑥ |
| 平成23年度県有建築物（その2）耐震診断業務委託 | 県有建築物の耐震診断 | 随意契約 | 1年間 | 意見⑤ 意見⑥ |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の概要>

【補助金等】

| 補助金等名 | 内容 | 継続期間 | 発見事項 |
|-------------------|---|------|------|
| 住宅市場活性化協議会 負担金 | 中古住宅管理・流通、住宅リフォーム市場活性化のための施策等の検討、情報提供及び調査、研究及び提言を行う協議会への負担金 | 9年間 | — |

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

<県 財政関与の推移>

【補助金等】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 福岡県建築住宅センター 運営費補助金 | 34,400 | 27,800 | 37,434 | 26,890 | 31,511 |
| 福岡県住宅情報提供推進 事業補助金 | 5,249 | 5,191 | 5,191 | 5,191 | 5,354 |
| 福岡県住宅相談事業補助 金 | 18,526 | 19,578 | 18,724 | 7,623 | 7,660 |
| 福岡県住宅関連研修事業 補助金 | 2,731 | 2,732 | 2,732 | 2,728 | 2,722 |
| 構造計算適合性判定手数料 | 19,501 | 32,067 | 13,151 | 12,935 | 11,934 |
| 計 | 80,407 | 87,368 | 77,232 | 55,367 | 59,181 |

【委託料】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 耐震バリアフリーアドバイザー派 遣業務 | 6,189 | 6,190 | 5,706 | 6,073 | 6,103 |
| 耐震パンフレット作成業務委託 | - | - | - | - | 705 |
| 美しいまちづくり建築賞運營業務 | - | 3,428 | 3,350 | 3,355 | 3,329 |
| 街なか居住促進支援事業等業務 | 3,938 | 1,544 | 250 | 1,181 | 506 |
| 市町村公営住宅の建て替え促進に 関する調査研究業務 | - | - | - | - | 2,888 |
| 長期優良住宅建築等計画に係る技 術審査業務 | - | - | - | 40 | 20 |
| 新福岡県住生活基本計画策定業務 | - | - | - | - | 4,673 |
| 「生涯あんしん住宅」管理運営等業 務 | 8,652 | 8,632 | 7,826 | 7,770 | 7,560 |
| あんしん住替え情報バンクの運営 業務 | 12,246 | 8,463 | 9,429 | 9,933 | 10,038 |
| 住宅流通促進事業実施業務 | - | - | - | - | 4,291 |
| 特殊建築物等定期報告 | 10,983 | 10,437 | 11,340 | 11,739 | 11,193 |
| 耐震改修相談業務 | 2,825 | 2,834 | 2,831 | 2,863 | 2,874 |
| 建築物耐震改修セミナー実施業務 | 1,407 | 1,418 | 2,237 | 2,258 | 4,200 |

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 被災建築物応急危険度判定講習会及び認定申込受付等実施業務 | 1,867 | 1,756 | 2,184 | 2,163 | 2,205 |
| 経営事項審査及び入札参加資格審査に関する業務 | 18,606 | 18,501 | 16,926 | 16,317 | 15,824 |
| 平成23年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務 | - | - | - | - | 5,985 |
| 平成23年度県有建築物耐震診断業務委託 | - | - | - | - | 98,700 |
| 平成23年度県立学校（北九州、筑豊）耐震診断業務委託 | - | - | - | - | 90,084 |
| 平成23年度県立学校（筑後）耐震診断業務委託 | - | - | - | - | 89,250 |
| 平成23年度県立学校耐震評価取得業務委託 | - | - | - | - | 16,065 |
| 平成23年度県有建築物（その2）耐震診断業務委託 | - | - | - | - | 67,725 |
| 計 | 66,713 | 63,203 | 62,079 | 63,692 | 444,215 |

<団体に事務局がある任意団体に対する関与の推移>

【補助金等】

（単位：千円）

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 住宅市場活性化協議会負担金 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

※出所「県 定期監査調書及び所管部署作成資料」

＜発見事項＞

① (意見) 財団法人福岡県建築住宅センター運営費補助金のあり方について

【現状】

県は、財団法人福岡県建築住宅センター運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）を本団体に交付している。本補助金の目的、交付の対象及び交付される補助金の額については、財団法人福岡県建築住宅センター運営費補助金交付要綱（以下「運営費補助金交付要綱」という。）に次のとおり定められている。

【財団法人福岡県建築住宅センター運営費補助金交付要綱】

(交付の目的)

第2条 この補助金は、住宅に関する知識の普及、住宅相談の実施等を通じて住宅需要者の保護を図るとともに、建築・住宅関連の業者、技術者等の研修、建築技術に関する調査研究等によって建築・住宅関連産業の振興を図り、あわせて建築確認、検査その他審査業務、建築物の確保のための業務等を実施し、もって、県民福祉の向上に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、前条の目的を達成するために財団法人福岡県建築住宅センターが行う次の事業を交付対象とする。ただし、この補助金とは別に福岡県から補助及び委託を受けている事業に係る経費については、交付対象から除くものとする。

- (1) 住宅に関する知識の普及に関する業務
- (2) 住宅に関する調査研究及び技術開発に関する業務
- (3) 住宅に関する各種相談に関する業務
- (4) 指定確認検査機関としての建築確認・検査に関する業務
- (5) 指定構造計算適合性判定機関としての構造計算適合性判定に関する業務
- (6) 住宅金融支援機構の適合証明に関する業務
- (7) 住宅性能保証制度並びに住宅完成保証精度の実施に関する業務
- (8) 住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する制度の実施に関する業務
- (9) 登録住宅性能評価機関としての住宅性能評価に関する業務
- (10) 建築及び住宅に関する資材・機器及び設備の展示・普及に関する業務
- (11) 建築及び住宅に関連する業者、技術者及び技能者の研修に関する業務
- (12) 建築物の調査研究並びに維持管理に関する業務
- (13) 建築物の防災対策に関する業務
- (14) 特殊建築物等の定期報告に関する業務
- (15) 長期優良住宅の普及に関する業務
- (16) その他前条の目的を達成するための必要な業務

(補助金の額)

第4条 補助金は、交付の対象となる経費について予算の範囲内で交付する。

※出所「財団法人福岡県建築住宅センター運営費補助金交付要綱」

一般的に補助金は、事業に対する補助である事業費補助金と運営に対する補助である運営費補助金に分類することができ、次のとおり整理できる。

【事業費補助金と運営費補助金の概要】

| 項目 | 概要 | 補助対象経費 |
|--------|--|---|
| 事業費補助金 | 団体が行う事業について、その事業に公益性があると認識し、その事業を支援するための補助金。 | 補助対象経費は、当該事業に係る経費に限定され、事業に関連のない経費は補助対象から除かれる。 |
| 運営費補助金 | 特定の事業を行う団体自体に公益性があると認識し、その団体の運営を支援するための補助金。 | 補助対象経費は、管理部門に属する人件費や事務費など一般管理費的な経費の全てが対象となる。 |

本補助金は、運営費補助金という名称から、上記の「運営費補助金」と解せられる。

しかし、本補助金について、交付要綱をみると、団体が実施する事業に係る経費の補助金、すなわち「事業費補助金」に関する要綱となっている。そのため、次のとおり不整合が生じている。

(7) 補助対象経費について

「運営費補助金」とは、団体を運営するに当たって、独自の財源だけでは運営が難しい場合に補助する性格のものである。そのため、補助対象経費は、団体の運営のための支出から収入を除いた額を基本とするのが一般的な算定方法と考える。

しかし、本運営費補助金交付要綱に規定されている補助対象経費は、団体の運営及び事業に係る全ての経費から、他に補助金や委託料を受けている事業に係る経費を除いたものとして運用されている。

また、補助対象とされている経費の内容について、本団体において、経理書類等を閲覧したところ、次のとおり、補助金の公益性から、補助対象経費として不適切と思われる経費が見受けられた。

【補助対象経費として不適切と思われる経費】

| | 内容 | 具体的な用途 |
|---|------------------------------|-------------------------|
| 1 | 従業員（県からの派遣職員を含む）の親睦組織に対する補助金 | 慰安旅行、忘年会等の開催に関する経費の一部補助 |
| 2 | 政治家パーティー券購入費 | 県議会議長等の祝賀行事の参加費 |
| 3 | 一般財団法人化（H24.4.1）に伴う営業グッズの購入費 | うちわ、紙袋などの製作及び購入費 |

さらに、運営費補助金交付要綱第3条ただし書きで、補助対象経費から除かれるべきとされている県からの委託料で除かれていないものがあった。

また、補助対象経費に法人税が含まれていた。法人税は、本来、本団体の事業実施により生じた法人税は実施した事業で利益が出ることにより係る支出額であり、事業実施のための経費であるとはいえないため補助対象経費に含めるべきではない。上記のような問題が生じないためにも、本補助金交付要綱を整理する必要がある。

(イ) 当初予算における補助金額の積算について

県は、運営費補助金の補助対象事業費の予算積算に当たり、補助金交付要綱に定める事業について個別に積算することが困難であるため、センター運営に係るであろう人件費相当額として役員1名、管理職2名、係員4名分の人件費を当初予算算定上の補助金額としている。

なお、これら人件費については、次のとおり、補助金交付要綱第3条に掲げる各事業と関連して積算されていない。

【H23年度予算における運営費補助金額の算定根拠】 (単位：千円)

| | | 補助金 |
|-------|------|--------|
| 運営費補助 | 役員A | 3,905 |
| | 管理職B | 2,924 |
| | 管理職B | 2,924 |
| | 係員A | 7,406 |
| | 係員B | 4,784 |
| | 係員B | 4,784 |
| | 係員B | 4,784 |
| 計 | | 31,511 |

※出所「県提出資料」

県が補助金額を決定するに当たっては、交付要綱第4条において「補助金は、交付の対象となる経費について予算の範囲内で交付する。」と規定されていることから、上記のような算出式を用いている。

しかし、補助対象経費の範囲が広がっていること及び予算積算が実態と整合していないことから、直近5年間の補助対象経費と予算額の実績をみると、次の表のとおり、実態として①補助対象経費と②予算額の内容及び金額は大きく乖離している。

【運営費補助金の額の算出直近5年間の推移】 (単位：千円)

| 科目/年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
|------------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 補助対象経費① | 1,086,933 | 1,233,816 | 722,762 | 871,539 | 803,046 |
| 予算額② | 34,400 | 27,800 | 37,434 | 26,890 | 31,511 |
| 実際支給額(①と②を比較して額の少ないほう) | 34,400 | 27,800 | 37,434 | 26,890 | 31,511 |

※出所「県提出資料」

また、本団体の利益の推移及び純資産の推移は次のとおりであり、少なくとも過去5年間は継続して利益を出しており、内部留保も十分にある。

財政的に余裕のある状態にも関わらず、前述のとおり、補助対象経費及び予算積算の算定根拠が、団体に対する運営費補助金の性質から不適切なものとなっているため、県からは補助金が交付され続けている。

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

| 科目/年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 |
|-----------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 当期一般正味財産 増減額 | 60,703 | 97,412 | 107,873 | 186,711 | 136,993 |
| 正味財産合計 | 854,101 | 951,513 | 1,059,386 | 1,246,096 | 1,383,089 |
| 指定正味財産計 | 117,500 | 117,500 | 117,500 | 117,500 | 117,500 |
| 一般正味財産計 | 736,601 | 834,013 | 941,886 | 1,128,596 | 1,265,589 |

※出所「平成19年度から平成23年度の事業報告書」

【課題】

本補助金の補助金の交付要綱が、事業費に対する補助金交付要綱を作り変えている内容となっており、運営費補助金の性質にはなじまないものとなっている。

そのため、補助金の交付額の算定の基礎となる補助対象経費及び予算積算が大きく乖離しており、結果として、財政に余力のある団体に対して、運営費を補助する目的で県から補助金が交付され続けている。本来、県が運営費の補助をする必要のない団体に補助金が交付されており、県民の税金が効果的に使用されているとはいえない。

また、実際の補助対象経費をみると、職員の慰安旅行等に対する法定外の福利厚生費や政治家パーティー券の購入費等の交際費など公益性に疑問が残る経費も含まれている。

【改善案】

県は平成24年度において本補助金の交付を中止している。県としても本団体の実態を勘案して、見直しを行っているといえる。

しかし、平成23年度で停止するのは評価できるものの、直近5年間の財政状態、経営成績の指標の推移をみてもわかるとおり、本団体が利益を継続的に出していることは明白であるため、もっと早期に本補助金の是非と金額の妥当性の検討を行い、本補助金の停止を検討すべきだったと考える。例えば、過去5年間の実態を検証し、本団体へ補助金の返納を要請することなどを検討することが望まれる。

なお、県は本補助金を平成23年度で停止はしているものの、本補助金交付要綱自体は引き続き残っている。そのため、再び交付する際には、交付要綱を抜本的に改正すべきである。

②（意見）交付目的及び補助対象経費が類似する補助金の整理統合について

【現状】

県は本団体に対し「福岡県住宅情報提供推進事業補助金」（以下「推進事業補助金」という。）及び「福岡県住宅相談事業補助金」（以下「相談事業補助金」という。）を交付している。両補助金の補助金交付要綱には、次のとおり、交付目的及び補助対象経費が記載されている。

いずれも「住宅情報プラザ」に関する経費が補助対象経費に含まれているが、「住宅情報プラザ」に関する経費について、詳細な定めはないため、両補助金における「住宅情報プラザ」に関する経費の対象区分が不明確となっている。

【推進事業補助金及び相談事業補助金の交付目的及び補助対象経費】

| 補助金名 | 推進事業補助金 | 相談事業補助金 |
|--------|---|---|
| 交付目的 | 公的住宅に関する情報交流拠点「住宅情報プラザ福岡」の行う業務に対する補助 | 法的な相談を含む住宅全般に関する相談業務に対する補助 |
| 補助対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・住情報交流拠点(住宅情報プラザ福岡)の運営実施に要する経費 ・住まいづくり啓発に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・センターが実施する住宅相談業務に要する経費 1. 常設相談 2. 住宅情報プラザ福岡への参加 |

※出所「福岡県住宅情報推進事業補助金交付要綱、福岡県住宅相談事業補助金交付要綱」

なお、県によると、両補助金における住宅情報プラザに関する経費の区分は次のとおりとのことである。

【推進事業補助金及び相談事業補助金の住宅情報プラザに係る経費に対する県の見解】

| 補助金名 | 推進事業補助金 | 相談事業補助金 |
|--------------|--|-------------------------------|
| 住宅情報プラザに係る経費 | 住宅情報プラザの情報収集・展示・情報提供設備（PC、TV）、プラザの会場の維持費、それにかかる人件費等及び住生活月間イベントを開催するための費用 | 住生活月間イベントにおいて出張相談を受ける相談員の派遣費用 |

※出所「県提出資料」

県の見解によると、両補助金に人件費が含まれている。しかし、両補助金の補助金交付要綱における人件費の区分が明確ではないため、本団体から県への実績報告における人件費については、本団体が任意に集計している。

なお、本団体から県への実績報告では、人件費の総額ベースで報告されており、その人件費がどのように集計されたのかが把握できない。

実績報告の基礎となる人件費の按分明細を確認したところ次のとおり集計されていた。

【センターにおける人件費の集計】

① 推進事業補助金 (単位：千円)

| | 4月 | 5月 | 6月 (賞与) | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 (賞与) | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|----|----|----|
| A氏 | | | | | | | | | 466 | | | | | |
| B氏 | 315 | 352 | 620 | 320 | 325 | 336 | 327 | | | | | | | |
| C氏 | 224 | 250 | | 230 | 224 | | | | | | | | | |
| 合計 | 538 | 602 | 620 | 550 | 549 | 336 | 327 | | 466 | | | | | |

② 相談事業補助金 (単位：千円)

| | 4月 | 5月 | 6月 (賞与) | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 (賞与) | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|
| B氏 | | | | | | | | 374 | 370 | 669 | 331 | 315 | 315 | 352 |
| C氏 | | | | | | 236 | 230 | 233 | 253 | | | | | |
| 合計 | | | | | | 236 | 230 | 607 | 623 | 669 | 331 | 315 | 315 | 352 |

※出所「本団体資料」

【課題】

「住宅情報プラザ」に係る経費について、補助金交付要綱の補助対象経費の定義が不明確であり、特に人件費については、本団体が同一人物の人件費を任意に按分して県へ報告している。

県としては【現状】に記載したとおり、両補助金に共通する経費について明確な考えを持っている。しかし、実際の集計方法をみる限り、従事者の給与を、当該従事者が従事したであろう月ごとに各事業に振り分けており、県が想定している区分とは整合していない。

どちらの補助事業も年間通じて実施されており、実施月と補助金実績報告上の経費計上月が異なっている。

なお、県は、人件費の明細の提出を求めておらず、このような集計方法であることを把握していない。

【改善案】

県は、本団体における補助事業の執行状況を詳細に把握し、補助金の整理統合について検討することが望まれる。その際、補助金の交付要綱において、補助対象経費の区分を明確にすることが望ましい。

③ (意見) 福岡県住宅関連研修事業補助金の対象経費の適切な審査について

【現状】

県は、本団体に「福岡県住宅関連研修事業補助金」(以下「研修事業補助金」という。)を交付している。交付目的、補助対象事業及び補助率は次のとおりである。

【研修事業補助金の目的及び補助対象事業】

| | | |
|---|--|-----------|
| (目的) | | |
| 第1条 この要綱は、建築生産の近代化の要請に応える住宅建築関連業者を育成するとともに、防災、建築コスト、生産合理化等種々の住宅建築への技術的変化や社会的要請に応えるために、財団法人福岡県建築住宅センター(以下「センター」という。)が行う、福岡県住宅関連研修事業に要する経費に対し補助金を交付することにより、消費者保護を含めた良好な住宅建設を推進することを目的とする。 | | |
| (補助対象の事業及び補助金額) | | |
| 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び補助率は、別表のとおりとし、補助金額は知事が予算の範囲内で定める額とする。 | | |
| 別表 | | |
| 補助事業に要する経費 | 事業の内容 | 補助率 |
| (財)福岡県建築住宅センターが実施する住宅建築関連業者、技術者及び技能者の研究・研修事業に要する経費 | 下記に該当する研究・研修事業 1. 高齢化対策住宅関連 2. 省エネルギー住宅関連 3. 高耐久性住宅関連 4. その他住宅関連の研究・研修事業 | 経費の3分の2以内 |

※出所「福岡県住宅関連研修事業補助金交付要綱」

本補助金の交付要綱に基づく補助事業完了後に県に提出する実績報告書には、次のとおり、補助金精算調書と別紙(経費内訳)が添付されている。

【補助金精算調書】

(単位:千円)

| 研修テーマ 開催日時 | 総支払額 | 補助事業に 要した経費 | 補助率 | 精算 補助 金額 | 支払 済額 | 差引 受入 未済額 | 備考 |
|---|-------|----------------|-------|----------------|----------|-----------------|----|
| 技術・経営研修 住民生活月間記念講演会 H23.10.14(金) 11:00~12:30 | 1,701 | 1,701 | 2/3以内 | 2,722 | 0 | 0 | - |
| 建築技術 H24.2.28(火) 14:00~17:00 | 1,005 | 1,005 | | | | | |
| マーケティング H24.3.1(木) 10:30~12:00 | 780 | 780 | | | | | |
| 工務店経営 H24.3.1(木) 13:00~14:30 | 780 | 780 | | | | | |
| 合計 | 4,266 | 4,266 | 2/3以内 | 2,722 | 0 | 0 | - |

※出所「補助金精算調書」

【実績報告書 別紙（経費内訳）】

（単位：円）

| 項目 | 総事業費 ＝補助対象経費 | 工務店経営 | 住生活月間 記念講演会 | 建築技術 | マーケティング |
|---------|-----------------|---------|----------------|-----------|---------|
| 事業費計(A) | 3,846,000 | 674,500 | 1,598,500 | 900,220 | 672,780 |
| 給与手当 | 1,176,000 | 294,000 | 294,000 | 294,000 | 294,000 |
| 諸謝金 | 462,000 | 150,000 | 0 | 162,000 | 150,000 |
| 臨時雇賃金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 旅費 | 57,000 | 0 | 0 | 57,000 | 0 |
| 消耗費品費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 図書購入費 | 30,000 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 |
| 光熱水費 | 48,000 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 12,000 |
| 通信運搬費 | 81,000 | 20,250 | 20,250 | 20,250 | 20,250 |
| 委託料 | 1,155,000 | 0 | 1,155,000 | 0 | 0 |
| 使用料 | 51,000 | 12,750 | 12,750 | 12,750 | 12,750 |
| 賃借料 | 786,000 | 178,000 | 97,000 | 334,720 | 176,280 |
| 管理費計(B) | 420,000 | 105,500 | 102,000 | 105,000 | 107,500 |
| 消耗品費 | 129,000 | 32,000 | 32,000 | 32,000 | 33,000 |
| 印刷製本費 | 12,000 | 4,000 | 0 | 4,000 | 4,000 |
| 委託料 | 81,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 21,000 |
| 賃借料 | 198,000 | 49,500 | 50,000 | 49,000 | 49,500 |
| 合計(A+B) | 4,266,000 | 780,000 | 1,700,500 | 1,005,220 | 780,280 |
| | 4,266,000 | 780,000 | 1,701,000 | 1,005,000 | 780,000 |
| 補助額 | 2,844,000 | 520,000 | 1,134,000 | 670,000 | 520,000 |

※出所「別紙（経費内訳）」

上記の別紙（経費内訳）をみると、補助対象経費の中で「給与手当」の金額が一番大きいことがわかる。

また、本団体が作成した給与手当の集計資料をみると、次のとおり、研修事業従事者 1 名分の人件費の内訳は、6 月分賞与、12 月分賞与、12 月分給与及び 2 月給与の全額であることがわかる。

本団体によると、研修事業従事者が本補助金に係る業務を実施したとされる月を集計したとのことであるが、補助金精算調書と比較すると、実際に研修が実施された月と人件費が集計されている月が異なっている。また、研修事業従事者の賞与が含まれている。

【研修事業従事者 1 名分の人件費内訳】

（単位：千円）

| | 4月 | 5月 | 6月 (賞与) | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 (賞与) | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----|----|------------|----|----|----|----|-----|-----|-------------|-----|----|-----|----|
| A 氏 | | | 352 | | | | | | | 379 | 226 | | 223 | |
| 合計 | | | 352 | | | | | | | 379 | 226 | | 223 | |

※出所「本団体作成資料」

【本団体経理書類から研修事業関連の内容が判明しているもの】

(単位：円)

| 項目 | 補助対象経費 | 内容(判明しているものだけ) |
|---------|-----------|--------------------------------|
| 事業費計(A) | 3,846,000 | |
| 給与手当 | 1,176,000 | 職員A給与(6月賞与、12月賞与、12月分給与、2月分給与) |
| 諸謝金 | 462,000 | |
| 臨時雇賃金 | 0 | |
| 旅費 | 57,000 | |
| 消耗費品費 | 0 | |
| 図書購入費 | 30,000 | |
| 光熱水費 | 48,000 | |
| 通信運搬費 | 81,000 | |
| 委託料 | 1,155,000 | 開催運営業務委託料(住生活月間記念講演会) |
| 使用料 | 51,000 | |
| 賃借料 | 786,000 | 会場賃借料 |
| 管理費計(B) | 420,000 | |
| 消耗品費 | 129,000 | |
| 印刷製本費 | 12,000 | |
| 委託料 | 81,000 | 事務室清掃委託料(6月分) |
| 賃借料 | 198,000 | 事務室賃借料(6月分)、パソコンリース料(5月～2月) |
| 合計(A+B) | 4,266,000 | |
| | 4,266,000 | |
| 補助額 | 2,844,000 | |

※出所「本団体会計書類」

一方、所管部署が予算要求時に、本補助金の補助対象経費として積算している金額は、次のとおりであり、実績と大きく異なっている。

【県の予算積算資料】

① セミナー実施に対する補助

(単位：円)

| 積算内訳 | 平成23年度要求額 | 備考 |
|-------------------------------|-----------|------|
| 大学教授クラス 6,000円*3時間*3回 | 54,000 | 県単価表 |
| 東京-福岡 48,000円*3回 | 144,000 | 県単価表 |
| アクロス福岡大会議室 69,615円*3回 | 208,845 | 県単価表 |
| テキスト 2,500円*200人*3回 | 1,500,000 | 実績参考 |
| 研修会案内 50円(葉書)*200枚*3回+40,000円 | 70,000 | 実績参考 |
| 小計(a) | 1,976,845 | |
| 運営人件費 小計(a)*10% | 197,684 | |
| 消費税 (小計(a)+運営人件費)*5% | 108,726 | |
| 合計 | 2,283,255 | |

② 講演会実施に対する補助

(単位:円)

| 積算内訳 | 平成 23 年度要求額 | 備考 |
|----------------------|-------------|------|
| 講演料 | 800,000 | 実績参考 |
| 東京-福岡(日帰り) 48,000 | 48,000 | 県単価表 |
| アクロス福岡イベントホール | 108,150 | 県単価表 |
| 吊り看板等 | 100,000 | 実績参考 |
| リーフレット 50円*2,000部 | 100,000 | 実績参考 |
| 広報誌掲載 | 160,000 | 実績参考 |
| 小計(a) | 1,556,150 | |
| 運営人件費 小計(a) *10% | 155,615 | |
| 消費税 (小計(a)+運営人件費)*5% | 85,588 | |
| 合計 | 1,797,353 | |

※出所「県の予算積算資料」

【課題】

本団体における実績報告が真に補助事業に要する経費であるか等について、県は実態を把握していない。

人件費については、【現状】に記載しているとおり、賞与(期末勤勉手当)が含まれていたり、実際に研修が実施されていない月の給与が含まれている。

特に6月分の賞与は、前年12月から当年3月までの前年度分の勤務に係る手当が含まれており、当年度の事業に対する補助としては不適切である。

また、もし適切に確認しているのであれば、本団体に対し、補助対象経費の積算方法に関する合理的な説明を求める必要があるものが含まれているにもかかわらず、それがなされていない。

【改善案】

報告内容をみると、本補助事業に要する経費というのが困難と思われる経費が補助対象事業費とされ、結果として、当初補助金額から減額されていない。

本団体から補助事業の実績報告を受け、額の確定を行う場合、県は、その金額だけではなく、その内訳についても確認することが望まれる。

④（意見）委託業務における特命随意契約の妥当性について

【現状】

県は本団体に対し、次のとおり、21件の委託契約を締結し、平成23年度決算額で約4億円の委託料を支出している。

21件中、委託先の候補として本団体だけを選定し、本団体だけから見積書を徴取しているものが16件92,471千円、本団体及び財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「建技センター」という。）の2者の見積り合わせにより委託先を選定しているものが5件351,744千円となっている。

【本団体に対する委託業務一覧（平成23年度）】

（単位：千円）

| No | 委託業務名 | H23 決算額 | 随契 方法 | 見積り |
|----|------------------------------|------------|------------|-----|
| 1 | 耐震バリアフリーアドバイザー派遣業務 | 6,103 | 特命 | 単独 |
| 2 | 耐震パンフレット作成業務委託 | 705 | 特命 | 単独 |
| 3 | 美しいまちづくり建築賞運営業務 | 3,329 | 特命 | 単独 |
| 4 | 街なか居住促進支援事業等業務 | 506 | 特命 | 単独 |
| 5 | 市町村公営住宅の建て替え促進に関する調査研究業務 | 2,888 | 特命 | 単独 |
| 6 | 長期優良住宅建築等計画に係る技術審査業務 | 20 | 特命 | 単独 |
| 7 | 新福岡県住生活基本計画策定業務 | 4,673 | 特命 | 単独 |
| 8 | 「生涯あんしん住宅」管理運営等業務 | 7,560 | 特命 | 単独 |
| 9 | あんしん住替え情報バンクの運営業務 | 10,038 | 特命 | 単独 |
| 10 | 住宅流通促進事業実施業務 | 4,291 | 特命 | 単独 |
| 11 | 特殊建築物等定期報告 | 11,193 | 特命 | 単独 |
| 12 | 耐震改修相談業務 | 2,874 | 特命 | 単独 |
| 13 | 建築物耐震改修セミナー実施業務 | 4,200 | 特命 | 単独 |
| 14 | 被災建築物応急危険度判定講習会及び認定申込受付等実施業務 | 2,205 | 特命 | 単独 |
| 15 | 経営事項審査及び入札参加資格審査に関する業務 | 15,824 | 特命 | 単独 |
| 16 | 平成23年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務 | 5,985 | 見積り 合わせ | 2者 |
| 17 | 平成23年度県有建築物耐震診断業務委託 | 98,700 | 見積り 合わせ | 2者 |
| 18 | 平成23年度県立学校（北九州、筑豊）耐震診断業務委託 | 90,084 | 見積り 合わせ | 2者 |
| 19 | 平成23年度県立学校（筑後）耐震診断業務委託 | 89,250 | 見積り 合わせ | 2者 |
| 20 | 平成23年度県立学校耐震評価取得業務委託 | 16,065 | 特命 | 単独 |
| 21 | 平成23年度県有建築物（その2）耐震診断業務委託 | 67,725 | 見積り 合わせ | 2者 |
| | 計 | 444,215 | | |

※出所「県提出資料」をもとに作成

これらの委託業務に係る予定価格、見積り額、見積り回数及び落札率は次のとおりである。

【落札率（見積り額÷見積書比較価格）一覧】（単位：千円（税抜）、％）

| No | 委託業務名 | 見積書 比較価格 | 見積り 額 | 見積り 回数 | 落札 率 |
|----|------------------------------|-------------|----------|-----------|---------|
| 1 | 耐震バリアフリーアドバイザー派遣業務 | 6,691 | 6,650 | 1 | 99.39 |
| 2 | 耐震パンフレット作成業務委託 | 681 | 671 | 3 | 98.53 |
| 3 | 美しいまちづくり建築賞運営業務 | 3,204 | 3,170 | 2 | 98.94 |
| 4 | 街なか居住促進支援事業等業務 | 2,265 | 2,250 | 3 | 99.35 |
| 5 | 市町村公営住宅の建て替え促進に関する調査研究業務 | 2,812 | 2,750 | 2 | 97.80 |
| 6 | 長期優良住宅建築等計画に係る技術審査業務 | (単価) | (単価) | 1 | — |
| 7 | 新福岡県住生活基本計画策定業務 | 4,478 | 4,450 | 2 | 99.37 |
| 8 | 「生涯あんしん住宅」管理運営等業務 | 7,447 | 7,200 | 1 | 96.68 |
| 9 | あんしん住替え情報バンクの運営業務 | 9,590 | 9,560 | 1 | 99.69 |
| 10 | 住宅流通促進事業実施業務 | 4,109 | 4,087 | 2 | 99.46 |
| 11 | 特殊建築物等定期報告 | 10,760 | 10,660 | 3 | 99.07 |
| 12 | 耐震改修相談業務 | 2,793 | 2,737 | 1 | 97.98 |
| 13 | 建築物耐震改修セミナー実施業務 | 4,369 | 4,000 | 1 | 91.55 |
| 14 | 被災建築物応急危険度判定講習会及び認定申込受付等実施業務 | 2,152 | 2,100 | 2 | 97.58 |
| 15 | 経営事項審査及び入札参加資格審査に関する業務 | 15,076 | 15,070 | 3 | 99.95 |
| 16 | 平成23年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務 | 5,853 | 5,700 | 2 | 97.39 |
| 17 | 平成23年度県有建築物耐震診断業務委託 | 96,267 | 94,000 | 1 | 97.65 |
| 18 | 平成23年度県立学校（北九州、筑豊）耐震診断業務委託 | 82,393 | 81,000 | 2 | 98.31 |
| 19 | 平成23年度県立学校（筑後）耐震診断業務委託 | 86,425 | 85,000 | 1 | 98.35 |
| 20 | 平成23年度県立学校耐震評価取得業務委託 | 16,517 | 15,300 | 1 | 92.63 |
| 21 | 平成23年度県有建築物（その2）耐震診断業務委託 | 65,092 | 64,500 | 2 | 99.09 |

※出所「各業務に係る予定価格調書、見積書、見積結果表」をもとに作成
各委託業務について、業務の内容、業者選定理由等は、起工同等の事前決裁に記載されているが、県が随意契約により委託している理由が不十分と考えられる事例が見受けられた。

そのうち、4つの事例について詳細を記載する。（番号は一覧表の番号）

【事例① (No. 2) : 耐震パンフレット作成業務】

| | |
|---------------------------|---|
| 契約名 | 建築物の耐震化促進のための広報パンフレット作成業務 |
| 業務内容 | 県民を対象とした広報用パンフレットの作成 |
| 契約期間 | 平成 23 年 8 月 19 日～平成 23 年 9 月 30 日 |
| 契約金額 | 704,550 円 (税込み)、671,000 円 (税抜き) |
| 予定価格 | 715,050 円 (税込み)、681,000 円 (税抜き) |
| 落札率 | 98.53% (見積り 3 回目で決定) |
| 契約方法 | 特命随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) <性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき> |
| 特命随意契約及び単独見積りの理由 | <p>財団法人福岡県建築住宅センター (以下「センター」という。) は、県が出捐している公益法人で、県民からの相談、住宅に関する知識の普及、住宅・建築技術の調査研究などにより、県内の住宅・住環境の水準の向上を図ることを主な業務としており、これらの業務を通して、県内の住宅事業に精通し、また、住宅に関する公的な情報提供実施機関として豊富な経験と実績を有している。</p> <p>今回作成するパンフレットによる情報提供は、耐震改修に関して知識のない県民を主なターゲットとし、耐震改修工事を促していく過程において、導入部分の役割を担っている。</p> <p>現在、センターは県の各耐震施策実施を補完する重要な位置づけとなっており、そこで得たノウハウを生かしたパンフ内容とするためには、センターが適しており、他に同様の機関は存在しない。</p> <p>加えて、過去に耐震関連の情報パネルや各種パンフの作成も手がけており、耐震改修に関する情報・データを豊富に保有していることから最も効率的である。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び福岡県財務規則運用要綱第 163 条関係第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を行い、福岡県財務規則運用要綱第 163 条関係第 4 項の規定に基づき、センター 1 者より見積書を徴収するものである。</p> <p>※出所「建築物の耐震化促進のための広報パンフレット作成業務委託について (事前伺い)」</p> |
| 上記特命随意契約及び単独見積り理由に対する検討結果 | <p>上記理由を要約すると、特命随意契約とする理由は次の 2 つである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本団体は県の各耐震施策実施を補完する重要な位置にあり、そこで得たノウハウを生かしたパンフ内容とするためには、他に同様の機関は存在しないこと 2. 過去に耐震関連の各種パンフ等を作成しており、耐震改修に関する情報・データを豊富に保有しているから最も効率的であること <p>1 について、パンフレットの内容は、受託業者が提案するが、最終的に県が検査し、県の名前で発行するものであるから、提案するパンフレットの内容に関し、本団体が比較優位であるとはいえるかもしれないが、唯一であるとはいえない。</p> <p>2 について、最も効率的かどうかは、納期内の納入可能性及び費用対効果をみる必要がある。それは、複数を比較してはじめて判明するものであり、1 者だけをみて効率性が高いとはいえても、「最も」効率的とはいえない。</p> <p>したがって、これらの理由をもって、本団体以外に実施できない、すなわち、その他の業者が実施できないとは客観的に判断できず、具体的検討もされていない。</p> |

【事例② (No. 3) : 福岡県美しいまちづくり建築賞運営業務】

| | |
|---------------------------|--|
| 契約名 | 福岡県美しいまちづくり建築賞運営業務 |
| 業務内容 | 福岡県美しいまちづくり建築賞の募集、選考委員会の開催、現地審査の開催、表彰式の開催協力等 |
| 契約期間 | 平成 23 年 6 月 13 日～平成 24 年 3 月 31 日 |
| 契約金額 | 3,328,500 円 (税込み)、3,170,000 円 (税抜き) |
| 予定価格 | 3,364,000 円 (税込み)、3,203,810 円 (税抜き) |
| 落札率 | 98.94% (見積り 2 回目で決定) |
| 契約方法 | 特命随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) <性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき> |
| 特命随意契約及び単独見積りの理由 | <p>(1) 財団法人福岡県建築住宅センター (以下「センター」という。)は、県民の高度化・多様化する住まいづくりに応えるため、福岡県及び各関係団体等の出捐により、昭和 53 年に県の建築・住宅行政の補完的な役割を果たす目的として設立された公益法人であり、県内の建築物に関する事情に精通し、また公的な情報提供機関として建築物全般について豊富な経験と実績を有している。</p> <p>(2) 県が策定した住生活基本計画及び耐震改修促進計画の策定業務を受託し、検討委員会の運営を行うとともに、福岡県建築物耐震評価委員会等の各種の建築に関する委員会の運営事務局を担当しており、住宅、建築物に関して高い見識を有する学識経験者や実務経験者の情報や人脈を有している。</p> <p>(3) センターは、美しいまちづくり建築賞の趣旨に賛同している唯一の協賛団体であり、本賞の運営について最も大きく参画している団体である。</p> <p>(4) 価格的な優位性の確認のため、他社からの見積もり徴収を行うべきところであるが、比較することのできる社が県内に存在していない。</p> <p>以上のことから、福岡県財務規則運用要綱第 163 条関係第 4 項の規定により一者とする。</p> <p>※出所「福岡県美しいまちづくり建築賞運営業務委託について (事前伺い)」</p> |
| 上記特命随意契約及び単独見積り理由に対する検討結果 | <p>本業務の内容は、賞の募集に係る募集様式の発送、作品の集計、選考委員会、現地審査及び表彰式の開催補助が主なものである。</p> <p>本業務の外部委託を開始するに当たり平成 20 年度予算要求に向け作成された資料によると、「その事務作業は、おおむね作品募集・選考委員会開催・表彰から構成されており、定例的、標準的な業務が多い。」とされている。</p> <p>また、委託先については「建築賞という専門性と行政との連携が不可欠なことから、協賛機関である (財) 福岡県建築住宅センターまたは、後援機関が適当であると判断される。」とされている。</p> <p>※出所「福岡県美しいまちづくり建築賞の外部委託について」</p> <p>すなわち、委託先に必要な条件は、専門性 (知識、経験、専門家等の情報及び人脈) があること及び行政との連携ができることの 2 つであるといえる。</p> <p>しかし、一方で、定例的、標準的な業務が多いとされており、実際、業務の実施に当たっては随時県との調整を行っていることなどから、その他の団体等と同条件を満たすことができないとは客観的に判断できず、具体的検討もされていない。</p> <p>また、唯一の協賛団体であること及び本賞の運営に「最も」大きく参画している団体であることが、本団体しかこの業務を受託できない理由にはならない。</p> |

【事例③ (No. 5) : 市町村公営住宅の建替え促進に関する調査研究業務】

| | |
|---------------------------|--|
| 契約名 | 市町村公営住宅の建替え促進に関する調査研究業務 |
| 業務内容 | 市町村公営住宅の建替え促進に関する調査研究 ① 調査研究の方針検討 ② 県内の公営住宅の建替団地の収支に係る実態調査(35事業主体の60団地程度) ③ 実態調査結果から、制度上の問題点の整理及び改善方策等の研究 ④ ②および③をまとめた概要版 (A4サイズ4ページ程度) の作成 |
| 契約期間 | 平成24年1月23日～平成24年3月30日 |
| 契約金額 | 2,887,500円(税込み)、2,750,000円(税抜き) |
| 予定価格 | 2,952,600円(税込み)、2,812,000円(税抜き) |
| 落札率 | 97.80%(見積り2回目で決定) |
| 契約方法 | 特命随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) <性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき> |
| 特命随意契約及び単独見積りの理由 | <p>(財)福岡県建築住宅センター(以下「センター」という。)は、県の建築・住宅行政の補完的役割を果たす目的として設立された公益法人であり、県内の住宅に関する事情に精通し、公的な情報提供機関として住宅全般について豊富な経験と実績を有している。その主な活動である住宅に関する調査・分析・研究等により、県内の住宅・住環境の質や水準の向上を図ることに大きく寄与している機関である。</p> <p>これまで、福岡県営住宅長寿命化計画や福岡県住生活基本計画、県内市町村の公営住宅建替え計画等数多くの計画策定に携わった実績があり、公営住宅制度を始め住宅全般に関する専門的知識が豊富で、県内市町村の状況も十分把握しており、情報漏洩防止対策にも精通している。</p> <p>当該業務は、公営住宅の建替え事業が市町村財政に対する影響を、実態調査を行うことで、整理・研究し、制度上の問題点や今後の改善方策の検討を行うものである。</p> <p>公営住宅制度に精通していて、専門的な調査・分析・研究能力が求められることに加え、市町村の協力を得ることが不可欠であり、各市町村から収集した団地データの情報管理に守秘性を求められるなか信頼関係が最も重要な要素となる。センター以外にこれらの要件を全て満たす機関は存在しない。</p> <p>以上の理由により、競争入札方式になじまないものと考えられるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(競争入札に適しないもの)及び福岡県財務規則運用要綱第163条関係第1項第2号(特殊の技術を必要とするとき)の規定により随意契約を行い、福岡県財務規則運用要綱第163条関係第4項の規定に基づき、一者からの見積書を徴収し予定価格の範囲内で契約を締結しようとするものである</p> <p>※出所「市町村公営住宅の建替え促進に関する調査研究業務委託について(事前伺い)」</p> |
| 上記特命随意契約及び単独見積り理由に対する検討結果 | <p>上記理由を要約すると、特命随意契約とする理由は次の要件を全て満たす機関が存在しないということである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅制度に精通していて、専門的な調査・分析・研究能力があること 2. 市町村から収集した団地データの情報管理の守秘性が確保できること <p>1について、本団体の比較優位性はあるかもしれないが、他に存在しないとはいえない。</p> <p>2について、市町村に求める団地データは、建設年度等の基本情報、収入分位別入居者構成比率、固定資産税評価額、工事費、家賃収納率、地方債借入金利等であり、特に本団体しか管理できないほど守秘性の高い項目は見当たらない。</p> <p>したがって、これらの理由をもって、本団体以外に実施できない、すなわち、その他の業者が実施できないとは客観的に判断できず、具体的検討もされていない。</p> |

【事例④ (No. 16) : 平成 23 年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務】

| | |
|-----------------|--|
| 契約名 | 平成 23 年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務 |
| 業務内容 | 現況調査 (1)基本計画策定地区の概要 (2)調査地区の意識調査 基本計画策定 (1)基本方針 (2)基本計画図 |
| 契約期間 | 平成 23 年 12 月 7 日～平成 24 年 3 月 30 日 |
| 契約金額 | 5,985,000 円 (税込み)、5,700,000 円 (税抜き) |
| 予定価格 | 6,145,650 円 (税込み)、5,853,000 円 (税抜き) |
| 落札率 | 97.39% (見積り 2 回目で決定) |
| 契約方法 | 2 者見積り合わせ、随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) <性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき> |
| 随意契約及び委託業者選考の理由 | <随意契約理由> 本業務委託は、県営住宅長寿命化計画の策定に関連して行うものであり、県営受託団地における建替等再生の取組に向け、諸問題等の把握・解決のために行う、取組モデル団地における再生計画策定業務委託である。 この業務は建替事業が円滑かつ効率的に施行することができるようその道筋をつける計画であり、十分に公営住宅法を熟知した上で、豊富な経験と高度な技術を要する。 また、入居者の家族属性などの機密性を要する特殊な情報を駆使して、複数の団地にまたがる入居者の移転計画、土地利用計画及び配置計画などを策定する必要があることから、県の行政事務を補完することができる特定の者でなければ実施することができない業務である。 このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」の規定にもとづく、福岡県財務規則運用要綱第 163 条第 1(1)及び(2)により、随意契約により施行するものとする。 <委託業者選考理由> 計画内容や履行期限等を考慮した場合、本計画策定業務の円滑な履行を確保するために、以下の理由により本計画策定業務の相手方として業者を選定した。 1 選定業者は、現地調査や整備計画において、十分に公営住宅法を熟知している必要があり、かつ、入居者の移転計画など豊富な経験と高度な技術を要する。 2 業務を履行期限内に完了するための履行能力の観点から、建替を迅速に行うための諸条件がクリア出来る技術力及び情報処理能力が必要であり、選定業者は、過去に数多くの計画策定業務の実績があり、基本計画業務に精通している。また、団地が存する市町村の関係各課等の打合わせや県が所有する情報を駆使して計画を策定する必要があることから、県の行政事務を補完又は補助する業務であり、かつ、公平性、中立性、高度な守秘性が求められている業務でもある。そのため、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的として設立された公益法人に行わせることが適当であると思慮される。 3 県内に所在する建築技術に精通した公益法人は、(財)福岡県建築住宅センター、(財)福岡県建設技術情報センターがある。 (財)福岡県建築住宅センターは、建築住宅行政の補完的役割を果たす機関として設立され、建築技術に精通し、多くの建設技術者を持ち、過去多くの計画策定業務の実績がある。 |

| | |
|----------------------------------|---|
| | <p>(財)福岡県建設技術情報センターは、建設技術の調査、研究、向上等を図る機関として設立され、公共建築に関する総合的な技術に関する高度な技術に精通し、また、多くの建築技術者を持ち、過去に数多くの公共建築物の計画策定・設計を行った実績がある。</p> <p>よって、本業務を実施できる者は、(財)福岡県建築住宅センター又は(財)福岡県建設技術情報センターの他にない。</p> <p>※出所「平成23年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務委託について(事前伺い)」</p> |
| <p>上記随意契約及び委託業者選考の理由に対する検討結果</p> | <p>上記理由を要約すると、契約相手方の候補を2者とした理由は次のとおりであり、これら要件を全て満たす機関は他に存在しないということである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅制度に精通していて、豊富な経験と高度な技術があること 2. ①数多くの計画策定の実績があること ②県の行政事務を補完する業務であり、高度な守秘性等が要求される業務であることから、公益法人であること <p>1について、選定2団体の比較優位性はあるかもしれないが、他に存在しないとはいいきれない。</p> <p>2-①について、計画策定の実績が数多くあるのはこの2者だけであるとはいいきれない。</p> <p>2-②について、逆に、公益法人でなければ、県の行政事務を補完することができず、公平性、中立性、守秘性が確保できないとはいいきれない。県が委託する業務は程度の差こそあれ、全て本来県が実施すべき業務を行うもの、すなわち行政補完的業務である。また、守秘性等の確保は、契約に規定し、県がモニタリングすればいいのであって、これらをもって、公益法人に限定するということはできない。</p> <p>したがって、これらの理由をもって、2団体以外に実施できない、すなわち、その他の業者が実施できないとは客観的に判断できず、具体的検討もされていない。</p> |

【課題】

特命随意契約及び単独見積り又は特定の2者による見積り合わせにより委託する場合、特定の者からの見積書だけで契約額が決定することから、競争性が働かず、結果として契約金額が高くなる可能性が高まる。

したがって、きわめて例外的なものに限るべきであるが、【現状】に記載したとおり、特命随意契約及び単独見積りとする理由、随意契約及び業者選定を2者に限定する理由が不十分と考えられる事例が見受けられた。

【改善案】

本来、特命随意契約は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続が明確であり必要な情報が公表されているかという透明性に課題のある契約方式である。

このため、県は、特命随意契約の特殊性を踏まえ、特命随意契約はきわめて例外的なものに限定する必要がある。

なお、国は、平成 18 年 8 月 25 日付けで「公共調達 of 適正化について」(財務大臣通達)を各省各庁の長あて発出しており、その中で、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として、次の項目を限定列挙している。これらは外形的に誰がみても契約の相手方が特定される場合に限定されている。

県は、福岡県財務規則等に基づき事務を行っており、この通達は直接適用されるものではないが、この内容を参考に、安易に随意契約としないよう徹底することが求められる。

【競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 (財務大臣通達抜粋)】

- | |
|---|
| <p>④ 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</p> <ul style="list-style-type: none">イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの<ul style="list-style-type: none">(ホ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの(ヘ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの(ト) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの(チ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているものロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約 (当該契約に付随する契約を含む。)ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等ニ その他<ul style="list-style-type: none">(ト) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等(チ) 電気、ガス若しくは水又は電話にかかる役務について、供給又は提供を受けるもの (提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)(リ) 郵便に関する料金 (信書に係るものであって料金を後納するもの。)(ヌ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入(ル) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入(ヲ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの |
|---|

※出所「公共調達の適正化について

(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通達)」

⑤（意見）委託契約に係る見積り内訳書の徴取等による契約額の適正性の確保について

【現状及び課題】

「④（意見）委託業務における特命随意契約の妥当性について」の【現状】に記載したとおり、平成 23 年度に県が本団体に委託している事業は 21 事業であり、いずれも随意契約である。

随意契約は、競争の方法によらないで任意に特定の者を選定し、その者を契約の相手方として契約を締結するものである。随意契約は契約方式の中では最も簡便な方法であり、事務上の負担を軽減できるという利点を持っているものの、契約の相手方の選定が一部の者に偏り、地方自治体にとって不利な価格で契約を締結するおそれがあるという欠点がある。

県は、本団体と委託契約を締結する際に、見積書を徴取しているが、当該見積書は、総額のみ記載されており、その内訳について入手しているものはない。

なお、227 ページの「本団体に対する委託業務一覧表（平成 23 年度）のうち、No.6 の長期優良住宅建築に係る技術審査業務は、単価契約であり、業務ごとに単価が記載されている。

福岡県財務規則には、次のとおり、予定価格を定める場合は、取引の実例価格等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

現在、県では国等の積算資料を用いて予定価格を積算している。しかし、随意契約、特に単独見積りの場合は、予定価格以下で見積りを行えば、実際に要する経費がどうであれ、受託者の提示額で契約額が決定することとなる。

【予定価格の決定方法】

（予定価格の決定方法）

第 152 条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続してする製造、加工、売買、供給及び使用等に係る契約にあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

【改善案】

県が委託事業をするに当たり、随意契約は契約方法としてはあくまで例外であることから、取引の透明性及び取引価格の適正性について確保すべきである。そのため、本団体から徴取する見積書は総額だけではなく、その積算根拠である内訳についても入手し、事業実施後に実際に要した経費と比較とすることが望まれる。

また、公益法人であれば、必要以上の内部留保は必要ではないため、委託事業について、委託料と実際に委託事業に要した経費の差額を県に返納させる精算方式を導入することについても検討することが望まれる。

⑥ （結果）委託事業の再委託に係る承認手続の不備について

【現状】

県から本団体に対する委託業務について、本団体は次の表のとおり再委託している。

また、契約書において再委託の際には書面による県の承認を得ると規定されているにもかかわらず、その手続がとられていないものは次のとおりである。

【委託業務に係る再委託の状況】

| No | 委託事業 | 再委託の有無 | 書面による承認 |
|----|------------------------------|--------|---------|
| 1 | 耐震バリアフリーアドバイザー派遣業務 | なし | — |
| 2 | 耐震パンフレット作成業務委託 | あり | なし |
| 3 | 美しいまちづくり建築賞運営業務 | あり | 一部あり |
| 4 | 街なか居住促進支援事業等業務 | なし | — |
| 5 | 市町村公営住宅の建て替え促進に関する調査研究業務 | なし | — |
| 6 | 長期優良住宅建築等計画に係る技術審査業務 | なし | — |
| 7 | 新潟県住生活基本計画策定業務 | あり | なし |
| 8 | 「生涯あんしん住宅」管理運営等業務 | あり | なし |
| 9 | あんしん住替え情報バンクの運営業務 | あり | なし |
| 10 | 住宅流通促進事業実施業務 | あり | あり（4者） |
| 11 | 特殊建築物等定期報告 | なし | — |
| 12 | 耐震改修相談業務 | なし | — |
| 13 | 建築物耐震改修セミナー実施業務 | なし | — |
| 14 | 被災建築物応急危険度判定講習会及び認定申込受付等実施業務 | なし | — |
| 15 | 経営事項審査及び入札参加資格審査に関する業務 | なし | — |
| 16 | 平成 23 年度県営住宅モデル再生団地計画策定業務 | あり | 届出のみ |
| 17 | 平成 23 年度県有建築物耐震診断業務委託 | あり | なし |
| 18 | 平成 23 年度県立学校（北九州、筑豊）耐震診断業務委託 | あり | なし |
| 19 | 平成 23 年度県立学校（筑後）耐震診断業務委託 | あり | なし |
| 20 | 平成 23 年度県立学校耐震評価取得業務委託 | あり | なし |
| 21 | 平成 23 年度県有建築物（その 2）耐震診断業務委託 | あり | なし |

※出所「各業務委託契約書等資料」

再委託に関しては、次のとおり、委託契約書において、県の書面による承認を得る必要があるとされている。

【再委託等に関する定め（No. 2 耐震パンフレット作成業務委託の例）】

（下線部分は監査人が追加）

（再委託等の禁止）

第12条 乙（財団法人福岡県建築住宅センター）は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲（福岡県）の承諾を得たときはこの限りではない。

※出所「業務委託契約書」

しかし、上記一覧表に示した再委託に関し、書面による承認は得ている事例はごく一部であった。

本団体によれば、再委託の内容については県から口頭による同意は得ているということであるが、同意を得ている旨を示す書類等は確認できなかった。

また、県においても、同意を与えていることに関する書類等は確認できなかった。

【指摘事項】

本団体は、再委託に関し、書面による承認を得ておらず、契約に違反している。

また、県から口頭による承認を得たとしても、それを示す書類等が確認できないため、承認を得たという事実の確認ができない。

県では、「福岡県文書管理規程（平成16年1月30日福岡県訓令第1号）」において、次のとおり、「事務の処理は文書をもって行うことが原則」とされ、「常にその処理経過を明らかにしておかなければならない」とされている。しかし、再委託の承認の事務処理に当たって作成された文書は確認できなかった。

【福岡県文書管理規程】

（文書事務の原則）

第3条 事務の処理は、文書をもって行うことを原則とする。

2 文書の処理は正確かつ迅速に行い、常にその処理経過を明らかにしておかなければならない。

※出所「福岡県文書管理規程」

再委託には一般的に次のようなリスクがあるため、契約書においても原則として禁止されている。

- ① 委託関係が複層化し、委託元である県の監督が行き届かなくなるなど、再委託先における情報の管理状況によっては、委託内容に関する情報漏洩リスクが増大する。
- ② 委託先に対しては県が直接の業務指示や検査確認ができるのに対して、再委託されると、県から再委託先への業務指示や検査確認が間接的となり、業務の質が低下するリスクや業務に係る責任の所在が不明確となるリスクがある。

以上のようなリスクを踏まえ、例外的に県が再委託の承認を行う場合は次の事項に留意することが望ましい。

【再委託承認時の留意事項】

- ① 県は、再委託を行う際の手続を委託先に遵守させる。
- ② 県は、再委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査する。
- ③ 県は、再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式がとられる場合には、その適切性を審査する。
- ④ 県は、再委託の承認後、委託先によって再委託先が適切に管理されるようモニタリングを行う。

なお、国は、平成 18 年 8 月 25 日付けで「公共調達 of 適正化について」（財務大臣通達）を各省各庁の長あてに発出しており、その中で、「再委託の適正化を図るための措置」として、次のとおり記載している。

県は、福岡県財務規則等に基づき事務を行っており、この通達は直接適用されるものではないが、この内容を参考に必要な措置を講じることが求められる。

【再委託の適正化を図るための措置（財務大臣通達抜粋）】

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

① 再委託を行う合理的理由

② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

① 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

② 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

※出所「公共調達の適正化について

（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通達）」

⑦ (意見) 委託業務における状況の把握及び早期の対応について

【現状】

県は、本団体に対し、「街なか居住促進支援事業等業務」を委託している。
委託事業の内容は次のとおりである。

【平成 23 年度街なか居住促進支援事業等業務委託仕様書】

| | |
|--|--|
| (目的) | |
| 第 2 本業務は、街なか再生に不可欠な街なか居住促進に係る様々な課題等の把握を行い、市町村、地域住民をはじめとする多様な主体が、街なか再生に資する街なか居住促進への取組みを円滑に行うことを目的とする。 | |
| (業務内容) | |
| 第 3 本業務は、それぞれの街なかの特性に合った街なか居住の促進を図るため、別添のガイドライン(「街なか居住のすすめ」)を活用した街なか居住ワークショップ(2市町村計12回予定)を開催する。 | |
| (業務の進め方) | |
| 第 4 受託者(以下「乙」という。)は、業務の円滑な進捗を図るため、委託者(以下「甲」という。)との連絡を緊密にしなければならない。 | |
| 2 乙は、本仕様書及び作業内容等において疑義が生じた場合は、直ちに甲と協議するものとする。 | |

※出所「平成 23 年度街なか居住促進支援事業等業務委託仕様書」

本委託業務については、本団体が全 12 回の「街なかワークショップ」を主催することとされていた。しかし、ワークショップを開催する市町の、街なか活性化に対する取組の進捗状況が思わしくなく、住民等を対象としたワークショップの開催が見込みどおり行われなかったため、平成 24 年 3 月 21 日に変更契約が締結されている。

結果として、当初 12 回の開催予定であったワークショップは、平成 24 年 2 月 24 日に 1 回開催されたのみであった。

また、開催された 1 回のワークショップの実施報告書によると、出席者は一般の県民ではなく、市町村の職員 27 名であった。

県が本業務に関し当初契約時及び契約変更時に積算した設計価格は次のとおりである。直接人件費は、報告書作成の欄に計上されているが、当初契約時は 20 人日分に対し、変更契約時は 4 人日分となっている。

【街なか居住ワークショップの開催経費等積算価格(当初契約時)】 (単位:円)

| | | | |
|----------------------|----------------------|-------------------|-----------|
| 開催回数 | 2市町村×6回 | | |
| 謝金 (ワークショップパートナー) | 6,000円×5h×2人×12回 | | 720,000 |
| 旅費(福岡県内) | 2,600(県内平均旅費)×12回×1人 | | 31,200 |
| 運営費 | 資料代 | 330円×12回×50人×1.05 | 207,900 |
| | 消耗品 | マジックインキ、模造紙、付箋紙等 | 201,272 |
| 報告書作成 | 結果のとりまとめ、印刷製本等 | | 1,218,000 |
| | 計 | | 2,378,372 |
| | 改め | | 2,379,000 |

※出所「県提出資料」

【街なか居住ワークショップの開催経費等積算価格（契約変更時）】 （単位：円）

| | | |
|----------------------|------------------|------------------|
| 開催回数 | 1回 | |
| 謝金 (ワークショップパートナー) | 6,000円×10h×2人×1回 | 120,000 |
| 旅費(福岡県内) | | 2,600 |
| 運営費 | 資料代 | 330円×1回×60人×1.05 |
| | 消耗品 | マジックインキ、模造紙、付箋紙等 |
| 報告書作成 | 結果のとりまとめ、印刷製本等 | 325,080 |
| | 計 | 509,897 |
| | 改め | 509,000 |

| | | | | | |
|--------------|-----------|---|-----------|---|---------|
| ・ 契約額×更改予定価格 | 2,362,500 | × | 509,000 | = | 505,682 |
| 当初予定価格 | | | 2,378,000 | | |

※出所「県提出資料」

【課題】

本委託事業は、もともと県が12回のワークショップの開催を想定していたのに対し、実際は1回のみで開催となっている。

開催された1回のワークショップの実施報告書によると、当初想定していた一般県民向けではなく、市町村職員向けに実施しているものとなっている。

また、開催に係る市町村あての開催通知は県が作成、発送しており、参加者の取りまとめも県が行っている。直接人件費をみると、当初も変更時も「文章起こし、イメージ図等作成」とされており、本団体の役割は、講師謝金及び旅費の支給、消耗品の購入、結果報告書のとりまとめ及び製本と極めて限定的である。

開催内容及び回数について、もともと県が想定していたものと実際とが大きく異なり、変更理由もワークショップを主催する市町の街なか活性化に対する取組の進捗状況が思わしくないためであることから、県として当初契約どおりに開催できないことについては、早期に把握可能であったはずである。

さらに、県の予算設計価格根拠資料から、契約変更前後の1回当たりのワークショップにかかる単価を試算すると、契約変更前の1回当たりのワークショップの単価が196,875円(2,362,500円÷12回)であるのに対し、変更後では505,682円と、変更前の約2.5倍となっている。これは、ワークショップに係る固定費は、回数変更に関わらず発生するものであるため、事業規模が縮小するにつれて規模の経済は働かなくなり、県の負担は相対的に大きくなるのが要因である。

前述のとおり、1回のワークショップの開催に係る報告書の作成であれば、十分県が直接執行できると考えられる。

【改善案】

県が委託する事業は、本来県が行うべき業務を行うものであるため、その対価性が求められる。したがって、県は、当該事業の進捗状況を適宜把握し、早期に対応することが望まれる。